

いなべ市 法適用処分一覧表【申請に対する処分】

No.	処分の概要	法令名称	根拠条項	備考	標準処理期間	処分ID (法適用)	県特例条例根拠	個票
◎議会事務局								
1	開示請求に対する決定	いなべ市議会の個人情報の保護に関する 条例	第24条		15日以内	3501		1
2	訂正請求に対する決定等	いなべ市議会の個人情報の保護に関する 条例	第34条		30日以内	3502		3
3	利用停止請求に対する決定等	いなべ市議会の個人情報の保護に関する 条例	第41条		30日以内	3503		4
◎総務部 総務課								
4	地縁による団体の認可	地方自治法	第260条の2第1項及び第2 項		2週間～4週 間	246		5
5	地縁による団体の告示事項に関する証明書 の交付	地方自治法	第260条の2第12項		1週間	247		6
6	地縁による団体の規約の変更の認可(民法 第38条の準用)	地方自治法	第260条の3		1週間～3週 間	248		7
7	地縁による団体の解散後の財産の処分の 認可(民法第72条の準用)	地方自治法	第260条の31		2週間～4週 間	249		8
8	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交 付	地方自治法施行令	第91条第1項、第2項		2週間～4週 間	250		9
9	事務の監査の請求代表者証明書の交付(第 91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第99条		2週間～4週 間	251		10
10	副知事等の解職の請求代表者証明書の交 付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第121条		2週間～4週 間	259		11
11	合併協議会設置請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例等に関する法律施行 令	第1条第2項		2週間～4週 間	374		12
12	同一請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例等に関する法律施行 令	第27条		2週間～4週 間	492		13
◎総務部 管財課								
13	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項		7日～14日	245		14
14	障害物の伐除のための許可	土地収用法	第14条第1項		1か月	316		15
15	山林原野等の伐除の許可	土地収用法	第14条第3項		14日	317		17
16	非常災害の際の土地の使用に係る許可	土地収用法	第122条第1項		未設定	318		18
17	非常災害の際の土地の使用に係る許可(第 122条第1項の準用)	土地収用法	第138条第1項		未設定	319		19
◎総務部 職員課								
18	職員団体等の規約の認証	職員団体等に対する法人格の付与に関す る法律	第5条		30日以内	191		20
19	職員団体の登録	地方公務員法	第53条第5項		30日以内	244		21
◎総務部 防災課								
20	罹災証明書の交付	災害対策基本法	第90条の2第1項		15日	2822		22
◎企画部 法務情報課								
21	開示請求に対する決定	個人情報の保護に関する法律	第82条		15日以内	3505		23

22	訂正請求に対する決定等	個人情報の保護に関する法律	第93条		15日以内	3506		32
23	利用停止請求に対する決定等	個人情報の保護に関する法律	第101条		30日以内	3507		34
◎都市整備部 都市整備課								
24	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可	都市公園法	第5条第2項		10日	285		36
25	都市公園の占用許可	都市公園法	第6条第1項		10日	286		38
26	都市公園の占用許可の変更	都市公園法	第6条第3項		10日	287		41
27	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可(第5条の準用)	都市公園法	第33条第4項		10日	288		42
28	公園予定地の占用許可・変更の許可(第6条の準用)	都市公園法	第33条第4項		10日	289		43
29	優良宅地の認定及び適合証明	租税特別措置法	第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イ		30日	2001	○	45
30	優良宅地の認定	租税特別措置法	第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第13号二、第62条の3第4項第13号二、第63条第3項第6号及び第68条の69第36項第6号		14日	2002	○	46
◎都市整備部 住宅課								
31	障害物の伐除、土地の試掘等に係る許可	住宅地区改良法	第21条第1項		未設定	176		47
32	特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の補助	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第12条		未設定	275		48
33	家賃の減額に要する費用の補助	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	第15条		未設定	276		49
◎市民部 市民課								
34	埋葬、火葬又は改葬の許可	墓地、埋葬等に関する法律	第5条第1項		1日	339		50
◎市民部 保険年金課								
35	被保険者証の交付	国民健康保険法	第5条から第7条		1日	157		52
36	療養費の支給	国民健康保険法	第54条第1項		3か月	158		54
37	特別療養費の支給	国民健康保険法	第54条の3第1項		未設定	159		56
38	移送費の支給	国民健康保険法	第54条の4第1項		3か月	160		57
39	特別療養給付の支給	国民健康保険法	第55条第1項		14日	161		58
40	高額療養費の支給	国民健康保険法	第57条の2第1項		30日	162		60
41	食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定	国民健康保険法施行規則	第26条の3第2項		1日	163		62
42	標準負担額減額の特例	国民健康保険法施行規則	第26条の6の4		7日	164		63
43	特定疾病の認定	国民健康保険法施行規則	第27条の13		5日	165		65
44	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予	国民健康保険法	第44条第1項		未設定	514		66

45	減額認定証の再交付	国民健康保険法施行規則	第26条の3第5項		1日	1120		67
46	高額 介護合算療養費の支給	国民健康保険法	第57条の3第1項		4か月	2201		68
47	限度額適用認定証の交付	国民健康保険法施行規則	第27条の14の2第3条		1日	2823		70
48	限度額適用認定証の再交付(第26条の3第5項の準用)	国民健康保険法施行規則	第27条の14の2第6項		1日	2824		71
49	高齢受給者証の交付	国民健康保険法施行規則	第7条の4第1項		1日	2825		72
50	高齢受給者証の再交付	国民健康保険法施行規則	第7条の4第4項		1日	2826		73
51	特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定	国民健康保険法施行令	第29条の2第7項		7日	2827		74
52	特定疾病受療証の再交付	国民健康保険法施行規則	第27条の13第8項		1日	2828		75
53	特別療養証明書の交付	国民健康保険法施行規則	第28条第2項		30日	2829		76
54	特別療養証明書の再交付	国民健康保険法施行規則	第28条第6項		30日	2830		77
55	被保険者証の再交付	国民健康保険法施行規則	第7条第1項		1日	2831		78
◎環境部 環境衛生課								
56	事業の転換に関する計画の認定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法	第7条第1項		1か月	35		79
57	事業転換計画の変更の認定	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則	第5条第3項		1か月	36		80
58	浄化槽清掃業の許可	浄化槽法	第35条		1か月	181		81
59	一般廃棄物収集・運搬業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第1項		1か月	333		82
60	一般廃棄物処分業の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第6項		1か月	334		84
61	一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2第1項		1か月	335		86
62	一般廃棄物処分業の変更の許可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条の2第1項		1か月	336		88
63	再生利用一般廃棄物・運送業者の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第2条第2号		1か月	337		90
64	再生利用一般廃棄物処分業者の指定	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則	第2条の3第2号		1か月	338		91
65	一般廃棄物収集・運搬業の許可の更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第2項		1か月	2832		92
66	一般廃棄物処分業の許可の更新	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第7条第7項		1か月	2833		93
◎環境部 環境政策課								
67	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可	墓地、埋葬等に関する法律	第10条		1か月	2401		94
◎福祉部 介護保険課								
68	被保険者証の交付	介護保険法	第12条第3項		7日	377		96
69	要介護認定	介護保険法	第27条第1項		30日以内	378		97
70	要介護認定の更新	介護保険法	第28条第2項		30日以内	379		98
71	要介護状態区分の変更の認定	介護保険法	第29条第1項		30日以内	380		99
72	要支援認定	介護保険法	第32条第1項		30日以内	381		100
73	要支援認定の更新	介護保険法	第33条第2項		30日	382		101
74	介護保険サービスの種類の指定変更	介護保険法	第37条第2項		未設定	383		103
75	居宅介護サービス費の支給	介護保険法	第41条第1項		90日	384		104
76	特例居宅介護サービス費の支給	介護保険法	第42条第1項		90日	385		105

77	居宅介護福祉用具購入費の支給	介護保険法	第44条第1項		90日	386		106
78	居宅介護住宅改修費の支給	介護保険法	第45条第1項		90日	387		107
79	居宅介護サービス計画費の支給	介護保険法	第46条第1項		90日	388		108
80	特例居宅介護サービス計画費の支給	介護保険法	第47条第1項		90日	389		109
81	施設介護サービス費の支給	介護保険法	第48条第1項		90日	390		110
82	特例施設介護サービス費の支給	介護保険法	第49条第1項		90日	391		111
83	居宅介護サービス費等の額の特例	介護保険法	第50条		未設定	392		112
84	高額介護サービス費の支給	介護保険法	第51条第1項		90日	393		113
85	介護予防サービス費の支給	介護保険法	第53条第1項		90日	394		114
86	特例介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条第1項		90日	395		116
87	介護予防福祉用具購入費の支給	介護保険法	第56条第1項		90日	396		117
88	介護予防住宅改修費の支給	介護保険法	第57条第1項		90日	397		118
89	介護予防サービス計画費の支給	介護保険法	第58条第1項		90日	398		119
90	特例介護予防サービス計画費の支給	介護保険法	第59条第1項		90日	399		120
91	介護予防サービス費等の額の特例	介護保険法	第60条		未設定	400		121
92	高額介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条第1項		90日	401		123
93	要支援状態区分の変更の認定	介護保険法	第33条の2第1項		30日	494		125
94	地域密着型介護サービス費の支給	介護保険法	第42条の2第1項		90日	496		126
95	特例地域密着型介護サービス費の支給	介護保険法	第42条の3第1項		90日	497		127
96	特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の3第1項		90日	498		128
97	特例特定入所者介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の4第1項		90日	499		131
98	地域密着型介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条の2第1項		90日	500		132
99	特例地域密着型介護予防サービス費の支給	介護保険法	第54条の3第1項		90日	501		133
100	特定入所者介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の3第1項		90日	502		134
101	特例特定入所者介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の4第1項		90日	503		135
102	指定地域密着型サービス事業者の指定	介護保険法	第78条の2第1項		60日	504		136
103	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第78条の12		60日	505		141
104	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定	介護保険法	第115条の12第1項		60日	506		142
105	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第115条の21		60日	507		146
106	指定介護予防支援事業者の指定	介護保険法	第115条の22第1項		60日	508		147
107	指定介護予防支援事業者の指定の更新(第70条の2の準用)	介護保険法	第115条の31		60日	509		149
108	被保険者証の再交付	介護保険法施行規則	第27条第1項		7日	1087		150
109	高額医療合算介護サービス費の支給	介護保険法	第51条の2		未設定	2402		151
110	高額医療合算介護予防サービス費の支給	介護保険法	第61条の2		未設定	2403		152
111	一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る居宅介護サービス費の支給	介護保険法	第49条の2		90日	2834		153

112	一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る介護予防サービス費等の支給	介護保険法	第59条の2		90日	2835		154
113	特定入所者の負担限度額の認定	介護保険法施行規則 （する場合を含む。）	第83条の6第1項（第97条の4及び第172条の2において準用		30日	2836		155
114	負担限度額及び特定負担限度額の差額の支給	介護保険法施行規則 （場合を含む。）	第83条の8第1項（第97条の4及び第172条の2において準用		30日	2837		156
115	負担限度額認定証の再交付	介護保険法施行規則 （場合を含む。）	第83条の6第7項（第97条の4及び第172条の2において準用		30日	2838		157
116	複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の公募指定	介護保険法	第78条の13第1項		15日	2839		158
◎福祉部 長寿福祉課								
117	指定事業者への第1号事業支給費の支給	介護保険法	介護保険法 第115条の45の3		2か月	2840		159
118	指定事業者の指定及び更新	介護保険法	介護保険法 第115条の45の5第1項及び45の6		1か月	2841		161
◎福祉部 人権福祉課								
119	社会福祉法人の定款の認可	社会福祉法	第32条		45日	2501	別紙基準	163
120	定款の変更の認可	社会福祉法	第43条第1項		15日	2842		208
121	解散の認可及び認定	社会福祉法	第46条第2項		未設定	2843		209
122	合併の認可	社会福祉法	第49条第2項		未設定	2844		210
123	災害弔慰金の支給	災害弔慰金の支給等に関する法律	第3条		1か月	3401		211
124	災害障害見舞金の支給	災害弔慰金の支給等に関する法律	第8条		1か月	3402		212
125	災害援護資金の貸付け	災害弔慰金の支給等に関する法律	第10条		1か月	3403		213
◎福祉部 障がい福祉課								
126	保護の開始の申請に対する処分	生活保護法	第24条第3項		14日（最長30日）	215	別紙基準	215
127	保護の変更の申請に対する処分	生活保護法	第24条第9項		14日（最長30日）	216	別紙基準	276
128	障害児福祉手当の受給資格認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第19条		2か月	365	別紙基準	337
129	障害児福祉手当の受給資格の再認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条		2か月	366	別紙基準	366
130	特別障害者手当の受給資格の認定	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	第26条の5		2か月	367	別紙基準	395
131	介護給付費等の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第19条第1項		2か月	515		424
132	支給決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第24条第1項		2か月（支給量については、14日）	516		426
133	自立支援医療費の支給認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第52条第1項		2か月	517		428
134	自立支援医療費の支給認定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第56条第1項		14日	518		430

135	補装具費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第76条第1項		2か月	519		431
136	医療受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	第33条第1項		14日	1080		432
137	受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	第16条		14日	1081		433
138	高額障害福祉サービス費の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第76条の2第1項		2か月	1097		434
139	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第30条第1項		3か月	1098		435
140	介護給付費又は訓練等給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第29条第1項		3か月	1111		436
141	特定障害者特別給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第34条第1項		3か月	1112		437
142	特例特定障害者特別給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第35条第1項		3か月	1113		438
143	自立支援医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第58条第1項		4か月	1114		439
144	療養介護医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第70条第1項		3か月	1115		440
145	基準該当療養介護医療費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第71条第1項		3か月	1116		441
146	補装具の支給及び修理の決定	戦傷病者特別援護法	第21条第1項	三重県の事務処理の特例に関する条例	2か月	2029	○	442
147	支援給付の決定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第1項		14日(最長30日)	2030		443
148	支援給付の変更決定	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	第14条第4項		14日(最長30日)	2031		445
149	障害児通所給付費等の給付決定	児童福祉法	第21条の5の5第1項		2か月	2502		447
150	障害児通所給付決定の変更	児童福祉法	第21条の5の8第1項		2か月	2503		449
151	指定特定相談支援事業者の指定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の20第1項		2か月	2504		450
152	指定障害児相談支援事業者の指定	児童福祉法	第24条の28第1項		2か月	2505		452
153	計画相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の17第1項		3か月	2622		454
154	配偶者支援金の支給	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	第15条第1項		14日(最長30日)	2623		455
155	生活困窮者住居確保給付金の支給決定	生活困窮者自立支援法	第5条		1か月	2702		456
156	就労自立給付金の支給	生活保護法	第55条の4第1項		14日	2845		458
157	特例障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の4第1項		40日	2846		459
158	高額障害児通所給付費の支給	児童福祉法	第21条の5の12第1項		40日	2847		462
159	放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給	児童福祉法	第21条の5の13第1項		30日	2848		463

160	肢体不自由児通所医療費の支給	児童福祉法	第21条の5の28第1項		40日	2849		464
161	障害児相談支援給付費の支給	児童福祉法	第24条の26第1項		40日	2850		465
162	特例障害児相談支援給付費の支給	児童福祉法	第24条の27第1項		40日	2851		466
163	指定障害児相談支援事業者の指定の更新	児童福祉法	第24条の29条第1項		30日	2852		467
164	通所受給者証の再交付	児童福祉法施行規則	第18条の6第9項		15日	2853		468
165	特別障害者手当の受給資格の再認定	特別児童扶養手当等に関する法律	第26条の5		30日	2854		469
166	介護給付費等の負担額の特例認定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第31条		30日	2855		470
167	地域相談支援給付費等の相談支援給付決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の5第1項		30日	2856		471
168	地域相談支援給付決定の変更	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の9第1項		30日	2857		473
169	地域相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の14第1項		40日	2858		474
170	特例地域相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の15第1項		40日	2859		475
171	特例計画相談支援給付費の支給	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の18第1項		30日	2860		476
172	指定特定相談支援事業者の指定の更新	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第51条の21条第1項		30日	2861		477
173	地域相談支援受給者証の再交付	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令	第26条の8		15日	2862		478
◎健康こども部 保育課								
174	子どものための教育・保育給付の認定	子ども子育て支援法	第20条第1項、2項及び3項		30日以内	2703		479
175	子どものための教育・保育給付の認定証の公布	子ども子育て支援法	第20条第4項		30日以内	2704		481
176	子どものための教育・保育給付認定の変更	子ども子育て支援法	第23条第2項から第6項		30日以内	2705		482
177	子どものための教育・保育給付の認定証の再交付	子ども子育て支援法施行規則	第16条第1項及び第2項		30日以内	2706		483
178	施設型給付費の支給	子ども子育て支援法	第27条第1項及び第3項		30日以内	2863		484
179	特例施設型給付費の支給	子ども子育て支援法	第28条第1項及び第2項		30日以内	2864		488
180	地域型保育給付費の支給	子ども子育て支援法	第29条第1項、2項及び3項		30日以内	2865		490
181	特例地域型保育給付費の支給	子ども子育て支援法	第30条第1項及び第2項		30日以内	2866		492

182	特定教育・保育施設の確認	子ども子育て支援法	第31条第1項		30日以内	2867		495
183	特定教育・保育施設の確認の変更	子ども子育て支援法	第32条第1項		30日以内	2868		497
184	特定地域型保育事業者の確認の変更	子ども子育て支援法	第44条第1項		30日以内	2869		498
185	特定地域型保育事業者の確認	子ども子育て支援法	第43条第1項		30日以内	2870		499
186	家庭的保育事業等の認可	児童福祉法	第34条の15第2項		30日以内	2871		501
187	家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認	児童福祉法	第34条の15第7項		30日以内	2872		504
188	公私連携法人の指定	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第34条第1項		30日以内	2875		507
189	公私連携保育法人の指定	児童福祉法	第56条の8第1項		30日以内	2873		508
190	子育てのための施設等利用給付の認定	子ども子育て支援法	第30条の5第1項、第2項及び第7項		30日以内	3304		509
191	子育てのための施設等利用給付認定の通知	子ども子育て支援法	第30条の5第3項		30日以内	3305		512
192	子育てのための施設等利用給付認定の変更	子ども子育て支援法	第30条の8第2項から第5項		30日以内	3306		513
193	施設等利用費の支給	子ども子育て支援法	第30条の11第1項及び第2項		30日以内	3307		514
194	特定子ども・子育て支援施設等の確認	子ども子育て支援法	第58条の2		30日以内	3308		516
◎健康こども部 こども手当課								
195	児童手当の受給資格、額の認定	児童手当法	第7条第1項		30日	166		517
196	児童手当の増額改定	児童手当法	第9条第1項		30日	167		519
197	児童扶養手当の受給資格認定	児童扶養手当法	第6条第1項		30日	520		521
198	自立支援教育訓練給付金の支給	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条第1号		30日	1085		523
199	高等職業訓練促進給付金の支給	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条第2号		30日	1086		526
200	児童手当の増額改定	児童扶養手当法	第8条第1項		30日	2506		530
201	父子家庭自立支援給付金の支給	母子及び父子並びに寡婦福祉法	第31条の10において準用する第31条		30日以内	2874		531
◎健康こども部 家庭児童相談室								
202	助産の実施及び母子保護の実施の決定	児童福祉法	第22条		未設定	2624		532
203	母子保護の実施の決定	児童福祉法	第23条		未設定	3509		533
◎健康こども部 健康推進課								
204	犬の登録及び鑑札の交付	狂犬病予防法	第4条第2項		3日	353		535
205	犬の注射済票の交付	狂犬病予防法	第5条第2項		3日	354		536
206	犬の鑑札の再交付	狂犬病予防法施行令	第1条の2		3日	355		537
207	犬の予防注射済票の再交付	狂犬病予防法施行令	第3条		3日	356		538
◎健康こども部 母子保健課								
208	障害者年金の給付	予防接種法	第15条第1項		15日	2876		539
209	未熟児に対する養育医療の給付の決定	母子保健法	第20条第1項		30日	2877		541
◎農林商工部 農業振興課								
210	農用地の保全等に関する協定の認定	集落地域整備法	第8条第1項		未設定	177		542

211	農業経営の改善及び安定のための計画の認定	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	第5条		未設定	271		543
212	農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律	第7条		未設定	272		544
213	農業経営改善計画の認定	農業経営基盤強化促進法	第12条第1項		30日	320		545
214	農業経営改善計画の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	第13条第1項		30日	321		547
215	農用地利用規程の認定	農業経営基盤強化促進法	第23条第1項		30日	322		549
216	農用地利用規程の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	第23条の2第1項		30日	323		551
217	特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認	農業経営基盤強化促進法施行令	第10条ただし書		30日	324		553
218	農地利用規約の認定	農住組合法	第13条第3項		未設定	327		554
219	優良田園住宅建設計画の認定	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	第4条第1項		未設定	510		555
220	優良田園住宅建設計画の変更の認定	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	第4条第6項		未設定	511		556
221	青年等就農計画の認定	農業経営基盤強化促進法	第14条の4第1項		30日	2881		557
222	青年等就農計画の変更の認定	農業経営基盤強化促進法	第14条の5第1項		30日	2882		558
◎農林商工部 農林整備課								
223	土地への立入等の許可	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律	第25条第2項		40日	1		559
224	市民農園の開設の認定	市民農園整備促進法	第7条第1項		60日	172		560
225	市民農園整備運営計画の変更の認定	市民農園整備促進法	第7条第5項		60日	173		561
226	特用林の指定	森林法	第10条の8第1項第7号		未設定	202		562
227	自家用林の指定	森林法	第10条の8第1項第8号		未設定	203		564
228	施業実施協定の認可	森林法	第10条の11の4		20日	204		565
229	施業実施協定の変更の認可	森林法	第10条の11の5		20日	205		567
230	施業実施協定の廃止の認可	森林法	第10条の11の7		20日	206		568
231	森林施業計画、数人共同の森林施業計画、一般森林施業計画の認定、数人共同の一般森林施業計画の認定	森林法	第11条第5項		20日	207		569
232	森林施業計画、数人共同の森林施業計画、特定森林施業計画、数人共同の特定森林施業計画、一般森林施業計画の変更認定	森林法	第12条第3項		20日	208		574
233	火入れの許可	森林法	第21条第1項		3日	209		579
234	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採	森林法	第49条第1項		30日	210		581
235	森林病害虫等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可	森林法	第49条第6項		30日	211		582
236	施設の配置に関する協定の認可	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の2第1項		未設定	325		583
237	施設の維持運営に関する協定の認定	農業振興地域の整備に関する法律	第18条の12第1項		未設定	326		584
238	土地改良事業の認可（農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。）	土地改良法	第95条第1項	三重県の事務処理の特例に関する条例	80日	2014	○	585

239	土地改良事業の変更等の認可(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)	土地改良法	第95条の2第1項	三重県の事務処理の特例に関する条例	80日	2015	○	586
240	換地計画の認可等(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)	土地改良法	第96条において準用する第52条第1項、第52条の2、第52条の3、第52条の4、第53条の4及び第54条	三重県の事務処理の特例に関する条例	80日	2016	○	588
241	管理規程の認可等(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。)	土地改良法	第96条において準用する第57条の2	三重県の事務処理の特例に関する条例	30日	2017	○	589
242	土地の形質の変更等の許可(農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合及び第95条第1項に規定する土地改良事業に係るものに限る。)	土地改良法	第122条第2項	三重県の事務処理の特例に関する条例	30日	2018	○	590
243	多面的機能発揮促進事業計画の認定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第7条第5項		7日	2707		591
244	設備計画の認定	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律	第7条第3項		60日	2880		592
245	事業計画の変更認定	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律	第8条第1項		15日	2883		595
◎農林商工部 獣害対策課								
246	鳥獣の捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いてゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト(ドバト)、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、オスイタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、シカ又はニホンザルを被害の防止の目的で捕獲しようとする場合に限る。)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第1項	三重県の事務処理の特例に関する条例	7日	2020	○	596
247	許可証の交付(鳥獣の捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いてゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト(ドバト)、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、オスイタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、シカ又はニホンザルを被害の防止の目的で捕獲しようとする場合に限る。))の目的の許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第7項	三重県の事務処理の特例に関する条例	7日	2021	○	597

248	従事者証の交付(鳥獣の捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いてゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト(ドバト)、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、オスイタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、シカ又はニホンザルを被害の防止の目的で捕獲しようとする場合に限る。))のための許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第8項	三重県の事務処理の特例に関する条例	7日	2022	○	598
249	許可証又は従事者証の再交付(鳥獣の捕獲(かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いてゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト(ドバト)、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、オスイタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、シカ又はニホンザルを被害の防止の目的で捕獲しようとする場合に限る。))のための許可に係るものに限る。)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第9条第9項	三重県の事務処理の特例に関する条例	7日	2023	○	599
250	登録票の交付	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第3項	三重県の事務処理の特例に関する条例	即日	2024	○	600
251	登録票の有効期間の更新	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第5項	三重県の事務処理の特例に関する条例	即日	2025	○	601
252	登録票の再交付	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第19条第6項	三重県の事務処理の特例に関する条例	即日	2026	○	602
253	販売の許可	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第24条第1項	三重県の事務処理の特例に関する条例	7日	2027	○	603
254	死亡獣畜取扱場外における処理の許可	化製場等に関する法律	第2条第2項ただし書	三重県の事務処理の特例に関する条例	過去に事例がないため、未設定	2028	○	605
255	指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可及び許可証の再交付	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第24条第1項	三重県の事務処理の特例に関する条例	未設定	2884	○	606

256	販売許可証の交付及び再交付	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	第24条第5項及び第6項	三重県の事務処理の特例に関する条例	未設定	2885	○	607
◎建設部 管理課								
257	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認	河川法	第20条(第100条において準用する場合を含む。)		3か月	5		608
258	流水占用の許可	河川法	第23条(第100条において準用する場合を含む。)		3か月	6		609
259	土地占用の許可	河川法	第24条(第100条において準用する場合を含む。)		3か月	7		610
260	土石等の採取の許可	河川法	第25条(第100条において準用する場合を含む。)		3か月	8		611
261	工作物の新築等の許可	河川法	第26条第1項(第100条において準用する場合を含む。)		3か月	9		612
262	土地の掘削等の許可	河川法	第27条 第1項(第100条において準用する場合を含む。)		3か月	10		613
263	竹木の流送の許可等	河川法	第28条(第100条において準用する場合を含む。)		未設定	11		614
264	河川管理上支障のある行為の許可等	河川法	第29条第1項(第100条において準用する場合を含む。)		3か月	12		615
265	河川管理上支障のある行為の許可等(2級河川)	河川法	第29条第2項(第100条において準用する場合を含む。)		3か月	13		616
266	許可工作物の完成検査	河川法	第30条第1項(第100条において準用する場合を含む。)		3か月	14		617
267	許可工作物の完成前の使用の承認	河川法	第30条第2項(第100条において準用する場合を含む。)		3か月	15		618
268	権利譲渡の承認	河川法	第34条第1項(第100条において準用する場合を含む。)		3か月	16		619
269	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定	河川法	第43条第1項(第100条において準用する場合を含む。)		未設定	17		620
270	ダム操作規程の承認	河川法	第47条第1項(第100条において準用する場合を含む。)		未設定	18		621
271	渇水時における水利使用の特例の承認	河川法	第53条の2第1項(第100条において準用する場合を含む。)		即日	19		622

272	河川保全区域内の行為の許可	河川法	第55条第1項(第100条において準用する場合を含む。)		未設定	20		623
273	河川予定地内の行為の許可	河川法	第57条第1項(第100条において準用する場合を含む。)		未設定	21		624
274	特殊車両の通行認定	車両制限令	第12条		3週間	175		625
275	道路管理者以外の者が行う工事の承認	道路法	第24条		3週間	263		626
276	道路の占用の許可	道路法	第32条第1項		3週間	264		627
277	道路の占有の変更の許可	道路法	第32条第3項		3週間	265		629
278	特殊車両の通行許可	道路法	第47条の2第1項		3週間	266		631
279	自動車専用道路との連結の許可	道路法	第48条の5第1項		未設定	267		632
280	自動車専用道路との連結の変更許可	道路法	第48条の5第3項		未設定	268		633
281	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可	道路法	第91条第1項		3週間	269		634
282	道路予定区域における占用許可、占有の変更許可(第32条第1項及び第3項の準用)	道路法	第91条第2項		3週間	270		635
283	河川保全立体区域における行為の許可	河川法	第58条の4第1項(第100条において準用する場合を含む。)		未設定	477		637
284	河川予定立体区域における行為の許可	河川法	第58条の6第1項(第100条において準用する場合を含む。)		未設定	478		638
285	占用入札を行った場合における道路の占有の許可	道路法	第39条の7第1項		30日	2886		639
286	入札占用計画の認定	道路法	第39条の5第1項		30日	2887		640
287	入札占用計画の変更の認定	道路法	第39条の6第1項		15日	2888		641
◎水道部 下水道課								
288	排水設備設置義務の免除に係る許可	下水道法	第10条第1項ただし書		未設定	37		642
289	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認	下水道法	第16条		未設定	38		643
290	公共下水道の排水施設への物件設置の許可	下水道法	第24条第1項		未設定	39		644
291	公共下水道等の排水施設からの下水の取水等及び変更の許可	都市の低炭素化の促進に関する法律	第47条第1項及び第3項		30日	2889		646
◎水道部 水道工務課								
292	専用水道布設工事の適合等の確認	水道法	第33条第5項		30日以内	2521		648
293	工事設計の確認(法第48条の2第1項における読替え)	水道法	第13条第1項		30日以内	2890		650
294	給水開始前の水質検査及び施設検査(法第48条の2第1項における読替え)	水道法	第32条		30日以内	2891		651
295	小規模水道布設工事の適合等の確認	三重県小規模水道条例	第6条第2項		30日以内	2892		652
◎教育委員会事務局 学校教育課								
296	小学校等への就学義務の猶予又は免除	学校教育法	第18条		15日	22		654

297	中学校等への就学義務の猶予又は免除	学校教育法	第18条		15日	23		655
298	小学校又は中学校の変更	学校教育法施行令	第8条		10日	24		656
299	区域外就学等の承諾	学校教育法施行令	第9条		10日	25		657
300	子育て支援給付の認定	子ども・子育て支援法	第20条第1項、2項及び3項	保育課へ補助執行	30日以内	2893		658
301	子育て支援給付認定証の交付	子ども・子育て支援法	第20条第4項	保育課へ補助執行	30日以内	2894		660
302	施設型給付費の支給	子ども・子育て支援法	第27条第1項及び第3項	保育課へ補助執行	30日以内	2895		661
303	特例施設型給付費の支給	子ども・子育て支援法	第28条第1項及び第2項	保育課へ補助執行	30日以内	2896		665
304	地域型保育給付費の支給	子ども・子育て支援法	第29条第1項、2項及び3項	保育課へ補助執行	30日以内	2897		669
305	特例地域型保育給付費の支給	子ども・子育て支援法	第30条第1項及び第2項	保育課へ補助執行	30日以内	2898		671
306	子育て支援給付の認定の変更	子ども・子育て支援法	第23条第2項、2項及び3項	保育課へ補助執行	30日以内	2899		677
307	子育て支援給付の認定の再交付	子ども子育て支援法施行規則	第16条第1項及び第2項	保育課へ補助執行	30日以内	28100		678
◎教育委員会事務局 生涯学習課								
308	学校施設利用の許可	社会教育法	第45条第1項		15日以内	174		679
309	重要文化財の現状変更等のうち、一定のもの(軽微なもの)の許可	文化財保護法	第43条第1項	三重県の事務処理の特例に関する条例	未設定	2003	○	680
310	史跡名勝天然記念物の現状変更等のうち、一定のもの(軽微なもの)の許可	文化財保護法	第125条第1項	三重県の事務処理の特例に関する条例	未設定	2012	○	681
311	行政財産の使用許可	地方自治法	第238条の4第7項		7日～14日	2105		682
◎選挙管理委員会事務局(総務課兼務)								
312	議会の解散の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第100条		2週間～4週間	252		684
313	施設の使用に要する費用の承認	地方自治法施行令	第107条第3項		2週間～4週間	253		686
314	議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第110条		2週間～4週間	254		687
315	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)	地方自治法施行令	第113条		2週間～4週間	255		689
316	長の解職の請求代表者証明書の交付(第91条第2項の準用)	地方自治法施行令	第116条		2週間～4週間	256		691
317	施設の使用に要する費用の承認(第107条第3項の準用)	地方自治法施行令	第116条の2		2週間～4週間	257		693
318	施設の使用に要する費用の承認(第116条の2・第107条第3項の準用)	地方自治法施行令	第120条		2週間～4週間	258		694

319	投票実施請求代表者証明書の交付	市町村の合併の特例等に関する法律施行令	第13条第2項		2週間～4週間	491		696
◎農業委員会事務局								
320	特定農地貸付けに関する承認	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	第3条第3項		40日	273		697
321	特定農地貸付けの変更の承認(第3条第3項の準用)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令	第4条第1項		40日	274		698
322	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認	土地改良法	第3条第1項第2号		7日	307		699
323	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認	土地改良法	第3条第2項		7日	308		700
324	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定	土地改良法	第3条第3項		7日	309		701
325	農地保有合理化法人の借受農用地に係る事業参加資格の認定	土地改良法	第3条第4項		7日	310		702
326	農地等の権利移動の許可	農地法	第3条第1項		30日	328		703

処分の概要	開示請求に対する決定
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市議会の個人情報の保護に関する条例 第24条
例 規 番 号	令和4年条例第21号
【根拠条文】 (開示請求に対する措置) 第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し規程で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 【基準】 (保有個人情報の開示義務) 第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報若しくはいなべ市情報公開条例(平成15年いなべ市条例第8号)第9条第1号又は第8号に規定する情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 (1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報 (2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報 イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。)、独立行政法人等の職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分 (3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。	

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ			
標準処理期間	開示請求があった日から15日以内(やむを得ない理由によりその期間内に決定をすることができないときは、その期間を30日以内に限り延長可)(第25条)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	

処分の概要	訂正請求に対する決定等		
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市議会の個人情報の保護に関する条例 第34条		
例 規 番 号	令和4年条例第21号		
【根拠条文】 (訂正請求に対する措置) 第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 【基準】 (訂正請求権) 第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。 (1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの *事実の誤りを証明する証拠がある場合→訂正に応じる。			
標準処理期間	訂正請求があった日から30日以内(やむを得ない理由によりその期間内に決定をすることができないときは、その期間を30日以内に限り延長可)(第35条第2項)		
備考			
設 定 年 月 日	令和5年4月1日	最終変更年月日	

処分の概要	利用停止請求に対する決定等		
例 規 名 根 拠 条 項	いなべ市議会の個人情報の保護に関する条例 第41条		
例 規 番 号	令和4年条例第21号		
【根拠条文】 (利用停止請求に対する措置) 第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 【基準】 (利用停止請求権) 第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報の次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。 (1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去 (2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止 *事実の誤りを証明する証拠がある場合→訂正に応じる。			
標準処理期間	利用停止請求があった日から30日以内(やむを得ない理由によりその期間内に決定をすることができないときは、その期間を30日以内に限り延長可)(第42条第2項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	

ID: 246

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	地縁による団体の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第1項、第2項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。 ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 (4) 規約を定めていること。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	2週間～4週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 247

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	地縁による団体の告示事項に関する証明書の交付		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の2第12項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 第260条の2 ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、<u>第10項の規定</u>により<u>告示した事項</u>に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。 【基準】 <u>第10項の規定</u> ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があったときも、また同様とする。 <u>告示した事項</u> 第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。 ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。 (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。 (4) 規約を定めていること。			
標準処理期間	1週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 248

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	地縁による団体の規約の変更の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の3		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 第 260 条 の 3 認可地縁団体の規約は、総構成員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。 ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1週間～3週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 249

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	地縁による団体の解散後の財産の処分の認可		
法令名 根拠条項	地方自治法 第260条の31		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠条文】 第 260 条 の 31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。 ② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。 ③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	2週間～4週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 250

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第91条第1項、第2項		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【根拠条文】 第91条 <u>地方自治法第74条第1項</u>の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者(以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。)は、その請求の要旨(千字以内)その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。 ② 前項の規定による申請があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに前項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。 【基準】 根拠条文のとおり <u>地方自治法第74条第1項</u> 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下本編において「選挙権を有する者」という。)は、政令の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。			
標準処理期間	2週間～4週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 251

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	事務の監査の請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第99条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【根拠条文】 第99条 第91条から第98条まで、第98条の3及び前条の規定は、地方自治法第75条第1項の規定による普通地方公共団体の事務の監査の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 【基準】 政令第91条第1項、第2項の規定を準用する。 第91条 地方自治法第74条第1項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者(以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。)は、その請求の要旨(1,000字以内)その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。 ② 前項の規定による申請があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに前項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。 地方自治法第74条第1項 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者(以下この編において「選挙権を有する者」という。)は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。			
標準処理期間	2週間～4週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 259

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	副市長等の解職の請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第121条		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【根拠条文】 第121条 第91条から第98条まで、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第86条第1項の規定による副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 【基準】 政令第91条第1項、第2項の規定を準用する。 第91条 地方自治法第74条第1項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者(以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。)は、その請求の要旨(千字以内)その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。 ② 前項の規定による申請があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに前項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。			
標準処理期間	2週間～4週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 374

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	合併協議会設置請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	市町村の合併の特例に関する法律施行令 第1条第2項		
法令番号	平成17年政令第55号		
【根拠条文】 第1条 市町村の合併の特例に関する法律(以下「法」という。)第4条第1項の規定により合併協議会を置くよう請求しようとする代表者(以下「請求代表者」という。)は、合併対象市町村の名称及び請求の内容その他必要な事項を記載した書面(以下「合併協議会設置請求書」という。)を添えて、その者の属する市町村の長に対し、請求代表者であることを証明する書面(以下「代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。 2 前項の規定による申請があったときは、当該市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その者に代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。 3 代表者証明書の交付を受けた請求代表者が2人以上ある場合において、その一部の請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の請求代表者は、当該代表者証明書を添えて、当該市町村の長に届け出て、当該代表者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。 4 市町村の選挙管理委員会は、代表者証明書の交付を受けた請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を当該市町村の長に通知しなければならない。 5 当該市町村の長は、第3項の届出又は前項の通知を受けた場合その他当該請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	2週間～4週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 492

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	同一請求代表者証明書の交付		
法令名称 根拠条項	市町村の合併の特例に関する法律施行令 第27条		
法令番号	平成17年政令第55号		
【根拠条文】 (同一請求代表者証明書の交付等) 第27条 同一請求代表者は、前条第2項の規定により合併協議会設置同一請求書の返付を受けた日から7日以内に、当該合併協議会設置同一請求書を添えて、その者の属する同一請求関係市町村の長に対し、同一請求代表者であることを証明する書面(以下「同一請求代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。 2 前項の規定による申請があったときは、当該同一請求関係市町村の長は、直ちに、市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、その旨を当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。 3 同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事は、すべての同一請求関係市町村の長から前項の規定による報告を受けたときは、その旨をすべての同一請求関係市町村の長に通知しなければならない。 4 同一請求関係市町村の長は、前項の規定による通知を受けたときは、同一請求代表者に対し、同一請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示し、かつ、当該同一請求関係市町村を包括する都道府県の知事に対し、これらを報告しなければならない。 5 1の同一請求関係市町村において同一請求代表者証明書の交付を受けた同一請求代表者が2人以上ある場合において、その一部の同一請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の同一請求代表者は、当該同一請求代表者証明書を添えて、当該同一請求代表者証明書を交付した同一請求関係市町村の長に届け出て、当該同一請求代表者証明書に同一請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	2週間から4週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 245

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	行政財産の使用許可		
法令名 根拠条項	地方自治法第238条の4第7項		
法令番号	昭和22年法律第67号		
【根拠】 法第238条の4第7項の規定による。 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 【基準】 いなべ市公有財産管理規則第13条及び第14条の規定による。 (行政財産の目的外使用) 第 13 条 行政財産の使用の許可を受けようとする者は、行政財産使用許可申請書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。 2 公有財産管理者は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、次に掲げる事項を記載した書面を添えて、市長の決裁を受けて貸付けを決定しなければならない。 (1) 使用を許可しようとする財産 (2) 許可の相手方 (3) 使用の理由及び行政目的を妨げないと認める理由 (4) 使用期間及び許可条件 (5) 使用料の額及びその算定の基礎 3 公有財産管理者は、行政財産の使用を許可したときは、行政財産使用許可書(様式第 5 号)を交付するとともに、その旨を会計管理者に通知しなければならない。 (行政財産の使用期間) 第 14 条 行政財産の使用期間は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事由があると認められるときは、1 年を超えることができる。 2 前項の使用期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新のときから同項の期間を超えることができない。			
標準処理期間	7～14日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 316

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	障害物の伐除のための許可
法令名 根拠条項	土地収用法 第14条第1項
法令番号	昭和26年法律第219号
【基準】 法第14条第1項の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等) 第14条 起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行うに当り、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくはかき、さく等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくは試すい若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えようとするときは土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。 行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について（平成6年9月28日建設省経収発第191号）による。 申請に対する処分に関する審査基準についての指針 2 土地収用法第14条第1項に基づく許可(障害物の伐除、土地の試掘等のための許可) (1) 土地収用法第11条及び第12条の手続がなされていること。(当該土地の所有者は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第11条の許可要件に適合していること。) (2) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、3)受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。) (3) 第3号各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、土地収用法第35条に基づく調査も含まれる。) (4) 当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者が所在不明の場合等同意を得ることができない合理的な理由があること。 (5) 土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会が与えられること。 (6) 申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物及び土地の数量、範囲等が特定されており、障害物の伐除、土地の試掘等の方法、規模、区域、期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。(測量又は調査の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断すること。)	

標準処理期間	1箇月（通知による平均日）		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 317

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	山林原野等の伐除の許可		
法令名 根拠条項	土地収用法 第14条第3項		
法令番号	昭和26年法律第219号		
【基準】 法第14条第3項の規定による。 第14条 3 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、且つ、障害物の現状を著しく損傷しない場合においては、起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、前2項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、直ちに、障害物を伐除することができる。この場合においては、障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨を所有者及び占有者に通知しなければならない。行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について（平成6年9月28日建設省経収発第191号）による。 申請に対する処分に関する審査基準についての指針 3 土地収用法第14条第3項に基づく許可(山林、原野等の障害物の伐除の許可) (1) 土地収用法第11条及び第12条の手続がなされていること。(当該土地の所有者又は占有者が立入りについて同意している場合は、この限りではないが、申請された事業が土地収用法第11条の許可要件に適合していること。) (2) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任した者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること、3)受任者等の申請による場合は、委任状等が添付されていること。) (3) 第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をするに当たって、障害物の伐除、土地の試掘等を行うやむを得ない必要があること。(事業の準備には、土地収用法第35条に基づく調査も含まれる。) (4) 障害物が山林、原野その他これらに類する土地にあること。 (5) 伐除を行うことにより障害物の現状を著しく損傷しないこと。 (6) 第3条各号の一に掲げる事業の準備のための測量又は調査を行うに当たって、当該障害物の伐除を緊急に施行する必要がある、しかも、必要な範囲内で行うものであること。(土地の立入りに伴う障害物の伐除に限定されていること。) (7) あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であること。(所有者及び占有者が不明、所在不明、あるいは多数に及ぶ等のため、あらかじめ意見を述べる機会を付与したり、障害物の伐除の3日前までに通知するなどの事前手続きをとる時間的な余裕がない場合が想定される。)			
標準処理期間	14日（通知による平均日）		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 318

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	非常災害の際の土地の使用に係る許可		
法令名 根拠条項	土地収用法 第122条第1項		
法令番号	昭和26年法律第219号		
【基準】 法第122条第1項の規定による。 (非常災害の際の土地の使用) 第122条 非常災害に際し公共の安全を保持するために第3条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。 行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について（平成6年9月28日建設省経収発第191号）による。 申請に対する処分に関する審査基準についての指針 7 土地収用法第122条第1項に基づく許可(第138条第1項において準用する場合を含む。)(非常災害の際の土地の使用に係る許可) (1) 既に被害が発生している場合、若しくは被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際したものであること。 (2) 事業が非常防止、被害の除去及び拡大防止といった公共の安全の保持を目的とするものであること。(公共の安全に対する侵害の排除又は阻止をいい、公共の福祉の増進は含まない。) (3) 第3条各号の一に掲げる事業を特に緊急に施行する必要があること。(形式的に収用法第3条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。したがって、事業認定を受けている必要はない。) (4) 使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間(6月をこえないこと。)が必要な範囲内であること。(公益上の必要性と土地所有者の被る被害と比較衡量すること。) (5) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。)			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 319

担当部署: 総務部 管財課

処分の概要	非常災害の際の土地の使用に係る許可（第122条第1項の準用）		
法令名 根拠条項	土地収用法 第138条第1項		
法令番号	昭和26年法律第219号		
【基準】 準用する法第122条第1項の規定による。 （非常災害の際の土地の使用） 第122条 非常災害に際し公共の安全を保持するために第3条各号の一に規定する事業を特に緊急に施行する必要がある場合においては、起業者は、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間について市町村長の許可を受け、直ちに、他人の土地を使用することができる。但し、起業者が国であるときは当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長が、起業者が都道府県であるときは都道府県知事が、事業の種類、使用しようとする土地の区域並びに使用の方法及び期間を市町村長に通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。 行政手続法の施行に伴う土地収用法に基づく事業認定等に関する事務の運用上の留意事項について（平成6年9月28日建設省経収発第191号）による。 申請に対する処分に関する審査基準についての指針 7 土地収用法第122条第1項に基づく許可(第138条第1項において準用する場合を含む。)(非常災害の際の土地の使用に係る許可) (1) 既に被害が発生している場合、若しくは被害の発生が確実に予見される場合等非常災害に際したものであること。 (2) 事業が非常防止、被害の除去及び拡大防止といった公共の安全の保持を目的とするものであること。(公共の安全に対する侵害の排除又は阻止をいい、公共の福祉の増進は含まない。) (3) 第3条各号の一に掲げる事業を特に緊急に施行する必要があること。(形式的に収用法第3条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。したがって、事業認定を受けている必要はない。) (4) 使用する土地の区域並びに使用の方法及び期間(6月をこえないこと。)が必要な範囲内であること。(公益上の必要性と土地所有者の被る被害と比較衡量すること。) (5) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者であること。(1)事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、2)代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。)			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 191

担当部署: 総務部 職員課

処分の概要	職員団体等の規約の認証		
法令名称 根拠条項	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 第5条		
法令番号	昭和53年法律第80号		
【基準】 法第5条の規定による。 (認証) 第5条 認証機関は、第4条の規定による申請があつた場合において、当該規約が次の各号に掲げる要件に該当するときは、次条の規定により認証を拒否する場合を除き、命令で定めるところにより、当該規約を認証し、当該職員団体等にその旨を通知しなければならない。 (1) 少なくとも次に掲げる事項が記載されていること。 - イ 名称 - ロ 目的及び業務 - ハ 主たる事務所の所在地 - ニ 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する事項 - ホ 重要な財産の得喪その他資産に関する事項 - ヘ 理事その他の役員に関する事項 - ト 業務執行、会議及び投票に関する事項 - チ 経費及び会計に関する事項 - リ 規約の変更に関する事項 - ヌ 解散に関する事項 (2) 規約の変更、役員の選挙及び解散が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續が定められていること。ただし、連合団体でない職員団体等で全国的規模をもつもの又は連合団体である職員団体等にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する地域若しくは職域ごと又は構成団体ごとの直接かつ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、この代議員の全員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續が定められていることをもつて足りる。 (3) 会計報告は、構成員によつて委嘱された公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査証明とともに少なくとも毎年1回構成員に公表されることがとされていること。			
標準処理期間	30日以内		
備考	この処分は、三重県市町公平委員会が事務を行う。 ※三重県市町公平委員会は、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき設置された機関		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 244

担当部署: 総務部 職員課

処分の概要	職員団体の登録		
法令名 根拠条項	地方公務員法 第53条第5項		
法令番号	昭和25年法律第261号		
【基準】 法第53条第2項から第5項までの規定による。その他条例の定めによる。 第53条 2 前項に規定する職員団体の規約には、少くとも左に掲げる事項を記載するものとする。 (1) 名称 (2) 目的及び業務 (3) 主たる事務所の所在地 (4) 構成員の範囲及びその資格の得喪に関する規定 (5) 理事その他の役員に関する規定 (6) 第3項に規定する事項を含む業務執行、会議及び投票に関する規定 (7) 経費及び会計に関する規定 (8) 他の職員団体との連合に関する規定 (9) 規約の変更に関する規定 (10) 解散に関する規定 3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員の選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数(役員の選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。 4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第五項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。 5 人事委員会又は公平委員会は、登録を申請した職員団体が前3項の規定に適合するものであるときは、条例で定めるところにより、規約及び第1項に規定する申請書の記載事項を登録し、当該職員団体にその旨を通知しなければならない。この場合において、職員でない者の役員就任を認めている職員団体を、そのゆえをもつて登録の要件に適合しないものと解してはならない。			
標準処理期間	30日以内		
備考	この処分は、三重県市町公平委員会が事務を行う。 ※三重県市町公平委員会は、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき設置された機関		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日

ID:2822

担当部署: 総務部 防災課

処分の概要	罹災証明書の交付		
法令名称 根拠条項	災害対策基本法 第90条の2第1項、第2項		
法令番号	昭和36年法律第223号		
【根拠条文】 (罹災証明書の交付) 第90条の2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面(次項において「罹災証明書」という。)を交付しなければならない。 2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 いなべ市地域防災計画 第4部 復旧・復興対策 第1章 復旧・復興対策 第2節 被災者の生活再建に向けた支援 (2) 罹災証明書の交付 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、被害認定や罹災証明書の交付体制を直ちに確立し、速やかに被災者に罹災証明書を交付する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	平成29年4月1日

処分の概要	開示請求に対する決定
法令名称 根拠条項	個人情報の保護に関する法律 第82条
法令番号	平成15年法律第57号

【根拠条文】

(開示請求に対する措置)

第八十二条 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第六十二条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【基準】

第1 開示決定等の審査基準

1 開示する旨の決定(法第82条第1項)は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報に法第78条第1項各号に掲げる定める不開示情報(以下「不開示情報」という。)が記録されていない場合
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する(法第79条)。
- (3) 開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に当該保有個人情報を開示する必要があると認めるとき(法第80条)。

2 開示しない旨の決定(法第82条第2項)は、次のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が全て不開示情報に該当する場合(開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を他の部分と容易に区分して除くことができない場合を含む。)
- (2) 開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合(法第81条)
- (3) 開示請求に係る保有個人情報を保有していない場合、開示請求の対象が法第124条第2項に該当する場合又は法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当しない場合。なお、開示請求に係る保有個人情報を知事において保有しているか否かについては、開示請求が行われた時点に基づき判断する。
- (4) 開示請求の対象が法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。)及び法第109条第4項に規定する削除情報に該当するものである場合、法第124条第1項に該当する場合又は他の法律における適用除外規定により法による開示請求の対象外となるもの(訴訟に関する書類等)である場合
- (5) 開示請求書に法第77条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合同条第2項に規定する開示請求に係る保有個人情報の本人であること(未成年者若しくは成年被後見人の法定

代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）による開示請求にあっては、当該開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であることを示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。

(6) 権利濫用に関する一般法理が適用される場合

権利濫用に当たるかは、開示請求の態様や開示請求に応じた場合の業務への支障等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別的に判断する。実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とするなど開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否する。

3 開示する旨の決定又は開示しない旨の決定の判断に当たっては、次のとおりとする。

(1) 保有個人情報に該当するか否かの判断は「第2 保有個人情報該当性に関する判断基準」による。

(2) 開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が不開示情報に該当するか否かの判断は「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」による。

(3) 部分開示をすべき場合に該当するか否かの判断は「第4 部分開示に関する判断基準」による。

(4) 保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するか否かの判断は「第5 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準」による。

4 開示する保有個人情報の利用目的については、利用目的を本人に明示することにより、本人若しくは第三者の権利利益を害するおそれ又は国の機関等が行う事務若しくは事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、通知することを要しない（法第82条第1項ただし書）。

第2 保有個人情報該当性に関する判断基準

開示請求の対象が法第60条第1項に規定する保有個人情報に該当するか否かの判断は、次の基準により行う。

- 1 「個人情報」とは、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格や私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報及び組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。
- 2 「地方公共団体の機関...の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、地方公共団体の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいう。
- 3 「組織的に利用する」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織の業務上必要な情報として利用することをいう。
- 4 「地方公共団体の機関...が保有している」とは、当該地方公共団体の機関が当該個人情報を事実上支配している状態（当該個人情報の利用、提供、廃棄等の取扱いについて判断する権限を有している状態を意味する。）をいう。例えば、個人情報が記録されている媒体を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合は含まれるが、民間事業者が管理するデータベースを利用する場合は含まれない。
- 5 「地方公共団体等行政文書に記録されているものに限る」とは、保有個人情報が文書、図画、電磁的記録等何らかの媒体に記録されているものでなければならないことをいう。したがって、職員が単に記憶しているにすぎないものは、保有個人情報には該当しない。また、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものに記録されているものも、これらが地方公共団体等行政文書に該当しないため保有個人情報に該当しない。

第3 不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報に記録されている情報が、不開示情報に該当するか否かの判断は次の基準により行う。

なお、当該判断は、開示請求が行われた時点ではなく、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 開示請求者に関する情報（法第78条第1項第1号）についての判断基準

法第78条第1項第1号が適用される場合は、開示することが深刻な問題を引き起こす可能性がある場合であり、その運用に当たっては、具体的ケースに即して慎重に判断するものとする。

2 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号）についての判断基準

(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（法第78条第1項第2号本文）

ア 「個人に関する情報」には、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれる。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法第78条第1項第3号の規定により判断する。

イ 「その他の記述等」とは、文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（法第2条第2項に規定する個人識別符号を除く。）をいう。

ウ 照合の対象となる「他の情報」には、その保有者が他の機関である場合のほか、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれ、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、通例は「他の情報」に含まれない。

エ 「開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連するものや、開示すれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものをいう。

(2) 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報等（法第78条第1項第2号ただし書イ）

ア 「法令の規定」には、何人に対しても等しく当該情報を開示すること又は公にすることを定めている規定のほか、特定の範囲の者に限り当該情報を開示することを定めている規定が含まれる。

イ 「慣行として」とは、慣習法としての法規規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されていることで足りる。ただし、当該保有個人情報と同種の情報について、本人が知ることができた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。「慣行として開示請求者が知ることができる情報」に該当するものとしては、請求者の家族構成に関する情報（妻子の名前や年齢、職業等）がある。

ウ 「知ることが予定されている」とは、実際には知らされていないが、将来的に知らされることが予定されている場合をいう。なお、「予定」とは将来知らされることが具体的に決定していることは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられることをいう。例えば、複数の者が利害関係を有する事項についての調査結果を当事者に通知することが予定されている場合において、開示請求の時点においては、未だ調査結果の分析中であったため通知されていなかった場合等がある。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第1項第2号ただし書ロ）

開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合には、当該情報を開示する。

現実には、人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護にも、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案に応じた慎重な検討を行うものとする。

(4) 公務員等の職務の遂行に係る情報（法第78条第1項第2号ただし書ハ）

ア 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が行政機関その他の国の機関、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、苦情相談に対する担当職員の応答内容に関する情報などがこれに含まれる。

イ 公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、開示した場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けた上で、法第78条第1項第2号ただし書イに該当する場合には開示する。

例えば、人事異動の官報への掲載その他行政機関等により職名と氏名を公表する慣行がある場合、行政機関等により作成され、又は行政機関等が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合等は、「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている」場合に該当する。

3 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第1項第3号）についての判断基準

(1) 法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報（法第78条第1項第3号本文）についての判断基準

ア 「法人その他の団体」（以下「法人等」という。）には、株式会社等の会社法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人や権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法第78条第1項第3号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、同項第7号の規定に基づき判断する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第78条第1項第2号の不開示情報に当たるか否かも検討する必要がある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報（法第78条第1項第3号ただし書）について当該情報を不開示にすることによって保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益と、これを開示することにより保護される人の生命、健康等の利益とを比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は法第78条第1項第3号の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

(3) 当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ（法第78条第1項第3号イ）について

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する

権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位が広く含まれる。

イ 「害するおそれ」があるか否かの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類及び性格のものがあ、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断するものとする。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(4) 任意に提供された情報（法第78条第1項第3号ロ）について

ア 法人等又は事業を営む個人から開示しないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とする。

イ 「行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供された」情報には、実施機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から提供された情報であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件が提示され、実施機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合には、含まれる。

ウ 「行政機関等の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、実施機関が法令に基づく報告徴収権限を有する場合でも、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

エ 「開示しないとの条件」とは、第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

オ 「条件」については、実施機関の側から開示しないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から開示しないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

カ 「法人等又は個人における通例」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常取扱いを意味し、当該法人等又は個人において開示しないこととしていることだけでは足りない。

キ 開示しないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。開示しないとの条件が付されていても、現に当該情報が公になっていたり、同種の情報が既に開示されているなどの事情がある場合には、法第78条第1項第3号ロには該当しない。

4 国の安全等に関する情報（法第78条第1項第4号）について

本号は「行政機関の長が第82条各項の決定...をする場合において」と規定されているところ、「行政機関の長」には実施機関が含まれないことから（法第63条参照）、実施機関が本号を適用して不開示決定を行うことはできないため、別途、法第78条第1項第7号イに基づいて判断を行うことになる。

5 公共の安全等に関する情報（法第78条第1項第5号）についての判断基準

本号は「行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において」と規定されているところ、「行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）」には実施機関が含まれないことから（法第63条参照）、実施機関が本号を適用して不開示決定を行うことはできないため、別途、法第78条第1項第7号ロに基づいて判断を行うことになる。

6 審議、検討等に関する情報（法第78条第1項第6号）についての判断基準

- (1) 「国の機関」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院並びにこれらに属する機関を指し、「内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」とは、これらの国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国の機関等」という。）の事務及び事業について意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程の各段階において行われている、例えば、具体的な意思決定の前段階としての政策等の選択肢に関する自由討議のようなものから、一定の責任者の段階での意思統一を図るための協議や打合せ、決裁を前提とした説明や検討、審議会等又は行政機関が開催する有識者等を交えた研究会等における審議や検討など、様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報を指す。
- (2) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受け、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれをいい、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。
- (3) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報等を開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれをいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が開示されることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (4) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不正な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいい、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。
- (5) 「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を開示することの必要性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。
予想される支障が「不当」なものか否かの判断は、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。
- (6) 審議、検討等に関する情報については、意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、法第78条第1項第6号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられる。

ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第78条第1項第6号に該当するか否か判断する必要がある。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が開示されることにより、国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、法第78条第1項第6号に該当する。

7 事務又は事業に関する情報（法第78条第1項第7号）についての判断基準

- (1) 「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（法第78条第1項第7号）
 - ア 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かを判断するとの趣旨である。
 - イ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、恣意的判断を許容する趣旨ではなく、各規定の要件の該当性は客観的に判断される必要があり、また、事務又は事業の根拠となる規定・趣旨に照らし、個人の権利利益を保護する観点からの開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。
 - ウ 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるか否かにより判断す

る。

- (2) 「監査、検査、取締り、試験、又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(法第78条第1項第7号ハ)

ア 「監査」(主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。),「検査」(法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。),「取締り」(行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保すること。),「試験」(人の知識、能力等又は物の性能等を試すこと。)及び「租税の賦課若しくは徴収」(国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入金を取ること。)に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に開示すると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽をするなどのおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。また、事後であっても、例えば、監査内容等の詳細についてこれを開示すると今後の法規制を免れる方法を示唆することになるようなものは、法第78条第1項第7号ハに該当する。

- (3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」(法第78条第1項第7号ニ)

実施機関が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、用地取得等の交渉方針や用地買収計画案を開示することにより、適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれたり、交渉、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」(法第78条第1項第7号ホ)

実施機関が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に開示することにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について開示することにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」(法第78条第1項第7号ヘ)

実施機関が行う人事管理(職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。)に係る事務は、当該機関の組織としての維持の観点から行われ、一定の範囲で当該組織の自律性を有するものである。人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (6) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(法第78条第1項第7号ト) 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関連する情報については、企業経営という事業の性質上、企業経営上の正当な利益を保護する必要があり、これを害す

るおそれがあるものは不開示とする。ただし、正当な利益の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、法第78条第1項第3号の法人等の場合とは当然異なり、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る保有個人情報について、法第79条の規定に基づき部分開示をすべき場合に該当するか否かの判断は、以下の基準により行う。

1 「開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合」とは、開示請求について審査した結果、開示請求に係る保有個人情報に、不開示情報に該当する情報が含まれている場合をいう。法第78条第1項では、保有個人情報に全く不開示情報が含まれていない場合の開示義務が定められているが、法第79条第1項の規定により、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

2 「容易に区分して除くことができるとき」

(1) 当該保有個人情報のどの部分が不開示情報に該当するかという区分けが困難な場合だけでなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も部分開示を行う義務はない。「区分」とは、不開示情報に該当する部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報に該当する部分を、当該部分の内容が分からないように黒塗り、被覆等を行うなど、加工することにより、情報の内容を消滅させることをいう。

(2) 保有個人情報に含まれる不開示情報を除くことは、当該保有個人情報が文書に記録されている場合、当該文書の複写物に記録された不開示情報を黒塗りした上で再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。

一方、録音テープ、ビデオテープ、磁気ディスク等に記録された保有個人情報については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうちの一人から開示請求があった場合や、録画されている映像中に開示請求者以外の者が映っている場合などがあり得る。このような場合には、不開示情報を容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定する。

なお、電磁的記録に記録された保有個人情報については、紙に出力した上で、不開示情報を区分して除いて開示することも考えられる。電磁的記録をそのまま開示することを求められた場合は、不開示情報の部分のみを削除することの技術的可能性等を総合的に判断する必要がある。既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができるとき」に該当しない。

3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」とは、義務的に開示すべき範囲を定める趣旨である。なお、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、法の目的に沿った合目的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗り潰すかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的には一まとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、不開示義務に反するものではない。

4 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報が記録されている場合について（法第79条第2項）

(1) 開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報又は個人識別符号が含まれる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても開示請求者以外の個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、

当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、法第79条第1項の規定により開示することになる。

ただし、法第79条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるか否かが要件となるので、個人を識別させる要素とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

- (2) 開示請求者以外の特定の個人を識別させる要素を除去し誰の情報であるかが分からなくなっても、開示することが不適当であると認められる場合もあることに留意する。例えば、作文などの個人の人格と密接に関連する情報や、個人の未公表の論文等開示すると個人の権利利益を害するおそれのあるものは不開示とする。

第5 保有個人情報の存否に関する情報に関する判断基準

開示請求に対し、保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第81条）に該当するか否かの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る保有個人情報があるか否かにかかわらず、開示請求された保有個人情報の存否について回答すれば、開示請求に含まれる情報が結合することにより、実質的に不開示情報を開示することとなる場合をいう。
- 2 当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する場合に行政手続法（平成5年法律第88号）第8条に基づき示さなければならない処分理由については、当該情報の性質、内容、開示請求書の記載内容等を踏まえ、請求のあった保有個人情報の存否を答えることにより、どのような不開示情報を開示することになるか否かをできる限り具体的に提示する。また、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否しなければならない。

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	訂正請求に対する決定等
法令名 根拠条項	個人情報の保護に関する法律 第93条
法令番号	平成15年法律第57号
【根拠条文】 (訂正請求に対する措置) 第九十三条 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長等は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 【基準】 法第93条の規定に基づく訂正をする旨又は訂正をしない旨の決定（以下「訂正決定等」という。）は、以下により行う。 1 訂正請求の対象は、「事実」とし、評価・判断には及ばないものとする。ただし、評価した行為の有無、評価に用いられたデータ等は事実該当する。 2 訂正をする旨の決定（法第93条第1項）は、調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報事実でないことが判明し、当該請求に理由があると認める場合に行う。この場合の訂正は、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で行う。なお、請求内容に理由があるか否かを判断するために行う調査は、保有個人情報の利用目的の達成の範囲内で行えば足り、訂正をすることが利用目的の達成に必要でないことが明らかな場合は、特段の調査を行う必要はない。具体例としては、過去の事実を記録することが利用目的であるものについて現在の事実に基づいて訂正することを請求するような場合が考えられる。 3 訂正しない旨の決定（法第93条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。 (1) 保有個人情報の訂正に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合（法第90条第1項ただし書） (2) 訂正請求書に法第91条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人による訂正請求にあつては、当該訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。）を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、訂正請求者に補正を求めるものとする。 (3) 調査等の結果、訂正請求に係る保有個人情報事実でないことが判明しない場合又は事実関係が明らかにならなかった場合 (4) 訂正をすることが当該保有個人情報の利用目的の範囲を超える場合 (5) 調査の結果判明した事実が、請求時点において実際に記録されていた内容とも、請求の内容とも異なることが判明した場合。ただし、必要な場合は、判明した事実に基づいて、職権により訂正を行うものとする。	

標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	利用停止請求に対する決定等
法令名称 根拠条項	個人情報の保護に関する法律 第101条
法令番号	平成15年法律第57号
【根拠条文】 (利用停止請求に対する措置) 第百一条 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 2 行政機関の長等は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。 【基準】 法第101条の規定に基づく利用停止をする旨又は利用停止をしない旨の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、以下により行う。 1 利用停止をする旨の決定（法第101条第1項）は、請求に係る保有個人情報が次のいずれかに該当し、当該請求に理由があると認める場合に行う。 (1) 法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合 法第61条第2項の規定に違反して保有されている場合とは、いったん特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有している場合をいう。また、法第61条第3項に違反して、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて利用目的の変更を行っている場合も含まれる。 (2) 法第63条の規定に違反して取り扱われている場合 法第63条の規定に違反して取り扱われている場合とは、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されている場合等をいう。 「違法又は不当な行為」とは、法その他の法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、法その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。 「おそれ」の有無は、行政機関の長等による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における行政機関等の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用する具体例としては、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために個人情報を利用する場合等が考えられる。 (3) 法第64条の規定に違反して取得された場合 法第64条の規定に違反して取得された場合とは、偽りその他不正の手段により取得した場合をいう。なお、不正の手段により個人情報を取得する具体例としては、行政サービスの見返りとして本来は提供する必要のない個人情報を提供するよう強要し、これを取得する場合等が考えられる。 (4) 法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合 法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されている場合とは、法が許容する限度	

を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を利用している場合をいう。

(5) 保有個人情報が法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されている場合とは、法が許容する限度を超えて利用目的以外の目的で保有個人情報を提供している場合をいう。

(6) 法第71条第1項の規定に違反して提供されている場合

法第71条第1項の規定に違反して提供されている場合とは、同条の規定に違反して、外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)にある第三者に利用目的以外の目的のために保有個人情報が提供されている場合をいう。なお、利用停止は、利用停止請求に係る保有個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で行うものとし、例えば、当該保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行うものとする。

また、例えば、利用目的外の利用を理由として、本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、個人情報の適正な取扱いを確保する観点から、当該利用目的外の利用を停止すれば足り、当該保有個人情報を消去するまでの必要はない。

2 利用停止しない旨の決定(法第101条第2項)は、次のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 保有個人情報の利用停止に関して法以外の法律又は当該法律に基づく命令の規定により特別の手續が定められている場合

(2) 保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行われた利用停止請求でない場合

(3) 法第98条第1項各号に規定する保有個人情報に係る利用停止請求でない場合

利用停止請求書に法第99条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は同条第2項に規定する利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(代理人による利用停止請求にあつては、当該利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。)を示す書類に不備がある場合。ただし、当該不備を補正することができると認められる場合は、原則として、利用停止請求者に補正を求めるものとする。

(4) 利用停止請求に理由があると認められない場合

(5) 利用停止することにより当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 285

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可
法令名 根拠条項	都市公園法 第5条第2項
法令番号	昭和31年法律第79号

【基準】

法第5条第1項及び第2項の規定による。
(公園管理者以外の者の公園施設の設置等)

第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者(以下「公園管理者」という。)以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

(1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

(2) 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの

いなべ市公園条例

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の申請書の記載事項)

第10条 法第5条第1項の規定による申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設置しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 設置の目的

ウ 設置の期間

エ 設置の場所

オ 公園施設の構造

カ 公園施設の管理方法

キ 工事着手及び完了の時期

ク 公園の復旧方法

ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 管理の目的

ウ 管理の期間

エ 管理する公園施設

オ 管理の方法

カ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするとき。

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 既に受けた許可の年月日及び番号

ウ 変更する事項及び変更の理由

エ その他市長の指示する事項

国土交通省令（都市公園法施行規則）で定める事項

（国の設置に係る都市公園における公園管理者以外の者の公園施設の設置等の許可の申請）

第3条 都市公園法(以下「法」という。)第5条第1項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 公園施設を設けようとする場合

- イ 設置の目的
- ロ 設置の期間
- ハ 設置の場所
- ニ 公園施設の構造
- ホ 公園施設の外観
- ヘ 公園施設の管理の方法
- ト 工事の実施方法
- チ 工事の着手及び完了の時期
- リ 都市公園の復旧方法
- ヌ その他参考となるべき事項

(2) 公園施設を管理しようとする場合

- イ 管理の目的
- ロ 管理の期間
- ハ 管理の場所
- ニ 管理の方法
- ホ その他参考となるべき事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとする場合 当該変更に係る事項

標準処理期間

10日

備考

設 定 年 月 日

平成 19 年 1 月 1 日

最終変更年月日

平成 28 年 4 月 1 日

ID: 286

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	都市公園の占用許可
法令名 根拠条項	都市公園法 第6条第1項
法令番号	昭和31年法律第79号
【根拠】 法第6条及び第7条の規定による。 (都市公園の占用の許可) 第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他<u>条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)</u>で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、<u>条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)</u>で定める軽易なものであるときは、この限りでない。 4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、<u>10年をこえない範囲内において政令で定める期間</u>をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。 <u>いなべ市公園条例第10条</u> 2 法第6条第2項の規定による申請書に記載すべき事項は、次に掲げるものとする。 (1) 公園を占用しようとするとき。 ア 申請者の住所、氏名及び職業 イ 占用場所 ウ 占用面積 エ 占用の目的 オ 占用の期間 カ 工作物その他の物件又は施設の構造 キ 占用物件の管理方法 ク 工事実施方法 ケ 工事着手及び完了の時期 コ 公園の復旧方法 サ その他市長の指示する事項 (占用許可事項の軽易な変更) 第11条 法第6条第3項ただし書の規定で定める軽易な変更とは、公園の利用又は効用に影響を与えないもので、次に掲げるものとする。 (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装 (2) 占用物件の構造を変えない修繕 (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え <u>国土交通省令（都市公園法施行規則）で定める事項</u> (国の設置に係る都市公園の占用の許可の申請)	

第5条 法第6条第2項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の外観
- (2) 占用物件の管理の方法
- (3) 工事の実施方法
- (4) 工事の着手及び完了の時期
- (5) 都市公園の復旧方法
- (6) その他参考となるべき事項

政令で定める期間（都市公園法施行令）

（占用の期間）

第14条 法第6条第4項の政令で定める期間は、次に掲げるところによる。

- (1) 次に掲げるものについては、10年
 - イ 法第7条第1号から第3号まで及び第12条第1号から第5号までに掲げるもの
 - ロ 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第20条の2第1項に規定する都市公園占用保育所等施設設置事業に係る保育所等施設(同項に規定する保育所等施設をいう。)
- (2) 法第7条第4号及び第12条第6号に掲げるものについては、3年
- (3) 法第7条第5号並びに第12条第9号及び第10号に掲げるものについては、6月
- (4) 法第7条第6号並びに第12条第7号及び第8号に掲げるものについては、3月

【基準】

第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

- (1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの
- (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの
- (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの
- (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所
- (5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物
- (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
- (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

政令で定める工作物

都市公園法施行令

（占用物件）

第12条 法第7条第7号の政令で定める工作物その他の物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 標識
- (1) の2 食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの
- (1) の3 環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの
- (2) 防火用貯水槽で地下に設けられるもの
- (2) の2 蓄電池で地下に設けられるもの
- (2) の3 国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設で地下に設けられるもの
- (3) 橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの
- (4) 索道及び鋼索鉄道

- (5) 警察署の派出所及びこれに附属する物件
- (6) 天体、気象又は土地観測施設
- (7) 工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設
- (8) 土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場
- (9) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第2条第6号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設(国土交通省令で定めるものを除く。)又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設(国土交通省令で定めるものを除く。)
- (10) 前各号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める仮設の物件又は施設

国土交通省令で定める（都市公園法施行規則）

(災害応急対策に必要な占用物件)

第5条の2 令第12条第1号の2の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設は、耐震性貯水槽及び発電施設で地下に設けられるものとする。

(環境への負荷の低減に資する発電施設)

第5条の3 令第12条第1号の3の国土交通省令で定める環境への負荷の低減に資する発電施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 太陽電池発電施設
- (2) 燃料電池発電施設で地下に設けられるもの

(水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設)

第6条 令第12条第2号の3の国土交通省令で定める水道施設、下水道施設、河川管理施設、変電所及び熱供給施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する配水施設のうち、配水池及びポンプ施設(同条第六項に規定する専用水道に係るものを除く。)
- (2) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第2号に規定する処理施設及びポンプ施設
- (3) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設のうち、遊水池及び放水路
- (4) 電気事業法施行規則(昭和40年通商産業省令第51号)第1条第2項第1号に規定する変電所(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者以外の者が設ける変電所を除く。)
- (5) 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第2条第4項に規定する熱供給施設(導管を除く。)

標準処理期間	10日

備考	

設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 287

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	都市公園の占用許可の変更		
法令名 根拠条項	都市公園法 第6条第3項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
【基準】 法第6条第1項の許可の基準と同様に法第6条及び第7条の規定による。 (都市公園の占用の許可) 第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占有しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。 4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。 第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。 (1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 (5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物 (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 288

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	公園予定地における公園管理者以外の公園施設の設置管理の許可・変更の許可（第5条の準用）		
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項		
法令番号	昭和31年法律第79号		
都市公園法第都市公園法 第33条第4項 第1項又は第2項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第2条の3、第4条、第5条、第6条から第12条まで、第13条、第14条、第19条、第25条から第28条まで及び前条の規定は、当該区域（以下「公園予定区域」という。）又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの（以下「予定公園施設」という。）について準用する。 準用する都市公園法第都市公園法第5条第1項及び第2項の規定による。 （公園管理者以外の者の公園施設の設置等） 第5条 第2条の3の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。 2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。 （1） 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの （2） 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 289

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	公園予定地の占用許可・変更の許可（第6条及び第7条の準用）
法令名 根拠条項	都市公園法 第33条第4項
法令番号	昭和31年法律第79号
都市公園法第都市公園法 第33条第4項 第1項又は第2項の規定により都市公園を設置すべき区域が決定され、その旨が公告された後当該区域に都市公園が設置されるまでの間においても、当該都市公園を設置しようとする地方公共団体又は国が当該区域についての土地に関する権原を取得した後においては、第2条の3、第4条、第5条、第6条から第12条まで、第13条、第14条、第19条、第25条から第28条まで及び前条の規定は、当該区域(以下「公園予定区域」という。)又は当該公園予定区域内に設けられる施設で公園施設となるべきもの(以下「予定公園施設」という。)について準用する。 準用する法第6条及び第7条の規定による。 (都市公園の占用の許可) 第6条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造その他条例(国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令)で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出しなければならない。 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。ただし、その変更が、条例(国の設置に係る都市公園にあつては、政令)で定める軽易なものであるときは、この限りでない。 4 第1項の規定による都市公園の占用の期間は、10年をこえない範囲内において政令で定める期間をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。 第7条 公園管理者は、前条第1項又は第3項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が次の各号に掲げるものに該当し、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであつて、政令で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。 (1) 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの (2) 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの (3) 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの (4) 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 (5) 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物 (6) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 (7) 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設	
標準処理期間	10日
備考	

設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2001

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	優良宅地の認定及び適合証明		
法令名 根拠条項	租税特別措置法 第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第12号ハ、第62条の3第4項第12号ハ、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イ		
法令番号	昭和32年法律第26号		
【基準】 法第28条の4第3項第5号イその他根拠の規定による。 第28条の4第3項第5号イ (5) その宅地の造成につき開発許可を要しない場合において個人が造成した一団の宅地(その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、次に掲げる要件(当該譲渡が<u>政令で定める譲渡に該当する場合</u>には、イ及び前号イに掲げる要件)に該当するもの イ 当該譲渡に係る宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについて<u>政令で定めるところ</u>により都道府県知事の認定を受けて行われ、かつ、その造成が当該認定の内容に適合していること。 ロ 当該譲渡が前号イ及びハに掲げる要件に該当するものであること。 <u>政令で定める譲渡に該当する場合（租税特別措置法施行令）第19条に定める場合</u> <u>政令で定める（租税特別措置法施行令）</u> 第19条 13 法第28条の4第3項第5号イの都道府県知事の認定は、宅地の造成を行おうとする個人の申請に基づき、当該宅地の造成の内容が次に掲げる事項について国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。 (1) 宅地の用途に関する事項 (2) 宅地としての安全性に関する事項 (3) 給水施設、排水施設その他宅地に必要な施設に関する事項 (4) その他優良な宅地の供給に関し必要な事項			
標準処理期間	30日		
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）別表2の2 2 租税特別措置法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（他の市町の区域にわたる場合を除く。） イ 法第28条の4第3項第5号イ、法第31条の2第2項第14号ハ、法第62条の3第4項第14号ハ、法第63条第3項第5号イ及び法第68条の69第3項第5号イの規定による優良宅地の認定及び適合証明		
設定年月日	平成18年12月31日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 2002

担当部署: 都市整備部 都市整備課

処分の概要	優良住宅の認定		
法令名 根拠条項	租税特別措置法 第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第13号ニ、第62条の3第4項第13号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第36項第6号		
法令番号	昭和32年法律第26号		
【基準】 法第28条の4第3項第6号その他根拠の規定による。 第28条の4第3項第6号 (6) 個人が自己の計算により新築した住宅又は<u>政令で定める請負の方法</u>により新築した住宅(その新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについて<u>政令で定める</u>ところにより都道府県知事の認定を受けたものに限る。)の敷地の用に供された一団の宅地(その面積が1,000平方メートル以上のものに限る。)の全部又は一部の当該個人による譲渡で、第4号イ及びハに掲げる要件に該当するもの(前2号に掲げる譲渡に該当するものを除く。) <u>政令で定める(租税特別措置法施行令)</u> 第19条 14 法第28条の4第3項第6号及び第7号ロに規定する政令で定める請負の方法により新築した住宅は、当該個人が請負の方法により新築した住宅で、当該住宅の敷地の用に供された土地と併せて引き渡したものとする。 15 法第28条の4第3項第6号の都道府県知事の認定は、住宅を新築した個人の申請に基づき、当該住宅が次に掲げる事項について国土交通大臣の定める基準に適合している場合に行うものとする。 (1) 建築基準法その他住宅の建築に関する法令の遵守に関する事項 (2) 住宅の床面積に関する事項 (3) その他優良な住宅の供給に関し必要な事項			
標準処理期間	14日		
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例(平成12年3月24日三重県条例第2号)別表2の2 2 租税特別措置法(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(他の市町の区域にわたる場合を除く。) ロ 法第28条の4第3項第6号、法第31条の2第2項第15号ニ、法第62条の3第4項第15号ニ、法第63条第3項第6号及び法第68条の69第3項第6号の規定による優良住宅の認定		
設定年月日	平成18年12月31日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 176

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	障害物の伐除、土地の試掘等に係る許可		
法令名 根拠条項	住宅地区改良法 第21条第1項		
法令番号	昭和35年法律第84号		
【基準】 法第21条第1項の規定による。 (障害物の伐除及び土地の試掘等) 第21条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等(以下「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除(以下「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事等の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 275

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の補助		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第12条		
法令番号	平成5年法律第52号		
【基準】 法第12条の規定による。 (建設に要する費用の補助) 第12条 地方公共団体は、認定事業者に対して、特定優良賃貸住宅の建設に要する費用の一部を補助することができる。 2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。 認定事業者・・・知事が認定 費用の一部補助・・・市と国が補助 市が補助金を出すためには・・・ ①地域住宅計画を作成又は変更し、 ②「特定優良賃貸住宅建設費補助金交付要綱」(仮称)の整備が必要			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 276

担当部署: 都市整備部 住宅課

処分の概要	家賃の減額に要する費用の補助		
法令名 根拠条項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第15条		
法令番号	平成5年法律第52号		
【基準】 法第15条の規定による。 (家賃の減額に要する費用の補助) 第15条 地方公共団体は、認定事業者が、認定管理期間において、入居者の居住の安定を図るため 特定優良賃貸住宅の家賃を減額する場合においては、当該認定事業者に対し、その減額に要する 費用の一部を補助することができる。 2 国は、地方公共団体が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、 政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。 認定事業者・・・知事が認定 費用の一部補助・・・市と国が補助 市が補助金を出すためには・・・ ①地域住宅計画を作成又は変更し、 ②「特定優良賃貸住宅建設費補助金交付要綱」（仮称）の整備が必要			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 339

担当部署: 市民部 市民課

処分の概要	埋葬、火葬又は改葬の許可
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第5条第1項
法令番号	昭和23年法律第48号
【根拠規定】 法第5条の規定による。 第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、<u>厚生労働省令で定めるところにより</u>、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。 2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。 【基準】 厚生労働省令で定める（墓地、埋葬等に関する法律施行規則）に規定する記載事項及び関係書類が相違なく、適正になされている場合とする。 墓地、埋葬等に関する法律施行規則 第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。 (1) 死亡者の本籍、住所、氏名(死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名) (2) 死亡者の性別(死産の場合は、死児の性別) (3) 死亡者の出生年月日(死産の場合は、妊娠月数) (4) 死因(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項まで及び第7項に規定する感染症、同条第8項に規定する感染症のうち同法第7条に規定する政令により当該感染症について同法第30条の規定が準用されるもの並びに同法第6条第9項に規定する感染症、その他の別) (5) 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日) (6) 死亡場所(死産の場合は、分べん場所) (7) 埋葬又は火葬場所 (8) 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄 第2条 法第5条第1項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。 (1) 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別(死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名) (2) 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日) (3) 埋葬又は火葬の場所 (4) 埋葬又は火葬の年月日 (5) 改葬の理由 (6) 改葬の場所 (7) 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者(以下「墓地使用者等」という。)との関係	

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 墓地又は納骨堂(以下「墓地等」という。)の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面(これにより難い特別の事情のある場合にあっては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面) (2) 墓地使用者等以外の者にあっては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本 (3) その他市町村長が特に必要と認める書類			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

処分の概要	被保険者証の交付
法令名称 根拠条項	国民健康保険法 第5条から第7条
法令番号	昭和33年法律第192号
【基準】 法第5条から第7条までの規定による。 (被保険者) 第5条 都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに 行う国民健康保険の被保険者とする。 (適用除外) 第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県 内の市町村とともに行う国民健康保険(以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。)の被保 険者としなない。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定 による日雇特例被保険者を除く。 (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)の規定による被保険者 (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律 第152号)に基づく共済組合の組合員 (4) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入 者 (5) 健康保険法の規定による被扶養者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険 者の同法の規定による被扶養者を除く。 (6) 船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地方公 務員等共済組合法の規定による被扶養者。 (7) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険 印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者及び同法の規定によるその者 の被扶養者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日 雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例 被保険者手帳を返納した者並びに同法の規定によるその者の被扶養者を除く。 (8) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による被保険者 (9) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯(その保護を停止されてい る世帯を除く。)に属する者 (10) 国民健康保険組合の被保険者 (11) その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるもの (資格取得の時期) 第7条 都道府県等が行う国民健康保険の被保険者は、都道府県の区域内に住所を有するに至った 日又は前条各号のいずれにも該当しなくなつた日から、その資格を取得する。 国民健康保険法施行規則第6条の規定による。 (被保険者証及び被保険者資格証明書の交付) 第6条 市町村は、当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に対し、その世帯に属する被保険者 に係る様式第1号(当該被保険者が法第42条第1項第3号又は第4号に掲げる場合に該当する場合に あつては、様式第1号又は様式第1号の2の2。以下この条において同じ。)による被保険者証を交	

付しなければならない。この場合において様式第1号による被保険者証は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

- 2 市町村は、前項の規定にかかわらず、法第9条第3項又は第4項の規定により被保険者証を返還した世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限り、第5条の7第2項の規定により被保険者証が返還されたものとみなされた世帯主を含む。)に対し、その世帯に属する原爆一般疾病医療費の支給等を受けることができる被保険者に係る様式第1号による被保険者証及びその世帯に属する当該被保険者以外の被保険者に係る様式第1号の3による被保険者資格証明書を交付しなければならない。この場合において様式第1号による被保険者証又は様式第1号の3による被保険者資格証明書は、その世帯に属する被保険者ごとに作成するものとする。

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

処分の概要	療養費の支給
法令名称 根拠条項	国民健康保険法 第54条第1項
法令番号	昭和33年法律第192号
【基準】 法第54条第1項の規定による。 (療養費) 第54条 市町村及び組合は、療養の給付若しくは入院時食事療養費、入院時生活療養費若しくは保険外併用療養費の支給(以下この項及び次項において「療養の給付等」という。)を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所若しくは薬局その他の者について診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給することができる。ただし、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が当該被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている間は、この限りでない。 国民健康保険法施行規則第27条の規定による。 (療養費の支給申請) 第 27 条 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第 54 条又は法第 54 条の 3 第 3 項若しくは第 4 項の規定により療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した療養費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 (1) 療養を受けた被保険者の氏名又は個人番号 (2) 診療、薬剤の支給又は手当を受けた病院、診療所、薬局その他の者の名称及び所在地 (3) 診療又は調剤に従事した医師、歯科医師又は薬剤師の氏名 (4) 法第 54 条の規定により療養費の支給を受けようとする場合にあっては、療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給又は保険外併用療養費の支給を受けることができなかった理由、法第 54 条の 3 第 3 項又は第四項の規定により療養費の支給を受けようとする場合にあっては、特別療養費の支給を受けることができなかった理由 (5) 傷病名及びその原因、発病又は負傷の年月日、傷病の経過、療養期間並びに療養内容 (6) 療養につき算定した費用の額 (7) 被保険者記号・番号 2 前項の申請書には、同項第六号に規定する療養につき算定した費用の額に関する証拠書類を添付しなければならない。 3 前項の証拠書類が外国語で作成されたものであるときは、その証拠書類に日本語の翻訳文を添付しなければならない。 4 海外において受けた診療、薬剤の支給又は手当(第 2 号において「海外療養」という。)について療養費の支給を受けようとするときは、第 1 項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。 (1) 旅券、航空券その他の海外に渡航した事実が確認できる書類の写し (2) 市町村又は組合が海外療養の内容について当該海外療養を担当した者に照会することに関する当該海外療養を受けた者の同意書	

標準処理期間	3箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 159

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	特別療養費の支給		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第54条の3第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第54条の3第1項の規定による。 (特別療養費) 第54条の3 市町村及び組合は、世帯主又は組合員がその世帯に属する被保険者に係る被保険者資格証明書の交付を受けている場合において、当該被保険者が保険医療機関等又は指定訪問看護事業者について療養を受けたときは、世帯主又は組合員に対し、その療養に要した費用について、特別療養費を支給する。 国民健康保険法施行規則第27条の5の規定による 第27条の5 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第54条の3第1項の規定により特別療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した特別療養費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 (1) 療養を受けた被保険者の氏名及び個人番号 (2) 療養を取り扱った保険医療機関等又は訪問看護ステーションの名称及び所在地 (3) 傷病名及び療養期間 (4) 療養につき算定した費用の額 2 前項の申請書には、同項第四号に規定する療養につき算定した費用の額に関する証拠書類を添付しなければならない。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

処分の概要	移送費の支給		
法令根拠条項	国民健康保険法 第54条の4		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第54条の4の規定による。 (移送費) 第54条の4 市町村及び組合は、被保険者が療養の給付(保険外併用療養費に係る療養及び特別療養費に係る療養を含む。)を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員に対し、移送費として、厚生労働省令の定めるところにより算定した額を支給する。 2 前項の移送費は、厚生労働省令の定めるところにより市町村又は組合が必要であると認める場合に限り、支給するものとする。 国民健康保険法施行規則 省令第27条の10及び第27条の11の規定による。 (移送費の支給要件) 第27条の10 市町村及び組合は、次の各号のいずれにも該当すると認める場合に移送費を支給する。 (1) 移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 (2) 移送の原因である疾病又は負傷により移動をすることが著しく困難であつたこと。 (3) 緊急その他やむを得なかつたこと。 (移送費の支給申請) 第27条の11 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第54条の4の規定により移送費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した移送費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 (1) 移送を受けた被保険者の氏名、性別、生年月日及び個人番号 (2) 傷病名及びその原因並びに発病又は負傷の年月日 (3) 移送経路、移送方法及び移送年月日 (4) 付添いがあつたときは、その付添人の氏名及び住所 (5) 移送に要した費用の額 (6) 被保険者記号・番号 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した医師又は歯科医師の意見書及び同項第5号の事実を証する書類を添付しなければならない。 (1) 移送を必要と認めた理由(付添いがあつたときは、併せてその付添いを必要と認めた理由) (2) 移送経路、移送方法及び移送年月日 3 前項の意見書には、これを証する当該医師又は歯科医師の診断年月日及び氏名を記載しなければならない。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 161

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	特別療養給付の支給
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第55条第1項
法令番号	昭和33年法律第192号
【基準】 法第55条の規定による。 (被保険者が日雇労働者又はその被扶養者となった場合) 第55条 被保険者が第6条第7号に該当するに至つたためその資格を喪失した場合において、その資格を喪失した際現に療養の給付、入院時食事療養費に係る療養、入院時生活療養費に係る療養、保険外併用療養費に係る療養、訪問看護療養費に係る療養若しくは特別療養費に係る療養又は介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護サービス費に係る指定居宅サービス(同法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)、特例居宅介護サービス費に係る居宅サービス(同法第8条第1項に規定する居宅サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス(同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。))、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス(同法第8条第14項に規定する地域密着型サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))、施設介護サービス費に係る指定施設サービス等(同法第48条第1項に規定する指定施設サービス等をいう。)(療養に相当するものに限る。))、特例施設介護サービス費に係る施設サービス(同法第8条第26項に規定する施設サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。))、介護予防サービス費に係る指定介護予防サービス(同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)(療養に相当するものに限る。)(若しくは特例介護予防サービス費に係る介護予防サービス(同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。)(若しくはこれに相当するサービス(これらのサービスのうち療養に相当するものに限る。))を受けていたときは、その者は、当該疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病について当該市町村又は組合から療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給を受けることができる。 2 前項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、行わない。 (1) 当該疾病又は負傷につき、健康保険法第5章の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、移送費の支給、家族療養費の支給、家族訪問看護療養費の支給又は家族移送費の支給を受けることができるに至つたとき。 (2) その者が、第6条第1号から第6号まで、第8号、第9号又は第11号のいずれかに該当するに至つたとき。 (3) その者が、他の保険者の被保険者となつたとき。 (4) 被保険者の資格を喪失した日から起算して6箇月を経過したとき。 3 第1項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給、特別療養費の支給又は移送費の支給は、当該疾病又は	

負傷につき、健康保険法第五章の規定による特別療養費の支給又は移送費の支給若しくは家族移送費の支給を受けることができる間は、行わない。

- 4 第1項の規定による療養の給付、入院時食事療養費の支給、入院時生活療養費の支給、保険外併用療養費の支給、訪問看護療養費の支給又は特別療養費の支給は、当該疾病又は負傷につき、介護保険法の規定によりそれぞれの給付に相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

退職者医療制度に係る事務取扱いについて（昭和34年1月27日保発第4号）参照

標準処理期間	14日（1日目）受付通送→（2日目）確認処理→（3日目）決裁 ※直近の支払日に支給		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 162

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	高額療養費の支給
法令名称 根拠条項	国民健康保険法 第57条の2第1項
法令番号	昭和33年法律第192号
【基準】 法第57条の2第1項の規定による。 (高額療養費) 第57条の2 市町村及び組合は、療養の給付について支払われた一部負担金の額又は療養(食事療養及び生活療養を除く。次項において同じ。)に要した費用の額からその療養に要した費用につき保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費として支給される額若しくは第56条第2項の規定により支給される差額に相当する額を控除した額(次条第1項において「一部負担金等の額」という。)が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額療養費を支給する。ただし、当該療養について療養の給付、保険外併用療養費の支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかったときは、この限りでない。 2 高額療養費の支給要件、支給額その他高額療養費の支給に関して必要な事項は、療養に必要な費用の負担の家計に与える影響及び療養に要した費用の額を考慮して、政令で定める。 国民健康保険法施行規則第27条の16の規定による。 (月間の高額療養費の支給申請) 第27条の16 被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、法第57条の2の規定により高額療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額療養費支給申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 (1) 被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(ロにおいて「病院等」という。)について受けた療養(70歳に達する日の属する月以前の療養にあつては、当該療養に係る令第29条の2第1項第1号イからヌまでに掲げる額が2万千円(令第29条の3第6項に規定する75歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、1万5百円)以上であるものに限る。)についてそれぞれ次に掲げる事項 イ その療養を受けた被保険者の氏名及び個人番号 ロ その療養を受けた病院等の名称及び所在地 ハ 傷病名 ニ 療養期間 ホ その療養につき支払った令第29条の2第1項第1号イからヌまでに掲げる額 ヘ その療養が令第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養であるときはその旨及び同項に規定する費用として支払った額 (2) 支給を受けようとする高額療養費に係る療養があつた月以前の12月間に受けた療養について当該保険者より令第29条の2第1項から第4項までの規定による高額療養費が支給されている月数が3月以上あるときは、その旨及びその高額療養費に係る療養があつた年月 (3) 被保険者証記号・番号 2 高額療養費に係る療養が、令第29条の2第1項第2号に規定する特定給付対象療養であるときは、前項の申請書には同項第1号ヘに掲げる額に関する証拠書類を添付しなければならない。	

- 3 令第29条の2第1項又は第2項の規定による高額療養費が、令第29条の3第1項第2号又は第3項第2号の規定によらないものであるときは、第1項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 4 高額療養費が、令第29条の3第1項第5号又は第4項第3号若しくは第4号の規定によるものであるときは、第1項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

標準処理期間	30日 受付通送→毎月15日締→処理決裁→翌日5日支給

備考	

設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 163

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の3第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第26条の3第1項から第4項までの規定による。 (食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定) 第二十六条の三 市町村又は組合は、被保険者が、令第二十九条の三第一項第五号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第三項第一号において「食事療養減額認定世帯員」という。)の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十五条第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号の規定による市町村又は組合の認定(第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の五に規定する認定を除く。以下この条及び次条において「認定」という。)を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による食事療養標準負担額減額認定証(以下「食事療養減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、食事療養減額認定証を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。 一 市町村 様式第一号の六による食事療養標準負担額減額認定証 二 組合 様式第一号の六の二による食事療養標準負担額減額認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により食事療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、遅滞なく、食事療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 一 食事療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第五十八条第一号に定める者でなくなつたとき。 二 食事療養減額認定証の有効期限に至つた場合であつて、当該市町村又は組合から食事療養減額認定証の返還の求めがあつたとき。 4 第七条の二(第三項ただし書を除く。)の規定は、食事療養減額認定証の検認及び更新について準用する。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

処分の概要	標準負担額減額の特例
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の6の4
法令番号	昭和33年厚生省令第53号
【基準】 省令第26条の6の4の規定による。 (生活療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定等) 第二十六条の六の四 市町村又は組合は、被保険者が、令第二十九条の三第一項第五号イ及びロの区分に従い、それぞれ同号イ及びロに定める者(第三項第一号において「生活療養減額認定世帯員」という。)の全てについて前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号に定める者であるときは、有効期限を定めて、健康保険法第八十五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める者として前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号の規定による市町村又は組合の認定(第二十七条の十四の二及び第二十七条の十四の五に規定する認定を除く。以下この条において「認定」という。)を行わなければならない。 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による生活療養標準負担額減額認定証(以下「生活療養減額認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、生活療養減額認定証を当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が食事療養減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該食事療養減額認定証に生活療養減額認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りではない。 一 市町村 様式第一号の六の三による生活療養標準負担額減額認定証 二 組合 様式第一号の六の四による生活療養標準負担額減額認定証 3 認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員が前項の規定により生活療養減額認定証の交付を受けた場合であつて、認定を受けた被保険者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、世帯主又は組合員は、遅滞なく、生活療養減額認定証を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に返還しなければならない。 一 生活療養減額認定世帯員のいずれかが前条の規定により読み替えて適用する健康保険法施行規則第六十二条の三第一号に定める者でなくなつたとき。 二 生活療養減額認定証の有効期限に至つたとき。 4 第七条の二(第三項ただし書を除く。)及び第二十六条の三第五項から第八項までの規定は、生活療養減額認定証について準用する。 5 認定を受けた被保険者は、法第五十二条の二第一項に規定する入院時生活療養費に係る療養又は法第五十三条第一項に規定する保険外併用療養費に係る療養(生活療養に限る。)を受けようとするときは、保険医療機関において、認定を受けていることの確認を受けなければならない。この場合において、当該認定を受けた者が、第二十四条の四に規定する方法により被保険者であることの確認を受け、当該療養を受けようとするとき(当該保険医療機関において、認定を受けていることの電子的確認を受けることができる場合を除く。)は、被保険者証に添えて、生活療養減額認定証を当該保険医療機関に提出しなければならない。 6 第二十六条の五の規定は、保険医療機関において、前項の認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の生活療養標準負担額を支払つた場合における被保険者に対する入院時生活療養費の支給について準用する。	

標準処理期間	7日 (1日目) 受付通送→(2日目) 確認処理→(3日目) 決裁→(4日目) 支給決定		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID: 165

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	特定疾病の認定		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則第 27 条の 13		
法令番号	昭和33年政令第362号		
【基準】 省令第27条の13第1項から2項の規定による。 (特定疾病に係る市町村又は組合の認定) 第27条の13 令第29条の2第8項の規定による市町村又は組合の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を記載した特定疾病認定申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。 (1) 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 (2) 認定を受けようとする被保険者のかかっている令第29条の2第8項に規定する疾病の名称 (3) 被保険者証記号・番号 2 前項の申請書には、同項第2号に掲げる疾病にかかっていることに関する医師又は歯科医師の意見書その他当該疾病にかかっていることを証する書類を添付しなければならない。			
標準処理期間	5日 (1日目) 受付通送→(2日目) 決裁→(3日目) 交付		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 1 日

ID: 514

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	一部負担金の減額、免除及び徴収猶予		
法令名 根拠条項	国民健康保険法 第44条第1項		
法令番号	昭和33年法律第192号		
【基準】 法第44条第1項の規定による。 第44条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条又は前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次の各号の措置を採ることができる。 (1) 一部負担金を減額すること。 (2) 一部負担金の支払を免除すること。 (3) 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 1120

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	減額認定証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の3第5項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第26条の3第5項の規定による。 第26条の3 5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

処分の概要	高額介護合算療養費の支給
法令名称 根拠条項	国民健康保険法 第57条の3 第1項
法令番号	昭和33年法律第192号

【基準】

法第57条の3の規定による。

(高額介護合算療養費)

第57条の3 市町村及び組合は、一部負担金等の額（前条第1項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額）並びに介護保険法第51条第1項に規定する介護サービス利用者負担額（同項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）及び同法第61条第1項に規定する介護予防サービス利用者負担額（同項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除して得た額）の合計額が著しく高額であるときは、世帯主又は組合員に対し、高額介護合算療養費を支給する。ただし、当該一部負担金等の額に係る療養の給付、保険外併用療養費に支給、療養費の支給、訪問看護療養費の支給若しくは特別療養費の支給又は第56条第2項の規定による差額の支給を受けなかったときは、この限りではない

国民健康保険法施行規則第27条の26の規定による。

(高額介護合算療養費の支給申請等)

第27条の26 基準日において市町村又は組合の国民健康保険の世帯主等である者(以下この条において「申請者」という。)は、法第57条の3の規定により高額介護合算療養費の支給を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した高額介護合算療養費支給申請書を当該申請者が住所を有する市町村又は組合に提出しなければならない。

(1) 申請者及び基準日世帯員の氏名、生年月日及び個人番号

(2) 計算期間の始期及び終期

(3) 申請者が計算期間における当該保険者の行う国民健康保険の世帯主等であつた間に、高額介護合算療養費に係る療養を受けた者の氏名及びその年月

(4) 申請者及び基準日世帯員が、計算期間において、それぞれ加入していた医療保険者(高齢者の医療の確保に関する法律第7条第2項に規定する保険者及び同法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。次条第1項及び第3項において同じ。)並びに介護保険者(介護保険法(平成9年法律第123号)第3条の規定により介護保険を行う市町村及び特別区をいう。)の名称及びその加入期間

(5) 被保険者記号・番号

2 前項の申請書には、令第29条の4の4第1項第2号及び第4号から第7号までに掲げる額に関する証明書をそれぞれ添付しなければならない。ただし、当該証明書に記載すべき額が零であつて前項の申請書にその旨を記載した場合、又は市町村若しくは組合が同項第四号に掲げる医療保険者及び介護保険者から令第二十九条の四の二第一項第二号及び第四号から第七号までに掲げる額に関する情報の提供を受ける場合は、添付を省略することができる。

3 令第29条の4の2第1項の規定による高額介護合算療養費が、令第29条の4の3第1項第2号の規定によらないものであるときは、第1項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができる

ときは、当該書類を省略させることができる。

- 4 高額介護合算療養費が、令第29条の4の3第1項第5号又は第3項第3号若しくは第4号の規定によるものであるときは、第1項の申請書にはその事実を証する書類を添付しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。
- 5 市町村又は組合は、第1項の規定による申請書の提出を受けたときは、第2項本文の証明書を交付した者又は同項ただし書に規定する情報を提供した者に対し、次に掲げる事項を遅滞なく通知しなければならない。
- (1) 当該申請者に適用される令第29条の4の2第1項に規定する介護合算算定基準額及び介護合算一部負担金等世帯合算額
 - (2) 当該申請者に適用される令第29条の4の2第2項に規定する70歳以上介護合算算定基準額及び70歳以上介護合算一部負担金等世帯合算額
 - (3) その他高額介護合算療養費等(高齢者の医療の確保に関する法律第7条第1項に規定する医療保険各法若しくは同法の規定による高額介護合算療養費又は介護保険法の規定による高額医療合算介護サービス費若しくは高額医療合算介護予防サービス費をいう。次項及び次条第4項において同じ。)の支給に必要な事項
- 6 精算対象者(計算期間の途中で死亡した世帯員その他これに準ずる者をいう。以下この項において同じ。)と当該死亡した日その他これに準ずる日において同一の世帯に属する国民健康保険の世帯主等は、当該精算対象者に係る高額介護合算療養費等の額の算定の申請を行うことができる。この場合においては、当該申請を行う者を第1項の申請者とみなして、第1項から第4項までの規定を適用する。
- 7 前項の申請があつた場合においては、第5項中「通知しなければならない。」とあるのは、「通知しなければならない。ただし、精算対象者(計算期間の途中で死亡した世帯員その他これに準ずる者をいう。)に対する証明書を交付した者及び同項ただし書に規定する情報を提供した者以外のものに対する通知は省略することができる。」と読み替えて、同項の規定を適用する。

標準処理期間	4箇月		
備考			
設定年月日	平成 20 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

処分の概要	限度額適用認定証の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の14の2第3項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第27条の14の2第3項の規定による。 (令第29条の4第1項第1号又は第2号の保険者の認定) 第27条の14の2 2 市町村又は組合は、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員であつて、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による限度額適用認定証(以下この条において「限度額適用認定証」という。)の交付を受けようとするものから申請書の提出があつたときは、限度額適用認定証を、当該世帯主又は組合員に交付しなければならない。ただし、当該被保険者が減額認定証の交付を受けており、市町村又は組合が当該減額認定証に限度額適用認定証を兼ねる旨を明記した場合は、この限りでない。 一 市町村 様式第一号の八による限度額適用認定証 二 組合 様式第一号の八の二による限度額適用認定証			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID:2824

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	限度額適用認定証の再交付(省令第26条の3第5項の準用)		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の14の2第6項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第27条の14の2第6項及び準用する省令第26条の3第5項の規定による。 (令第29条の4第1項第1号又は第2号の市町村又は組合の認定) 第27条の14の2 5 第7条の2(第3項ただし書を除く。)及び第26条の3第5項から第8項までの規定は、限度額適用認定証について準用する。 (食事療養標準負担額の減額に係る市町村又は組合の認定) 第26条の3 5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID:2825

担当部署： 市民部 保険年金課

処分の概要	高齢受給者証の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条の4第1項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第7条の4第1項の規定による。 (高齢受給者証の交付等) 第7条の4 市町村は、法第四十二条第一項第三号又は第四号の規定の適用を受ける被保険者の属する世帯の世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)に対し、当該被保険者に係る様式第一号の二の二による被保険者証を交付した場合を除き、様式第一号の四又は様式第一号の五による一部負担金の割合を記載した証(以下「高齢受給者証」という。)を、有効期限を定めて交付しなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

処分の概要	高齢受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条の4第4項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第7条の4第4項の規定による。 (高齢受給者証の交付等) 第7条の4 4 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る高齢受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに次に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第七条第一項第二号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。 一 被保険者の氏名、性別及び生年月日 二 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号 三 再交付申請の理由			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

処分の概要	特定疾病給付対象療養に係る保険者の認定		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行令 第29条の2第7項		
法令番号	昭和33年政令第362号		
【基準】 政令第29条の2第7項の規定による。 (月間の高額療養費の支給要件及び支給額) 第29条の2 7 被保険者が特定疾病給付対象療養(特定給付対象療養(当該被保険者が次項の規定による市町村又は組合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。))のうち健康保険法施行令第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付が行われるべきものをいう。第29条の3第8項において同じ。)を受けた場合において、当該特定疾病給付対象療養を受けた被保険者が厚生労働省令で定めるところにより市町村又は組合の認定を受けたものであり、かつ、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院等から受けた当該特定疾病給付対象療養に係る第1項第1号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する 省令第27条の12の2第1項及び第2項の規定による。 (特定疾病給付対象療養に係る市町村又は組合の認定) 第27条の12の2 令第29条の2第7項の規定による市町村又は組合の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、次に掲げる事項を、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の実施機関(以下この条において「実施機関」という。)を経由して、当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に申し出なければならない。 (1) 認定を受けようとする被保険者の氏名、生年月日及び個人番号 (2) 認定を受けようとする被保険者が受けるべき健康保険法施行令第41条第7項に規定する厚生労働大臣が定める医療に関する給付の名称 (3) 被保険者記号・番号 2 認定を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主又は組合員は、前項の申出の際に、令第29条の3第1項各号又は第4項各号に掲げる場合のいずれかに該当している旨を証する書類を提出しなければならない。ただし、市町村又は組合は、当該事実を公簿等又はその写しによつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID:2828

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	特定疾病受療証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第27条の13第8項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第27条の13第8項の規定による。 第27条の13 8 世帯主又は組合員は、特定疾病受療証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日

ID:2829

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	特別療養証明書の交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第28条第2項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第28条第2項の規定による。 (特別療養給付の申請) 第28条 2 前項の規定による申請書が提出されたときは、市町村又は組合は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める様式による特別療養証明書(以下この条において「特別療養証明書」という。)を、遅滞なく、前項の者の属する世帯の世帯主又は組合員に交付しなければならない。 ただし、前項の者が被保険者の資格を喪失した際その世帯主又は組合員が前項の者に係る被保険者資格証明書の交付を受けていた場合は、この限りでない。 (1) 市町村 様式第2による特別療養証明書 (2) 組合 様式第2の2による特別療養証明書			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID:2830

担当部署: 市民部 保険年金課

処分の概要	特別療養証明書の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第28条第6項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第28条第6項の規定による。 (特別療養給付の申請) 第28条 6 世帯主又は組合員は、特別療養証明書を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

処分の概要	被保険者証の再交付		
法令名称 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第7条の規定による。 (被保険者証の再交付及び返還) 第七条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出し、第二号に掲げる書類(当該申請書に被保険者の個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。 一 次に掲げる事項 イ 被保険者の氏名、性別及び生年月日 ロ 被保険者の個人番号又は被保険者記号・番号 ハ 再交付申請の理由 二 世帯主の氏名及び生年月日又は住所(以下この条において「個人識別事項」という。)が記載された書類であつて、次のいずれかに該当するもの イ 個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成二十六年内閣府・総務省令第3号)第一条第一号に掲げる書類 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であつて、写真の表示その他の当該書類に施された措置によつて、当該世帯主が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、介護保険の被保険者証、児童扶養手当証書若しくは特別児童扶養手当証書又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であつて当該世帯主が住所を有する市町村が適当と認めるもののうち二以上の書類 2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。 3 世帯主は、被保険者証の再交付を受けた後、失つた被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を当該世帯主が住所を有する市町村に返還しなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 35

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	事業の転換に関する計画の認定		
法令名称 根拠条項	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法 第7条第1項		
法令番号	昭和50年法律第31号		
【基準】 法第7条の規定による。 (事業の転換に関する計画の認定) 第7条 一般廃棄物処理業等を行う者であつて、合理化事業計画の定めるところにより事業の転換を行おうとするものは、その事業の転換に関する計画を市町村長に提出して、その計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 前項に規定するもののほか、同項の認定及びその取消しに関し必要な事項は、環境省令で定める。 省令第5条第1項及び第2項の規定 (転換計画の認定等) 第5条 法第7条第1項の事業の転換に関する計画(以下「転換計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 事業の転換の内容 (2) 事業の転換の実施時期 (3) 事業の転換に伴う設備その他の物件の設置、譲渡、廃棄等に関する事項 (4) 事業の転換を行うのに必要な資金の額及びその調達方法 (5) その他事業の転換に関し重要な事項 2 市町村長は、法第7条第1項の認定の申請があつた場合において、その転換計画が次の各号に該当するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。 (1) 法第3条第1項の承認に係る合理化事業計画(法第4条第1項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後の合理化事業計画)に適合するものであること。 (2) 転換後の事業の経営が適切に行われる見通しがあること。 (3) 前項第2号から第5号までに掲げる事項が当該事業の転換を円滑に行うために適切なものであること。 省令第6条の規定 (転換計画の認定の申請) 第6条 法第7条第1項の規定により転換計画の認定を受けようとする一般廃棄物処理業等を行う者(以下「事業者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これを市町村長に提出しなければならない。 (1) 当該事業者(法人である場合に限る。)の定款 (2) 当該事業者の最近3期間の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録(これらの書類がない場合にあつては、最近2年間の営業状況及び事業用資産の概要を記載した書類)			
標準処理期間	1箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 36

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	事業転換計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則 第5条第3項		
法令番号	昭和50年厚生省令第37号		
【基準】 3 法第7条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る転換計画を変更しようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。			
標準処理期間	1箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 181

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	浄化槽清掃業の許可		
法令名 根拠条項	浄化槽法 第35条		
法令番号	昭和58年法律第43号		
【基準】 法第36条の規定による。 (許可の基準) 第36条 市町村長は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。 (2) 清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ロ 第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 ハ 浄化槽清掃業者で法人であるものが第41条第2項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの ニ 第41条第2項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者 ホ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者 ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項若しくは第6項の規定、第7条の2第1項の規定若しくは同法第16条の規定(一般廃棄物に係るものに限る。)又は同法第7条の3の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 ト 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の4の規定により許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者 チ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項又は第6項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)で法人であるものが同法第7条の4の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前30日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から2年を経過しないもの リ 浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの ヌ 法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの			
標準処理期間	1箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 333

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の許可
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項
法令番号	昭和45年法律第137号
【基準】 法第7条第1項及び第5項の規定による。 (一般廃棄物処理業) 第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 2～4 略 5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 ニ 第7条の4第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項(第4号に係る部分を除く。)若しくは第2項(これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号(第14条の6において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。) ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄	

化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。))で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。))がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

省令第2条の2の規定による。

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(2) 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

標準処理期間	1箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第6項
法令番号	昭和45年法律第137号
【基準】 法第7条第6項及び第10項の規定による。 第7条 6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。 7～9 略 10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。 省令第2条の4の規定による。 (一般廃棄物処分業の許可の基準) 第2条の4 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 浄化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。 (2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 (3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 (2) 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブ	

ルドーザーその他の施設を有すること。

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

標準処理期間	1か月		
備考			
設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日

ID: 335

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	一般廃棄物収集・運搬業の変更の許可
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の2第1項
法令番号	昭和45年法律第137号
【基準】 法第7条の2第2項において準用する法第7条第5項（第3号の規定による省令第2条の2を含む。）の規定による。 第7条 5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 ハ この法律、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第31条第7項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者 ニ 第7条の4若しくは第14条の3の2(第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。)であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。) ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の2第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの ヘ ホに規定する期間内に第7条の2第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収	

集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

省令第2条の2

(一般廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第2条の2 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

(2) 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足る知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すること。

標準処理期間	1か月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日

ID: 336

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	一般廃棄物処分業の変更の許可
法令名称 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の2第1項
法令番号	昭和45年法律第137号
【基準】 法第7条の2第2項において準用する法第7条第10項（第3号の規定による省令第2条の4を含む。）の規定による。 第7条 10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。 (1) 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。 (2) その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。 (3) その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。 (4) 申請者が第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。 省令第2条の4 (一般廃棄物処分業の許可の基準) 第2条の4 法第7条第10項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 浄化槽(浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽(同法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第13条第5号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。 (2) その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。 (3) 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 (2) 埋立処分を業として行う場合 イ 施設に係る基準 (1) 埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。 ロ 申請者の能力に係る基準 (1) 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 (2) 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	

と。

標準処理期間	1か月		
備考			
設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日

ID: 337

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	再生利用一般廃棄物・運送業者の指定		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条第2号		
法令番号	昭和46年厚生省令第35号		
【基準】 省令第2条第2号の規定による。 (一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者) 第2条 法第7条第1項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの			
標準処理期間	1箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 338

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	再生利用一般廃棄物処分業者の指定		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第2条の3第2号		
法令番号	昭和46年厚生省令第35号		
【基準】 省令第2条の3第2号の規定による。 (一般廃棄物処分業の許可を要しない者) 第2条の3 法第7条第6項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの			
標準処理期間	1箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID:2832

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可の更新		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第2項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第7条第2項の規定による。 (一般廃棄物処理業) 第7条 2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。			
標準処理期間	1箇月		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID:2833

担当部署: 環境部 環境衛生課

処分の概要	一般廃棄物処分業の許可の更新		
法令名 根拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第7項		
法令番号	昭和45年法律第137号		
【基準】 法第7条第7項の規定による。 (一般廃棄物処理業) 第7条 7 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。			
標準処理期間	1箇月		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID:2401

担当部署:環境部 環境政策課

処分の概要	墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可
法令名 根拠条項	墓地、埋葬等に関する法律 第10条
法令番号	昭和23年法律第48号
【根拠条文】 第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。 【基準】 (墓地等の経営者) 墓地等の経営は、永続性、非営利性を基本とすることから、その経営者は、原則として地方公共団体とする。ただし、これにより難しい場合は、次のいずれかによるものとする。 (1) 地方公共団体が経営する墓地がないなど、相当の事由があると認める場合は、宗教法人又はその他の公益法人である経営者 (2) 交通の不便な地域であるなど、周囲の状況から自己又は自己の親族のための墓地を設置することが止むを得ないと認める場合は、その経営者。ただし、居住して当該墓地を管理することができる場合に限る。 (3) 従来からある墓地等の経営者が死亡する等により引き継いで経営する場合等、特別の事由があると認めた経営者 その他の公益法人とは 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3項の規定による。 (定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。 二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。 三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。 四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。 (公益認定) 第四条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。 (設置場所の基準) いなべ市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年規則第7号）第2条から第5条の規定による。 第2条 墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の設置場所は、次に掲げる基準に適合していなければならない。ただし、公衆衛生上支障がなく、かつ、<u>公共の福祉等の見地から特別の事由がある</u>と市長が認めたときは、この限りでない。 (1) 墓地 <u>人家等から100メートル以上離れ、かつ、飲用水その他公衆衛生上支障のない場所</u>であること。 (2) 納骨堂 寺院の境内又は墓地の区域内であること。 (3) 火葬場 人家等から200メートル以上離れていること。ただし、同一敷地内において火葬場の施設を増築し、改築し、又は建て替えるときは、この限りでない。 2 墓地等の経営者以外の者が、墓地等の設置後、前項第1号又は第3号に規定する距離内に人家等を設置した場合にあっては、それぞれ同項第1号又は第3号の規定は適用しない。	

公共の福祉等の見地から特別の事由がある

公共の福祉等の見地から特別の事由があるとは、次に掲げる次項等について、総合的に判断するものである。

- ア 墓地、埋葬等に関する法律施行（昭和23年6月1日）前に設置され現在まで継続して管理、運営されている墓地等である場合
- イ 墓地区域から100メートル以内、又は火葬場敷地から200メートル以内の人家等の居住者（世帯主）の同意がある場合
- ウ 地域（自治会等の住民相互の交流が行われている身近な共同体）が墓地の設置が必要であると認める場合

人家等

人家等とは、人が居住する家屋及び事務所等の建物施設をいい、倉庫、駐車場その他これらに類するものは含まない。

飲用水その他公衆衛生上支障のない場所

飲用水その他公衆衛生上支障のない場所とは、水道水源、井戸等が汚染される恐れのない土地であることをいう。

（墓地等変更の場合の設置場所の基準）

第3条 法第10条第2項の規定により、墓地等の区域を変更しようとするときは、変更に係る区域について、前条第1項の規定を準用する。

（施設の基準）

第4条 墓地等の施設の基準は、次の各号に定めるところによる。ただし、公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉等の見地から特別の事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

（1）墓地

ア 墓地の境界には、障壁又は樹木による垣根等を設けること。ただし、土地の状況等によりこれにより難い場合は溝等で区画すること。

イ 墓地には適当な排水路を設け、雨水又は地表水が停留しないようにすること。

ウ ごみを処理し、又は貯留できる設備を設けること。

（2）納骨堂

ア 耐火建築構造とし、内部の設備は不燃材料を用いること。

イ 出入口及び納骨装置は、施錠できること。

（3）火葬場

ア 境界に障壁又は樹木による垣根等を設けること。

イ 出入口には、門扉を設けること。

ウ 火葬炉には、防臭及び防塵について、十分な能力を有する排ガス燃焼装置等を設けること。

エ 便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。

オ 灰庫を設けること。

カ 火葬炉が存する建物に施錠ができること。

（基準の適用除外）

第5条 墓地等を引き継いで経営しようとする場合において、公衆衛生上支障がなく、かつ、公共の福祉等の見地から特別の事由があると市長が認めたときは、第2条から前条までの規定を適用しないことができる。

標準処理期間	1 か月		
備考			
設定年月日	平成 24 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 377

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	被保険者証の交付		
法令名 根拠条項	介護保険法 第12条第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 省令第26条の規定による。 (被保険者証の交付) 第26条 市町村は、第1号被保険者並びに第2号被保険者(法第9条第2号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)のうち法第27条第1項又は第32条第1項の規定による申請を行ったもの及び法第12条第3項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第1号による被保険者証を交付しなければならない。 2 第2号被保険者は、前項の規定により被保険者証の交付を受けようとするときは、氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 3 前項の場合において、当該第2号被保険者は、医療保険各法による被保険者証(日雇特例被保険者手帳(健康保険印紙をはり付けるべき余白があるものに限る。))及び被扶養者証を含む。)、組合員証又は加入者証(以下「医療保険被保険者証等」という。)を提示するものとする。ただし、市町村が当該第2号被保険者が医療保険加入者であることを公簿等によって確認することができるときは、この限りでない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 378

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	要介護認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第27条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第27条第1項及び第2項の規定による。 介護保険法 (要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。 省令第36条の規定による。 第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。 第27条第5項の規定による。 第27条 5 認定審査会は、前項の規定により審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る被保険者について、同項各号に規定する事項に関し審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するものとする。この場合において、認定審査会は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、市町村に意見を述べることができる。 (1) 当該被保険者の要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養に関する事項 (2) 第41条第1項に規定する指定居宅サービス、第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス又は第48条第1項に規定する指定施設サービス等の適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項 厚生労働大臣が定める基準 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年(厚生省令第58号)の規定による。			
標準処理期間	30日以内(法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 379

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	要介護認定の更新		
法令名 根拠条項	介護保険法 第28条第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第28条第4項にて準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による省令第36条の規定による。 介護保険法 (要介護認定の更新) 第28条 2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新(以下「要介護更新認定」という。)の申請をすることができる。 3 略 4 前条(第8項を除く。)の規定は、前2項の申請及び当該申請に係る要介護更新認定について準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 介護保険法 (要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。 第3項から第12項まで 略 介護保険法施行規則 第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。			
標準処理期間	30日以内(法第28条第4項において準用する法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 380

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	要介護状態区分の変更の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第29条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第29条第2項にて準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による省令第36条の規定による。 介護保険法 (要介護状態区分の変更の認定) 第29条 要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要介護状態区分の変更の認定の申請をすることができる。 2 第27条及び前条第5項から第8項までの規定は、前項の申請及び当該申請に係る要介護状態区分の変更の認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 介護保険法 (要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。 第3項から第12項まで 略 介護保険法施行規則 第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。			
標準処理期間	30日以内(法第29条第2項において準用する法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 381

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	要支援認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第32条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第32条第2項にて準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による省令第36条の規定による。 介護保険法 (要支援認定) 第32条 要支援認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。 以下 略 介護保険法 (要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であって厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があったときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。 第3項から第12項まで 略 介護保険法施行規則 第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。			
標準処理期間	30日以内(法第32条第9項において準用する法第27条第11項)		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 382

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	要支援認定の更新
法令名称 根拠条項	介護保険法 第33条第2項
法令番号	平成9年法律第123号
【基準】 法第33条第4項において準用する法第32条第2項にて準用する法第27条第2項及び法第27条第2項の規定による省令第36条の規定による。 介護保険法 (要支援認定の更新) 第33条 2 要支援認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要支援状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要支援認定の更新(以下「要支援更新認定」という。)の申請をすることができる。 3 前項の申請をすることができる被保険者が、災害その他やむを得ない理由により当該申請に係る要支援認定の有効期間の満了前に当該申請をすることができなかつたときは、当該被保険者は、その理由のやんだ日から1月以内に限り、要支援更新認定の申請をすることができる。 4 前条(第7項を除く。)及び第28条第5項から第8項までの規定は、前2項の申請及び当該申請に係る要支援更新認定について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 第5項及び第6項 略 (要支援認定) 第32条 2 第27条第2項及び第3項の規定は、前項の申請に係る調査並びに同項の申請に係る被保険者の主治の医師の意見及び当該被保険者に対する診断命令について準用する。 以下 略 介護保険法 (要介護認定) 第27条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。 2 市町村は、前項の申請があつたときは、当該職員をして、当該申請に係る被保険者に面接させ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該被保険者が遠隔の地に居所を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。 第3項から第12項まで 略	

介護保険法施行規則

第36条 法第27条第2項の厚生労働省令で定める事項は、同条第1項の申請に係る被保険者の病状及び当該者が現に受けている医療の状況とする。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 383

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	介護保険サービスの種類の指定変更		
法令名 根拠条項	介護保険法 第37条第2項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第37条第4項及び省令第59条第3項の規定による。 介護保険法 (介護給付等対象サービスの種類の指定) 第37条 4 市町村は、第2項の申請があった場合において、厚生労働省令で定めるところにより、認定審査会の意見を聴き、必要があると認めるときは、当該指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類の変更をすることができる。 5 市町村は、前項の規定により第2項の申請に係る被保険者について第1項前段の規定による指定に係る居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を変更したときは、その結果を当該被保険者に通知するとともに、当該被保険者の被保険者証に変更後の居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類を記載し、これを返付するものとする。 介護保険法施行規則 (介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請) 第59条 3 市町村は、第1項の申請を受けたときは、同項第1号に掲げる事項(個人番号を除く。)及び同項の申請に係る被保険者が第二号被保険者である場合にあってはその旨を認定審査会に通知し、当該申請に係る被保険者が受けるべき居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類について審査及び判定を求めるものとする。 この場合において、当該審査及び判定に係る手続は、法第27条第3項から第6項まで(第5項後段を除く。)の規定の例による。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 384

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	居宅介護サービス費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第41条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第41条第2項及び省令第62条の規定による。 介護保険法 (居宅介護サービス費の支給) 第41条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 介護保険法施行規則 (居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等) 第62条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第6条、第8条又は第11条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に係るものと認められるものに限り支給するものとする。 2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第13条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 385

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	特例居宅介護サービス費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第42条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第42条第1項各号及び政令第15条の規定による。 介護保険法 (特例居宅介護サービス費の支給) 第42条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。 (1) 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス(指定居宅サービスの事業に係る第74条第1項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び事項において「基準該当居宅サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (4) その他政令で定めるとき。 以下 略 介護保険法施行令 (特例居宅介護サービス費を支給する場合) 第15条 法第42条第1項第4号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。 (1) 居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービス(法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。次号、第22条の5及び第29条の5において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) 法第42条第1項第3号に規定する居宅要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 386

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	居宅介護福祉用具購入費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第44条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第44条第2項及び省令第70条の規定による。 介護保険法 (居宅介護福祉用具購入費の支給) 第44条 市町村は、居宅要介護被保険者が、特定福祉用具販売に係る指定居宅サービス事業者から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所において販売される特定福祉用具を購入したときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護福祉用具購入費を支給する。 2 居宅介護福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 介護保険法施行規則 (居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合) 第70条 居宅介護福祉用具購入費は、当該居宅要介護被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。 2 居宅介護福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第72条に規定する居宅介護福祉用具購入費支給限度額管理期間において、当該居宅要介護被保険者が当該購入した特定福祉用具(法第8条第13項に規定する特定福祉用具をいう。以下同じ。)と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具(法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。)(当該購入した特定福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。)を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費が支給されている場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 387

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	居宅介護住宅改修費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第45条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第45条第2項及び省令第74条の規定による。 介護保険法 (居宅介護住宅改修費の支給) 第45条 市町村は、居宅要介護被保険者が、手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修(以下「住宅改修」という。)を行ったときは、当該居宅要介護被保険者に対し、居宅介護住宅改修費を支給する。 2 居宅介護住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 介護保険法施行規則 (居宅介護住宅改修費の支給が必要と認める場合) 第74条 居宅介護住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 388

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	居宅介護サービス計画費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第46条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第46条第7項において準用する法第41条第2項及び法第41条第2項の規定による省令第62条の規定による。 介護保険法 (居宅介護サービス計画費の支給) 第46条 市町村は、居宅要介護被保険者が、当該市町村の長又は都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。 第2項から第6項まで 略 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、居宅介護サービス計画費の支給について、同条第8項の規定は、指定居宅介護支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 8 略 (居宅介護サービス費の支給) 第41条 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 介護保険法施行規則 (居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等) 第62条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第6条、第8条又は第11条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に係るものと認められるものに限り支給するものとする。 2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第13条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 389

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	特例居宅介護サービス計画費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第47条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第47条第1項各号及び政令第20条の規定による。 介護保険法 (特例居宅介護サービス計画費の支給) 第47条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス計画費を支給する。 (1) 居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービス(指定居宅介護支援の事業に係る第81条第1項の市町村の条例で定める員数及び同条第2項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準のうち、当該市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅介護支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援以外の居宅介護支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) その他政令で定めるとき。 2 略 介護保険法施行令 (特例居宅介護サービス計画費を支給する場合) 第20条 法第47条第1項第3号に規定する政令で定めるときは、居宅要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定居宅介護支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 390

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	施設介護サービス費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第48条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第48条第1項及び同条第7項において準用する第41条第2項並びに省令第80条の規定による。 介護保険法 (施設介護サービス費の支給) 第48条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(以下「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。 (1) 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設(以下「指定介護老人福祉施設」という。)により行われる介護福祉施設サービス(以下「指定介護福祉施設サービス」という。) (2) 介護保健施設サービス (3) 介護医療院サービス 第2項から第6項まで 略 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、施設介護サービス費の支給について、同条第8項の規定は、介護保険施設について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 8 略 (居宅介護サービス費の支給) 第41条 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 介護保険法施行規則 (施設介護サービス費の支給が必要と認める場合) 第80条 介護保健施設サービスに係る施設介護サービス費(法第48条第1項に規定する施設介護サービス費をいう。以下同じ。)は、第20条に規定する要介護者に限り支給するものとする。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 391

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	特例施設介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第49条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第49条第1項各号及び政令第22条の規定による。 介護保険法 (特例施設介護サービス費の支給) 第49条 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例施設介護サービス費を支給する。 (1) 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) その他政令で定めるとき。 以下 略 介護保険法施行令 (特例施設介護サービス費を支給する場合) 第22条 法第49条第1項第2号に規定する政令で定めるときは、要介護被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで法第48条第1項に規定する指定施設サービス等を受けた場合において、必要があると認めるときとする。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 392

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	居宅介護サービス費等の額の特例		
法令名 根拠条項	介護保険法 第50条		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第50条及び省令第83条の規定による。 介護保険法 (居宅介護サービス費等の額の特例) 第50条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 (1) 居宅介護サービス費の支給 第41条第4項第1号及び第2号並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (2) 特例居宅介護サービス費の支給 第42条第2項並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (3) 地域密着型介護サービス費の支給 第42条の2第2項各号並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (4) 特例地域密着型介護サービス費の支給 第42条の3第2項並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (5) 施設介護サービス費の支給 第48条第2項 (6) 特例施設介護サービス費の支給 前条第2項 (7) 居宅介護福祉用具購入費の支給 第44条第3項、第4項及び第7項 (8) 居宅介護住宅改修費の支給 第45条第3項、第4項及び第7項 介護保険法施行規則 (居宅介護サービス費等の額の特例) 第83条 法第50条第1項及び第2項の厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 (1) 要介護被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 要介護被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 2 過去に法第50条第1項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第73条並びに第76条第1項第2号及び第3号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「90分の100」とあるのは、「法第50条第1項の規定により市町村が割合を定めたものにあつては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあつては90分の100」とする。 3 過去に法第50条第2項の規定の適用を受けた要介護被保険者について第73条並びに第76条第1項第2号及び第3号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「80分の100」とあるのは、「法第50条第2項の規定により市町村が割合を定めたものにあつては当該割合で除して得た額、それ以外のものにあつては80分の100」とする。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 393

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	高額介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第51条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第51条第2項の規定による。 介護保険法 (高額介護サービス費の支給) 第51条 市町村は、要介護被保険者が受けた居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)又は施設サービスに要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費及び特例施設介護サービス費の合計額を控除して得た額(次条第1項において、「介護サービス利用者負担額」という。)が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額介護サービス費を支給する。 2 前項に規定するもののほか、高額介護サービス費の支給要件、支給額その他高額介護サービス費の支給に関して必要な事項は、居宅サービス、地域密着型サービス又は施設サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。 政令は、政令第22条の2の2の規定(介護保険法施行規則) 第22条の2 法第19条の6第1項第3号の政令で定めるときは、医療費支給認定保護者が法第19条の3第1項又は第19条の5第1項の規定による申請に関し虚偽の申請をしたときとする。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 394

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	介護予防サービス費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第53条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【基準】 法第53条第7項にて準用する法41条第2項並びに省令第85条において準用する省令第62条の規定による省令第6条、第8条、第11条及び第13条の規定による。 介護保険法 (介護予防サービス費の支給) 第53条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの(以下「居宅要支援被保険者」という。)が、都道府県知事が指定する者(以下「指定介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス(以下「指定介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用(特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。 第2項から第6項まで 略 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は、介護予防サービス費の支給について、同条第8項の規定は、指定介護予防サービス事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 以下 略 (居宅介護サービス費の支給) 第41条 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 介護保険法施行規則 (準用) 第85条 第62条、第63条及び第65条の規定は、居宅要支援被保険者に係る介護予防サービス費の支給について準用する。この場合において、第62条第1項中「第6条、第8条又は第11条」とあるのは「第22条の5、第22条の7又は第22条の11」と、第62条第2項中「第13条」とあるのは「第22条の13」と、第65条中「第41条第8項」とあるのは「第53条第7項において準用する法第41条	

第8項」と、「同条第4項第1号又は第2号」とあるのは「法第53条第2項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

(居宅介護サービス費の支給が必要と認める場合等)

第62条 訪問看護、訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションに係る居宅介護サービス費は、それぞれ第六条、第8条又は第11条に規定する基準に適合している居宅要介護被保険者(法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。以下同じ。)に係るものと認められるものに限り支給するものとする。

2 短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費は、第13条に規定する居宅要介護被保険者に係るものと認められるものに限り支給するものとする。

(法第8条第4項の厚生労働省令で定める基準)

第6条 法第8条第4項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は次条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。

(法第8条第5項の厚生労働省令で定める基準)

第8条 法第8条第5項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要することとする。

(法第8条第8項の厚生労働省令で定める基準)

第11条 法第8条第8項の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設において、心身の機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、診療に基づき実施される計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを要することとする。

(法第8条第10項の厚生労働省令で定める居宅要介護者)

第13条 法第8条第10項の厚生労働省令で定める居宅要介護者は、病状が安定期にあり、次条に規定する施設に短期間入所して、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療を要する居宅要介護者とする。

標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 395

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	特例介護予防サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第54条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第54条第1項各号及び政令第24条各号の規定による。 介護保険法 (特例介護予防サービス費の支給) 第54条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。 (1) 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス(指定介護予防サービスの事業に係る第115条の4第1項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (4) その他政令で定めるとき。 2 略 介護保険法施行令 (特例介護予防サービス費を支給する場合) 第24条 法第54条第1項第4号に規定する政令で定めるときは、次のとおりとする。 (1) 居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当介護予防サービス(法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。次号において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) 法第54条第1項第3号に規定する居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 396

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	介護予防福祉用具購入費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第56条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第56条第2項及び省令第89条の規定による。 介護保険法 (介護予防福祉用具購入費の支給) 第56条 市町村は、居宅要支援被保険者が、特定介護予防福祉用具販売に係る指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所において販売される特定介護予防福祉用具を購入したときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防福祉用具購入費を支給する。 2 介護予防福祉用具購入費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 介護保険法施行規則 (介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認める場合) 第89条 介護予防福祉用具購入費は、当該居宅要支援被保険者の日常生活の自立を助けるために必要と認められる場合に限り支給するものとする。 2 介護予防福祉用具購入費は、当該購入を行った日の属する第91条に規定する介護予防福祉用具購入費支給限度額管理期間において当該居宅要支援被保険者が当該購入した特定介護予防福祉用具と同一の種目の特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具(当該購入した特定介護予防福祉用具と用途及び機能が著しく異なるものを除く。)を既に購入しており、かつ、その購入について居宅介護福祉用具購入費又は介護予防福祉用具購入費を支給している場合については、支給しないものとする。ただし、当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る介護予防福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 397

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	介護予防住宅改修費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第57条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第57条第2項及び省令第93条の規定による。 介護保険法 (介護予防住宅改修費の支給) 第57条 市町村は、居宅要支援被保険者が、住宅改修を行ったときは、当該居宅要支援被保険者に対し、介護予防住宅改修費を支給する。 2 介護予防住宅改修費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限り、支給するものとする。 以下 略 介護保険法施行規則 (介護予防住宅改修費の支給が必要と認める場合) 第93条 介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 398

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	介護予防サービス計画費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第58条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第58条第7項において準用する法第41条第2項の規定による。 (介護予防サービス計画費の支給) 第58条 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用居宅要支援被保険者に係る介護予防支援にあつては、施設所在市町村)の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)の長が指定する者(以下「指定介護予防支援事業者」という。)から当該指定に係る介護予防支援事業を行う事業所により行われる介護予防支援(以下「指定介護予防支援」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防支援に要した費用について、介護予防サービス計画費を支給する。 第2項から第6項まで 略 7 第41条第2項、第3項、第10項及び第11項の規定は介護予防サービス計画費の支給について、同条第8項の規定は指定介護予防支援事業者について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。 (居宅介護サービス費の支給) 第41条 2 居宅介護サービス費は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村が必要と認める場合に限る、支給するものとする。 以下 略			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 399

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	特例介護予防サービス計画費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第59条第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第59条第1項各号及び政令第29条の規定による。 介護保険法 (特例介護予防サービス計画費の支給) 第59条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス計画費を支給する。 (1) 居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービス(指定介護予防支援の事業に係る第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数並びに同条第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準のうち、市町村の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業者により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援以外の介護予防支援又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) その他政令で定めるとき。 以下 略 介護保険法施行令 (特例介護予防サービス計画費を支給する場合) 第29条 法第59条第1項第3号に規定する政令で定めるときは、居宅要支援被保険者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで指定介護予防支援を受けた場合において、必要があると認めるときとする。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 400

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	介護予防サービス費等の額の特例
法令名称 根拠条項	介護保険法 第60条
法令番号	平成9年法律第123号
【基準】 法第60条及び省令第97条の規定による。 介護保険法 (介護予防サービス費等の額の特例) 第60条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。以下この条において同じ。)又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条第1項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条の規定により読み替えて適用する場合を除く。)においては、これらの規定中「百分の90」とあるのは、「100分の60を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 2 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条第1項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の80」とあるのは、「100分の8を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 3 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた居宅要支援被保険者が受ける前条第1項各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合に限る。)においては、同条第2項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。 介護保険法施行規則 (介護予防サービス費等の額の特例) 第97条 法第60条各項に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、次のとおりとする。 (1) 要支援被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 要支援被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。 2 過去に法第60条第1項、第2項又は第3項の規定の適用を受けた要支援被保険者について第73条、第76条第3号及び第95条第2号の規定を適用する場合においては、これらの規定中「70分の100」とあるのは、「70分の100、法第60条第1項の規定が適用される場合にあつては100分の100を同項に規定する100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の100を同項に規定する100分の80を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合、同条第3項の規定が適用される場合にあつては100分の100を同項に規定する100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合」とする。	

標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日

ID: 401

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	高額介護予防サービス費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第61条第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【基準】 法第61条及び政令第29条の2の規定による。 介護保険法 (高額介護予防サービス費の支給) 第61条 市町村は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)又は地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)に要した費用の合計額として政令で定めるところにより算定した額から、当該費用につき支給された介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額介護予防サービス費を支給する。 2 前項に規定するもののほか、高額介護予防サービス費の支給要件、支給額その他高額介護予防サービス費の支給に関して必要な事項は、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに必要な費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。 介護保険法施行令 (高額介護予防サービス費) 第29条の2の2 法第61条第1項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、居宅要支援被保険者が受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の100(法第59条の2の規定が適用される場合にあつては80分の100、法第60条第1項の規定が適用される場合にあつては100分の100を第一市町村特例割合で除して得た割合、同条第2項の規定が適用される場合にあつては100分の100を第二市町村特例割合で除して得た割合)を乗じて得た額とする。 2 高額介護予防サービス費は、同一の世帯に属する要介護被保険者等が同一の月に受けた居宅サービス等及び介護予防サービス等に係る利用者負担世帯合算額が44,400円を超える場合に、当該月に介護予防サービス等を受けた居宅要支援被保険者に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から44,400円を控除して得た額に要支援被保険者按あん分率(居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等に係る第22条の2の2第2項第3号及び第4号に掲げる額の合算額(以下「居宅要支援被保険者利用者負担合算額」という。)を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。 3 居宅要支援被保険者が特定給付対象介護予防サービス等を受けた場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた当該特定給付対象介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が44,400円を超えるときは、当該得た額から44,400円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。 4 居宅要支援被保険者が被保護者である場合において、当該居宅要支援被保険者が同一の月において受けた介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に90分の10を乗じて得た額が15,000円を超えるときは、当該得た額から15,000円を控除して得た額を高額介護予防サービス費として当該居宅要支援被保険者に支給する。 5 第二項の場合において、居宅要支援被保険者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項中「四万四千四百円」とあるのは、「二万四千六百円」とする。 一 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等のあった月の属する年度(介護予防サービス等のあった月が四月から七月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規	

定による市町村民税が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である者(第七項において「市町村民税世帯非課税者」という。)

二 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第二十二条の二の二第二項及び第二項中「四万四千四百円」とあるのを「二万四千六百円」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

6 第二項の場合において、居宅要支援被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が介護予防サービス等があった月において要保護者である者であって、第二十二条の二の二第二項及び第二項中「四万四千四百円」とあるのを「一万五千元」と読み替えてこれらの規定が適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(前項第二号に掲げる者を除く。)であるときは、第二項中「四万四千四百円」とあるのは、「一万五千元」とする。

7 居宅要支援被保険者(被保護者及び前項に規定する要保護者を除く。)が、市町村民税世帯非課税者であり、かつ、介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(介護予防サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)中の公的年金等の収入金額及び当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年(当該介護予防サービス等のあった月が一月から七月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が八十万円以下である場合又は老齢福祉年金の受給権を有している場合であって、当該居宅要支援被保険者が同一の月に受けた介護予防サービス等に係る居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千元を控除して得た額が、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定により当該居宅要支援被保険者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額を超えるときは、当該居宅要支援被保険者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、第五項の規定により読み替えて適用する第二項の規定にかかわらず、当該居宅要支援被保険者利用者負担合算額から一万五千元を控除して得た額とする。

8 居宅要支援被保険者が法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者又は法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者(以下この項において「指定介護予防サービス事業者等」という。)について特定公費負担給付が行われるべき介護予防サービス等を受けた場合又は被保護者である居宅要支援被保険者が指定介護予防サービス事業者等について介護予防サービス等を受けた場合において、当該介護予防サービス等に係る介護予防サービス費合計額に九十分の十を乗じて得た額の支払が行われなかったときは、市町村は、当該介護予防サービス等に要した費用のうち第三項又は第四項の規定による高額介護予防サービス費として居宅要支援被保険者に支給すべき額に相当する額を当該指定介護予防サービス事業者等に支払うものとする。

9 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者に対し、第三項又は第四項の規定による高額介護予防サービス費の支給があったものとみなす。

10 居宅要支援被保険者が同一の月において要介護被保険者としての期間を有する場合は、当該居宅要支援被保険者が当該月に受けた介護予防サービス等については、第二項から前項までの規定は、適用しない。

11 高額介護予防サービス費の支給に関する手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

標準処理期間

90日

備考

設定年月日

平成 19 年 1 月 1 日

最終変更年月日

平成 30 年 4 月 1 日

ID: 494

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	要支援状態区分の変更の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法 第33条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第33条の2の規定による。 (要支援状態区分の変更の認定) 第33条の2 要支援認定を受けた被保険者は、その支援の必要の程度が現に受けている要支援認定に係る要支援状態区分以外の要支援状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、要支援状態区分の変更の認定の申請をすることができる。 2 第28条第5項から第8項まで及び第32条の規定は、前項の申請及び当該申請に係る要支援状態区分の変更について準用する。この場合において、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 496

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	地域密着型介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第42条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第42条の2第1項の規定による。 (地域密着型介護サービス費の支給) 第42条の2 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である要介護被保険者(以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。))に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス(以下「指定地域密着型サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用(地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 497

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	特例地域密着型介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第42条の3第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第42条の3第1項の規定による。 (特例地域密着型介護サービス費の支給) 第42条の3 市町村は、次に掲げる場合には、要介護被保険者に対し、特例地域密着型介護サービス費を支給する。 (1) 要介護被保険者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 指定地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。以下この号において同じ。)の確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する要介護被保険者が、指定地域密着型サービス以外の地域密着型サービス(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) その他政令で定めるとき。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 498

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	特定入所者介護サービス費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第51条の3第1項
法令番号	平成9年法律第123号

【基準】

法第51条の3第1項及び省令第83条の5の規定による。

(特定入所者介護サービス費の支給)

第51条の3 市町村は、要介護被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定施設サービス等、指定地域密着型サービス又は指定居宅サービス(以下この条及び次条第1項において「特定介護サービス」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者(以下この条及び次条第1項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護サービスを行う介護保険施設、指定地域密着型サービス事業者又は指定居宅サービス事業者(以下この条において「特定介護保険施設等」という。)における食事の提供に要した費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要した費用について、特定入所者介護サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護サービスを受けたときは、この限りでない。

- (1) 指定介護福祉施設サービス
- (2) 介護保健施設サービス
- (3) 介護医療院サービス
- (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (5) 短期入所生活介護
- (6) 短期入所療養介護

(法第51条の3第1項の厚生労働省令で定める要介護被保険者)

第83条の5 法第51条の3第1項の厚生労働省令で定める要介護被保険者は、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者(短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービスにつき居宅介護サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。)とする。

- (1) その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員並びにその者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合その他これらに準ずる場合における当該配偶者を除く。以下同じ。)が特定介護サービス(法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。)を受ける日の属する年度(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除された者(当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)であり、かつ、当該要介護被保険者及びその者の配偶者が所有する現金、所得税法第2条第1項第10号に規定する預貯金、同項第11号に規定する合同運用信託、同項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第17号に規定する有価証券その他これらに類する資産の合計額として市町

村長が認定した額が2,000万円(当該要介護被保険者に配偶者がいない場合にあっては、1,000万円)以下であるもの。

- (2) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が特定介護サービスを受ける日の属する月において要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であって、当該特定介護サービスに係る特定入所者介護サービス費(法第51条の3第1項に規定する特定入所者介護サービス費をいう。以下同じ。)を支給されたとすれば、保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの

- (3) 被保護者(生活保護法第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)

- (4) 前3号に掲げる者のほか、介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所する者であって、その属する世帯の構成員の数(その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数)が2以上であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

イ その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員(当該世帯主又は世帯員のいずれかについて特定介護サービスを行う介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより当該者が世帯を異にしても、当該者は、なお同一の世帯に属するものとみなす。以下この号において同じ。)並びにその者の配偶者の特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年)中の公的年金等の収入金額(所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び当該特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(当該特定介護サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年)の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。)(租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十五条の二第一項の規定により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は第三十五条第一項の規定により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額(同法第三十三条の四第二項又は第三十六条の規定の適用がある場合には、これらの規定により計算した金額)を控除して得た額とする。)から所得税法第三十五条第二項第一号に掲げる金額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、0とする。)の合計額から当該特定介護サービスに係る施設介護サービス費又は地域密着型介護サービス費の見込額に90分の10(法第49条の2の規定が適用される場合にあっては、80分の20)を乗じて得た額(高額介護サービス費が支給される見込みがあるときは、当該高額介護サービス費の見込額を控除する。)の年額並びに食事の提供に要する費用及び居住に要する費用として支払う見込額の年額の合計額を控除して得た額が、80万円以下であること。

ロ イに規定する世帯主及びすべての世帯員並びにその者の配偶者が所有する現金、所得税法第2条第1項第10号に規定する預貯金、同項第11号に規定する合同運用信託、同項第15号の3に規定する公募公社債等運用投資信託及び同項第17号に規定する有価証券の合計額として市町村長が認定した額が、450万円以下であること。

ハ イに規定する世帯主及びすべての世帯員並びにその者の配偶者がその居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を所有していないこと。

ニ イに規定する世帯主及びすべての世帯員並びにその者の配偶者について、災害その他の特別の事情があると市町村長が認める場合を除き、第1号被保険者にあっては保険料の、第2号被保険者にあっては医療保険各法の定めるところにより当該者が納付義務又は払込義務を負う保険料(地方税法の規定による国民健康保険税を含む。)又は掛金の滞納がないこと。

標準処理期間

90日

備考			
設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 499

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	特例特定入所者介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第51条の4第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第51条の4及び施行令第22条の5の規定による。 (特例特定入所者介護サービス費の支給) 第51条の4 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護サービス費を支給する。 (1) 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) その他政令で定めるとき。 2 特例特定入所者介護サービス費の額は、当該食事の提供に要した費用について食費の基準費用額から食費の負担限度額を控除した額及び当該居住等に要した費用について居住費の基準費用額から居住費の負担限度額を控除した額の合計額を基準として、市町村が定める。 (特例特定入所者介護サービス費を支給する場合) 第22条の5 法第51条の4第1項第2号の政令で定めるときは、次のとおりとする。 (1) 特定入所者(法第51条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。)が、基準該当居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 指定居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第5号において同じ。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定介護サービス(法第51条の3第1項に規定する特定介護サービスをいう。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (4) 特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (5) 第2号に規定する特定入所者が、当該要介護認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 500

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	地域密着型介護予防サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第54条の2第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第54条の2第1項の規定による。 (地域密着型介護予防サービス費の支給) 第54条の2 市町村は、居宅要支援被保険者が、当該市町村(住所地特例適用被保険者である居宅要支援被保険者(以下「住所地特例適用居宅要支援被保険者」という。)に係る特定地域密着型介護予防サービスにあっては、施設所在市町村を含む。)の長が指定する者(以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者」という。)から当該指定に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型介護予防サービス(以下「指定地域密着型介護予防サービス」という。)を受けたとき(当該居宅要支援被保険者が、第58条第4項の規定により同条第1項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であって、当該指定地域密着型介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となっているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。)は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定地域密着型介護予防サービスに要した費用(食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、地域密着型介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 501

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	特例地域密着型介護予防サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第54条の3第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第54条の3第1項の規定による。 (特例地域密着型介護予防サービス費の支給) 第54条の3 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例地域密着型介護予防サービス費を支給する。 (1) 居宅要支援被保険者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域密着型介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 指定地域密着型介護予防サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者が、指定地域密着型介護予防サービス以外の地域密着型介護予防サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) その他政令で定めるとき。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 502

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	特定入所者介護予防サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第61条の3第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第61条の3第1項の規定による。 (特定入所者介護予防サービス費の支給) 第61条の3 市町村は、居宅要支援被保険者のうち所得及び資産の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定めるものが、次に掲げる指定介護予防サービス(以下この条及び次条第1項において「特定介護予防サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要支援被保険者(以下この条及び次条第1項において「特定入所者」という。)に対し、当該特定介護予防サービスを行う指定介護予防サービス事業者(以下この条において「特定介護予防サービス事業者」という。)における食事の提供に要した費用及び滞在に要した費用について、特定入所者介護予防サービス費を支給する。ただし、当該特定入所者が、第37条第1項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の特定介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。 (1) 介護予防短期入所生活介護 (2) 介護予防短期入所療養介護			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 503

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	特例特定入所者介護予防サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第61条の4第1項		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 法第61条の4及び施行令第29条の5の規定による。 (特例特定入所者介護予防サービス費の支給) 第61条の4 市町村は、次に掲げる場合には、特定入所者に対し、特例特定入所者介護予防サービス費を支給する。 (1) 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定介護予防サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) その他政令で定めるとき。 (特例特定入所者介護予防サービス費を支給する場合) 第29条の5 法第61条の4第1項第2号の政令で定めるときは、次のとおりとする。 (1) 特定入所者(法第61条の3第1項に規定する特定入所者をいう。以下この条において同じ。)が、基準該当居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。以下この条において同じ。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。 (2) 特定居宅サービス(法第61条の3第1項に規定する特定居宅サービスをいう。以下この条において同じ。)及び基準該当居宅サービスの確保が著しく困難である離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する特定入所者が、特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス(短期入所生活介護及び短期入所療養介護に係るものに限る。第5号において同じ。)又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (3) 特定入所者が、緊急その他やむを得ない理由により被保険者証を提示しないで特定居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (4) 特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により基準該当居宅サービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。 (5) 第2号に規定する特定入所者が、当該要支援認定の効力が生じた日前に、緊急その他やむを得ない理由により特定居宅サービス及び基準該当居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービスを受けた場合において、必要があると認めるとき。			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 504

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	指定地域密着型サービス事業者の指定
法令名称 根拠条項	介護保険法 第78条の2第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【基準】 法第78条の2第1項、第4項及び第6項の規定による。 (指定地域密着型サービス事業者の指定) 第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者)の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所(第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者(特定地域密着型サービスに係る指定にあつては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。)に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。 同条第4項 4 市町村長は、第1項の申請があつた場合において、次の各号の(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。))に係る指定の申請にあつては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。)いずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。 (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。 (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第78条の4第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。 (3) 申請者が、第78条の4第2項又は第5項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。 (4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないとき。 (4の2) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (5の2) 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (5の3) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の	

規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

(6) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合には、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(6の2) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合には、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(6の3) 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの

処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(7) 申請者が、第78条の10(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(7の2) 前号に規定する期間内に第78条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(8) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

(9) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者があるとき。

(10) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(11) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

(12) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。

同条第6項

6 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあっては、第1号の2、第1号の3、第3号の2、第3号の4から第5号までを除く。)のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしないことがで

きる。

(1) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合には、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。

(1の2) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合には、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。

(1の3) 申請者と密接な関係を有する者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。)が、第78条の10第2号から第5号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。

(2) 申請者が、第78条の10第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(2の2) 申請者が、第78条の7第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第78条の10の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第78条の8の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(2の3) 第2号に規定する期間内に第78条の5第2項の規定による事業の廃止の届出又は第78条の8の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届

出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第1号又は前3号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(3の2) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(3の3) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。

(3の4) 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。

(4) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につき第1項の申請があつた場合において、当該市町村又は当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第117条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この号において「日常生活圏域」という。)における当該地域密着型サービスの利用定員の総数が、同条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域の当該地域密着型サービスの必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるとき。

標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 505

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)		
法令名 根拠条項	介護保険法 第78条の12		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 準用する法第70条の2の規定による。 (指定の更新) 第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 506

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の12第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【基準】 法第115条の12第1項から第4項までの規定による。 (指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定) 第115条の12 第54条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型介護予防サービス事業を行う者の申請により、地域密着型介護予防サービスの種類及び当該地域密着型介護予防サービスの種類に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者(特定地域密着型サービスに係る指定にあっては、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用要介護被保険者を含む。)に対する地域密着型介護予防サービス費及び特例地域密着型介護予防サービス費の支給について、その効力を有する。 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。 (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。 (2) 当該申請に係る事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、第115条の14第1項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業員に関する基準を満たしていないとき。 (3) 申請者が、第115条の14第2項又は第5項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。 (4) 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。 (4の2) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (5) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (5の2) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (5の3) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。 (6) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る	

指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(6の2) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(6の3) 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

(7) 申請者が、第115条の19(第2号から第5号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(7の2) 前号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(8) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をし

た者であるとき。

- (9) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第6号まで又は前3号のいずれかに該当する者があるとき。
- (10) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (11) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第6号まで又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (12) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第4号の2から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第8号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。
- 4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしないことができる。
- (1) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
- (1の2) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
- (1の3) 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の19第2号から第5号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。
- (2) 申請者が、第115条の19第2号から第5号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (2の2) 申請者が、第115条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第115条の19の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃

止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(2の3) 第2号に規定する期間内に第115条の15第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

(3) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第1号又は前3号のいずれかに該当する者があるとき。

(4) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

(5) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。

(6) 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第1号の2又は第2号から第2号の3までのいずれかに該当する者であるとき。

標準処理期間	60日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 507

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新(第70条の2の準用)		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の21		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 準用する法第70条の2の規定による。 (指定の更新) 第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 508

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	指定介護予防支援事業者の指定
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の22第1項
法令番号	平成9年法律第123号
【基準】 法第115条の22第1項及び第2項の規定による。 (指定介護予防支援事業者の指定) 第115条の22 第58条第1項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所(以下この節において「事業所」という。)ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者(当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居宅要支援被保険者を含む。)に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第58条第1項の指定をしてはならない。 (1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。 (2) 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第115条の24第1項の市町村の条例で定める基準及び同項の市町村の条例で定める員数を満たしていないとき。 (3) 申請者が、第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な介護予防支援事業の運営をすることができないと認められるとき。 (3の2) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (4) 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (4の2) 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は、執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 (4の3) 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者であるとき。 (5) 申請者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 (5の2) 申請者と密接な関係を有する者が、第115条の29の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該	

事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- (6) 申請者が、第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (6の2) 申請者が、第115条の27第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第115条の29の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (6の3) 第6号に規定する期間内に第115条の25第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (7) 申請者が、指定の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- (8) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第3号の2から第5号まで又は第6号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (9) 申請者が、法人でない事業所で、その管理者が第3号の2から第5号まで又は第6号から第7号までのいずれかに該当する者であるとき。

標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 509

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	指定介護予防支援事業者の指定の更新(第70条の2の準用)		
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の31		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 準用する法第70条の2の規定による。 (指定の更新) 第70条の2 第41条第1項本文の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 1087

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	被保険者証の再交付		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第27条第1項		
法令番号	平成11年厚生省令第36号		
【基準】 省令第27条第1項の規定による。 (被保険者証の再交付及び返還) 第27条 被保険者証の交付を受けている者は、当該被保険者証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。 (1) 氏名、性別、生年月日、住所及び個人番号 (2) 再交付申請の理由 2 被保険者証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。 3 被保険者は、被保険者証の再交付を受けた後、失った被保険者証を発見したときは、直ちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 2402

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	高額医療合算介護サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第51条の2		
法令番号	平成18年法律第83号		
【基準】 法第51条の2の規定による。 介護保険法 (高額医療合算介護サービス費の支給) 第51条の2 市町村は、要介護被保険者の介護サービス利用者負担額(前条第1項の高額介護サービス費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該要介護被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該要介護被保険者に対し、高額医療合算介護サービス費を支給する。 2 前条第2項の規定は、高額医療合算介護サービス費の支給について準用する。			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成 24 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 2403

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	高額医療合算介護予防サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第61条の2		
法令番号	平成18年法律第83号		
【基準】 法第61条の2の規定による。 介護保険法 (高額医療合算介護予防サービス費の支給) 第61条の2 市町村は、居宅要支援被保険者の介護予防サービス利用者負担額(前条第1項の高額介護予防サービス費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)及び当該居宅要支援被保険者に係る健康保険法第115条第1項に規定する一部負担金等の額(同項の高額療養費が支給される場合にあつては、当該支給額に相当する額を控除して得た額)その他の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定するこれに相当する額として政令で定める額の合計額が、著しく高額であるときは、当該居宅要支援被保険者に対し、高額医療合算介護予防サービス費を支給する。 2 前条第2項の規定は、高額医療合算介護予防サービス費の支給について準用する。 (平一八法八三・追加)			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成 24 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID:2834

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る居宅介護サービス費の支給		
法令名称 根拠条項	介護保険法 第49条の2		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 (一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る居宅介護サービス費等の額) 第49条の2 第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける次の各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。 (1) 居宅介護サービス費の支給 第41条第4項第1号及び第2号並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (2) 特例居宅介護サービス費の支給 第42条第3項並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (3) 地域密着型介護サービス費の支給 第42条の2第2項各号並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (4) 特例地域密着型介護サービス費の支給 第42条の3第2項並びに第43条第1項、第4項及び第6項 (5) 施設介護サービス費の支給 第48条第2項 (6) 特例施設介護サービス費の支給 前条第2項 (7) 居宅介護福祉用具購入費の支給 第44条第3項、第4項及び第7項 (8) 居宅介護住宅改修費の支給 第45条第3項、第4項及び第7項			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2835

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	一定以上の所得を有する第一号被保険者に係る介護予防サービス費の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法 第59条の2		
法令番号	平成9年法律第123号		
【基準】 (一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る介護予防サービス費等の額) 第59条の2 第1号被保険者であって政令で定めるところにより算定した所得の額が政令で定める額以上である居宅要支援被保険者が受ける次の各号に掲げる予防給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。 (1) 介護予防サービス費の支給 第53条第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項、第4項及び第6項 (2) 特例介護予防サービス費の支給 第54条第3項並びに第55条第1項、第4項及び第6項 (3) 地域密着型介護予防サービス費の支給 第54条の2第2項第1号及び第2号並びに第55条第1項、第4項及び第6項 (4) 特例地域密着型介護予防サービス費の支給 第54条の3第2項並びに第55条第1項、第4項及び第6項 (5) 介護予防福祉用具購入費の支給 第56条第3項、第4項及び第7項 (6) 介護予防住宅改修費の支給 第57条第3項、第4項及び第7項			
標準処理期間	90日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2836

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	特定入所者の負担限度額の認定		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則第83条の6第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成11年 厚生省令第36号		
【基準】 省令第83条の6第1項の規定による。 (特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定) 第83条の6 前条の規定による市町村の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする要介護被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない。 (1) 前条各号のいずれかに該当する旨 (2) 氏名、性別、生年月日及び住所及び個人番号 (3) 指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている場合にあっては、当該指定施設サービス等又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設の名称及び所在地 (4) 前号の介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に入所し、又は入院した年月日 (5) 被保険者証の番号 (6) 特定介護サービスを受ける日の属する年の前年(特定介護サービスを受ける日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年)に厚生労働大臣が定める年金たる給付の支払を受けている場合にあっては、当該給付の種別 2 前項の申請書には、同項第1号及び第4号に掲げる事項を証する書類並びに前条第1号又は第4号口に掲げる事項を市町村が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書を添付しなければならない。ただし、市町村は、当該書類により明らかにすべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID:2837

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	負担限度額及び特定負担限度額の差額の支給		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第83条の8第1項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成11年 厚生省令第36号		
【基準】 省令第83条の8第1項の規定による。 (特定入所者の負担限度額に関する特例) 第83条の8 市町村は、認定証を特定介護保険施設等に提示できなかったために食事の提供に要する費用及び居住又は滞在(以下「居住等」という。)に要する費用として食費の基準費用額(法第51条の3第2項第1号に規定する食費の基準費用額をいう。)及び居住費の基準費用額(同項第2号に規定する居住費の基準費用額をいう。)を超えない金額を支払った要介護被保険者について、その提示できなかったことがやむを得ないものと認められる場合に、当該金額から食費の負担限度額(同項第1号に規定する食費の負担限度額をいう。第3項において同じ。)及び居住費の負担限度額(法第51条の3第2項第2号に規定する居住費の負担限度額をいう。第3項において同じ。)を控除した額に相当する額を特定入所者介護サービス費として支給することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2838

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	負担限度額認定証の再交付		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第83条の6第7項(第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。)		
法令番号	平成11年 厚生省令第36号		
【基準】 省令第83条の6第7項の規定による。 (特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定) 第83条の6 7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。 (1) 氏名、性別、生年月日及び住所及び個人番号 (2) 再交付申請の理由			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID:2839

担当部署: 福祉部 介護保険課

処分の概要	複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の公募指定		
法令名 根拠条項	介護保険法第78条の13第1項		
法令番号	平成9年 法律第125号		
【基準】 法第78条の13第1項の規定による。 (公募指定) 第78条の13 市町村長は、第117条第1項の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は同条第2項第1号の規定により当該市町村が定める区域における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の見込量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、その定める期間(以下「市町村長指定期間」という。)中は、当該見込量の確保のため公募により第42条の2第1項本文の指定を行うことが適当な区域として定める区域(以下「市町村長指定区域」という。)に所在する事業所(定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの(以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等」という。))の事業を行う事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。)に係る同項本文の指定を、公募により行うものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2840

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	指定事業者への第1号事業支給費の支給
法令名称 根拠条項	介護保険法 第115条の45の3
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (指定事業者による第1号事業の実施) 第115条の45の3 市町村は、第1号事業(第1号介護予防支援事業にあつては、居宅要支援被保険者に係るものに限る。)については、居宅要支援被保険者等が、当該市町村の長が指定する者(以下「指定事業者」という。)の当該指定に係る第1号事業を行う事業所により行われる当該第1号事業を利用した場合において、当該居宅要支援被保険者等に対し、当該第1号事業に要した費用について、第1号事業支給費を支給することにより行うことができる。 【基準】 2 前項の第1号事業支給費(以下「第1号事業支給費」という。)の額は、第1号事業に要する費用の額を勘案して、<u>厚生労働省令で定めるところにより算定する額</u>とする。 介護保険法施行規則 <u>厚生労働省令で定めるところにより算定する額</u> (法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準) 第140条の63の6 法第115条の45の5第2項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であつて、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 第1号事業(第1号生活支援事業を除く。)に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準 イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。)に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。)に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準 ロ 旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス(旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。)に係る基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準 ハ 平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定する離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保	

険者等が、平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準 (2) 第1号事業に係る基準として、当該第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準 (前号に掲げるものを除く。)			
標準処理期間	2 か月		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID:2841

担当部署: 福祉部 長寿福祉課

処分の概要	指定事業者の指定及び更新
法令名 根拠条項	介護保険法 第115条の45の5第1項及び45の6第4項
法令番号	平成9年法律第123号
【根拠条文】 (指定事業者の指定) 第115条の45の5 第115条の45の3第1項の指定(第115条の45の7第1項を除き、以下この章において「指定事業者の指定」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、第1号事業を行う者の申請により、当該事業の種類及び当該事業の種類に係る当該第1号事業を行う事業所ごとに行う。 【基準】 第115条の45の5 2 市町村長は、前項の申請があった場合において、申請者が、<u>厚生労働省令で定める基準</u>に従って適正に第1号事業を行うことができないと認められるときは、指定事業者の指定をしてはならない。 介護保険法施行規則 <u>厚生労働省令で定める基準</u> (法第115条の45の5第2項の厚生労働省令で定める基準) 第140条の63の6 法第115条の45の5第2項に規定する厚生労働省令で定める基準は、市町村が定める基準であって、次のいずれかに該当するものとする。 (1) 第1号事業(第1号生活支援事業を除く。)に係る基準として、次に掲げるいずれかに該当する基準 イ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号。ロにおいて「旧指定介護予防サービス等基準」という。)に規定する旧介護予防訪問介護若しくは旧介護予防通所介護に係る基準の例による基準又は指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。ロにおいて「指定介護予防支援等基準」という。)に規定する介護予防支援に係る基準の例による基準 ロ 旧指定介護予防サービス等基準に規定する基準該当介護予防サービス(旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。)に係る基準又は指定介護予防支援等基準に規定する基準該当介護予防支援に係る基準の例による基準 ハ 平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定する離島その他の地域であって厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する居宅要支援被保険者等が、平成26年改正前法第54条第1項第3号又は法第59条第1項第2号に規定するサービスを受けた場合における当該サービスの内容を勘案した基準 (2) 第1号事業に係る基準として、当該第1号事業に係るサービスの内容等を勘案した基準(前号に掲げるものを除く。)	

(指定の更新)

第115条の45の6 指定事業者の指定は、厚生労働省令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この条において「有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定事業者の指定は、有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定事業者の指定の更新がされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前条の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。

標準処理期間	1 か月

備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

処分の概要	社会福祉法人の設立の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第32条		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 法第32条の規定による。 (認可) 第32条 所轄庁は、<u>前条第1項の規定</u>による認可の申請があったときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。 <u>前条第1項の規定</u> (申請) 第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手續に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。 (1) 目的 (2) 名称 (3) 社会福祉事業の種類 (4) 事務所の所在地 (5) 評議員及び評議員会に関する事項 (6) 役員（理事及び監事をいう。以下この条、次節第2款、第6章第8節、第9章及び第10章において同じ。）の定数その他役員に関する事項 (7) 理事会に関する事項 (8) 会計監査人を置く場合には、これに関する事項 (9) 資産に関する事項 (10) 会計に関する事項 (11) 公益事業を行う場合には、その種類 (12) 収益事業を行う場合には、その種類 (13) 解散に関する事項 (14) 定款の変更に関する事項 (15) 公告の方法 【基準】 別紙社会福祉法人の認可の通知のとおり。			
標準処理期間	45日		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 2 年 4 月 1 日

障 第 8 9 0 号

社 援 第 2 6 1 8 号

老 発 第 7 9 4 号

児 発 第 9 0 8 号

平成12年12月1日

(最終改正：令和元年9月13日)

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長
厚生省社会・援護局長
厚生省老人保健福祉局長
厚生省児童家庭局長

社会福祉法人の認可について（通知）

社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」（昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知。以下「旧通知」という。）においてお示ししてきたところでありますが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」（平成12年法律第111号）の公布・施行による社会福祉基礎構造改革の推進の趣旨を踏まえ、社会福祉法人の公益性を維持できる範囲内で、設立要件の緩和、自主的な経営基盤の強化及び事業経営の透明性の確保を図るため、

- ① 地域におけるきめ細かな福祉活動を支援するための資産要件の緩和
- ② 役員が経営責任を負える体制を確立するための役員等執行体制の見直し
- ③ 財務諸表の閲覧等、法人の運営に関する情報の開示の推進

等、必要な改正を行うことといたしました。そのため、旧通知を廃止し、社会福祉法人の設立の認可を行う際の審査基準等について、新たに別紙のとおり定めたので、御了知のうえ、適切な指導監督に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであることを併せて通知いたします。

別紙 1

社会福祉法人審査基準

第1 社会福祉法人の行う事業

社会福祉法人（以下「法人」という。）は、社会福祉事業の主たる担い手として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）に規定する法第24条の経営の原則に基づき社会福祉事業を行うほか、必要に応じ公益事業又は収益事業を行うことができるが、各事業は、次のようなものでなければならないこと。

なお、法人は、法第4条の趣旨を踏まえ、地域福祉の推進に努める使命を有していること、また、法第24条第2項の趣旨を踏まえ、地域における様々な福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められるものであること。

1 社会福祉事業

- (1) 当該法人の事業のうち主たる地位を占めるものであること。
- (2) 社会福祉事業の経営は、法第3条、第4条及び第5条の趣旨を尊重し、法第61条の事業経営の準則に合致するものであること。
- (3) 社会福祉事業は、法令に基づく施設の最低基準その他の要件を満たしているものであること。
- (4) 社会福祉事業に必要な財源の大半を収益事業に求めるような計画の下に行われるものであってはならないこと。
- (5) 法第2条第3項第9号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業」は、社会情勢等の変化に伴い、必要性が薄らいでいるので、新規に行うものについては抑制を図るものであること。

また、既に設立されている法人がこの事業を行っている場合についても、当該事業の規模を拡充することは地域の実情等を踏まえ、基本的に抑制を図ることとするものであること。

なお、平成13年7月23日社援発第1276号社会・援護局長通知「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業について」に基づいて無料又は低額な料金で診療を行う事業を経営する法人については、同通知に定める基準を厳格に遵守することを求めるとともに、この事業を継続することが困難であると認められる法人については、他の法人への切換えを指導すること。

- (6) 第二種社会福祉事業である相談に応ずる事業のみをもって法人の設立を認めることは、公的相談機関の整備充実の状況を考慮しつつ、財政基盤、事業従事

者の資質、事業実績等を十分に審査し、慎重に取り扱うものとする。

- (7) 第二種社会福祉事業である社会福祉事業の連絡を行う事業のみをもって法人の設立を認めることは、社会福祉協議会制度の趣旨及び全国的普及の状況等を考慮して、慎重に取り扱うものとする。

2 公益事業

- (1) 公益を目的とする事業であつて、社会福祉事業以外の事業であること。
- (2) 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること（社会福祉事業であるものを除く）。
- ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
 - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
 - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
 - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
 - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
 - カ 子育て支援に関する事業
 - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
 - ク ボランティアの育成に関する事業
 - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
 - コ 社会福祉に関する調査研究等
- (3) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (4) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること。
- (5) 社会通念上は公益性が認められるものであつても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- (6) 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。

3 収益事業

- (1) 法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。以下（3）において同じ。）の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号にいう収益事業の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- (3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- (6) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各号に掲げる事業については、（3）は適用されないものであること。

第2 法人の資産

1 資産の所有等

(1) 原則

法人は、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には、土地）に限り国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないこととするが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければならないこと。

(2) 特例

ア 特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受

けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年8月22日社援第1896号・老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

イ 地域活動支援センターを設置する場合

これについては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」(平成24年3月30日社援発0330第5号社会・援護局長通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第669号・社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

エ 既設法人が通所施設を設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号・社援第2029号・老発第628号・児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

これについては、「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号・社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

これについては、「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合

社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」（平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。

ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

これについては、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

2 資産の区分

法人の資産の区分は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合に限る。）及び収益事業用財産（収益事業を行う場合に限る。）とすること。

（1） 基本財産

ア 基本財産は、法人存立の基礎となるものであるから、これを処分し、又は担保に供する場合には、法第30条に規定する所轄庁の承認を受けなければならない旨を定款に明記すること。

イ 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。ただし、すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、100万円（この通知の発出の日以後に新たに設立される法人の場合には、1,000万円）以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。）を基本財産として有していなければならないこと。

ウ 社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金会を除く。）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこと。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、当該法人の基本財産は当該法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める

額の資産とすることができること。

エ 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）（以下「居宅介護等事業」と総称する。）の経営を目的として法人を設立する場合については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日障第671号・社援第2030号・老発第629号・児発第733号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

オ 共同生活援助事業等の経営を目的として法人を設立する場合については、「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成14年8月30日社援発第0830007号・老発第0830006号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

カ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として法人を設立する場合については、「介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成15年5月8日社援発第0508002号）に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

キ 社会福祉協議会（社会福祉施設を経営するものを除く。）及び共同募金会にあつては、300万円以上に相当する資産を基本財産として有しなければならないこと。ただし、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会（以下「市区町村社会福祉協議会」と総称する。）にあつては、300万円と10万円に当該市町村又は当該区の人口を乗じて得た額（100万円以下のときは100万円とする。）とのいずれか少ない方の額以上に相当する資産で差し支えないこと。

ク イからキまで以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えないこと。

（２） その他財産

ア 基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産であること。

イ その他財産の処分等に特別の制限はないが、社会福祉事業の存続要件となるものは、みだりに処分しないよう留意すること。

（３） 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理

すること。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えないこと。

3 資産の管理

- (1) 基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではないこと。

- ① 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- ② 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- ④ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

- (2) 基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいこと。

また、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められること。なお、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られること。

ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能であること。

- ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
- ② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
- ③ 未公開株への抛出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること

- (3) 法人の財産（基本財産、基本財産以外の財産双方）については、価値の変動の激しい財産、客観的評価が困難な財産等価値の不安定な財産又は過大な負担付財産が財産の相当部分を占めないようにする必要があること。

4 残余財産の帰属

定款で帰属者を定めない場合には、残余財産は国庫に帰属するものであること。

第3 法人の組織運営

1 役員等

- (1) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えないこと。
- (2) 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合には、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- (3) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でないこと。
- (4) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でないこと。
- (5) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできないこと（法第40条第1項及び第44条第1項）。
 - ① 法人（同項第1号）
 - ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（同項第2号及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第2条6の2）
 - ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第3号）
 - ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号）
 - ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号）
- (6) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできないこと。

2 評議員

- (1) 評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることとしているが、同条第5項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされていること。

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられること。
- (2) 評議員については、法第39条において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしており、法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任

されている限り、制限を受けるものではないこと。

- (3) 評議員は、法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできないこと（法第40条第2項）。
- (4) 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこと（法第40条第4項及び第5項並びに施行規則第2条の7及び第2条の8）。
- (5) 評議員の数は、理事の員数を超える数とすること（法第40条第3項）。ただし、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人については、平成29年4月1日から3年間、4人以上であること（社会福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第21号）附則第10条及び社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成28年政令第349号）第4条）。

3 理事

- (1) 理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者であること。
- (2) 理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない（法第44条第4項）。
 - ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項第1号）
 - ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項第2号）
 - ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者（同項第3号）
- (3) 理事は、6人以上でなければならないこと（法第44条第3項）。
- (4) 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下（4）において「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならないこと（法第44条第6項及び施行規則第2条の10）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人であること。
- (5) 理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有すること（法第45条の16第2項第1号及び第45条の17第1項）。
- (6) 理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下「業務執行理事」

という。)を理事会で選定することができること(法第45条の16第2項第2号)。

- (7) 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

4 監事

- (1) 監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができないこと(法第44条第2項)。
- (2) 監事には、次に掲げる者が含まれなければならない(法第44条第5項)。
- ① 社会福祉事業について識見を有する者(同項第1号)
 - ② 財務管理について識見を有する者(同項第2号)
- (3) 監事は、2人以上でなければならないこと(法第44条第3項)。
- (4) 監事には、各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている(法第44条第7項及び施行規則第2条の11)。
- (5) 監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましいこと。

5 会計監査人

- (1) 会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければならないこと(法第45条の2第1項)。
- また、公認会計士法(昭和23年法律第103号)の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができないこと(同条第3項)。具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができないこと。
- (2) 会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書(第2号第1様式)中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表(第3号第1様式)中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人であること(法第37条及び社会福祉法施行令第13条の3)。

6 法人の組織運営に関する情報開示等

- (1) 会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対

する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人（以下（１）において「専門家」という。）を活用することが望ましいこと。

なお、法人が会計監査を受けた場合、専門家を活用した場合又は福祉サービス第三者評価事業を受審した場合において、法人が、法第５９条の規定による所轄庁への届出と合わせて当該会計監査報告の写し、当該専門家の活用に関する結果報告書の写し又は当該福祉サービス第三者評価事業の受審結果の写しを所轄庁に提出したときは、実地監査（法第５６条第１項に基づく指導監査のうち一般監査としての実地監査をいう。以下同じ。）について平成１３年７月２３日雇児発第４８７号・社援発第１２７４号・老発第２７３号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」の２（４）に定めるとおりの取扱いとすることなどにより、法人の自主性の確保や負担軽減を図ることとして差し支えないこと。

- （２） 定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第３４条の２第１項）。また、当該法人が定款を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第４項及び施行規則第２条の５）。
- （３） 計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む。）（以下「計算書類等」という。）を定時評議員会の日の２週間前の日から５年間主たる事務所に備え置かなければならないこと（法第４５条の３第１項）。また、従たる事務所においても３年間備え置かなければならないが（同条２項）、当該法人が計算書類等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同項ただし書及び施行規則第２条の５）。
- （４） 財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等（以下「財産目録等」という。）を毎会計年度終了後３月以内に、５年間主たる事務所に備え置くとともに、その写しを３年間従たる事務所に備え置かなければならないこと（法第４５条の３第１項）。また、当該法人が財産目録等を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には備置きは不要であること（同条第５項及び施行規則第２条の５）。

７ その他

- （１） 評議員の任期は、原則として、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最

終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第41条第1項）。また、定款で「4年」を「6年」まで伸長することができること（同項ただし書）。

ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能であること（法第41条第2項）。

- (2) 評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有すること（法第42条第1項）。

また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができること（法第42条第2項）。

- (3) 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までである（法第45条）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能であること。また、役員を再任することは差し支えなく、期間的な制限はないこと。

- (4) 役員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお、役員としての権利義務を有すること（法第45条の6第1項）。また、役員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができること（法第45条の6第2項）。

- (5) 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであること（法第45条の3第1項）。また、定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされること（法第45条の3第2項）。

- (6) 会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないこと（法第45条の6第3項）。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は会計監査人と同様であること（法第45条の6第4項）。

なお、法人の責めによらない理由（監査法人の倒産等）により、会計監査人による会計監査報告を所轄庁に届け出ることができない場合においては、所轄庁は届出の猶予等を行うことが必要であること。

- (7) 職員については、理事長が任免することとして差し支えないが、事業の成否に関係のある施設長等は、理事会の議決を経て、理事長が任免することが適当

であること。

第4 法人の認可申請等の手続

1 所轄庁

(1) 法人の行う事業が二以上の都道府県の区域にわたるか否かは次の基準により判断すること。

ア 基本的な考え方としては、施設経営を行う事業の場合、当該施設の所在地が二以上の都道府県にわたるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、当該事業に係る事業所の所在地で判断すること。

イ 法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断すること。(例えば、各都道府県で行われている社会福祉事業を全国的に連絡する事業の場合は、事業範囲は全国にわたるものであること。)

ウ 法人が行う事業が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたり、次の①から④までのいずれかに該当する場合は、厚生労働大臣が所轄庁となるものであること。

① 全国を単位として行われる事業

各都道府県において活動している団体を統括する組織が、全国を単位として行う事業が法人の主たる事業であること。

② 地域を限定しないで行われる事業

地域を限定することなく行われる、高齢者、障害者、児童等の福祉についての助成、相談等の事業が法人の主たる事業であること。

③ 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業

社会福祉法等の法令に基づき、全国を通じて1個に限り、指定を受けて行う事業が法人の主たる事業であること。

④ ①から③までに類する事業

エ 公益事業及び収益事業についても基本的にはア、イ及びウと同様に取り扱うものとする。

(2) 法人の行う事業が市の区域にとどまるものか否かについても、(1)に準じて判断すること。

(3) 都道府県知事又は市長が所轄庁となっている法人が、(1)ウに該当する事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、厚生労働大臣に申請させること。

- (4) 市長が所轄庁となっている法人が、他の市町村においても事業を開始しようとして定款変更の認可を受けようとするときは、当該都道府県知事に申請させること。ただし、指定都市の市長が所轄庁となっている法人が、当該都道府県内の他の市町村においても事業を開始しようとする場合及び(3)の場合を除く。

なお、当該都道府県知事は、当該定款変更を認可したときは、その旨当該市長に連絡すること。

- (5) 法人の事務所の所在地の変更に伴い、所轄庁が変更となる社会福祉法人における当該事項に係る定款変更の届出は、変更後の所轄庁に対し行わせること。
- (6) 指定都市の市長が所轄庁となっている都道府県社会福祉協議会・都道府県共同募金会・都道府県が設置する社会福祉事業団の定款変更の認可等に当たっては、指定都市の市長は、都道府県知事との連携を図り、必要に応じて情報の交換に努めること。

2 法人の認可審査の手続

都道府県及び市（以下「都道府県市」という。）における法人の設立認可の審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の関係各課、各部局を加えた庁内審査会を設置する等内部牽制を確保した合議制により厳格に行うこと。この際、施設整備の必要性とは別に、独立した判断が確保されるよう留意すること。

3 その他

- (1) 補助金又は独立行政法人福祉医療機構の融資を受けて社会福祉施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行うものであること。なお、法人の設立は、当該補助金の交付が確実になった後でなければ認められないこと。また、当該施設の認可又は設置の届出は当該法人が成立した後でなければ行うことができないこと。
- (2) 設立代表者又は法人理事長への就任を予定している者が既に別の法人の理事長である場合には、既存法人における組織運営、事業運営、資金計画の履行状況等を確認し、異なる事業主体を設立する必要性が認められるものであること。

第5 その他

- (1) 基本財産の担保提供の承認は、担保提供の目的の妥当性、担保提供の必要性、担保提供方法の妥当性、担保提供に係る意思決定の適法性等を考慮して判断すべきものであり、一律に不承認としてはならないこと。
- (2) 定款変更認可及び基本財産の処分又は担保提供の承認は、事業を開始したり、

資金の借入れが決定した後に形式的に行われることが多いので、かかることのないよう、計画が固まった段階で、事前にこれらの承認を行うようにすること。

- (3) 法人が公益事業を行うために定款変更認可の申請をした場合であって、先駆的事业に試行的に取り組む場合、一時的な剰余金を用いて短期の公益事業に取り組む場合などには、当該公益事業の特性に応じて事業計画等の審査を特に弾力的に行うこと。

- (4) 法人は、毎会計年度終了後3月以内に、施行規則第9条に規定する方法により、計算書類等及び財産目録等を届け出なければならないこと（法第59条）。

また、計算書類、財産目録及び附属明細書（施行規則第10条の2第2号に掲げる部分に限る。）並びに事業の概要等（法第45条の34第1項第4号）のうち施行規則第2条の41第1号から第13号まで及び第16号に掲げる事項（以下「現況報告書」という。）並びに同条第14号に掲げる事項については、別に定める様式を用いて届け出ること。これらの届出については、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により行うことが望ましいこと。

- (5) 法人は、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿及び現況報告書について、インターネットの利用により、遅滞なく、公表すること（法第59条の2第1項及び施行規則第10条）。なお、計算書類及び役員等名簿及び現況報告書については、法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除くこと（施行規則第10条第3項）。

また、計算書類及び現況報告書について、施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録する方法により所轄庁に届出を行ったときは、法人が公表を行ったものとみなされること（施行規則第10条第2項）。

なお、ホームページが存在しないこと等によりインターネットでの公表が困難な法人が存在する場合には、所轄庁のホームページにおいて公表又は所轄庁が施行規則第9条第3号の情報処理システムに記録すること。この場合には、当該法人が自ら公表を行うことが困難な理由を確認すること。

- (6) 法人に関する申請書の様式は、当該申請者等に別段の支障がない限り、別記第1の様式例によるよう指導すること。

別記第1

社会福祉法人関係申請書類様式例

様式第1

(表 面)

社会福祉法人設立認可申請書			
設立者又は 設立代表者		住所	
		氏名	印
申請年月日			
社会福祉法人 設立の趣意			
	主たる事務所の所在地		
ふりがな 法人の名称			
事業の 種類	社会福祉 事業	第1種	
		第2種	
	公益事業		
	収益事業		

(裏 面)

資 産	内 訳										
	純資産 ⑤-⑥	社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④	⑥負債				
		①基本財産	②その他財産								
	円	円	円	円	円	円	円				
役 員 等 と な る べ き 者	理事 監事 評議員 の別※	氏名	親族等の 特殊関係 者の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人 の理事長への就任 状況		
				事業経 営識見	地域福 祉関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見			
										有 無	法人名

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第2

(表 面)

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名称		
	理事長の氏名	印	
申請年月日			
定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

(裏 面)

定款変更の内容及び理由	内容		理由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第3

認可 解散 申請書 認定							
申請者	主たる事務所の所在地						
	ふりがな 名称						
	理事長の氏名		印				
申請年月日							
解散する理由							
資産	純資産 ⑤－⑥	内訳					
		社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①＋②＋③ ＋④	⑥負債
		①基本財産	②その他財産				
		円	円	円	円	円	円
	円						
残余財産処分方法							

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 この申請書には、社会福祉法施行規則第5条第1項第1号から3号に掲げる書類を添付すること。
- 3 記名押印に代えて署名することができる。

様式第4（1）

（表 面）

社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）				
申 請 者	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名称			
	理事長の氏名		印	
	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名称			
	理事長の氏名		印	
申請年月日				
合併する理由				
ふりがな 合併により消滅する 法人の名称				
合 併 後 存 続 す る 法 人	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 法人の名称			
	事 業 の 種 類	社会福祉 事業	第1種	
			第2種	
		公益事業		
		収益事業		

(裏 面)

合併後 存続する法人	資産	純資産 ⑤-⑥	内 訳								
			社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④	⑥負債			
			①基本財産	②その他財産							
			円	円	円	円	円	円	円		
		理事 監事 評議員の 別※	氏名	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人 の理事長への就任 状況	
					事業経 営識見	地域福 祉関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	有 無	法人名
引 き 続 き 役 員 等 と な る 者											
新 た に 役 員 等 と な る 者											

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第4(2)

(表 面)

社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）				
申請者	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名称			
	理事長の氏名		印	
	設立事務 共同執行者	住所		
		氏名	印	
	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 名称			
	理事長の氏名		印	
設立事務 共同執行者	住所			
	氏名	印		
申請年月日				
合併する理由				
合併により 設立する法人	主たる事務所の所在地			
	ふりがな 法人の名称			
	事業の種類	社会福祉 事業	第1種	
			第2種	
		公益事業		
		収益事業		

(裏 面)

合併後 存続する法人	資産	内 訳								
		純資産 ⑤-⑥	社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+③ +④	⑥負債		
			①基本財産	②その他財産						
		円	円	円	円	円	円	円		
役員等 となるべき者	理事 監事 評議員の 別※	氏名	親族等 の特殊 関係者 の有無	役員の資格等（該当に○）					他の社会福祉法人の 理事長への就任状況	
	事業経 営識見			地域福 祉関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	有 無	法人名	

※ 理事のうち、理事長については、○を付けること。

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第6条第1項第1号から第4号までに掲げる書類を添付すること。
- 4 記名押印に代えて署名することができる。

様式第5

基本財産処分承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名称	
	理事長の氏名	印
申請年月日		
基本財産処分の内容		
基本財産を処分する理由		
処分物件		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 基本財産処分の内容欄には、処分の種類(売却、賃貸等)、処分の相手方(買主、借主等)、処分の対価(売買価格、賃貸料等)等を記載すること。
- 3 処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載すること。
- 4 この申請書には、次の書類を添付すること。
 - (1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類
 - (2) 財産目録
 - (3) 処分物件が不動産の場合は、その価格評価書
- 5 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。
- 6 記名押印に代えて署名することができる。

様式第6

(表 面)

基本財産担保提供承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名称	
	理事長の氏名	印
申請年月日		
資金借入れの理由		
借入金で行う事業の概要		
資金計画		
担保提供に係る借入金	借入先	
	借入金額	
	借入期間	
	借入利息	
	償還方法	
	償還計画	
担保物件		

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本工業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 3 償還計画の欄には、償還についての年次計画を記載するとともに、その償還財源を明記すること。
- 4 担保物件の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びにその具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びにその具体的な用途を記載すること。
なお、既に担保に供している物件をさらに担保に供するときは、その旨を附記すること。
- 5 この申請書には、次の書類を添附すること。
 - (1) 定款に定める手続を経たことを証明する書類
 - (2) 財産目録
 - (3) 償還財源として寄付を予定している場合は、法人と寄付者の間の贈与契約書の写
- 6 この申請書の提出部数は、正本1通、副本1通とすること。
- 7 資金借入れ以外の理由で、基本財産を担保に供する場合には、この様式によらないで、適宜申請書（左横書きとし、用紙は日本工業規格A列4番とする。）を作成すること。
- 8 記名押印に代えて署名することができる。

社会福祉法人定款例

<説 明>

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（直線） → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項（点線） → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任 意 的 記 載 事 項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条） ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号） ・ 重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号） ・ 多額の借財（法第45条の13第4項第2号） ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号） ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号） ・ コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）※一定規模を超える法人のみ ・ 競争及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項） ・ 計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項） ・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項） ・ その他の重要な業務執行の決定	・ 理事、監事、会計監査人の選任（法第43条） ・ 理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）★ ・ 理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条） ・ 理事等の責任の免除（全ての免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）★ ・ 役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項） ・ 計算書類の承認（法第45条の30第2項） ・ 定款の変更（法第45条の36第1項）★ ・ 解散の決議（法第46条第1項第1号）★ ・ 合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8）★ ・ 社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項） ・ その他定款で定めた事項 ★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) (1) から (3) までは掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

(6) 共同募金事業への協力

(7) 福祉サービス利用援助事業

(8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（１）及び（２）の例によること。

(9) その他本会の目的達成のため必要な事業

(5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

(2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

(4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業

(5) (1) から (3) までは掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修

(7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言

(8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整

(9) 共同募金事業への協力

(10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施

(11) 日常生活自立支援事業

(12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

（注）記載に当たっては、第一条の（１）及び（２）の例によること。

(13) その他本会の目的達成のため必要な事業

（名称）

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

（経営の原則等）

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第40条第3項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成28年度中に設立された法人については、平成32年3月31日までは、評議員の人数は4名以上でよいものとする。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31条第5項)。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで延長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、＜例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として＞支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第 45 条の 35、第 59 条の 2 第 1 項第 2 号）。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条、法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条第 1 項）。

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、（〇月及び）必要が

ある場合に開催する。

（備考）

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第45条の9第1項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月～6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（法第45条の9第2項）。

（招集）

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3分の2以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

（1） 監事の解任

（2） 定款の変更

（3） その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

(役員<及び会計監査人>の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

(1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

(2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

(3) 業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

(4) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(5) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例えば、理事長を「会長」と表記するような場合)には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員<及び会計監査人>の選任)

第一六条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に 4 月を超える間隔で 2 回以上とすることも可能である（法第 45 条の 16 第 3 項）。

<例>

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（備考）

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1） 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（2） 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員＜及び会計監査人＞の任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

<3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。>

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第 45 条）。

法第 45 条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（役員＜及び会計監査人＞の解任）

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、) 会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

(備考)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(役員＜及び会計監査人＞の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。＞

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

- (1) 地域の代表者
 - (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
 - (3) その他理事長が適当と認める者
- (運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出

- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟（ 平方メートル）

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地（平方メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

（基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、＜例 1：理事会の承認、例 2：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまで

の間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

(備考一)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第一二九号）第一条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三十九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員、会計監査人は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長

理 事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

処分の概要	社会福祉法人の定款変更の認可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第45条の36第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 法第45条の36第2項の規定による。 (定款の変更) 第45条の36 定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない。 2 定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 <u>第32条の規定</u>は、前項の認可について準用する。 4 社会福祉法人は、第2項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。 準用条文（読替え後）<u>法第32条の規定</u>による。 (認可) 第32条 所轄庁は、第45条の36第2項の規定による認可の申請があったときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該第45条の36第2項の認可を決定しなければならない。 【基準】 別紙社会福祉法人の認可の通知のとおり。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

処分の概要	社会福祉法人の解散の認可及び認定		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第46条第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 法第46条第2項の規定による。 (解散事由) 第46条 社会福祉法人は、次の事由によって解散する。 (1) 評議員会の決議 (2) 定款に定めた解散事由の発生 (3) 目的たる事業の成功の不能 (4) 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。） (5) 破産手続開始の決定 (6) 所轄庁の解散命令 2 前項第1号又は第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。 3 清算人は、第1項第2号又は第5号に掲げる事由によって解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。 【基準】 根拠条文のとおり。			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

処分の概要	社会福祉法人の合併の認可		
法令名称 根拠条項	社会福祉法 第50条第3項、第54条の6第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 法第50条第3項若しくは法第54条の6第2項の規定による。 （吸収合併の効力の発生等） 第50条 社会福祉法人の吸収合併は、吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において合併の登記をすることによって、その効力を生ずる。 2 吸収合併存続社会福祉法人は、吸収合併の登記の日に、吸収合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該吸収合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。 3 吸収合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 <u>第32条の規定</u>は、前項の認可について準用する。 <u>準用条文（読替え後）法第32条の規定</u> （認可） 第32条 所轄庁は、第50条第3項の規定による認可の申請があったときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該第50条第3項の認可を決定しなければならない。 （新設合併の効力の発生等） 第54条の6 新設合併設立社会福祉法人は、その成立の日に、新設合併消滅社会福祉法人の一切の権利義務（当該新設合併消滅社会福祉法人がその行う事業に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。 2 新設合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。 3 <u>第32条の規定</u>は、前項の認可について準用する。 <u>準用条文（読替え後）法第32条の規定</u> 第32条 所轄庁は、第54条の6第2項の規定による認可の申請があったときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手續が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該第54条の6第2項の認可を決定しなければならない。 【基準】 根拠条文のとおり。			
標準処理期間	未設定		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID:3401

担当部署:福祉部 人権福祉課

処分の概要	災害弔慰金の支給		
法令名 根拠条項	災害弔慰金の支給等に関する法律 第3条		
法令番号	昭和48年法律第82号		
【基準】 法第3条の規定による。 (災害弔慰金の支給) 第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、条例の定めるところにより、<u>政令</u>で定める災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる。 2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあつた者を除く。)、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。以下この項において同じ。)の範囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。 3 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万円を超えない範囲内で死亡者のその世帯における生計維持の状況等を勘案して<u>政令</u>で定める額以内とする。 <u>政令(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令)</u> (法第三条第一項に規定する政令で定める災害) 第一条 災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「法」という。)第三条第一項に規定する政令で定める災害は、一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内において生じた住居の被害が内閣総理大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるものとする。 2 前項の規定により内閣総理大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助(以下「救助」という。)を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであつてはならない。 (法第三条第三項に規定する政令で定める額) 第一条の二 法第三条第三項に規定する政令で定める額は、死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては五百万円とし、その他の場合にあつては二百五十万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。			
標準処理期間	1か月		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID:3402

担当部署:福祉部 人権福祉課

処分の概要	災害障害見舞金の支給		
法令名 根拠条項	災害弔慰金の支給等に関する法律 第8条		
法令番号	昭和48年法律第82号		
【基準】 法第8条の規定による。 (災害障害見舞金の支給) 第八条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民(次項において「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。 2 災害障害見舞金の額は、障害者一人当たり二百五十万円を超えない範囲内で障害者のその世帯における生計維持の状況を勘案して政令で定める額以内とする。 別表(第八条関係) 一 両眼が失明したもの 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの 六 両上肢の用を全廃したもの 七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの 八 両下肢の用を全廃したもの 九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの 政令(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令) (法第八条第二項に規定する政令で定める額) 第二条の二 法第八条第二項に規定する政令で定める額は、障害者が当該災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては二百五十万円とし、その他の場合にあつては百二十五万円とする。			
標準処理期間	1 か月		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID:3403

担当部署:福祉部 人権福祉課

処分の概要	災害援護資金の貸付け
法令名称 根拠条項	災害弔慰金の支給等に関する法律 第10条
法令番号	昭和48年法律第82号
【基準】 法第10条の規定による。 第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)による救助の行われる災害その他の<u>政令</u>で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で<u>政令</u>の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が<u>政令</u>で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。 一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷 二 <u>政令</u>で定める相当程度の住居又は家財の損害 2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、<u>政令</u>で定める。 3 災害援護資金の償還期間(据置期間を含む。)は、十年を超えない範囲内で<u>政令</u>で定める。 4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年三パーセント以内で条例で定める率とする。 <u>政令(災害弔慰金の支給等に関する法律施行令)</u> (法第十条第一項に規定する<u>政令</u>で定める災害) 第三条 法第十条第一項に規定する<u>政令</u>で定める災害は、当該市町村をその区域に含む都道府県の区域内において生じた災害で救助が行われたものとする。 (法第十条第一項の規定による所得の算定) 第四条 法第十条第一項の規定による所得の算定は、当該被害を受けた年の前年の所得(当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあっては、前前年の所得)について行うものとし、その額は、その所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五条第二項第一号に掲げる市町村民税(特別区が同法第一条第二項の規定によつて課する同法第五条第二項第一号に掲げる税を含む。)に係る同法第三百十三条第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第三十三条の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和三十七年法律第百四十四号)第八条第二項(同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項(同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第十二項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。 (法第十条第一項に規定する<u>政令</u>で定める額) 第五条 法第十条第一項に規定する<u>政令</u>で定める額は、同一の世帯に属する者が一人であるときは二百二十万円、二人であるときは四百三十万円、三人であるときは六百二十万円、四人であ	

るときは七百三十万円、五人以上であるときは七百三十万円にその世帯に属する者のうち四人を除いた者一人につき三十万円を加算した額とする。ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあつては、千二百七十万円とする。 (法第十条第一項第二号に規定する政令で定める損害) 第六条 法第十条第一項第二号に規定する政令で定める相当程度の住居又は家財の損害は、被害金額が当該住居又は家財の価額のおおむね三分の一以上である損害とする。			
標準処理期間	1 か月		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 215

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	保護の開始の申請に対する処分		
法令名 根拠条項	生活保護法第24条第3項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】 法第24条第3項の規定による。 (申請による保護の開始及び変更) 第24条第3項 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。 <u>生活保護法第8条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準による。</u> <u>生活保護法第8条第1項</u> (基準及び程度の原則) 第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。			
標準処理期間	申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能（法第24条第5項）		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 7 月 1 日

○生活保護法による保護の基準

(昭和三十八年四月一日)

(厚生省告示第百五十八号)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第八条第一項の規定により、生活保護法による保護の基準を次のように定め、生活保護法による保護の基準(昭和三十二年四月厚生省告示第九十五号)は、廃止する。

生活保護法による保護の基準

- 一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第1から別表第8までに定めるところによる。
- 二 要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。
- 三 別表第1、別表第3、別表第6及び別表第8の基準額に係る地域の級地区分は、別表第9に定めるところによる。

市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。

(昭四二厚告一三三・平一二厚告一五八・平一二厚告四六四・一部改正)

改正文 (昭和三十八年七月二四日厚生省告示第三三二号) 抄

昭和三十八年八月一日から適用する。

改正文 (昭和三十八年一二月二〇日厚生省告示第五五九号) 抄

昭和三十九年一月一日から適用する。

改正文 (昭和三十八年一二月二〇日厚生省告示第五六〇号) 抄

昭和三十八年十二月一日から適用する。

改正文 (昭和三十九年一二月一二日厚生省告示第五五三号) 抄

昭和四十年一月一日から適用する。

改正文 (昭和三十九年一二月一八日厚生省告示第五六八号) 抄

昭和三十九年十二月一日から適用する。

改正文 (昭和四〇年一月一三日厚生省告示第一六号) 抄

昭和四十年一月一日から適用する。

改正文 (昭和四〇年四月五日厚生省告示第一七五号) 抄

昭和四十年四月一日から適用する。

改正文 (昭和四〇年七月二六日厚生省告示第三八一号) 抄

昭和四十年八月一日から適用する。

改正文（昭和四〇年一二月一七日厚生省告示第五四七号）抄
昭和四十年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四〇年一二月一七日厚生省告示第五四八号）抄
昭和四十一年一月一日から適用する。

改正文（昭和四一年一月一八日厚生省告示第一六号）抄
昭和四十一年一月一日から適用する。

改正文（昭和四一年一月二二日厚生省告示第二六号）抄
昭和四十一年一月一日から適用する。

改正文（昭和四一年四月七日厚生省告示第一八一号）抄
昭和四十一年四月一日から適用する。

改正文（昭和四一年四月一三日厚生省告示第二〇一号）抄
昭和四十一年四月一日から適用する。

改正文（昭和四一年八月一日厚生省告示第三七三号）抄
昭和四十一年八月一日から適用する。

改正文（昭和四一年二月一七日厚生省告示第五四五号）抄
昭和四十一年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四二年四月二五日厚生省告示第一九五号）抄
昭和四十二年五月一日から施行する。

改正文（昭和四二年八月二四日厚生省告示第三五〇号）抄
昭和四十二年八月一日から適用する。

改正文（昭和四二年一〇月五日厚生省告示第四〇九号）抄
昭和四十二年十月一日から適用する。

改正文（昭和四二年十一月二五日厚生省告示第四五一号）抄
昭和四十二年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四三年五月八日厚生省告示第二〇八号）抄
昭和四十三年五月一日から適用する。

改正文（昭和四三年九月七日厚生省告示第三七四号）抄
昭和四十三年十月一日から適用する。

改正文（昭和四三年一〇月五日厚生省告示第四〇六号）抄
昭和四十三年十月一日から適用する。

改正文（昭和四三年十一月二二日厚生省告示第四五五号）抄
昭和四十三年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四三年一二月二六日厚生省告示第五〇五号）抄
昭和四十四年一月一日から適用する。

改正文（昭和四四年一〇月一日厚生省告示第三二七号）抄
公布の日から適用する。

改正文（昭和四四年一〇月四日厚生省告示第三二九号）抄
昭和四十四年十月一日から適用する。

改正文（昭和四四年十一月二八日厚生省告示第三七九号）抄
昭和四十四年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四五年一月五日厚生省告示第一号）抄
昭和四十五年一月一日から適用する。

改正文（昭和四五年十一月三〇日厚生省告示第四〇〇号）抄
昭和四十五年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四五年十二月一二日厚生省告示第四二二号）抄
昭和四十六年一月一日から適用する。

改正文（昭和四六年一〇月七日厚生省告示第三三三号）抄
昭和四十六年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四六年十二月一日厚生省告示第三六八号）抄
公布の日から適用する。

改正文（昭和四六年十二月九日厚生省告示第三九〇号）抄
昭和四十七年一月一日から適用する。

改正文（昭和四七年二月二九日厚生省告示第五三号）抄
昭和四十七年三月一日から適用する。

改正文（昭和四七年四月七日厚生省告示第八六号）抄
昭和四十七年四月一日から適用する。

改正文（昭和四七年一〇月六日厚生省告示第三二三号）抄
昭和四十七年十月一日から適用する。

改正文（昭和四七年十二月一五日厚生省告示第三八一号）抄
昭和四十八年一月一日から適用する。

改正文（昭和四八年四月五日厚生省告示第五九号）抄
昭和四十八年四月一日から適用する。

改正文（昭和四八年十二月二〇日厚生省告示第三三一号）抄
昭和四十九年一月一日から適用する。

改正文（昭和四九年六月一三日厚生省告示第一七一号）抄
昭和四十九年六月一日から適用する。

改正文（昭和四九年九月一二日厚生省告示第二三九号）抄
昭和四十九年九月一日から適用する。

改正文（昭和四九年九月三〇日厚生省告示第二七二号）抄
十月一日から適用する。

改正文（昭和四九年一〇月一二日厚生省告示第二九五号）抄
昭和四十九年十月一日から適用する。

改正文（昭和五〇年二月八日厚生省告示第四〇号）抄
多子養育加算の額の改正に係る部分については昭和五十年二月一日から、その他の部分については同年一月一日から適用する。

改正文（昭和五〇年四月五日厚生省告示第八五号）抄
昭和五十年四月一日から適用する。

改正文（昭和五〇年一〇月一八日厚生省告示第二九三号）抄
昭和五十年十月一日から適用する。

改正文（昭和五〇年一二月一三日厚生省告示第三六六号）抄
昭和五十年十二月一日から適用する。

改正文（昭和五一年一月一四日厚生省告示第四号）抄
昭和五十一年一月一日から適用する。

改正文（昭和五一年二月一七日厚生省告示第二七号）抄
昭和五十一年二月一日から適用する。ただし、地域の級地区分の改正に係る部分については同年一月一日から適用する。

改正文（昭和五一年三月三一日厚生省告示第四三号）抄
昭和五十一年四月一日から適用する。

改正文（昭和五一年一〇月一三日厚生省告示第二八五号）抄
昭和五十一年十月一日から適用する。

改正文（昭和五一年一二月二二日厚生省告示第三三四号）抄
昭和五十二年一月一日から適用する。

改正文（昭和五二年三月三一日厚生省告示第六四号）抄
昭和五十二年四月一日から適用する。

改正文（昭和五二年七月二五日厚生省告示第一九三号）抄
昭和五十二年八月一日から適用する。

改正文（昭和五二年九月三〇日厚生省告示第二四六号）抄
昭和五十二年十月一日から適用する。

改正文（昭和五三年三月三一日厚生省告示第六〇号）抄
昭和五十三年四月一日から適用する。

改正文（昭和五三年七月一〇日厚生省告示第一六二号）抄
昭和五十三年八月一日から適用する。

改正文（昭和五三年十一月九日厚生省告示第二三三号）抄
昭和五十三年十二月一日から適用する。

改正文（昭和五四年一月五日厚生省告示第一号）抄
昭和五十四年二月一日から適用する。

改正文（昭和五四年三月三一日厚生省告示第四五号）抄
昭和五十四年四月一日から適用する。

改正文（昭和五四年七月一〇日厚生省告示第一二二号）抄
昭和五十四年八月一日から適用する。

改正文（昭和五四年十一月一七日厚生省告示第一八九号）抄
昭和五十四年十二月一日から適用する。

改正文（昭和五五年一月二五日厚生省告示第一二号）抄
昭和五十五年二月一日から適用する。

改正文（昭和五五年三月三一日厚生省告示第五五号）抄
昭和五十五年四月一日から適用する。

改正文（昭和五五年七月一七日厚生省告示第一三五号）抄
昭和五十五年八月一日から適用する。

改正文（昭和五五年十一月二五日厚生省告示第一九八号）抄
昭和五十五年十二月一日から適用する。

改正文（昭和五五年十一月二九日厚生省告示第二〇一号）抄
昭和五十五年十二月一日から適用する。

改正文（昭和五六年三月三一日厚生省告示第四一号）抄
昭和五十六年四月一日から適用する。

改正文（昭和五六年七月二二日厚生省告示第一三五号）抄
昭和五十六年八月一日から適用する。

改正文（昭和五六年十一月一七日厚生省告示第一八八号）抄
障害者加算の額の改正に係る部分については昭和五十六年十二月一日から、多子養育加算の額の改正に係る部分については昭和五十七年二月一日から適用する。

改正文（昭和五七年三月三一日厚生省告示第五一号）抄
昭和五十七年四月一日から適用する。

改正文（昭和五七年八月三一日厚生省告示第一六〇号）抄
昭和五十七年九月一日から適用する。

改正文（昭和五七年十二月四日厚生省告示第二〇二号）抄
昭和五十八年一月一日から適用する。

改正文（昭和五八年三月三一日厚生省告示第七一号）抄
昭和五十八年四月一日から適用する。

改正文（昭和五九年三月三一日厚生省告示第六一号）抄
昭和五十九年四月一日から適用する。

改正文（昭和五九年八月一三日厚生省告示第一三八号）抄
昭和五十九年九月一日から適用する。

改正文（昭和五九年十二月二六日厚生省告示第二二六号）抄
昭和六十年一月一日から適用する。

改正文（昭和六〇年三月三〇日厚生省告示第五四号）抄
昭和六十年四月一日から適用する。

改正文（昭和六〇年六月二六日厚生省告示第一〇一号）抄
昭和六十年七月一日から適用する。

改正文（昭和六〇年九月一八日厚生省告示第一四八号）抄
昭和六十年十月一日から適用する。

改正文（昭和六一年三月三一日厚生省告示第七一号）抄
昭和六十一年四月一日から適用する。

改正文（昭和六一年四月二三日厚生省告示第九五号）抄
昭和六十一年四月一日から適用する。

改正文（昭和六一年五月二三日厚生省告示第一〇六号）抄
昭和六十一年六月一日から適用する。

改正文（昭和六一年七月二九日厚生省告示第一五五号）抄
昭和六十一年八月一日から適用する。

改正文（昭和六一年九月二五日厚生省告示第一七六号）抄
昭和六十一年十月一日から適用する。

改正文（昭和六二年三月二八日厚生省告示第六二号）抄
昭和六十二年四月一日から適用する。

改正文（昭和六二年六月三日厚生省告示第一二一号）抄
昭和六十二年七月一日から適用する。

改正文（昭和六二年七月二〇日厚生省告示第一四八号）抄
昭和六十二年八月一日から適用する。

改正文（昭和六二年十一月五日厚生省告示第一八五号）抄
別表第8の2の(1)の表の改正に係る部分については昭和六十二年十月一日から、別表第8の3の(1)の表の改正に係る部分については同年十一月一日から適用する。

改正文（昭和六二年十二月一二日厚生省告示第一九九号）抄
昭和六十二年十一月三十日から適用する。ただし、昭和六十二年十一月三十日に廃された茨城県筑波郡豊里町及び同郡大穂町の区域の同日における級地については、なお従前の例による。

改正文（昭和六三年三月三一日厚生省告示第一二二号）抄
昭和六十三年四月一日から適用する。

改正文（昭和六三年四月三〇日厚生省告示第一四九号）抄
昭和六十三年五月一日から適用する。

改正文（昭和六三年五月三〇日厚生省告示第一六四号）抄
昭和六十三年六月一日から適用する。

改正文（昭和六三年七月二〇日厚生省告示第二一三号） 抄
昭和六十三年八月一日から適用する。

改正文（平成元年三月三一日厚生省告示第八五号） 抄
平成元年四月一日から適用する。

改正文（平成元年六月三〇日厚生省告示第一二九号） 抄
平成元年七月一日から適用する。

改正文（平成元年九月三〇日厚生省告示第一七八号） 抄
平成元年十月一日から適用する。

改正文（平成元年一二月二六日厚生省告示第二一五号） 抄
平成二年一月一日から適用する。

改正文（平成二年三月三一日厚生省告示第八六号） 抄
平成二年四月一日から適用する。

改正文（平成二年六月三〇日厚生省告示第一四三号） 抄
平成二年七月一日から適用する。

改正文（平成三年三月三〇日厚生省告示第六九号） 抄
平成三年四月一日から適用する。

改正文（平成三年六月二七日厚生省告示第一四五号） 抄
平成三年七月一日から適用する。

改正文（平成四年三月三一日厚生省告示第一二四号） 抄
平成四年四月一日から適用する。ただし、別表第 1 第 2 章の 7 の改正に係る部分については、同年五月一日から、同第 2 章の 4 の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成五年三月二九日厚生省告示第九四号） 抄
平成五年四月一日から適用する。ただし、別表第 1 第 2 章の 7 の改正に係る部分については、同年五月一日から、同第 2 章の 4 の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成六年三月二九日厚生省告示第一三二号） 抄
平成六年四月一日から適用する。ただし、別表第 1 第 2 章の 7 の改正に係る部分については、同年五月一日から、同第 2 章の 4 の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成六年九月九日厚生省告示第三〇九号） 抄
平成六年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた老人訪問看護に係る医療扶助基準については、なお従前の例による。

改正文（平成六年九月二九日厚生省告示第三二五号） 抄
平成六年十月一日から適用する。

改正文（平成六年一二月二二日厚生省告示第三九二号） 抄

平成七年一月一日から適用する。

改正文（平成七年二月二七日厚生省告示第二六号） 抄

平成七年四月一日から適用する。

改正文（平成七年三月二八日厚生省告示第六四号） 抄

平成七年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)並びに6の(1)のA及び(2)のAの改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成八年三月二五日厚生省告示第九三号） 抄

平成八年四月一日から適用する。

改正文（平成八年八月二九日厚生省告示第二一七号） 抄

別表第3の2の改正に係る部分については、平成八年八月三十日から、別表第8の2の(1)及び3の(1)の改正に係る部分については、同年九月一日から適用する。

改正文（平成九年三月三一日厚生省告示第七三号） 抄

平成九年四月一日から適用する。

改正文（平成九年九月三〇日厚生省告示第二〇九号） 抄

平成九年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた看護に係る医療扶助基準については、なお従前の例による。

改正文（平成一〇年三月三一日厚生省告示第一二一号） 抄

平成十年四月一日から適用する。ただし、別表第一第二章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成一一年三月三一日厚生省告示第一〇四号） 抄

平成十一年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成一二年三月三一日厚生省告示第一五八号） 抄

平成十二年四月一日から適用する。

改正文（平成一二年九月二九日厚生省告示第三二八号） 抄

平成十二年十月一日から適用する。

改正文（平成一二年一二月二八日厚生省告示第四六四号） 抄

平成十三年一月六日から適用する。

改正文（平成一三年一月一九日厚生労働省告示第六号） 抄

別表第9の3の(1)の改正に係る部分については平成十三年一月一日から、別表第9の1の(1)の改正に係る部分については同月二十一日から適用する。

改正文（平成一三年三月三〇日厚生労働省告示第一四五号） 抄

平成十三年四月一日から適用する。ただし、別表第9の1の(1)及び(2)の改正に係る部分については、同年五月一日から適用する。

改正文（平成一三年一〇月一日厚生労働省告示第三二七号）抄
平成十三年十月一日から適用する。

改正文（平成一四年二月一日厚生労働省告示第一六号）抄
平成十四年二月二日から適用する。

改正文（平成一四年三月二九日厚生労働省告示第一四八号）抄
平成十四年四月一日から適用する。

改正文（平成一五年二月一九日厚生労働省告示第二三号）抄
平成十三年四月一日から適用する。

改正文（平成一五年二月一九日厚生労働省告示第二四号）抄
平成十四年十一月一日から適用する。

改正文（平成一五年二月一九日厚生労働省告示第二五号）抄
平成十五年二月三日から適用する。

改正文（平成一五年三月三十一日厚生労働省告示第一三八号）抄
平成十五年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成一五年四月一八日厚生労働省告示第一七二号）抄
平成十五年四月二十一日から適用する。

改正文（平成一五年四月三〇日厚生労働省告示第一七七号）抄
平成十五年五月一日から適用する。

改正文（平成一五年八月一九日厚生労働省告示第二九四号）抄
平成十五年八月二十日から適用する。

改正文（平成一五年八月二七日厚生労働省告示第二九八号）抄
平成十五年九月一日から適用する。

改正文（平成一五年九月二五日厚生労働省告示第三一三号）抄
平成十五年十月一日から適用する。

改正文（平成一六年二月二七日厚生労働省告示第四五号）抄
平成十六年三月一日から適用する。

改正文（平成一六年三月三日厚生労働省告示第七五号）抄
平成十六年四月一日から適用する。

改正文（平成一六年三月二五日厚生労働省告示第一三〇号）抄
平成十六年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から、別

表第1第2章の8の改正に係る部分については、同年八月一日から適用する。

改正文（平成一六年九月一日厚生労働省告示第三二八号）抄

平成十六年九月一日から適用する。

改正文（平成一六年九月二八日厚生労働省告示第三五五号）抄

平成十六年十月一日から適用する。

改正文（平成一六年九月二九日厚生労働省告示第三五六号）抄

平成十六年十月四日から適用する。

改正文（平成一六年一〇月一二日厚生労働省告示第三七四号）抄

平成十六年十月十二日から適用する。

改正文（平成一六年一〇月二九日厚生労働省告示第三八三号）抄

平成十六年十二月六日から適用する。

改正文（平成一六年一〇月二九日厚生労働省告示第三八四号）抄

平成十六年十一月一日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三三号）抄

平成十七年一月一日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三四号）抄

平成十七年一月四日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三五号）抄

平成十七年一月二十四日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三六号）抄

平成十七年二月一日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三七号）抄

平成十七年二月七日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三八号）抄

平成十七年二月十一日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第二八号）抄

平成十七年二月十五日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第二九号）抄

平成十七年三月七日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三〇号）抄

平成十七年三月十九日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三一号）抄

平成十七年三月二十日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三二号）抄

平成十七年三月二十一日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三三号）抄
平成十七年三月二十二日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三四号）抄
平成十七年三月二十八日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三五号）抄
平成十七年三月三十一日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三六号）抄
平成十七年四月一日から適用する。

改正文（平成一七年三月三一日厚生労働省告示第一九三号）抄
平成十七年四月一日から適用する。

改正文（平成一七年四月二五日厚生労働省告示第二二八号）抄
平成十七年五月一日から適用する。

改正文（平成一七年六月二四日厚生労働省告示第二六二号）抄
平成十七年七月一日から適用する。

改正文（平成一七年六月二四日厚生労働省告示第二六三号）抄
平成十七年七月七日から適用する。

改正文（平成一七年九月二日厚生労働省告示第三九二号）抄
平成十七年九月一日から適用する。

改正文（平成一七年九月三〇日厚生労働省告示第四四八号）抄
平成十七年十月一日から適用する。ただし、別表第9の3の(1)の表北海道の項に係る改正規定（「阿寒郡 阿寒町」及び「白糠郡 音別町」を削る部分に限る。）及び同表鹿児島県の項に係る改正規定は、平成十七年十月十一日から適用する。

改正文（平成一七年一〇月三一日厚生労働省告示第四七六号）抄
平成十七年十一月一日から適用する。ただし、別表第9の3の(1)の表広島県の項に係る改正規定は平成十七年十一月三日から、同表鹿児島県の項に係る改正規定は平成十七年十一月七日から適用する。

改正文（平成一七年一二月二八日厚生労働省告示第五二三号）抄
平成十八年一月一日から適用する。

改正文（平成一七年一二月二八日厚生労働省告示第五二四号）抄
平成十八年一月十日から適用する。

改正文（平成一七年一二月二八日厚生労働省告示第五二五号）抄
平成十八年一月二十三日から適用する。

改正文（平成一八年二月一日厚生労働省告示第一五号）抄
平成十八年二月十三日から適用する。

改正文（平成一八年二月一日厚生労働省告示第一六号）抄

平成十八年二月二十日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第七五号）抄
平成十八年三月五日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第七六号）抄
平成十八年三月六日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第七七号）抄
平成十八年三月二十日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第七八号）抄
平成十八年三月二十一日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第七九号）抄
平成十八年三月二十七日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第八〇号）抄
平成十八年三月三十一日から適用する。

改正文（平成一八年三月三十一日厚生労働省告示第二九七号）抄
平成十八年四月一日から適用する。

改正文（平成一八年三月三十一日厚生労働省告示第三一五号）抄
平成十八年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4
の(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

改正文（平成一八年九月二九日厚生労働省告示第五八八号）抄
平成十八年十月一日から適用する。

改正文（平成一九年一月一九日厚生労働省告示第五号）抄
平成十九年一月二十二日から適用する。

改正文（平成一九年一月一九日厚生労働省告示第六号）抄
平成十九年三月十一日から適用する。

改正文（平成一九年一月一九日厚生労働省告示第七号）抄
平成十九年三月十二日から適用する。

改正文（平成一九年三月三十一日厚生労働省告示第一二七号）抄
平成十九年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の8
に係る改正規定は、平成十九年八月一日から適用する。

改正文（平成二〇年三月三十一日厚生労働省告示第一六九号）抄
平成二十年四月一日から適用する。

改正文（平成二〇年一〇月三十一日厚生労働省告示第五〇四号）抄
平成二十年十一月一日から適用する。

改正文（平成二一年三月三十一日厚生労働省告示第二二二号）抄
平成二十一年四月一日から適用する。

改正文（平成二一年六月三〇日厚生労働省告示第三四〇号）抄

平成二十一年七月一日から適用する。

改正文（平成二一年九月三〇日厚生労働省告示第四二八号）抄
平成二十一年十月一日から適用する。

改正文（平成二一年一〇月二九日厚生労働省告示第四五九号）抄
平成二十一年十二月一日から適用する。

改正文（平成二二年一月二九日厚生労働省告示第三八号）抄
平成二十二年二月一日から適用する。

改正文（平成二二年三月一九日厚生労働省告示第九〇号）抄
平成二十二年三月二十二日から適用する。

改正文（平成二二年三月一九日厚生労働省告示第九一号）抄
平成二十二年三月二十三日から適用する。

改正文（平成二二年三月一九日厚生労働省告示第九二号）抄
平成二十二年三月三十一日から適用する。

改正文（平成二二年三月三十一日厚生労働省告示第一四一号）抄
平成二十二年四月一日から適用する。

改正文（平成二二年三月三十一日厚生労働省告示第一四二号）抄
平成二十二年四月一日から適用する。

改正文（平成二二年三月三十一日厚生労働省告示第一四三号）抄
平成二十二年四月一日から適用する。

改正文（平成二三年三月三十一日厚生労働省告示第一〇七号）抄
平成二十三年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の2
の(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

改正文（平成二三年七月一四日厚生労働省告示第二三六号）抄
平成二十三年八月一日から適用する。

改正文（平成二三年八月三〇日厚生労働省告示第三〇一号）抄
平成二十三年十月一日から適用する。

改正文（平成二三年九月三〇日厚生労働省告示第三八三号）抄
平成二十三年十月一日から適用する。

改正文（平成二三年一〇月三日厚生労働省告示第三九四号）抄
平成二十三年十月十一日から適用する。

別表第1 生活扶助基準

（昭38厚告332・昭38厚告559・昭38厚告560・昭39厚告119・昭
39厚告553・昭39厚告568・昭40厚告16・昭40厚告175・昭40
厚告381・昭40厚告495・昭40厚告547・昭40厚告548・昭41厚
告16・昭41厚告201・昭41厚告373・昭41厚告545・昭42厚告133・
昭42厚告195・昭42厚告350・昭42厚告409・昭42厚告451・昭

43 厚告 120・昭 43 厚告 208・昭 43 厚告 374・昭 43 厚告 406・昭 43 厚告 455・昭 43 厚告 505・昭 44 厚告 81・昭 44 厚告 329・昭 44 厚告 379・昭 45 厚告 1・昭 45 厚告 71・昭 45 厚告 400・昭 45 厚告 422・昭 46 厚告 75・昭 46 厚告 333・昭 46 厚告 390・昭 47 厚告 53・昭 47 厚告 86・昭 47 厚告 310・昭 47 厚告 323・昭 47 厚告 381・昭 48 厚告 59・昭 48 厚告 265・昭 48 厚告 272・昭 48 厚告 331・昭 49 厚告 71・昭 49 厚告 103・昭 49 厚告 171・昭 49 厚告 239・昭 49 厚告 272・昭 49 厚告 327・昭 50 厚告 40・昭 50 厚告 85・昭 50 厚告 263・昭 50 厚告 326・昭 51 厚告 4・昭 51 厚告 27・昭 51 厚告 43・昭 51 厚告 232・昭 51 厚告 276・昭 51 厚告 288・昭 51 厚告 334・昭 52 厚告 64・昭 52 厚告 193・昭 52 厚告 211・昭 52 厚告 278・昭 53 厚告 60・昭 53 厚告 162・昭 53 厚告 233・昭 54 厚告 1・昭 54 厚告 5・昭 54 厚告 45・昭 54 厚告 122・昭 54 厚告 189・昭 55 厚告 12・昭 55 厚告 55・昭 55 厚告 135・昭 55 厚告 198・昭 56 厚告 41・昭 56 厚告 135・昭 56 厚告 188・昭 57 厚告 51・昭 57 厚告 159・昭 57 厚告 160・昭 57 厚告 202・昭 58 厚告 71・昭 59 厚告 61・昭 59 厚告 138・昭 59 厚告 226・昭 60 厚告 54・昭 60 厚告 101・昭 60 厚告 148・昭 61 厚告 71・昭 61 厚告 106・昭 61 厚告 155・昭 61 厚告 176・昭 62 厚告 62・昭 62 厚告 121・昭 62 厚告 148・昭 62 厚告 122・昭 63 厚告 164・昭 63 厚告 213・平元厚告 85・平元厚告 129・平元厚告 178・平元厚告 215・平 2 厚告 86・平 2 厚告 143・平 3 厚告 69・平 3 厚告 145・平 4 厚告 124・平 5 厚告 94・平 6 厚告 132・平 6 厚告 325・平 6 厚告 392・平 7 厚告 64・平 8 厚告 93・平 9 厚告 73・平 10 厚告 121・平 11 厚告 104・平 12 厚告 158・平 12 厚告 253・平 12 厚告 328・平 12 厚告 464・平 13 厚告 145・平 15 厚告 138・平 16 厚告 130・平 17 厚告 193・平 18 厚告 315・平 18 厚告 588・平 19 厚告 127・平 20 厚告 169・平 21 厚告 222・平 21 厚告 459・平 22 厚告 141・平 22 厚告 142・平 23 厚告 107・平 23 厚告 301・平 23 厚告 383・一部改正)

第 1 章 基準生活費

1 居宅

(1) 基準生活費の額(月額)

ア 1 級地

(ア) 1 級地—1

第 1 類

年齢別	基準額

0 歳 ～ 2 歳	20,900 円
3 歳 ～ 5 歳	26,350
6 歳 ～ 11 歳	34,070
12 歳 ～ 19 歳	42,080
20 歳 ～ 40 歳	40,270
41 歳 ～ 59 歳	38,180
60 歳 ～ 69 歳	36,100
70 歳 以上	32,340

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上 1 人を増すごとに加算する額
基準額		43,430 円	48,070 円	53,290 円	55,160 円	440 円
地区別冬季加算額 (11 月から 3 月まで)	I 区	24,350	31,530	37,630	42,670	1,640
	II 区	17,410	22,550	26,910	30,520	1,170
	III 区	11,560	14,970	17,860	20,250	780
	IV 区	8,820	11,420	13,630	15,460	590
	V 区	6,150	7,970	9,510	10,780	410
	VI 区	3,090	4,000	4,770	5,410	200

(イ) 1 級地—2

第 1 類

年齢別	基準額
0 歳 ～ 2 歳	19,960 円
3 歳 ～ 5 歳	25,160
6 歳 ～ 11 歳	32,540
12 歳 ～ 19 歳	40,190
20 歳 ～ 40 歳	38,460
41 歳 ～ 59 歳	36,460

60 歳 ～ 69 歳	34,480
70 歳 以上	31,120

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上 1 人を増すごとに加算する額
基準額		41,480 円	45,910 円	50,890 円	52,680 円	440 円
地区別冬季加算額 (11 月から 3 月まで)	I 区	23,250	30,110	35,940	40,750	1,640
	II 区	16,630	21,540	25,700	29,150	1,170
	III 区	11,040	14,300	17,060	19,340	780
	IV 区	8,420	10,910	13,020	14,760	590
	V 区	5,870	7,610	9,080	10,290	410
	VI 区	2,950	3,820	4,560	5,170	200

イ 2 級地

(ア) 2 級地—1

第 1 類

年齢別	基準額
0 歳 ～ 2 歳	19,020 円
3 歳 ～ 5 歳	23,980
6 歳 ～ 11 歳	31,000
12 歳 ～ 19 歳	38,290
20 歳 ～ 40 歳	36,650
41 歳 ～ 59 歳	34,740
60 歳 ～ 69 歳	32,850
70 歳 以上	29,430

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上 1

						人を増すごとに加算する額
基準額		39,520 円	43,740 円	48,490 円	50,200 円	400 円
地区別冬季加算額 (11月から3月まで)	I 区	22,160	28,690	34,240	38,830	1,490
	II 区	15,840	20,520	24,490	27,770	1,060
	III 区	10,520	13,620	16,250	18,430	710
	IV 区	8,030	10,390	12,400	14,070	540
	V 区	5,600	7,250	8,650	9,810	370
	VI 区	2,810	3,640	4,340	4,920	180

(イ) 2 級地—2

第 1 類

年齢別	基準額
0 歳～2 歳	18,080 円
3 歳～5 歳	22,790
6 歳～11 歳	29,470
12 歳～19 歳	36,400
20 歳～40 歳	34,830
41 歳～59 歳	33,030
60 歳～69 歳	31,230
70 歳以上	28,300

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上 1 人を増すごとに加算する額
基準額		37,570 円	41,580 円	46,100 円	47,710 円	400 円
地区別冬季加算額	I 区	21,060	27,270	32,550	36,910	1,490
	II 区	15,060	19,510	23,280	26,400	1,060

(11月から3月まで)	Ⅲ区	10,000	12,950	15,450	17,520	710
	Ⅳ区	7,630	9,880	11,790	13,370	540
	Ⅴ区	5,320	6,890	8,230	9,320	370
	Ⅵ区	2,670	3,460	4,130	4,680	180

ウ 3級地

(ア) 3級地—1

第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	17,140円
3歳～5歳	21,610
6歳～11歳	27,940
12歳～19歳	34,510
20歳～40歳	33,020
41歳～59歳	31,310
60歳～69歳	29,600
70歳以上	26,520

第2類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人以上1人を増すごとに加算する額
基準額		35,610円	39,420円	43,700円	45,230円	360円
地区別冬季加算額 (11月から3月まで)	Ⅰ区	19,970	25,850	30,860	34,990	1,340
	Ⅱ区	14,280	18,490	22,070	25,030	960
	Ⅲ区	9,480	12,280	14,650	16,610	640
	Ⅳ区	7,230	9,360	11,180	12,680	480
	Ⅴ区	5,040	6,540	7,800	8,840	340
	Ⅵ区	2,530	3,280	3,910	4,440	160

(イ) 3級地—2

第 1 類

年 齢 別	基 準 額
0 歳 ～ 2 歳	16,200 円
3 歳 ～ 5 歳	20,420
6 歳 ～ 11 歳	26,400
12 歳 ～ 19 歳	32,610
20 歳 ～ 40 歳	31,210
41 歳 ～ 59 歳	29,590
60 歳 ～ 69 歳	27,980
70 歳 以上	25,510

第 2 類

基 準 額 及 び 加 算 額		世 帯 人 員 別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上 1 人を増すごとに加算する額
基 準 額		33,660 円	37,250 円	41,300 円	42,750 円	360 円
地 区 別 冬 季 加 算 額 (11 月 から 3 月 まで)	I 区	18,870	24,440	29,160	33,070	1,340
	II 区	13,490	17,480	20,860	23,650	960
	III 区	8,960	11,600	13,840	15,690	640
	IV 区	6,840	8,850	10,560	11,980	480
	V 区	4,770	6,180	7,370	8,350	340
	VI 区	2,390	3,100	3,700	4,190	160

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は第 1 類の表に定める個人別の額を合算した額と第 2 類の表に定める額の合計額とする。ただし世帯構成員の数が 4 人の世帯の基準生活費の額は、第 1 類の表に定める個人別の額を合算した額に 0.95 を乗じた額(その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げるものとする。)と第 2 類の表に定める額の合計額とし、世帯構成員の数が 5 人以上の世帯の基準生活費の額は、第 1 類の表に定め

る個人別の額を合算した額に 0.90 を乗じた額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）と第 2 類の表に定める額の合計額とする。また、12 月の基準生活費の額は、当該合計額に世帯構成員 1 人につき次の表に定める期末一時扶助費を加えた額とする。

級地別	期末一時扶助費
1 級地—1	14,180 円
1 級地—2	13,540
2 級地—1	12,900
2 級地—2	12,270
3 級地—1	11,630
3 級地—2	10,990

イ 第 2 類の表における I 区から VI 区までの区分は次の表に定めるところによる。

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の 都府県

ウ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによる。

2 救護施設等

(1) 基準生活費の額（月額）

ア 基準額

級地別	救護施設及びこれに準ずる施設	更生施設及びこれに準ずる施設
1 級地	64,240 円	68,050 円
2 級地	61,030	64,650
3 級地	57,820	61,250

イ 地区別冬季加算額（11 月から 3 月まで）

＼ 地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
級地別						
1 級地	10,640 円	8,160 円	6,420 円	4,760 円	3,030 円	2,280 円
2 級地	9,680	7,430	5,840	4,330	2,760	2,070
3 級地	8,720	6,690	5,260	3,900	2,480	1,870

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費の額は、(1)に定める額とする。ただし、12 月の基準生活費の額は、次の表に定める期末一時扶助費の額を加えた額とする。

級地別	期末一時扶助費
1 級地	5,070 円
2 級地	4,610
3 級地	4,160

イ 表における I 区から VI 区までの区分は、1 の (2) のイの表に定めるところによる。

3 職業能力開発校附属宿泊施設等に入所又は寄宿している者についての特例

次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者（特別支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これらの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。）に係る基準生活費の額は、1 の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

施設	基準生活費の額	
	基準月額	地区別冬季加算額及び期末一時扶助費の額
職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設 特別支援学校に附属する寄宿舎 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることと	食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	地区別冬季加算額は、2 の(1)のイの表に定めるところにより、期末一時扶助費の額は、2 の(2)のアの表に定めるところによる。

された同条に規定する精神障害者社会復帰施設(以下「旧法精神障害者社会復帰施設」という。)		
障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設(以下「旧法知的障害者援護施設」という。)(同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の8に規定する知的障害者通所寮(以下「旧法知的障害者通所寮」という。))に限る。)	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	
国立障害者リハビリテーションセンター 国立光明寮 国立保養所 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設(以下「旧法身体障害者更生援護施設」という。) 旧法知的障害者援護施設(旧法知的障害者通所寮を除く。) 障害者自立支援法第5条第13項に規定する障害者支援施設 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)にいう知的障害児施設(自閉症児施設を除く。)、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の額の合計額	
児童福祉施設最低基準にいう第一種自閉症児施設、肢体不自由児施設(肢体不自由児通園施設及び肢体不自由児療護施設を除く。)、重症心身障害児施設	入院患者日用品費の額	

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に いう指定医療機関	

第 2 章 加算

1 妊産婦加算

(1) 加算額(月額)

級地別	妊婦		産婦
	妊娠 6 か月未満	妊娠 6 か月以上	
1 級地及び 2 級地	9,140 円	13,810 円	8,490 円
3 級地	7,770	11,740	7,220

(2) 妊婦についての加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う。

(3) 産婦についての加算は、出産の日の属する月から行い、期間は 6 箇月を限度として別に定める。

(4) (3)の規定にかかわらず、保護受給中の者については、その出産の日の属する月は妊婦についての加算を行い、翌月から 5 箇月を限度として別に定めるところにより産婦についての加算を行う。

(5) 妊産婦加算は、病院又は診療所において給食を受けている入院患者及び内部障害者更生施設に入所している者については、行わない。

2 障害者加算

(1) 加算額(月額)

		(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者	1 級地	26,850 円	17,890 円
	2 級地	24,970	16,650
	3 級地	23,100	15,400
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		22,340	14,890

(注) 社会福祉施設とは保護施設、旧法身体障害者更生援護施設、旧法精神障害者社会復帰施設、旧法知的障害者援護施設、障害者自立支援法第 5 条第 13 項に規定する障害者支援施設、児童福祉施設最低基準にいう知的障害児施設(自閉症児施設を除く。)、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設若しくは肢体不自由児療護施設又は老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)にいう老人福祉施設をいい、

介護施設とは介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）にいう介護保険施設をいうものであること（以下同じ。）。)

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 障害等級表の 1 級若しくは 2 級又は国民年金法施行令別表に定める 1 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の 3 級又は国民年金法施行令別表に定める 2 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する肢体不自由児施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和 50 年厚生省令第 34 号）第 1 条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に 14,330 円を算定するものとする。

(4) (2) のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に 12,010 円を算定するものとする。この場合においては、(5) の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、69,680 円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

3 介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であつて、障害者加算又は 8 に定める母子加算が算定されていないものについて行い、加算額（月額）は、9,890 円の範囲内の額とする。

4 在宅患者加算

(1) 加算額（月額）

級地別	加算額
1 級地及び 2 級地	13,290 円

3 級 地	11,300

(2) 在宅患者加算は、次に掲げる在宅患者であつて現に療養に専念しているものについて行う。

ア 結核患者であつて現に治療を受けているもの及び結核患者であつて現に治療を受けてはいないが、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

イ 結核患者以外の患者であつて 3 箇月以上の治療を必要とし、かつ、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

(3) 在宅患者加算は、(2)に掲げる者であつて内部障害者更生施設に入所しているものについては、行わない。

5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額 42,530 円、(2)に該当する者にあつては月額 21,270 円とする。

(1) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 11 条第 1 項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの(同法第 24 条第 2 項に規定する都道府県知事の認定を受けた者に限る。)

イ 放射線(広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射線を除く。以下(2)において同じ。)を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

(2) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の認定を受けた者(同法第 25 条第 2 項に規定する都道府県知事の認定を受けた者であつて、(1)のアに該当しないものに限る。)

イ 放射線を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつた者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

6 児童養育加算

(1) 加算額

(2)のアに該当する者	第 1 子及び第 2 子	3 歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から 3 年を経過しない児童とする。)	15,000 円
		3 歳以上の児童(月の初日に生まれ	10,000 円

		た児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。)であつて中学校修了前のもの(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	
	第3子以降	小学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	15,000 円
		小学校修了後中学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であつて15歳に達する以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。)	10,000 円
(2)のイに該当する者	3歳に満たない平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)第3条第3項第4号に規定する子ども(同号に規定する婦人保護施設に入所している子どもを除く。以下「施設入所児童」という。月の初日に生まれた施設入所児童については、出生の日から3年を経過しない施設入所児童とする。)		15,000 円
	3歳以上の施設入所児童(月の初日に生まれた施設入所児童については、出生の日から3年を経過した施設入所児童とする。)であつて中学校修了前のもの(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所児童をいう。)		10,000 円

(2) 児童養育加算は次に掲げる者に対して行う。

ア 児童の養育にあたる者

イ 施設入所児童

7 介護保険料加算

介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。

8 母子加算

(1) 加算額(月額)

		児 童 1 人	児 童 が 2 人 の 場 合 に 加 え る 額	児 童 が 3 人 以 上 1 人 を 増 す ご と に 加 え る 額
在 宅 者	1 級 地	23,260 円	1,840 円	940 円
	2 級 地	21,640	1,720	870
	3 級 地	20,020	1,610	800
入 院 患 者 又 は 社 会 福 祉 施 設 若 し く は 介 護 施 設 の 入 所 者		19,380	1,560	770

- (2) 母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で2の(2)に掲げる者をいう。)を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であつて、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。)にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りでない。

9 重複調整等

障害者加算又は母子加算について、同一の者がいずれの加算事由にも該当する場合には、いずれか高い加算額(同額の場合にはいずれか一方の加算額)を算定するものとし、相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定するものとする。ただし、障害者加算のうち2の(4)又は(5)に該当することにより行われる障害者加算額及び母子加算のうち児童が2人以上の場合に児童1人につき加算する額は、重複調整を行わないで算定するものとする。

第3章 入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費

1 入院患者日用品費

(1) 基準額及び加算額(月額)

基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
23,150円以内	3,600円	2,110円	1,000円

- (2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

ア 病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ。）に 1 箇月以上入院する者

イ 救護施設、更生施設又は老人福祉法にいう養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームから病院又は診療所に入院する者

ウ 介護施設から病院又は診療所に入院する者

(3) (1)の表におけるⅠ区からⅥ区までの区分は、第 1 章の 1 の(2)のイの表に定めるところによる。

2 介護施設入所者基本生活費

(1) 基準額及び加算額(月額)

基準額	地区別冬季加算額(11 月から 3 月まで)		
	Ⅰ区及びⅡ区	Ⅲ区及びⅣ区	Ⅴ区及びⅥ区
9,890 円以内	3,600 円	2,110 円	1,000 円

(2) 介護施設入所者基本生活費は、介護施設に入所する者について算定する。

(3) (1)の表におけるⅠ区からⅥ区までの区分は、第 1 章の 1 の(2)のイの表に定めるところによる。

3 移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。

別表第 2 教育扶助基準

(昭 51 厚告 43・全改、昭 52 厚告 64・昭 53 厚告 60・昭 54 厚告 45・昭 55 厚告 55・昭 56 厚告 41・昭 57 厚告 51・昭 58 厚告 71・昭 59 厚告 61・昭 60 厚告 54・昭 61 厚告 71・昭 62 厚告 62・昭 63 厚告 122・平元厚告 85・平 2 厚告 86・平 3 厚告 69・平 4 厚告 124・平 5 厚告 94・平 6 厚告 132・平 7 厚告 64・平 8 厚告 93・平 9 厚告 73・平 11 厚告 104・平 13 厚労告 145・平 21 厚労告 340・一部改正)

＼	学校別	小学校	中学校
区分			
基準額(月額)		2,150 円	4,180 円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額		
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額		
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額		
学習支援費(月額)		2,560 円	4,330 円

別表第3 住宅扶助基準

(昭43厚告120・昭46厚告75・昭48厚告59・昭49厚告71・昭50厚告85・昭52厚告64・昭54厚告45・昭56厚告41・昭58厚告71・昭60厚告54・昭63厚告122・平元厚告85・平2厚告86・平3厚告69・平4厚告124・平5厚告94・平6厚告132・平8厚告93・平8厚告217・平9厚告73・平11厚告104・平12厚告158・平12厚告464・平16厚告130・平20厚告169・平22厚告141・平23厚告107・一部改正)

1 基準額

級地別	区分	家賃、間代、地代等の額(月額)	補修費等住宅維持費の額(年額)
1級地及び2級地		13,000円以内	
3級地		8,000円以内	118,000円以内

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

別表第4 医療扶助基準

(平4厚告124・平6厚告309・平7厚告26・平8厚告93・平9厚告209・平13厚告145・一部改正)

1	指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
2	薬剤又は治療材料に係る費用(1の費用に含まれる場合を除く。)	25,000円以内の額
3	施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
4	移送費	移送に必要な最小限度の額

別表第5 介護扶助基準

(平12厚告158・追加)

1	居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2	移送費	移送に必要な最小限度の額

別表第6 出産扶助基準

(昭48厚告59・全改、昭50厚告85・昭51厚告43・昭52厚告64・昭53厚告60・昭54厚告45・昭55厚告55・昭56厚告41・昭57厚告51・昭58厚告71・昭59厚告61・昭62厚告62・平元厚告85・平2厚告86・平3厚告69・平5厚告94・平6厚告132・平8厚告93・平9厚告73・平10厚告121・平11厚告104・一部改正、平12厚告158・旧別表第5繰下・一部改正、平15厚労告138・平16厚労告130・平17厚労告193・平18厚労告315・平19厚労告127・平20厚労告169・平21厚労告222・平22厚労告141・平23厚労告107・一部改正)

1 基準額

区分	基準額
施設分べんの場合の額	231,000円以内
居宅分べんの場合の額	249,000円以内

2 病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院(8日以内の実入院日数)に要する必要最少限度の額を基準額に加算する。

3 衛生材料費を必要とする場合は、5,400円の範囲内の額を基準額に加算する。

別表第7 生業扶助基準

(昭39厚告119・昭40厚告175・昭44厚告81・昭51厚告43・昭52厚告64・昭55厚告55・平元厚告85・平4厚告124・平5厚告94・平6厚告132・平7厚告64・平8厚告93・平9厚告73・平10厚告121・平11厚告104・一部改正、平12厚告158・旧別表第6繰下・一部改正、平13厚労告145・平14厚労告148・平15厚労告138・平16厚労告130・平17厚労告193・平18厚労告315・平19厚労告127・平20厚労告169・平21厚労告222・平21厚労告340・平22厚労告141・平22厚労告143・平23厚労告107・一部改正)

1 基準額

区分	基準額

生 業 費			45,000 円 以内
技能修得費	技能修得費(高等学校等就学費を除く。)		73,000 円 以内
	高等学校等就学費	基本額 (月額)	5,300 円
		教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
		授業料	高等学校等(公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号)第 2 条第 1 項各号に掲げるものを除く。)に通学する場合は、同法の施行前に当該高等学校等が所在する都道府県の条例に定められていた都道府県立の高等学校における額以内の額。
		入学料及び入学考査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
		学習支援費(月額)	5,010 円
就職支度費			28,000 円 以内

- 2 技能修得費(高等学校等就学費を除く。以下同じ。)は、技能修得(高等学校等への就学を除く。以下同じ。)の期間が 1 年以内の場合において、1 年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は 2 年以内とし、1 年につき 73,000 円以内の額を 2 年を限度として算定する。
- 3 技能修得のため交通費を必要とする場合は、1 又は 2 に規定するところにより算定した技能修得費の額にその実費を加算する。

別表第 8 葬祭扶助基準

(昭 39 厚告 119・昭 41 厚告 201・昭 44 厚告 81・昭 46 厚告 75・昭 47 厚告 86・昭 49 厚告 71・昭 50 厚告 85・昭 51 厚告 43・昭 52 厚告 64・昭 53 厚告 60・昭 54 厚告 45・昭 55 厚告 55・昭 56 厚告 41・昭 57 厚告 51・昭 58 厚告 71・昭 59 厚告 61・昭 60 厚告 54・昭 61 厚告 95・昭 62 厚告 62・昭 63 厚告 149・平元厚告 85・平 2 厚告 86・平 4 厚告 124・平 5 厚告 94・平 6 厚告 132・平 8 厚告 93・平 9 厚告 73・平 10 厚告 121・平 11 厚告 104・一部改正、平 12 厚告 158・旧別表第 7 繰下・一部改正、平 14 厚労告 148・平 16 厚労告 130・平 18 厚労告 315・平 22 厚労告 141・一部改正)

1 基準額

級地別	基準額	
	大人	小人
1 級地及び 2 級地	201,000 円以内	160,800 円以内
3 級地	175,900 円以内	140,700 円以内

- 2 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。

級地別	大人	小人
	円	円
1 級地及び 2 級地	600	500
3 級地	480	400

- 3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、19,700 円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。

級地別	金額
1 級地及び 2 級地	13,330 円
3 級地	11,660 円

別表第 9 地域の級地区分

(昭 62 厚告 62・全改、昭 62 厚告 185・昭 62 厚告 199・昭 63 厚告 50・昭 63 厚告 122・平 4 厚告 124・平 6 厚告 132・平 6 厚告 325・平 7 厚告 64・平 8 厚告 93・平 8 厚告 217・平 9 厚告 73・平 10 厚告 121・一部改正、平 12 厚告 158・旧別表第 8 繰下、平 13 厚労告 6・平 13 厚

労告 145・平 13 厚労告 327・平 14 厚労告 16・平 15 厚労告 23・平 15
 厚労告 24・平 15 厚労告 25・平 15 厚労告 138・平 15 厚労告 172・平
 15 厚労告 177・平 15 厚労告 294・平 15 厚労告 298・平 15 厚労告 313・
 平 16 厚労告 45・平 16 厚労告 75・平 16 厚労告 328・平 16 厚労告 355・
 平 16 厚労告 356・平 16 厚労告 374・平 16 厚労告 383・平 16 厚労告
 384・平 16 厚労告 433・平 16 厚労告 434・平 16 厚労告 435・平 16
 厚労告 436・平 16 厚労告 437・平 16 厚労告 438・平 17 厚労告 28・
 平 17 厚労告 29・平 17 厚労告 30・平 17 厚労告 31・平 17 厚労告 32・
 平 17 厚労告 33・平 17 厚労告 34・平 17 厚労告 35・平 17 厚労告 36・
 平 17 厚労告 193・平 17 厚労告 228・平 17 厚労告 262・平 17 厚労告
 263・平 17 厚労告 361・平 17 厚労告 392・平 17 厚労告 448・平 17
 厚労告 476・平 17 厚労告 523・平 17 厚労告 524・平 17 厚労告 525・
 平 18 厚労告 14・平 18 厚労告 15・平 18 厚労告 16・平 18 厚労告 74・
 平 18 厚労告 75・平 18 厚労告 76・平 18 厚労告 77・平 18 厚労告 78・
 平 18 厚労告 79・平 18 厚労告 80・平 18 厚労告 297・平 19 厚労告 5・
 平 19 厚労告 6・平 19 厚労告 7・平 19 厚労告 127・平 20 厚労告 504・
 平 21 厚労告 428・平 22 厚労告 38・平 22 厚労告 90・平 22 厚労告 91・
 平 22 厚労告 92・平 23 厚労告 107・平 23 厚労告 236・平 23 厚労告
 394・一部改正)

1 1 級地

(1) 1 級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名	
埼玉県	川口市 さいたま市	
東京都	区の存する地域 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 昭島市 調布市 町田市 小金井市	

	小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 多摩市 稲城市 西東京市	
神奈川県	横浜市 川崎市 鎌倉市 藤沢市 逗子市 大和市	
	三浦郡	葉山町
愛知県	名古屋市	
京都府	京都市	
大阪府	大阪市 堺市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市 松原市	

	大東市 箕面市 門真市 摂津市 東大阪市	
兵庫県	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市	

(2) 1級地—2

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名	
北海道	札幌市 江別市	
宮城県	仙台市	
埼玉県	所沢市 蕨市 戸田市 朝霞市 和光市 新座市	
千葉県	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 習志野市 浦安市	
東京都	青梅市 武蔵村山市	
神奈川県	横須賀市 平塚市	

	小田原市 茅ヶ崎市 相模原市 三浦市 秦野市 厚木市 座間市	
滋賀県	大津市	
京都府	宇治市 向日市 長岡京市	
大阪府	岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市 高石市 藤井寺市 四條畷市 交野市	
	泉北郡	忠岡町
兵庫県	姫路市 明石市	
岡山県	岡山市 倉敷市	
広島県	広島市 呉市 福山市	
	安芸郡	府中町
福岡県	北九州市 福岡市	

2 2 級地

(1) 2 級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名	
北海道	函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 苫小牧市 千歳市 恵庭市 北広島市	
青森県	青森市	
岩手県	盛岡市	
秋田県	秋田市	
山形県	山形市	
福島県	福島市	
茨城県	水戸市	
栃木県	宇都宮市	
群馬県	前橋市 高崎市 桐生市	
埼玉県	川越市 熊谷市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 入間市 志木市 桶川市 八潮市 富士見市	

	三郷市 ふじみ野市	
	入間郡	三芳町
千葉県	野田市 佐倉市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 四街道市	
東京都	羽村市 あきる野市	
	西多摩郡	瑞穂町
神奈川県	伊勢原市 海老名市 南足柄市 綾瀬市	
	高座郡	寒川町
	中郡	大磯町 二宮町
	足柄上郡	大井町 松田町 開成町
	足柄下郡	箱根町 真鶴町 湯河原町
新潟県	新潟市	
富山県	富山市 高岡市	
石川県	金沢市	

福井県	福井市	
山梨県	甲府市	
長野県	長野市 松本市	
岐阜県	岐阜市	
静岡県	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市	
愛知県	豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市 刈谷市 豊田市 知立市 尾張旭市 日進市	
三重県	津市 四日市市	
滋賀県	草津市	
京都府	城陽市 八幡市 京田辺市	
	乙訓郡	大山崎町
	久世郡	久御山町
大阪府	泉佐野市 富田林市 河内長野市 柏原市 羽曳野市 泉南市	

	大阪狭山市	
	三島郡	島本町
	泉南郡	熊取町 田尻町
奈良県	奈良市 生駒市	
和歌山県	和歌山市	
鳥取県	鳥取市	
島根県	松江市	
山口県	下関市 山口市	
徳島県	徳島市	
香川県	高松市	
愛媛県	松山市	
高知県	高知市	
福岡県	久留米市	
佐賀県	佐賀市	
長崎県	長崎市	
熊本県	熊本市	
大分県	大分市 別府市	
宮崎県	宮崎市	
鹿児島県	鹿児島市	
沖縄県	那覇市	

(2) 2級地—2

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名	
北海道	夕張市 岩見沢市 登別市	

宮城県	塩竈市 名取市 多賀城市	
茨城県	日立市 土浦市 古河市 取手市	
栃木県	足利市	
新潟県	長岡市	
石川県	小松市	
長野県	上田市 岡谷市 諏訪市	
岐阜県	大垣市 多治見市 瑞浪市 土岐市 各務原市	
静岡県	三島市 富士市	
愛知県	瀬戸市 豊川市 安城市 東海市 大府市 岩倉市 豊明市 清須市 北名古屋市	
三重県	松阪市 桑名市	
兵庫県	加古川市 高砂市	

	加古郡	播磨町
奈良県	橿原市	
岡山県	玉野市	
広島県	三原市 尾道市 府中市 大竹市 廿日市市	
	安芸郡	海田町 坂町
山口県	宇部市 防府市 岩国市 周南市	
福岡県	大牟田市 直方市 飯塚市 田川市 行橋市 中間市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 宗像市 古賀市 福津市	
	筑紫郡	那珂川町
	糟屋郡	宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町

		粕屋町
	遠賀郡	芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町
	京都郡	苅田町
長崎県	佐世保市 西海市	
熊本県	荒尾市	

3 3級地

(1) 3級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名	
北海道	北見市 網走市 留萌市 稚内市 美唄市 芦別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 根室市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 伊達市 石狩市 北斗市	
	亀田郡	七飯町

	山越郡	長万部町
	檜山郡	江差町
	虻田郡	京極町 倶知安町
	岩内郡	岩内町
	余市郡	余市町
	空知郡	奈井江町 上砂川町 南富良野町
	上川郡	鷹栖町 東神楽町 上川町 東川町 新得町
	勇払郡	占冠村 安平町
	中川郡	音威子府村 中川町 幕別町
	天塩郡	天塩町 幌延町
	宗谷郡	猿払村
	枝幸郡	浜頓別町 枝幸町
	網走郡	美幌町
	斜里郡	斜里町 清里町
	紋別郡	遠軽町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町

	沙流郡	日高町
	浦河郡	浦河町
	日高郡	新ひだか町
	河東郡	音更町
	河西郡	芽室町 中札内村
	足寄郡	陸別町
	釧路郡	釧路町
	川上郡	弟子屈町
	標津郡	中標津町 標津町
	目梨郡	羅臼町
青森県	弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 三沢市 むつ市	
岩手県	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 奥州市	
	岩手郡	滝沢村
宮城県	石巻市	

	気仙沼市 白石市 角田市 岩沼市 大崎市	
	柴田郡	大河原町 柴田町
	宮城郡	七ヶ浜町 利府町
	黒川郡	富谷町
秋田県	能代市 横手市 大館市 男鹿市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 大仙市	
山形県	米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市	
福島県	会津若松市 郡山市 いわき市 白河市	

	須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 南相馬市	
茨城県	石岡市 龍ヶ崎市 常陸太田市 高萩市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 守谷市 筑西市	
	那珂郡	東海村
	稲敷郡	美浦村
	北相馬郡	利根町
栃木県	栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 下野市	
	河内郡	上三川町
	下都賀郡	壬生町
群馬県	伊勢崎市 太田市 沼田市 館林市	

	渋川市 藤岡市 富岡市 安中市	
	吾妻郡	草津町
	利根郡	みなかみ町
	邑楽郡	大泉町
埼玉県	行田市 秩父市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 久喜市 北本市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市	
	北足立郡	伊奈町
	入間郡	毛呂山町 越生町
	比企郡	嵐山町 小川町 鳩山町
	南埼玉郡	宮代町 白岡町
	北葛飾郡	杉戸町

		松伏町
千葉県	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 東金市 旭市 勝浦市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 白井市 匝瑳市 香取市	
	印旛郡	酒々井町
東京都	西多摩郡	日の出町 檜原村 奥多摩町
	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村	
神奈川県	足柄上郡	中井町 山北町
	愛甲郡	愛川町 清川村
新潟県	三条市	

	柏崎市 新発田市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市 村上市 燕市 糸魚川市 五泉市 上越市 佐渡市 魚沼市 妙高市	
	南魚沼郡	湯沢町
	刈羽郡	刈羽村
富山県	魚津市 氷見市 滑川市 黒部市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水市	
	中新川郡	舟橋村 上市町 立山町
	下新川郡	入善町 朝日町
石川県	七尾市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市	

	かほく市 白山市 能美市	
	能美郡	川北町
	石川郡	野々市町
	河北郡	津幡町 内灘町
福井県	敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市	
	吉田郡	永平寺町
	南条郡	南越前町
	丹生郡	越前町
山梨県	富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市	
	中巨摩郡	昭和町
長野県	飯田市 須坂市 小諸市 伊那市	

	駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市	
	北佐久郡	軽井沢町
	諏訪郡	下諏訪町 富士見町
	上伊那郡	辰野町 箕輪町
	木曽郡	木曽町
	埴科郡	坂城町
	上高井郡	小布施町
岐阜県	高山市 関市 中津川市 美濃市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 可児市 瑞穂市	
	羽島郡	岐南町 笠松町
	本巣郡	北方町
静岡県	富士宮市 島田市 磐田市	

	焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 伊豆の国市	
	田方郡	函南町
	駿東郡	清水町 長泉町 小山町
愛知県	半田市 津島市 碧南市 西尾市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 稲沢市 新城市 知多市 高浜市 田原市 愛西市 弥富市 みよし市 あま市	
	愛知郡	東郷町 長久手町

	西春日井郡	豊山町
	丹羽郡	大口町 扶桑町
	海部郡	大治町 蟹江町 飛島村
	知多郡	阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町
	額田郡	幸田町
	北設楽郡	設楽町 東栄町
三重県	伊勢市 鈴鹿市 名張市 尾鷲市 亀山市 鳥羽市 熊野市 志摩市 伊賀市	
	桑名郡	木曽岬町
	員弁郡	東員町
	三重郡	菰野町 朝日町 川越町
滋賀県	彦根市 長浜市 近江八幡市 守山市 栗東市	

	甲賀市 野洲市 湖南市 東近江市	
京都府	福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 亀岡市 南丹市 木津川市	
	綴喜郡	井手町 宇治田原町
	相楽郡	精華町
大阪府	阪南市	
	豊能郡	豊能町 能勢町
	泉南郡	岬町
	南河内郡	太子町 河南町 千早赤阪村
兵庫県	洲本市 相生市 豊岡市 赤穂市 西脇市 三木市 小野市 三田市 加西市 たつの市	
	川辺郡	猪名川町
	加古郡	稲美町

	揖保郡	太子町
奈良県	大和高田市 大和郡山市 天理市 桜井市 五條市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市	
	生駒郡	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
	磯城郡	川西町 三宅町 田原本町
	高市郡	高取町 明日香村
	北葛城郡	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
	吉野郡	吉野町 大淀町 下市町
和歌山県	海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 岩出市	
	海草郡	紀美野町

	伊都郡	高野町
	有田郡	湯浅町
	日高郡	美浜町
	西牟婁郡	白浜町
	東牟婁郡	那智勝浦町 太地町 串本町
鳥取県	米子市 倉吉市 境港市	
	西伯郡	日吉津村
島根県	浜田市 出雲市 益田市 大田市 安来市 江津市	
	隠岐郡	隠岐の島町
岡山県	津山市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 浅口市	
	都窪郡	早島町
	浅口郡	里庄町
	小田郡	矢掛町
広島県	竹原市	

	三次市 庄原市 東広島市 安芸高田市 江田島市	
	安芸郡	熊野町
山口県	萩市 下松市 光市 長門市 柳井市 美祢市 山陽小野田市	
	玖珂郡	和木町
	熊毛郡	田布施町 平生町
徳島県	鳴門市 小松島市 阿南市	
香川県	丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市	
	香川郡	直島町
	綾歌郡	宇多津町
	仲多度郡	琴平町 多度津町
愛媛県	今治市 新居浜市 西条市 四国中央市	
福岡県	柳川市 八女市	

	筑後市 大川市 豊前市 小郡市 嘉麻市 朝倉市	
佐賀県	唐津市 鳥栖市	
長崎県	諫早市 大村市	
	西彼杵郡	長与町 時津町
大分県	中津市	
宮崎県	都城市 延岡市	
鹿児島県	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 伊佐市 指宿市 西之表市 垂水市 薩摩川内市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 奄美市 姶良市	
沖縄県	宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市	

	糸 満 市 沖 縄 市 うるま市 宮 古 島 市	

(2) 3 級 地 — 2

1 級 地、2 級 地 及 び 3 級 地 — 1 以 外 の 市 町 村

ID: 216

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	保護の変更の申請に対する処分		
法令名 根拠条項	生活保護法第24条第9項		
法令番号	昭和25年法律第144号		
【基準】 法第24条第9項により準用する法第24条第3項の規定による。 (申請による保護の開始及び変更) 第24条第3項 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。 <u>生活保護法第8条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準による。</u> <u>生活保護法第8条第1項</u> (基準及び程度の原則) 第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。			
標準処理期間	申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能（法第24条第5項）		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 7 月 1 日

○生活保護法による保護の基準

(昭和三十八年四月一日)

(厚生省告示第百五十八号)

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第八条第一項の規定により、生活保護法による保護の基準を次のように定め、生活保護法による保護の基準(昭和三十二年四月厚生省告示第九十五号)は、廃止する。

生活保護法による保護の基準

- 一 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準はそれぞれ別表第1から別表第8までに定めるところによる。
- 二 要保護者に特別の事由があつて、前項の基準によりがたいときは、厚生労働大臣が特別の基準を定める。
- 三 別表第1、別表第3、別表第6及び別表第8の基準額に係る地域の級地区分は、別表第9に定めるところによる。

市町村の廃置分合、境界変更又は市町村相互間の変更により、当該市町村の地域の級地区分に変更を生ずるときは、厚生労働大臣が別に定める。

(昭四二厚告一三三・平一二厚告一五八・平一二厚告四六四・一部改正)

改正文 (昭和三十八年七月二四日厚生省告示第三三二号) 抄

昭和三十八年八月一日から適用する。

改正文 (昭和三十八年一二月二〇日厚生省告示第五五九号) 抄

昭和三十九年一月一日から適用する。

改正文 (昭和三十八年一二月二〇日厚生省告示第五六〇号) 抄

昭和三十八年十二月一日から適用する。

改正文 (昭和三十九年一二月一二日厚生省告示第五五三号) 抄

昭和四十年一月一日から適用する。

改正文 (昭和三十九年一二月一八日厚生省告示第五六八号) 抄

昭和三十九年十二月一日から適用する。

改正文 (昭和四〇年一月一三日厚生省告示第一六号) 抄

昭和四十年一月一日から適用する。

改正文 (昭和四〇年四月五日厚生省告示第一七五号) 抄

昭和四十年四月一日から適用する。

改正文 (昭和四〇年七月二六日厚生省告示第三八一号) 抄

昭和四十年八月一日から適用する。

改正文（昭和四〇年一二月一七日厚生省告示第五四七号）抄
昭和四十年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四〇年一二月一七日厚生省告示第五四八号）抄
昭和四十一年一月一日から適用する。

改正文（昭和四一年一月一八日厚生省告示第一六号）抄
昭和四十一年一月一日から適用する。

改正文（昭和四一年一月二二日厚生省告示第二六号）抄
昭和四十一年一月一日から適用する。

改正文（昭和四一年四月七日厚生省告示第一八一号）抄
昭和四十一年四月一日から適用する。

改正文（昭和四一年四月一三日厚生省告示第二〇一号）抄
昭和四十一年四月一日から適用する。

改正文（昭和四一年八月一日厚生省告示第三七三号）抄
昭和四十一年八月一日から適用する。

改正文（昭和四一年二月一七日厚生省告示第五四五号）抄
昭和四十一年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四二年四月二五日厚生省告示第一九五号）抄
昭和四十二年五月一日から施行する。

改正文（昭和四二年八月二四日厚生省告示第三五〇号）抄
昭和四十二年八月一日から適用する。

改正文（昭和四二年一〇月五日厚生省告示第四〇九号）抄
昭和四十二年十月一日から適用する。

改正文（昭和四二年十一月二五日厚生省告示第四五一号）抄
昭和四十二年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四三年五月八日厚生省告示第二〇八号）抄
昭和四十三年五月一日から適用する。

改正文（昭和四三年九月七日厚生省告示第三七四号）抄
昭和四十三年十月一日から適用する。

改正文（昭和四三年一〇月五日厚生省告示第四〇六号）抄
昭和四十三年十月一日から適用する。

改正文（昭和四三年十一月二二日厚生省告示第四五五号）抄
昭和四十三年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四三年一二月二六日厚生省告示第五〇五号）抄
昭和四十四年一月一日から適用する。

改正文（昭和四四年一〇月一日厚生省告示第三二七号）抄
公布の日から適用する。

改正文（昭和四四年一〇月四日厚生省告示第三二九号）抄
昭和四十四年十月一日から適用する。

改正文（昭和四四年一二月二八日厚生省告示第三七九号）抄
昭和四十四年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四五年一月五日厚生省告示第一号）抄
昭和四十五年一月一日から適用する。

改正文（昭和四五年一二月三〇日厚生省告示第四〇〇号）抄
昭和四十五年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四五年一二月一二日厚生省告示第四二二号）抄
昭和四十六年一月一日から適用する。

改正文（昭和四六年一〇月七日厚生省告示第三三三号）抄
昭和四十六年十二月一日から適用する。

改正文（昭和四六年一二月一日厚生省告示第三六八号）抄
公布の日から適用する。

改正文（昭和四六年一二月九日厚生省告示第三九〇号）抄
昭和四十七年一月一日から適用する。

改正文（昭和四七年二月二九日厚生省告示第五三号）抄
昭和四十七年三月一日から適用する。

改正文（昭和四七年四月七日厚生省告示第八六号）抄
昭和四十七年四月一日から適用する。

改正文（昭和四七年一〇月六日厚生省告示第三二三号）抄
昭和四十七年十月一日から適用する。

改正文（昭和四七年一二月一五日厚生省告示第三八一号）抄
昭和四十八年一月一日から適用する。

改正文（昭和四八年四月五日厚生省告示第五九号）抄
昭和四十八年四月一日から適用する。

改正文（昭和四八年一二月二〇日厚生省告示第三三一号）抄
昭和四十九年一月一日から適用する。

改正文（昭和四九年六月一三日厚生省告示第一七一号）抄
昭和四十九年六月一日から適用する。

改正文（昭和四九年九月一二日厚生省告示第二三九号）抄
昭和四十九年九月一日から適用する。

改正文（昭和四九年九月三〇日厚生省告示第二七二号）抄
十月一日から適用する。

改正文（昭和四九年一〇月一二日厚生省告示第二九五号）抄
昭和四十九年十月一日から適用する。

改正文（昭和五〇年二月八日厚生省告示第四〇号）抄
多子養育加算の額の改正に係る部分については昭和五十年二月一日から、その他の部分については同年一月一日から適用する。

改正文（昭和五〇年四月五日厚生省告示第八五号）抄
昭和五十年四月一日から適用する。

改正文（昭和五〇年一〇月一八日厚生省告示第二九三号）抄
昭和五十年十月一日から適用する。

改正文（昭和五〇年一二月一三日厚生省告示第三六六号）抄
昭和五十年十二月一日から適用する。

改正文（昭和五一年一月一四日厚生省告示第四号）抄
昭和五十一年一月一日から適用する。

改正文（昭和五一年二月一七日厚生省告示第二七号）抄
昭和五十一年二月一日から適用する。ただし、地域の級地区分の改正に係る部分については同年一月一日から適用する。

改正文（昭和五一年三月三一日厚生省告示第四三号）抄
昭和五十一年四月一日から適用する。

改正文（昭和五一年一〇月一三日厚生省告示第二八五号）抄
昭和五十一年十月一日から適用する。

改正文（昭和五一年一二月二二日厚生省告示第三三四号）抄
昭和五十二年一月一日から適用する。

改正文（昭和五二年三月三一日厚生省告示第六四号）抄
昭和五十二年四月一日から適用する。

改正文（昭和五二年七月二五日厚生省告示第一九三号）抄
昭和五十二年八月一日から適用する。

改正文（昭和五二年九月三〇日厚生省告示第二四六号）抄
昭和五十二年十月一日から適用する。

改正文（昭和五三年三月三一日厚生省告示第六〇号）抄
昭和五十三年四月一日から適用する。

改正文（昭和五三年七月一〇日厚生省告示第一六二号）抄
昭和五十三年八月一日から適用する。

改正文（昭和五三年十一月九日厚生省告示第二三三号）抄
昭和五十三年十二月一日から適用する。

改正文（昭和五四年一月五日厚生省告示第一号）抄
昭和五十四年二月一日から適用する。

改正文（昭和五四年三月三一日厚生省告示第四五号）抄
昭和五十四年四月一日から適用する。

改正文（昭和五四年七月一〇日厚生省告示第一二二号）抄
昭和五十四年八月一日から適用する。

改正文（昭和五四年十一月一七日厚生省告示第一八九号）抄
昭和五十四年十二月一日から適用する。

改正文（昭和五五年一月二五日厚生省告示第一二号）抄
昭和五十五年二月一日から適用する。

改正文（昭和五五年三月三一日厚生省告示第五五号）抄
昭和五十五年四月一日から適用する。

改正文（昭和五五年七月一七日厚生省告示第一三五号）抄
昭和五十五年八月一日から適用する。

改正文（昭和五五年十一月二五日厚生省告示第一九八号）抄
昭和五十五年十二月一日から適用する。

改正文（昭和五五年十一月二九日厚生省告示第二〇一号）抄
昭和五十五年十二月一日から適用する。

改正文（昭和五六年三月三一日厚生省告示第四一号）抄
昭和五十六年四月一日から適用する。

改正文（昭和五六年七月二二日厚生省告示第一三五号）抄
昭和五十六年八月一日から適用する。

改正文（昭和五六年十一月一七日厚生省告示第一八八号）抄
障害者加算の額の改正に係る部分については昭和五十六年十二月一日から、多子養育加算の額の改正に係る部分については昭和五十七年二月一日から適用する。

改正文（昭和五七年三月三一日厚生省告示第五一号）抄
昭和五十七年四月一日から適用する。

改正文（昭和五七年八月三一日厚生省告示第一六〇号）抄
昭和五十七年九月一日から適用する。

改正文（昭和五七年十二月四日厚生省告示第二〇二号）抄
昭和五十八年一月一日から適用する。

改正文（昭和五八年三月三一日厚生省告示第七一号）抄
昭和五十八年四月一日から適用する。

改正文（昭和五九年三月三一日厚生省告示第六一号）抄
昭和五十九年四月一日から適用する。

改正文（昭和五九年八月一三日厚生省告示第一三八号）抄
昭和五十九年九月一日から適用する。

改正文（昭和五九年十二月二六日厚生省告示第二二六号）抄
昭和六十年一月一日から適用する。

改正文（昭和六〇年三月三〇日厚生省告示第五四号）抄
昭和六十年四月一日から適用する。

改正文（昭和六〇年六月二六日厚生省告示第一〇一号）抄
昭和六十年七月一日から適用する。

改正文（昭和六〇年九月一八日厚生省告示第一四八号）抄
昭和六十年十月一日から適用する。

改正文（昭和六一年三月三一日厚生省告示第七一号）抄
昭和六十一年四月一日から適用する。

改正文（昭和六一年四月二三日厚生省告示第九五号）抄
昭和六十一年四月一日から適用する。

改正文（昭和六一年五月二三日厚生省告示第一〇六号）抄
昭和六十一年六月一日から適用する。

改正文（昭和六一年七月二九日厚生省告示第一五五号）抄
昭和六十一年八月一日から適用する。

改正文（昭和六一年九月二五日厚生省告示第一七六号）抄
昭和六十一年十月一日から適用する。

改正文（昭和六二年三月二八日厚生省告示第六二号）抄
昭和六十二年四月一日から適用する。

改正文（昭和六二年六月三日厚生省告示第一二一号）抄
昭和六十二年七月一日から適用する。

改正文（昭和六二年七月二〇日厚生省告示第一四八号）抄
昭和六十二年八月一日から適用する。

改正文（昭和六二年十一月五日厚生省告示第一八五号）抄
別表第 8 の 2 の (1) の表の改正に係る部分については昭和六十二年十月一日から、別表第 8 の 3 の (1) の表の改正に係る部分については同年十一月一日から適用する。

改正文（昭和六二年十二月一二日厚生省告示第一九九号）抄
昭和六十二年十一月三十日から適用する。ただし、昭和六十二年十一月三十日に廃された茨城県筑波郡豊里町及び同郡大穂町の区域の同日における級地については、なお従前の例による。

改正文（昭和六三年三月三一日厚生省告示第一二二号）抄
昭和六十三年四月一日から適用する。

改正文（昭和六三年四月三〇日厚生省告示第一四九号）抄
昭和六十三年五月一日から適用する。

改正文（昭和六三年五月三〇日厚生省告示第一六四号）抄
昭和六十三年六月一日から適用する。

改正文（昭和六三年七月二〇日厚生省告示第二一三号） 抄
昭和六十三年八月一日から適用する。

改正文（平成元年三月三一日厚生省告示第八五号） 抄
平成元年四月一日から適用する。

改正文（平成元年六月三〇日厚生省告示第一二九号） 抄
平成元年七月一日から適用する。

改正文（平成元年九月三〇日厚生省告示第一七八号） 抄
平成元年十月一日から適用する。

改正文（平成元年一二月二六日厚生省告示第二一五号） 抄
平成二年一月一日から適用する。

改正文（平成二年三月三一日厚生省告示第八六号） 抄
平成二年四月一日から適用する。

改正文（平成二年六月三〇日厚生省告示第一四三号） 抄
平成二年七月一日から適用する。

改正文（平成三年三月三〇日厚生省告示第六九号） 抄
平成三年四月一日から適用する。

改正文（平成三年六月二七日厚生省告示第一四五号） 抄
平成三年七月一日から適用する。

改正文（平成四年三月三一日厚生省告示第一二四号） 抄
平成四年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の7の改正に係る部分については、同年五月一日から、同第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成五年三月二九日厚生省告示第九四号） 抄
平成五年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の7の改正に係る部分については、同年五月一日から、同第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成六年三月二九日厚生省告示第一三二号） 抄
平成六年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の7の改正に係る部分については、同年五月一日から、同第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成六年九月九日厚生省告示第三〇九号） 抄
平成六年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた老人訪問看護に係る医療扶助基準については、なお従前の例による。

改正文（平成六年九月二九日厚生省告示第三二五号） 抄
平成六年十月一日から適用する。

改正文（平成六年一二月二二日厚生省告示第三九二号） 抄

平成七年一月一日から適用する。

改正文（平成七年二月二七日厚生省告示第二六号） 抄

平成七年四月一日から適用する。

改正文（平成七年三月二八日厚生省告示第六四号） 抄

平成七年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)並びに6の(1)のA及び(2)のAの改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成八年三月二五日厚生省告示第九三号） 抄

平成八年四月一日から適用する。

改正文（平成八年八月二九日厚生省告示第二一七号） 抄

別表第3の2の改正に係る部分については、平成八年八月三十日から、別表第8の2の(1)及び3の(1)の改正に係る部分については、同年九月一日から適用する。

改正文（平成九年三月三一日厚生省告示第七三号） 抄

平成九年四月一日から適用する。

改正文（平成九年九月三〇日厚生省告示第二〇九号） 抄

平成九年十月一日から適用する。ただし、同日前に行われた看護に係る医療扶助基準については、なお従前の例による。

改正文（平成一〇年三月三一日厚生省告示第一二一号） 抄

平成十年四月一日から適用する。ただし、別表第一第二章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成一一年三月三一日厚生省告示第一〇四号） 抄

平成十一年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成一二年三月三一日厚生省告示第一五八号） 抄

平成十二年四月一日から適用する。

改正文（平成一二年九月二九日厚生省告示第三二八号） 抄

平成十二年十月一日から適用する。

改正文（平成一二年一二月二八日厚生省告示第四六四号） 抄

平成十三年一月六日から適用する。

改正文（平成一三年一月一九日厚生労働省告示第六号） 抄

別表第9の3の(1)の改正に係る部分については平成十三年一月一日から、別表第9の1の(1)の改正に係る部分については同月二十一日から適用する。

改正文（平成一三年三月三〇日厚生労働省告示第一四五号） 抄

平成十三年四月一日から適用する。ただし、別表第9の1の(1)及び(2)の改正に係る部分については、同年五月一日から適用する。

改正文（平成一三年一〇月一日厚生労働省告示第三二七号）抄
平成十三年十月一日から適用する。

改正文（平成一四年二月一日厚生労働省告示第一六号）抄
平成十四年二月二日から適用する。

改正文（平成一四年三月二九日厚生労働省告示第一四八号）抄
平成十四年四月一日から適用する。

改正文（平成一五年二月一九日厚生労働省告示第二三号）抄
平成十三年四月一日から適用する。

改正文（平成一五年二月一九日厚生労働省告示第二四号）抄
平成十四年十一月一日から適用する。

改正文（平成一五年二月一九日厚生労働省告示第二五号）抄
平成十五年二月三日から適用する。

改正文（平成一五年三月三十一日厚生労働省告示第一三八号）抄
平成十五年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から適用する。

改正文（平成一五年四月一八日厚生労働省告示第一七二号）抄
平成十五年四月二十一日から適用する。

改正文（平成一五年四月三〇日厚生労働省告示第一七七号）抄
平成十五年五月一日から適用する。

改正文（平成一五年八月一九日厚生労働省告示第二九四号）抄
平成十五年八月二十日から適用する。

改正文（平成一五年八月二七日厚生労働省告示第二九八号）抄
平成十五年九月一日から適用する。

改正文（平成一五年九月二五日厚生労働省告示第三一三号）抄
平成十五年十月一日から適用する。

改正文（平成一六年二月二七日厚生労働省告示第四五号）抄
平成十六年三月一日から適用する。

改正文（平成一六年三月三日厚生労働省告示第七五号）抄
平成十六年四月一日から適用する。

改正文（平成一六年三月二五日厚生労働省告示第一三〇号）抄
平成十六年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4の(3)及び(4)の改正に係る部分については、同年七月一日から、別

表第1第2章の8の改正に係る部分については、同年八月一日から適用する。

改正文（平成一六年九月一日厚生労働省告示第三二八号）抄

平成十六年九月一日から適用する。

改正文（平成一六年九月二八日厚生労働省告示第三五五号）抄

平成十六年十月一日から適用する。

改正文（平成一六年九月二九日厚生労働省告示第三五六号）抄

平成十六年十月四日から適用する。

改正文（平成一六年一〇月一二日厚生労働省告示第三七四号）抄

平成十六年十月十二日から適用する。

改正文（平成一六年一〇月二九日厚生労働省告示第三八三号）抄

平成十六年十二月六日から適用する。

改正文（平成一六年一〇月二九日厚生労働省告示第三八四号）抄

平成十六年十一月一日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三三号）抄

平成十七年一月一日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三四号）抄

平成十七年一月四日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三五号）抄

平成十七年一月二十四日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三六号）抄

平成十七年二月一日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三七号）抄

平成十七年二月七日から適用する。

改正文（平成一六年一二月二四日厚生労働省告示第四三八号）抄

平成十七年二月十一日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第二八号）抄

平成十七年二月十五日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第二九号）抄

平成十七年三月七日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三〇号）抄

平成十七年三月十九日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三一号）抄

平成十七年三月二十日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三二号）抄

平成十七年三月二十一日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三三号）抄
平成十七年三月二十二日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三四号）抄
平成十七年三月二十八日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三五号）抄
平成十七年三月三十一日から適用する。

改正文（平成一七年二月一五日厚生労働省告示第三六号）抄
平成十七年四月一日から適用する。

改正文（平成一七年三月三一日厚生労働省告示第一九三号）抄
平成十七年四月一日から適用する。

改正文（平成一七年四月二五日厚生労働省告示第二二八号）抄
平成十七年五月一日から適用する。

改正文（平成一七年六月二四日厚生労働省告示第二六二号）抄
平成十七年七月一日から適用する。

改正文（平成一七年六月二四日厚生労働省告示第二六三号）抄
平成十七年七月七日から適用する。

改正文（平成一七年九月二日厚生労働省告示第三九二号）抄
平成十七年九月一日から適用する。

改正文（平成一七年九月三〇日厚生労働省告示第四四八号）抄
平成十七年十月一日から適用する。ただし、別表第9の3の(1)の表北海道の項に係る改正規定（「阿寒郡 阿寒町」及び「白糠郡 音別町」を削る部分に限る。）及び同表鹿児島県の項に係る改正規定は、平成十七年十月十一日から適用する。

改正文（平成一七年一〇月三一日厚生労働省告示第四七六号）抄
平成十七年十一月一日から適用する。ただし、別表第9の3の(1)の表広島県の項に係る改正規定は平成十七年十一月三日から、同表鹿児島県の項に係る改正規定は平成十七年十一月七日から適用する。

改正文（平成一七年一二月二八日厚生労働省告示第五二三号）抄
平成十八年一月一日から適用する。

改正文（平成一七年一二月二八日厚生労働省告示第五二四号）抄
平成十八年一月十日から適用する。

改正文（平成一七年一二月二八日厚生労働省告示第五二五号）抄
平成十八年一月二十三日から適用する。

改正文（平成一八年二月一日厚生労働省告示第一五号）抄
平成十八年二月十三日から適用する。

改正文（平成一八年二月一日厚生労働省告示第一六号）抄

平成十八年二月二十日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第七五号）抄
平成十八年三月五日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第七六号）抄
平成十八年三月六日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第七七号）抄
平成十八年三月二十日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第七八号）抄
平成十八年三月二十一日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第七九号）抄
平成十八年三月二十七日から適用する。

改正文（平成一八年三月一日厚生労働省告示第八〇号）抄
平成十八年三月三十一日から適用する。

改正文（平成一八年三月三十一日厚生労働省告示第二九七号）抄
平成十八年四月一日から適用する。

改正文（平成一八年三月三十一日厚生労働省告示第三一五号）抄
平成十八年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の4
の(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

改正文（平成一八年九月二九日厚生労働省告示第五八八号）抄
平成十八年十月一日から適用する。

改正文（平成一九年一月一九日厚生労働省告示第五号）抄
平成十九年一月二十二日から適用する。

改正文（平成一九年一月一九日厚生労働省告示第六号）抄
平成十九年三月十一日から適用する。

改正文（平成一九年一月一九日厚生労働省告示第七号）抄
平成十九年三月十二日から適用する。

改正文（平成一九年三月三十一日厚生労働省告示第一二七号）抄
平成十九年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の8
に係る改正規定は、平成十九年八月一日から適用する。

改正文（平成二〇年三月三十一日厚生労働省告示第一六九号）抄
平成二十年四月一日から適用する。

改正文（平成二〇年一〇月三十一日厚生労働省告示第五〇四号）抄
平成二十年十一月一日から適用する。

改正文（平成二一年三月三十一日厚生労働省告示第二二二号）抄
平成二十一年四月一日から適用する。

改正文（平成二一年六月三〇日厚生労働省告示第三四〇号）抄

平成二十一年七月一日から適用する。

改正文（平成二一年九月三〇日厚生労働省告示第四二八号）抄
平成二十一年十月一日から適用する。

改正文（平成二一年一〇月二九日厚生労働省告示第四五九号）抄
平成二十一年十二月一日から適用する。

改正文（平成二二年一月二九日厚生労働省告示第三八号）抄
平成二十二年二月一日から適用する。

改正文（平成二二年三月一九日厚生労働省告示第九〇号）抄
平成二十二年三月二十二日から適用する。

改正文（平成二二年三月一九日厚生労働省告示第九一号）抄
平成二十二年三月二十三日から適用する。

改正文（平成二二年三月一九日厚生労働省告示第九二号）抄
平成二十二年三月三十一日から適用する。

改正文（平成二二年三月三十一日厚生労働省告示第一四一号）抄
平成二十二年四月一日から適用する。

改正文（平成二二年三月三十一日厚生労働省告示第一四二号）抄
平成二十二年四月一日から適用する。

改正文（平成二二年三月三十一日厚生労働省告示第一四三号）抄
平成二十二年四月一日から適用する。

改正文（平成二三年三月三十一日厚生労働省告示第一〇七号）抄
平成二十三年四月一日から適用する。ただし、別表第1第2章の2
の(3)及び(4)に係る改正規定は、同年七月一日から適用する。

改正文（平成二三年七月一四日厚生労働省告示第二三六号）抄
平成二十三年八月一日から適用する。

改正文（平成二三年八月三〇日厚生労働省告示第三〇一号）抄
平成二十三年十月一日から適用する。

改正文（平成二三年九月三〇日厚生労働省告示第三八三号）抄
平成二十三年十月一日から適用する。

改正文（平成二三年一〇月三日厚生労働省告示第三九四号）抄
平成二十三年十月十一日から適用する。

別表第1 生活扶助基準

（昭38厚告332・昭38厚告559・昭38厚告560・昭39厚告119・昭
39厚告553・昭39厚告568・昭40厚告16・昭40厚告175・昭40
厚告381・昭40厚告495・昭40厚告547・昭40厚告548・昭41厚
告16・昭41厚告201・昭41厚告373・昭41厚告545・昭42厚告133・
昭42厚告195・昭42厚告350・昭42厚告409・昭42厚告451・昭

43 厚告 120・昭 43 厚告 208・昭 43 厚告 374・昭 43 厚告 406・昭 43 厚告 455・昭 43 厚告 505・昭 44 厚告 81・昭 44 厚告 329・昭 44 厚告 379・昭 45 厚告 1・昭 45 厚告 71・昭 45 厚告 400・昭 45 厚告 422・昭 46 厚告 75・昭 46 厚告 333・昭 46 厚告 390・昭 47 厚告 53・昭 47 厚告 86・昭 47 厚告 310・昭 47 厚告 323・昭 47 厚告 381・昭 48 厚告 59・昭 48 厚告 265・昭 48 厚告 272・昭 48 厚告 331・昭 49 厚告 71・昭 49 厚告 103・昭 49 厚告 171・昭 49 厚告 239・昭 49 厚告 272・昭 49 厚告 327・昭 50 厚告 40・昭 50 厚告 85・昭 50 厚告 263・昭 50 厚告 326・昭 51 厚告 4・昭 51 厚告 27・昭 51 厚告 43・昭 51 厚告 232・昭 51 厚告 276・昭 51 厚告 288・昭 51 厚告 334・昭 52 厚告 64・昭 52 厚告 193・昭 52 厚告 211・昭 52 厚告 278・昭 53 厚告 60・昭 53 厚告 162・昭 53 厚告 233・昭 54 厚告 1・昭 54 厚告 5・昭 54 厚告 45・昭 54 厚告 122・昭 54 厚告 189・昭 55 厚告 12・昭 55 厚告 55・昭 55 厚告 135・昭 55 厚告 198・昭 56 厚告 41・昭 56 厚告 135・昭 56 厚告 188・昭 57 厚告 51・昭 57 厚告 159・昭 57 厚告 160・昭 57 厚告 202・昭 58 厚告 71・昭 59 厚告 61・昭 59 厚告 138・昭 59 厚告 226・昭 60 厚告 54・昭 60 厚告 101・昭 60 厚告 148・昭 61 厚告 71・昭 61 厚告 106・昭 61 厚告 155・昭 61 厚告 176・昭 62 厚告 62・昭 62 厚告 121・昭 62 厚告 148・昭 62 厚告 122・昭 63 厚告 164・昭 63 厚告 213・平元厚告 85・平元厚告 129・平元厚告 178・平元厚告 215・平 2 厚告 86・平 2 厚告 143・平 3 厚告 69・平 3 厚告 145・平 4 厚告 124・平 5 厚告 94・平 6 厚告 132・平 6 厚告 325・平 6 厚告 392・平 7 厚告 64・平 8 厚告 93・平 9 厚告 73・平 10 厚告 121・平 11 厚告 104・平 12 厚告 158・平 12 厚告 253・平 12 厚告 328・平 12 厚告 464・平 13 厚告 145・平 15 厚告 138・平 16 厚告 130・平 17 厚告 193・平 18 厚告 315・平 18 厚告 588・平 19 厚告 127・平 20 厚告 169・平 21 厚告 222・平 21 厚告 459・平 22 厚告 141・平 22 厚告 142・平 23 厚告 107・平 23 厚告 301・平 23 厚告 383・一部改正)

第 1 章 基準生活費

1 居宅

(1) 基準生活費の額(月額)

ア 1 級地

(ア) 1 級地—1

第 1 類

年齢別	基準額

0 歳 ～ 2 歳	20,900 円
3 歳 ～ 5 歳	26,350
6 歳 ～ 11 歳	34,070
12 歳 ～ 19 歳	42,080
20 歳 ～ 40 歳	40,270
41 歳 ～ 59 歳	38,180
60 歳 ～ 69 歳	36,100
70 歳 以上	32,340

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上 1 人を増すごとに加算する額
基準額		43,430 円	48,070 円	53,290 円	55,160 円	440 円
地区別冬季加算額 (11 月から 3 月まで)	I 区	24,350	31,530	37,630	42,670	1,640
	II 区	17,410	22,550	26,910	30,520	1,170
	III 区	11,560	14,970	17,860	20,250	780
	IV 区	8,820	11,420	13,630	15,460	590
	V 区	6,150	7,970	9,510	10,780	410
	VI 区	3,090	4,000	4,770	5,410	200

(イ) 1 級地—2

第 1 類

年齢別	基準額
0 歳 ～ 2 歳	19,960 円
3 歳 ～ 5 歳	25,160
6 歳 ～ 11 歳	32,540
12 歳 ～ 19 歳	40,190
20 歳 ～ 40 歳	38,460
41 歳 ～ 59 歳	36,460

60 歳 ～ 69 歳	34,480
70 歳 以上	31,120

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上 1 人を増すごとに加算する額
基準額		41,480 円	45,910 円	50,890 円	52,680 円	440 円
地区別冬季加算額 (11 月から 3 月まで)	I 区	23,250	30,110	35,940	40,750	1,640
	II 区	16,630	21,540	25,700	29,150	1,170
	III 区	11,040	14,300	17,060	19,340	780
	IV 区	8,420	10,910	13,020	14,760	590
	V 区	5,870	7,610	9,080	10,290	410
	VI 区	2,950	3,820	4,560	5,170	200

イ 2 級地

(ア) 2 級地—1

第 1 類

年齢別	基準額
0 歳 ～ 2 歳	19,020 円
3 歳 ～ 5 歳	23,980
6 歳 ～ 11 歳	31,000
12 歳 ～ 19 歳	38,290
20 歳 ～ 40 歳	36,650
41 歳 ～ 59 歳	34,740
60 歳 ～ 69 歳	32,850
70 歳 以上	29,430

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上 1

						人を増すごとに加算する額
基準額		39,520 円	43,740 円	48,490 円	50,200 円	400 円
地区別冬季加算額 (11月から3月まで)	I 区	22,160	28,690	34,240	38,830	1,490
	II 区	15,840	20,520	24,490	27,770	1,060
	III 区	10,520	13,620	16,250	18,430	710
	IV 区	8,030	10,390	12,400	14,070	540
	V 区	5,600	7,250	8,650	9,810	370
	VI 区	2,810	3,640	4,340	4,920	180

(イ) 2 級地—2

第 1 類

年齢別	基準額
0 歳～2 歳	18,080 円
3 歳～5 歳	22,790
6 歳～11 歳	29,470
12 歳～19 歳	36,400
20 歳～40 歳	34,830
41 歳～59 歳	33,030
60 歳～69 歳	31,230
70 歳以上	28,300

第 2 類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上 1 人を増すごとに加算する額
基準額		37,570 円	41,580 円	46,100 円	47,710 円	400 円
地区別冬季加算額	I 区	21,060	27,270	32,550	36,910	1,490
	II 区	15,060	19,510	23,280	26,400	1,060

(11月から3月まで)	Ⅲ区	10,000	12,950	15,450	17,520	710
	Ⅳ区	7,630	9,880	11,790	13,370	540
	Ⅴ区	5,320	6,890	8,230	9,320	370
	Ⅵ区	2,670	3,460	4,130	4,680	180

ウ 3級地

(ア) 3級地—1

第1類

年齢別	基準額
0歳～2歳	17,140円
3歳～5歳	21,610
6歳～11歳	27,940
12歳～19歳	34,510
20歳～40歳	33,020
41歳～59歳	31,310
60歳～69歳	29,600
70歳以上	26,520

第2類

基準額及び加算額		世帯人員別				
		1人	2人	3人	4人	5人以上1人を増すごとに加算する額
基準額		35,610円	39,420円	43,700円	45,230円	360円
地区別冬季加算額 (11月から3月まで)	Ⅰ区	19,970	25,850	30,860	34,990	1,340
	Ⅱ区	14,280	18,490	22,070	25,030	960
	Ⅲ区	9,480	12,280	14,650	16,610	640
	Ⅳ区	7,230	9,360	11,180	12,680	480
	Ⅴ区	5,040	6,540	7,800	8,840	340
	Ⅵ区	2,530	3,280	3,910	4,440	160

(イ) 3級地—2

第 1 類

年 齢 別	基 準 額
0 歳 ～ 2 歳	16,200 円
3 歳 ～ 5 歳	20,420
6 歳 ～ 11 歳	26,400
12 歳 ～ 19 歳	32,610
20 歳 ～ 40 歳	31,210
41 歳 ～ 59 歳	29,590
60 歳 ～ 69 歳	27,980
70 歳 以上	25,510

第 2 類

基 準 額 及 び 加 算 額		世 帯 人 員 別				
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上 1 人を増すごとに加算する額
基 準 額		33,660 円	37,250 円	41,300 円	42,750 円	360 円
地 区 別 冬 季 加 算 額 (11 月 から 3 月 まで)	I 区	18,870	24,440	29,160	33,070	1,340
	II 区	13,490	17,480	20,860	23,650	960
	III 区	8,960	11,600	13,840	15,690	640
	IV 区	6,840	8,850	10,560	11,980	480
	V 区	4,770	6,180	7,370	8,350	340
	VI 区	2,390	3,100	3,700	4,190	160

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費は、世帯を単位として算定するものとし、その額は第 1 類の表に定める個人別の額を合算した額と第 2 類の表に定める額の合計額とする。ただし世帯構成員の数が 4 人の世帯の基準生活費の額は、第 1 類の表に定める個人別の額を合算した額に 0.95 を乗じた額(その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げるものとする。)と第 2 類の表に定める額の合計額とし、世帯構成員の数が 5 人以上の世帯の基準生活費の額は、第 1 類の表に定め

る個人別の額を合算した額に 0.90 を乗じた額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを 10 円に切り上げるものとする。）と第 2 類の表に定める額の合計額とする。また、12 月の基準生活費の額は、当該合計額に世帯構成員 1 人につき次の表に定める期末一時扶助費を加えた額とする。

級地別	期末一時扶助費
1 級地—1	14,180 円
1 級地—2	13,540
2 級地—1	12,900
2 級地—2	12,270
3 級地—1	11,630
3 級地—2	10,990

イ 第 2 類の表における I 区から VI 区までの区分は次の表に定めるところによる。

地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の 都府県

ウ 入院患者日用品費又は介護施設入所者基本生活費が算定される者の基準生活費の算定は、別に定めるところによる。

2 救護施設等

(1) 基準生活費の額（月額）

ア 基準額

級地別	救護施設及びこれに準ずる施設	更生施設及びこれに準ずる施設
1 級地	64,240 円	68,050 円
2 級地	61,030	64,650
3 級地	57,820	61,250

イ 地区別冬季加算額（11 月から 3 月まで）

＼ 地区別	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
級地別						
1 級地	10,640 円	8,160 円	6,420 円	4,760 円	3,030 円	2,280 円
2 級地	9,680	7,430	5,840	4,330	2,760	2,070
3 級地	8,720	6,690	5,260	3,900	2,480	1,870

(2) 基準生活費の算定

ア 基準生活費の額は、(1)に定める額とする。ただし、12 月の基準生活費の額は、次の表に定める期末一時扶助費の額を加えた額とする。

級地別	期末一時扶助費
1 級地	5,070 円
2 級地	4,610
3 級地	4,160

イ 表における I 区から VI 区までの区分は、1 の(2)のイの表に定めるところによる。

3 職業能力開発校附属宿泊施設等に入所又は寄宿している者についての特例

次の表の左欄に掲げる施設に入所又は寄宿している者(特別支援学校に附属する寄宿舎に寄宿している者にあつては、これらの学校の高等部の別科に就学する場合に限る。)に係る基準生活費の額は、1 の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

施設	基準生活費の額	
	基準月額	地区別冬季加算額及び期末一時扶助費の額
職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)にいう職業能力開発校、障害者職業能力開発校又はこれらに準ずる施設に附属する宿泊施設 特別支援学校に附属する寄宿舎 障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)附則第 48 条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることと	食費として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	地区別冬季加算額は、2 の(1)のイの表に定めるところにより、期末一時扶助費の額は、2 の(2)のアの表に定めるところによる。

された同条に規定する精神障害者社会復帰施設(以下「旧法精神障害者社会復帰施設」という。)		
障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設(以下「旧法知的障害者援護施設」という。)(同法附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 21 条の 8 に規定する知的障害者通所寮(以下「旧法知的障害者通所寮」という。))に限る。)	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の基準額の合計額	
国立障害者リハビリテーションセンター 国立光明寮 国立保養所 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設 障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設(以下「旧法身体障害者更生援護施設」という。) 旧法知的障害者援護施設(旧法知的障害者通所寮を除く。) 障害者自立支援法第 5 条第 13 項に規定する障害者支援施設 児童福祉施設最低基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)にいう知的障害児施設(自閉症児施設を除く。)、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設	食費及び居住に要する費用として施設に支払うべき額と入院患者日用品費の額の合計額	
児童福祉施設最低基準にいう第一種自閉症児施設、肢体不自由児施設(肢体不自由児通園施設及び肢体不自由児療護施設を除く。)、重症心身障害児施設	入院患者日用品費の額	

児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に
いう指定医療機関

第 2 章 加算

1 妊産婦加算

(1) 加算額(月額)

級地別	妊婦		産婦
	妊娠 6 か月未満	妊娠 6 か月以上	
1 級地及び 2 級地	9,140 円	13,810 円	8,490 円
3 級地	7,770	11,740	7,220

(2) 妊婦についての加算は、妊娠の事実を確認した日の属する月の翌月から行う。

(3) 産婦についての加算は、出産の日の属する月から行い、期間は 6 箇月を限度として別に定める。

(4) (3)の規定にかかわらず、保護受給中の者については、その出産の日の属する月は妊婦についての加算を行い、翌月から 5 箇月を限度として別に定めるところにより産婦についての加算を行う。

(5) 妊産婦加算は、病院又は診療所において給食を受けている入院患者及び内部障害者更生施設に入所している者については、行わない。

2 障害者加算

(1) 加算額(月額)

		(2)のアに該当する者	(2)のイに該当する者
在宅者	1 級地	26,850 円	17,890 円
	2 級地	24,970	16,650
	3 級地	23,100	15,400
入院患者又は社会福祉施設若しくは介護施設の入所者		22,340	14,890

(注) 社会福祉施設とは保護施設、旧法身体障害者更生援護施設、旧法精神障害者社会復帰施設、旧法知的障害者援護施設、障害者自立支援法第 5 条第 13 項に規定する障害者支援施設、児童福祉施設最低基準にいう知的障害児施設(自閉症児施設を除く。)、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設若しくは肢体不自由児療護施設又は老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)にいう老人福祉施設をいい、

介護施設とは介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）にいう介護保険施設をいうものであること（以下同じ。）。)

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 障害等級表の 1 級若しくは 2 級又は国民年金法施行令別表に定める 1 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。）

イ 障害等級表の 3 級又は国民年金法施行令別表に定める 2 級のいずれかに該当する障害のある者（症状が固定している者及び症状が固定してはいないが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後 1 年 6 月を経過した者に限る。）。ただし、アに該当する者を除く。

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）別表第 1 に定める程度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者（児童福祉法に規定する肢体不自由児施設、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和 50 年厚生省令第 34 号）第 1 条に規定する施設に入所している者を除く。）については、別に 14,330 円を算定するものとする。

(4) (2) のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活のすべてについて介護を必要とするものを、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、別に 12,010 円を算定するものとする。この場合においては、(5) の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に、69,680 円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

3 介護施設入所者加算

介護施設入所者加算は、介護施設入所者基本生活費が算定されている者であつて、障害者加算又は 8 に定める母子加算が算定されていないものについて行い、加算額（月額）は、9,890 円の範囲内の額とする。

4 在宅患者加算

(1) 加算額（月額）

級地別	加算額
1 級地及び 2 級地	13,290 円

3 級 地	11,300

(2) 在宅患者加算は、次に掲げる在宅患者であつて現に療養に専念しているものについて行う。

ア 結核患者であつて現に治療を受けているもの及び結核患者であつて現に治療を受けてはいないが、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

イ 結核患者以外の患者であつて 3 箇月以上の治療を必要とし、かつ、保護の実施機関の指定する医師の診断により栄養の補給を必要とすると認められるもの

(3) 在宅患者加算は、(2)に掲げる者であつて内部障害者更生施設に入所しているものについては、行わない。

5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額 42,530 円、(2)に該当する者にあつては月額 21,270 円とする。

(1) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成 6 年法律第 117 号)第 11 条第 1 項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの(同法第 24 条第 2 項に規定する都道府県知事の認定を受けた者に限る。)

イ 放射線(広島市及び長崎市に投下された原子爆弾の放射線を除く。以下(2)において同じ。)を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

(2) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 11 条第 1 項の認定を受けた者(同法第 25 条第 2 項に規定する都道府県知事の認定を受けた者であつて、(1)の ア に該当しないものに限る。)

イ 放射線を多量に浴びたことに起因する負傷又は疾病の患者であつた者であつて、当該負傷又は疾病が放射線を多量に浴びたことに起因する旨の厚生労働大臣の認定を受けたもの

6 児童養育加算

(1) 加算額

(2)の ア に該当する者	第 1 子 及び 第 2 子	3 歳に満たない児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から 3 年を経過しない児童とする。)	15,000 円
		3 歳以上の児童(月の初日に生まれ	10,000 円

		た児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。)であつて中学校修了前のもの(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	
	第3子以降	小学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)	15,000 円
		小学校修了後中学校修了前の児童(12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童であつて15歳に達する以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。)	10,000 円
(2)のイに該当する者	3歳に満たない平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)第3条第3項第4号に規定する子ども(同号に規定する婦人保護施設に入所している子どもを除く。以下「施設入所児童」という。月の初日に生まれた施設入所児童については、出生の日から3年を経過しない施設入所児童とする。)		15,000 円
	3歳以上の施設入所児童(月の初日に生まれた施設入所児童については、出生の日から3年を経過した施設入所児童とする。)であつて中学校修了前のもの(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所児童をいう。)		10,000 円

(2) 児童養育加算は次に掲げる者に対して行う。

ア 児童の養育にあたる者

イ 施設入所児童

7 介護保険料加算

介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であつて、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によつて保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、当該者が被保険者となる介護保険を行う市町村に対して納付すべき保険料の実費とする。

8 母子加算

(1) 加算額(月額)

		児 童 1 人	児 童 が 2 人 の 場 合 に 加 え る 額	児 童 が 3 人 以 上 1 人 を 増 す ご と に 加 え る 額
在 宅 者	1 級 地	23,260 円	1,840 円	940 円
	2 級 地	21,640	1,720	870
	3 級 地	20,020	1,610	800
	入院患者又は社会 福祉施設若しくは介 護施設の入所者	19,380	1,560	770

- (2) 母子加算は、父母の一方若しくは両方が欠けているか又はこれに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の者が児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で2の(2)に掲げる者をいう。)を養育しなければならない場合に、当該養育に当たる者について行う。ただし、当該養育に当たる者が父又は母である場合であつて、その者が児童の養育に当たることができる者と婚姻関係(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。)にあり、かつ、同一世帯に属するときは、この限りでない。

9 重複調整等

障害者加算又は母子加算について、同一の者がいずれの加算事由にも該当する場合には、いずれか高い加算額(同額の場合にはいずれか一方の加算額)を算定するものとし、相当期間にわたり加算額の全額を必要としないものと認められる場合には、当該加算額の範囲内において必要な額を算定するものとする。ただし、障害者加算のうち2の(4)又は(5)に該当することにより行われる障害者加算額及び母子加算のうち児童が2人以上の場合に児童1人につき加算する額は、重複調整を行わないで算定するものとする。

第3章 入院患者日用品費、介護施設入所者基本生活費及び移送費

1 入院患者日用品費

(1) 基準額及び加算額(月額)

基準額	地区別冬季加算額(11月から3月まで)		
	I区及びII区	III区及びIV区	V区及びVI区
23,150円以内	3,600円	2,110円	1,000円

- (2) 入院患者日用品費は、次に掲げる者について算定する。

ア 病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ。）に 1 箇月以上入院する者

イ 救護施設、更生施設又は老人福祉法にいう養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームから病院又は診療所に入院する者

ウ 介護施設から病院又は診療所に入院する者

(3) (1)の表におけるⅠ区からⅥ区までの区分は、第 1 章の 1 の(2)のイの表に定めるところによる。

2 介護施設入所者基本生活費

(1) 基準額及び加算額(月額)

基準額	地区別冬季加算額(11 月から 3 月まで)		
	Ⅰ区及びⅡ区	Ⅲ区及びⅣ区	Ⅴ区及びⅥ区
9,890 円以内	3,600 円	2,110 円	1,000 円

(2) 介護施設入所者基本生活費は、介護施設に入所する者について算定する。

(3) (1)の表におけるⅠ区からⅥ区までの区分は、第 1 章の 1 の(2)のイの表に定めるところによる。

3 移送費

移送費の額は、移送に必要な最小限度の額とする。

別表第 2 教育扶助基準

(昭 51 厚告 43・全改、昭 52 厚告 64・昭 53 厚告 60・昭 54 厚告 45・昭 55 厚告 55・昭 56 厚告 41・昭 57 厚告 51・昭 58 厚告 71・昭 59 厚告 61・昭 60 厚告 54・昭 61 厚告 71・昭 62 厚告 62・昭 63 厚告 122・平元厚告 85・平 2 厚告 86・平 3 厚告 69・平 4 厚告 124・平 5 厚告 94・平 6 厚告 132・平 7 厚告 64・平 8 厚告 93・平 9 厚告 73・平 11 厚告 104・平 13 厚労告 145・平 21 厚労告 340・一部改正)

＼	学校別	小学校	中学校
区分			
基準額(月額)		2,150 円	4,180 円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額		
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額		
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額		
学習支援費(月額)		2,560 円	4,330 円

別表第3 住宅扶助基準

(昭43厚告120・昭46厚告75・昭48厚告59・昭49厚告71・昭50厚告85・昭52厚告64・昭54厚告45・昭56厚告41・昭58厚告71・昭60厚告54・昭63厚告122・平元厚告85・平2厚告86・平3厚告69・平4厚告124・平5厚告94・平6厚告132・平8厚告93・平8厚告217・平9厚告73・平11厚告104・平12厚告158・平12厚告464・平16厚告130・平20厚告169・平22厚告141・平23厚告107・一部改正)

1 基準額

級地別	区分	家賃、間代、地代等の額(月額)	補修費等住宅維持費の額(年額)
1級地及び2級地		13,000円以内	
3級地		8,000円以内	118,000円以内

2 家賃、間代、地代等については、当該費用が1の表に定める額を超えるときは、都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。

別表第4 医療扶助基準

(平4厚告124・平6厚告309・平7厚告26・平8厚告93・平9厚告209・平13厚告145・一部改正)

1	指定医療機関等において診療を受ける場合の費用	生活保護法第52条の規定による診療方針及び診療報酬に基づきその者の診療に必要な最小限度の額
2	薬剤又は治療材料に係る費用(1の費用に含まれる場合を除く。)	25,000円以内の額
3	施術のための費用	都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が施術者のそれぞれの組合と協定して定めた額以内の額
4	移送費	移送に必要な最小限度の額

別表第5 介護扶助基準

(平12厚告158・追加)

1	居宅介護、福祉用具、住宅改修又は施設介護に係る費用	生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の規定による介護の方針及び介護の報酬に基づきその者の介護サービスに必要な最小限度の額
2	移送費	移送に必要な最小限度の額

別表第6 出産扶助基準

(昭48厚告59・全改、昭50厚告85・昭51厚告43・昭52厚告64・昭53厚告60・昭54厚告45・昭55厚告55・昭56厚告41・昭57厚告51・昭58厚告71・昭59厚告61・昭62厚告62・平元厚告85・平2厚告86・平3厚告69・平5厚告94・平6厚告132・平8厚告93・平9厚告73・平10厚告121・平11厚告104・一部改正、平12厚告158・旧別表第5繰下・一部改正、平15厚労告138・平16厚労告130・平17厚労告193・平18厚労告315・平19厚労告127・平20厚労告169・平21厚労告222・平22厚労告141・平23厚労告107・一部改正)

1 基準額

区分	基準額
施設分べんの場合の額	231,000円以内
居宅分べんの場合の額	249,000円以内

2 病院、助産所等施設において分べんする場合は、入院(8日以内の実入院日数)に要する必要最少限度の額を基準額に加算する。

3 衛生材料費を必要とする場合は、5,400円の範囲内の額を基準額に加算する。

別表第7 生業扶助基準

(昭39厚告119・昭40厚告175・昭44厚告81・昭51厚告43・昭52厚告64・昭55厚告55・平元厚告85・平4厚告124・平5厚告94・平6厚告132・平7厚告64・平8厚告93・平9厚告73・平10厚告121・平11厚告104・一部改正、平12厚告158・旧別表第6繰下・一部改正、平13厚労告145・平14厚労告148・平15厚労告138・平16厚労告130・平17厚労告193・平18厚労告315・平19厚労告127・平20厚労告169・平21厚労告222・平21厚労告340・平22厚労告141・平22厚労告143・平23厚労告107・一部改正)

1 基準額

区分	基準額

生 業 費			45,000 円 以 内
技 能 修 得 費	技 能 修 得 費 (高 等 学 校 等 就 学 費 を 除 く。)		73,000 円 以 内
	高 等 学 校 等 就 学 費	基 本 額 (月 額)	5,300 円
		教 材 代	正 規 の 授 業 で 使 用 す る 教 材 の 購 入 に 必 要 な 額
		授 業 料	高 等 学 校 等 (公 立 高 等 学 校 に 係 る 授 業 料 の 不 徴 収 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 の 支 給 に 関 す る 法 律 (平 成 22 年 法 律 第 18 号)第 2 条 第 1 項 各 号 に 掲 げ る も の を 除 く。)に 通 学 す る 場 合 は、同 法 の 施 行 前 に 当 該 高 等 学 校 等 が 所 在 す る 都 道 府 県 の 条 例 に 定 め ら れ て い た 都 道 府 県 立 の 高 等 学 校 に お け る 額 以 内 の 額。
		入 学 料 及 び 入 学 考 査 料	高 等 学 校 等 が 所 在 す る 都 道 府 県 の 条 例 に 定 め る 都 道 府 県 立 の 高 等 学 校 等 に お け る 額 以 内 の 額。た だ し、市 町 村 立 の 高 等 学 校 等 に 通 学 す る 場 合 は、当 該 高 等 学 校 等 が 所 在 す る 市 町 村 の 条 例 に 定 め る 市 町 村 立 の 高 等 学 校 等 に お け る 額 以 内 の 額。
		通 学 の た め の 交 通 費	通 学 に 必 要 な 最 小 限 度 の 額
		学 習 支 援 費 (月 額)	5,010 円
就 職 支 度 費			28,000 円 以 内

- 2 技能修得費(高等学校等就学費を除く。以下同じ。)は、技能修得(高等学校等への就学を除く。以下同じ。)の期間が1年以内の場合において、1年を限度として算定する。ただし、世帯の自立更生上特に効果があると認められる技能修得については、その期間は2年以内とし、1年につき73,000円以内の額を2年を限度として算定する。
- 3 技能修得のため交通費を必要とする場合は、1又は2に規定するところにより算定した技能修得費の額にその実費を加算する。

別表第8 葬祭扶助基準

(昭 39 厚告 119・昭 41 厚告 201・昭 44 厚告 81・昭 46 厚告 75・昭 47 厚告 86・昭 49 厚告 71・昭 50 厚告 85・昭 51 厚告 43・昭 52 厚告 64・昭 53 厚告 60・昭 54 厚告 45・昭 55 厚告 55・昭 56 厚告 41・昭 57 厚告 51・昭 58 厚告 71・昭 59 厚告 61・昭 60 厚告 54・昭 61 厚告 95・昭 62 厚告 62・昭 63 厚告 149・平元厚告 85・平 2 厚告 86・平 4 厚告 124・平 5 厚告 94・平 6 厚告 132・平 8 厚告 93・平 9 厚告 73・平 10 厚告 121・平 11 厚告 104・一部改正、平 12 厚告 158・旧別表第 7 繰下・一部改正、平 14 厚労告 148・平 16 厚労告 130・平 18 厚労告 315・平 22 厚労告 141・一部改正)

1 基準額

級地別	基準額	
	大人	小人
1 級地及び 2 級地	201,000 円以内	160,800 円以内
3 級地	175,900 円以内	140,700 円以内

- 2 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。

級地別	大人	小人
	円	円
1 級地及び 2 級地	600	500
3 級地	480	400

- 3 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であつて、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が次に掲げる額を超えるときは、19,700 円から次に掲げる額を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。

級地別	金額
1 級地及び 2 級地	13,330 円
3 級地	11,660 円

別表第 9 地域の級地区分

(昭 62 厚告 62・全改、昭 62 厚告 185・昭 62 厚告 199・昭 63 厚告 50・昭 63 厚告 122・平 4 厚告 124・平 6 厚告 132・平 6 厚告 325・平 7 厚告 64・平 8 厚告 93・平 8 厚告 217・平 9 厚告 73・平 10 厚告 121・一部改正、平 12 厚告 158・旧別表第 8 繰下、平 13 厚労告 6・平 13 厚

労告 145・平 13 厚労告 327・平 14 厚労告 16・平 15 厚労告 23・平 15
 厚労告 24・平 15 厚労告 25・平 15 厚労告 138・平 15 厚労告 172・平
 15 厚労告 177・平 15 厚労告 294・平 15 厚労告 298・平 15 厚労告 313・
 平 16 厚労告 45・平 16 厚労告 75・平 16 厚労告 328・平 16 厚労告 355・
 平 16 厚労告 356・平 16 厚労告 374・平 16 厚労告 383・平 16 厚労告
 384・平 16 厚労告 433・平 16 厚労告 434・平 16 厚労告 435・平 16
 厚労告 436・平 16 厚労告 437・平 16 厚労告 438・平 17 厚労告 28・
 平 17 厚労告 29・平 17 厚労告 30・平 17 厚労告 31・平 17 厚労告 32・
 平 17 厚労告 33・平 17 厚労告 34・平 17 厚労告 35・平 17 厚労告 36・
 平 17 厚労告 193・平 17 厚労告 228・平 17 厚労告 262・平 17 厚労告
 263・平 17 厚労告 361・平 17 厚労告 392・平 17 厚労告 448・平 17
 厚労告 476・平 17 厚労告 523・平 17 厚労告 524・平 17 厚労告 525・
 平 18 厚労告 14・平 18 厚労告 15・平 18 厚労告 16・平 18 厚労告 74・
 平 18 厚労告 75・平 18 厚労告 76・平 18 厚労告 77・平 18 厚労告 78・
 平 18 厚労告 79・平 18 厚労告 80・平 18 厚労告 297・平 19 厚労告 5・
 平 19 厚労告 6・平 19 厚労告 7・平 19 厚労告 127・平 20 厚労告 504・
 平 21 厚労告 428・平 22 厚労告 38・平 22 厚労告 90・平 22 厚労告 91・
 平 22 厚労告 92・平 23 厚労告 107・平 23 厚労告 236・平 23 厚労告
 394・一部改正)

1 1 級地

(1) 1 級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名	
埼玉県	川口市	
	さいたま市	
東京都	区の存する地域	
	八王子市	
	立川市	
	武蔵野市	
	三鷹市	
	府中市	
	昭島市	
	調布市	
	町田市	
	小金井市	

	小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 清瀬市 東久留米市 多摩市 稲城市 西東京市	
神奈川県	横浜市 川崎市 鎌倉市 藤沢市 逗子市 大和市	
	三浦郡	葉山町
愛知県	名古屋市	
京都府	京都市	
大阪府	大阪市 堺市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市 松原市	

	大東市 箕面市 門真市 摂津市 東大阪市	
兵庫県	神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市	

(2) 1級地—2

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名	
北海道	札幌市 江別市	
宮城県	仙台市	
埼玉県	所沢市 蕨市 戸田市 朝霞市 和光市 新座市	
千葉県	千葉市 市川市 船橋市 松戸市 習志野市 浦安市	
東京都	青梅市 武蔵村山市	
神奈川県	横須賀市 平塚市	

	小田原市 茅ヶ崎市 相模原市 三浦市 秦野市 厚木市 座間市	
滋賀県	大津市	
京都府	宇治市 向日市 長岡京市	
大阪府	岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市 高石市 藤井寺市 四條畷市 交野市	
	泉北郡	忠岡町
兵庫県	姫路市 明石市	
岡山県	岡山市 倉敷市	
広島県	広島市 呉市 福山市	
	安芸郡	府中町
福岡県	北九州市 福岡市	

2 2 級地

(1) 2 級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名	
北海道	函館市 小樽市 旭川市 室蘭市 釧路市 帯広市 苫小牧市 千歳市 恵庭市 北広島市	
青森県	青森市	
岩手県	盛岡市	
秋田県	秋田市	
山形県	山形市	
福島県	福島市	
茨城県	水戸市	
栃木県	宇都宮市	
群馬県	前橋市 高崎市 桐生市	
埼玉県	川越市 熊谷市 春日部市 狭山市 上尾市 草加市 越谷市 入間市 志木市 桶川市 八潮市 富士見市	

	三郷市 ふじみ野市	
	入間郡	三芳町
千葉県	野田市 佐倉市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 四街道市	
東京都	羽村市 あきる野市	
	西多摩郡	瑞穂町
神奈川県	伊勢原市 海老名市 南足柄市 綾瀬市	
	高座郡	寒川町
	中郡	大磯町 二宮町
	足柄上郡	大井町 松田町 開成町
	足柄下郡	箱根町 真鶴町 湯河原町
新潟県	新潟市	
富山県	富山市 高岡市	
石川県	金沢市	

福井県	福井市	
山梨県	甲府市	
長野県	長野市 松本市	
岐阜県	岐阜市	
静岡県	静岡市 浜松市 沼津市 熱海市 伊東市	
愛知県	豊橋市 岡崎市 一宮市 春日井市 刈谷市 豊田市 知立市 尾張旭市 日進市	
三重県	津市 四日市市	
滋賀県	草津市	
京都府	城陽市 八幡市 京田辺市	
	乙訓郡	大山崎町
	久世郡	久御山町
大阪府	泉佐野市 富田林市 河内長野市 柏原市 羽曳野市 泉南市	

	大阪狭山市	
	三島郡	島本町
	泉南郡	熊取町 田尻町
奈良県	奈良市 生駒市	
和歌山県	和歌山市	
鳥取県	鳥取市	
島根県	松江市	
山口県	下関市 山口市	
徳島県	徳島市	
香川県	高松市	
愛媛県	松山市	
高知県	高知市	
福岡県	久留米市	
佐賀県	佐賀市	
長崎県	長崎市	
熊本県	熊本市	
大分県	大分市 別府市	
宮崎県	宮崎市	
鹿児島県	鹿児島市	
沖縄県	那覇市	

(2) 2級地—2

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名	
北海道	夕張市 岩見沢市 登別市	

宮城県	塩竈市 名取市 多賀城市	
茨城県	日立市 土浦市 古河市 取手市	
栃木県	足利市	
新潟県	長岡市	
石川県	小松市	
長野県	上田市 岡谷市 諏訪市	
岐阜県	大垣市 多治見市 瑞浪市 土岐市 各務原市	
静岡県	三島市 富士市	
愛知県	瀬戸市 豊川市 安城市 東海市 大府市 岩倉市 豊明市 清須市 北名古屋市	
三重県	松阪市 桑名市	
兵庫県	加古川市 高砂市	

	加古郡	播磨町
奈良県	橿原市	
岡山県	玉野市	
広島県	三原市 尾道市 府中市 大竹市 廿日市市	
	安芸郡	海田町 坂町
山口県	宇部市 防府市 岩国市 周南市	
福岡県	大牟田市 直方市 飯塚市 田川市 行橋市 中間市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 宗像市 古賀市 福津市	
	筑紫郡	那珂川町
	糟屋郡	宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 新宮町 久山町

		粕屋町
	遠賀郡	芦屋町 水巻町 岡垣町 遠賀町
	京都郡	苅田町
長崎県	佐世保市 西海市	
熊本県	荒尾市	

3 3級地

(1) 3級地—1

次に掲げる市町村

都道府県別	市町村名	
北海道	北見市 網走市 留萌市 稚内市 美唄市 芦別市 赤平市 紋別市 士別市 名寄市 三笠市 根室市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 伊達市 石狩市 北斗市	
	亀田郡	七飯町

	山越郡	長万部町
	檜山郡	江差町
	虻田郡	京極町 倶知安町
	岩内郡	岩内町
	余市郡	余市町
	空知郡	奈井江町 上砂川町 南富良野町
	上川郡	鷹栖町 東神楽町 上川町 東川町 新得町
	勇払郡	占冠村 安平町
	中川郡	音威子府村 中川町 幕別町
	天塩郡	天塩町 幌延町
	宗谷郡	猿払村
	枝幸郡	浜頓別町 枝幸町
	網走郡	美幌町
	斜里郡	斜里町 清里町
	紋別郡	遠軽町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町

	沙流郡	日高町
	浦河郡	浦河町
	日高郡	新ひだか町
	河東郡	音更町
	河西郡	芽室町 中札内村
	足寄郡	陸別町
	釧路郡	釧路町
	川上郡	弟子屈町
	標津郡	中標津町 標津町
	目梨郡	羅臼町
青森県	弘前市 八戸市 黒石市 五所川原市 十和田市 三沢市 むつ市	
岩手県	宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 奥州市	
	岩手郡	滝沢村
宮城県	石巻市	

	気仙沼市 白石市 角田市 岩沼市 大崎市	
	柴田郡	大河原町 柴田町
	宮城郡	七ヶ浜町 利府町
	黒川郡	富谷町
秋田県	能代市 横手市 大館市 男鹿市 湯沢市 鹿角市 由利本荘市 大仙市	
山形県	米沢市 鶴岡市 酒田市 新庄市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市	
福島県	会津若松市 郡山市 いわき市 白河市	

	須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 南相馬市	
茨城県	石岡市 龍ヶ崎市 常陸太田市 高萩市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 守谷市 筑西市	
	那珂郡	東海村
	稲敷郡	美浦村
	北相馬郡	利根町
栃木県	栃木市 佐野市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 下野市	
	河内郡	上三川町
	下都賀郡	壬生町
群馬県	伊勢崎市 太田市 沼田市 館林市	

	渋川市 藤岡市 富岡市 安中市	
	吾妻郡	草津町
	利根郡	みなかみ町
	邑楽郡	大泉町
埼玉県	行田市 秩父市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 久喜市 北本市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市	
	北足立郡	伊奈町
	入間郡	毛呂山町 越生町
	比企郡	嵐山町 小川町 鳩山町
	南埼玉郡	宮代町 白岡町
	北葛飾郡	杉戸町

		松伏町
千葉県	銚子市 館山市 木更津市 茂原市 成田市 東金市 旭市 勝浦市 鴨川市 君津市 富津市 袖ヶ浦市 白井市 匝瑳市 香取市	
	印旛郡	酒々井町
東京都	西多摩郡	日の出町 檜原村 奥多摩町
	大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村	
神奈川県	足柄上郡	中井町 山北町
	愛甲郡	愛川町 清川村
新潟県	三条市	

	柏崎市 新発田市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市 村上市 燕市 糸魚川市 五泉市 上越市 佐渡市 魚沼市 妙高市	
	南魚沼郡	湯沢町
	刈羽郡	刈羽村
富山県	魚津市 氷見市 滑川市 黒部市 砺波市 小矢部市 南砺市 射水市	
	中新川郡	舟橋村 上市町 立山町
	下新川郡	入善町 朝日町
石川県	七尾市 輪島市 珠洲市 加賀市 羽咋市	

	かほく市 白山市 能美市	
	能美郡	川北町
	石川郡	野々市町
	河北郡	津幡町 内灘町
福井県	敦賀市 小浜市 大野市 勝山市 鯖江市 あわら市 越前市 坂井市	
	吉田郡	永平寺町
	南条郡	南越前町
	丹生郡	越前町
山梨県	富士吉田市 都留市 山梨市 大月市 韮崎市 甲斐市 笛吹市 上野原市 甲州市 中央市	
	中巨摩郡	昭和町
長野県	飯田市 須坂市 小諸市 伊那市	

	駒ヶ根市 中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市	
	北佐久郡	軽井沢町
	諏訪郡	下諏訪町 富士見町
	上伊那郡	辰野町 箕輪町
	木曽郡	木曽町
	埴科郡	坂城町
	上高井郡	小布施町
岐阜県	高山市 関市 中津川市 美濃市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 可児市 瑞穂市	
	羽島郡	岐南町 笠松町
	本巣郡	北方町
静岡県	富士宮市 島田市 磐田市	

	焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 下田市 裾野市 湖西市 伊豆市 伊豆の国市	
	田方郡	函南町
	駿東郡	清水町 長泉町 小山町
愛知県	半田市 津島市 碧南市 西尾市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 稲沢市 新城市 知多市 高浜市 田原市 愛西市 弥富市 みよし市 あま市	
	愛知郡	東郷町 長久手町

	西春日井郡	豊山町
	丹羽郡	大口町 扶桑町
	海部郡	大治町 蟹江町 飛島村
	知多郡	阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町
	額田郡	幸田町
	北設楽郡	設楽町 東栄町
三重県	伊勢市 鈴鹿市 名張市 尾鷲市 亀山市 鳥羽市 熊野市 志摩市 伊賀市	
	桑名郡	木曽岬町
	員弁郡	東員町
	三重郡	菰野町 朝日町 川越町
滋賀県	彦根市 長浜市 近江八幡市 守山市 栗東市	

	甲賀市 野洲市 湖南市 東近江市	
京都府	福知山市 舞鶴市 綾部市 宮津市 亀岡市 南丹市 木津川市	
	綴喜郡	井手町 宇治田原町
	相楽郡	精華町
大阪府	阪南市	
	豊能郡	豊能町 能勢町
	泉南郡	岬町
	南河内郡	太子町 河南町 千早赤阪村
兵庫県	洲本市 相生市 豊岡市 赤穂市 西脇市 三木市 小野市 三田市 加西市 たつの市	
	川辺郡	猪名川町
	加古郡	稲美町

	揖保郡	太子町
奈良県	大和高田市 大和郡山市 天理市 桜井市 五條市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市	
	生駒郡	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
	磯城郡	川西町 三宅町 田原本町
	高市郡	高取町 明日香村
	北葛城郡	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
	吉野郡	吉野町 大淀町 下市町
和歌山県	海南市 橋本市 有田市 御坊市 田辺市 新宮市 岩出市	
	海草郡	紀美野町

	伊都郡	高野町
	有田郡	湯浅町
	日高郡	美浜町
	西牟婁郡	白浜町
	東牟婁郡	那智勝浦町 太地町 串本町
鳥取県	米子市 倉吉市 境港市	
	西伯郡	日吉津村
島根県	浜田市 出雲市 益田市 大田市 安来市 江津市	
	隠岐郡	隠岐の島町
岡山県	津山市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 浅口市	
	都窪郡	早島町
	浅口郡	里庄町
	小田郡	矢掛町
広島県	竹原市	

	三次市 庄原市 東広島市 安芸高田市 江田島市	
	安芸郡	熊野町
山口県	萩市 下松市 光市 長門市 柳井市 美祢市 山陽小野田市	
	玖珂郡	和木町
	熊毛郡	田布施町 平生町
徳島県	鳴門市 小松島市 阿南市	
香川県	丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市	
	香川郡	直島町
	綾歌郡	宇多津町
	仲多度郡	琴平町 多度津町
愛媛県	今治市 新居浜市 西条市 四国中央市	
福岡県	柳川市 八女市	

	筑後市 大川市 豊前市 小郡市 嘉麻市 朝倉市	
佐賀県	唐津市 鳥栖市	
長崎県	諫早市 大村市	
	西彼杵郡	長与町 時津町
大分県	中津市	
宮崎県	都城市 延岡市	
鹿児島県	鹿屋市 枕崎市 阿久根市 出水市 伊佐市 指宿市 西之表市 垂水市 薩摩川内市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南さつま市 奄美市 姶良市	
沖縄県	宜野湾市 石垣市 浦添市 名護市	

	糸満市 沖縄市 うるま市 宮古島市	

(2) 3 級地—2

1 級地、2 級地及び 3 級地—1 以外の市町村

ID: 365

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の受給資格認定		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第19条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【根拠条文】 (支給要件) 第17条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。 (認定) 第19条 手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。 【基準】 障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号) 参照			
標準処理期間	2箇月		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

【改正後全文】

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について

〔昭和60年12月28日 社更第162号〕
〔各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知〕

第1次改正 平成11年障発第216号

第2次改正 平成13年7月31日雇児発第502号
障発第325号

第3次改正 平成23年1月11日障発0111第1号

第4次改正 平成23年8月9日障発0809第3号

第5次改正 平成25年5月10日障発0510第3号

第6次改正 平成26年5月20日障発0520第3号

第7次改正 平成27年6月19日障発0619第3号

第8次改正 平成28年4月14日障発0414第2号

先般、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年5月1日法律第34号）により、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部が改正され、福祉手当制度が再編されるとともに、新たに特別障害者手当制度が創設され、昭和61年4月1日から実施されることに伴い、標記の手当の支給対象となる障害の程度に関する認定の基準を別紙のとおり定めたので、その運用について遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、これに伴い、昭和50年8月13日社更第114号本職通知「福祉手当の障害認定基準について」は、昭和61年3月31日で廃止する。

別 紙

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準

第一 共通的一般事項

- 1 この認定基準は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「令」という。第1条第1項及び第2項に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。
- 2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項及び第3項にいう障害の状態とは、精神又は身体に令第1条第1項及び第2項に該当する程度の障害があり、かつ、その障害が永続性を有するか、又は長期にわたって回復しない状態をいうものであること。
- 3 障害程度の認定は、原則として、別添に定める障害児福祉手当認定診断書及び特別障害者手当認定診断書（以下「認定診断書」という。）によって行うこと。

なお、精神障害その他の疾患で当該認定診断書のみでは認定が困難な場合にあっては必要に応じ療養の経過、日常生活の状況の調査、検診等を実施した結果に基づき認定すること。

- 4 認定診断書は、身体障害者福祉法に規定する指定医師等該当する障害又は病状に係る専門医の作成したものとするよう指導すること。
- 5 視覚の測定及び聴覚等の測定においては、その障害程度の認定が、實際上極めて困難な場合があるので、偽病に注意して慎重に行うものとし、必要に応じて複数の医療機関等での判定に委ねることが望ましいこと。
- 6 肢体不自由についての障害の程度に当たっては一時的に得られる瞬間的能力をもって判定するものではなく、当該機能障害全般を総合した上で判定するものとし、個々の障害の程度について認定することが不可能な場合は、認定基準及び認定診断書の内容に基づき、日常生活動作の困難度等について、総合的に判断するものとする。

なお、疼痛による機能障害を有するものについては、その疼痛が認定診断書により客観的に立証しうるものであれば機能障害として取り扱うものとする。
- 7 実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要に応じて照会すること。
- 8 障害の程度についての認定の適正を期するため、必要に応じ期間を定めて認定すること。

第二 障害児福祉手当の個別基準

令別表第1に該当する障害の程度とは次によるものとする。

1 視覚障害

(1)両眼の視力の和が0.02以下のもの

ア 試視力表の標準照度は、200ルクスとする。

イ 屈折異常のある者については、矯正視力によって測定するが、矯正視力とは、眼科的に最も適当な常用しうる矯正眼鏡（コンタクトレンズを含む。）によって得られた視力をいう。

ウ 両眼の視力の和とは、両眼視によって累加された視力ではなく、両眼のそれぞれの視

力を別々に測定した数値の和をいう。

- (2) 両眼の視力の和が0.03又は0.04であり、かつ、視野障害が全視野の2分の1以上に及ぶ障害のため、令別表第1第1号と同程度以上と認められ、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものであるときは、令別表第1第8号に該当するものとする。

ア 視野は、フェルステル氏視野計若しくは平面視野計又はこれに準ずるものを用いて測定する。

イ 視野障害が全視野の2分の1以上に及ぶものとは、白色視標による合同視野の生理的限界の面積が2分の1以上欠損している場合をいう。

なお、この際の面積は数量的に厳格に計算しなくてもよいが、視野表に関する診断書の記載が必要である。

2 聴覚障害

- (1) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの

ア 聴力レベルは、オーディオメータ（JIS規格又はこれに準ずるオーディオメータ）及び言語音によって測定するものとする。

ただし、聴覚の障害により特別児童扶養手当を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳を取得していない児童等に対し、令別表第1に該当する診断を行う場合には、オーディオメータによる検査に加えて、ABR検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を実施する。また、その結果（実施した検査方法及び検査所見）を診断書に記載し、記録データのコピー等を提出（添付）するものとする。

イ 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別できないものとは、両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもので、全ろうを意味し、重度難聴用の補聴器を用いても、全く音声を識別できない程度のものをいう。

ウ 聴覚の障害により特別児童扶養手当を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳を取得していない児童等に対し、令別表第1に該当する場合は、オーディオメータによる検査結果のほか、ABR検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査結果を把握して、総合的に認定する。

エ オーディオメータにより聴力レベルを測定できない乳幼児の聴力の障害による認定については、ABR検査（聴性脳幹反応検査）又はASSR検査（聴性定常反応検査）及びCOR検査（条件詮索反応検査）を組み合わせて実施するものとする。

（イ） ABR検査（聴性脳幹反応検査）又はASSR検査（聴性定常反応検査）の聴力レベルのデシベル値が両耳とも100デシベル以上、COR検査（条件詮索反応検査）の聴力レベルのデシベル値が100デシベル以上のもので、全ろうを意味し、重度難聴用の補聴器を用いても、全く音声を識別できない程度のものをいう。

なお、エにより認定した場合は、原則として当該認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うこととする。

3 肢体不自由

(1) 両上肢の機能障害

ア 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

(ア) 両上肢の機能を全廃したもの又は両上肢を手関節以上で欠くものについては、令別表第1第3号に該当するものとする。

なお、両上肢の機能全廃とは、各々の関節が強直若しくは、それに近い状態（可動域5度以内）にあるか又は関節に目的運動を起こさせる能力が欠如（筋力著減以下に相当するもの）していることで、日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の障害をいう。

(イ) 両上肢の機能に著しい障害を有するものとはおおむね、両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の3大関節中いずれか2関節以上が全く用を廃する程度の障害を有するものをいう。

なお、この場合肩関節については、前方及び側方の可動域が30度未満のものは、その用を全く廃する程度の障害に該当するものとする。

イ 両上肢のすべての指を欠くもの

すべての指を欠くとは、それぞれの指を近位節（指）骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいう。

ウ 両上肢の機能障害により、次の全ての動作が介護なしでは自立できない状態にあり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度と認められるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

なお、介護なしでは自立できない状態とは、次の㉠から㉤に掲げる動作について左右の上肢を用いてもその用を弁ずることができないものをいい、診断書に記載のその他の日常動作、つまむ、にぎる等の個々の基本動作が可能であっても、自助具を含む補装具等を自ら装着使用して他の総合動作を行うことができないものについては、個々の基本動作不能に該当するものとする。

㉠ 食事

㉡ 洗面

㉢ 便所の処理

㉣ 衣服の着脱

(2) 両下肢の機能障害

ア 両下肢の用を全く廃したもの

両下肢の機能の用を全く廃したものとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態にあるか又は下肢に運動を起こさせる能力が欠如（筋力著減以下に相当するもの）し、起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害をいう。

イ 両大腿を2分の1以上失ったもの

切断を判定する場合、切断肢の骨の突出、瘢痕拘縮神経腫等が存するときは、これらの部分を除いた実用長により判定するものとする。したがって、実用長が計測値より短い場合がある。

ウ 両下肢の著しい機能障害により、次のすべての動作について介護なしでは自立できない状態にあり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度と認められるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

㊦ 階段の昇降

㊧ 室内の歩行

エ 両下肢に障害を有する場合で、自己の最大限の努力により室内の歩行が可能な場合であっても、その歩行が身体又は障害そのものに悪影響を与えるものであるときは、歩行可能とはせず、歩行不能に該当するものとする。

(3) 体幹の機能障害

ア 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの。

(ア) 体幹の機能障害は、高度体幹麻痺等を後遺した脊髓性小児麻痺、脳性麻痺、脊髓損傷、強直性脊椎炎等によって生ずるが、四肢の機能障害を伴っている場合が多いので、両者を総合して障害の程度を判定するものとする。

(イ) 座っていることができないとは、腰掛、正座、横座り、長座位及びあぐらのいずれもできないものをいう。

イ 体幹の機能障害により、次の全ての動作について介護なしでは自立できない状態にあり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度と認められるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

㊦ 座位の保持

㊧ 起立保持

㊨ 立ち上り

4 内部障害

(1) 心臓の機能障害

ア 心臓の機能障害については、永続する機能障害（将来とも回復する可能性がないか極めて少ないものをいう。以下同じ。）をいうものとする。

イ 心臓の機能障害の程度についての判定は、呼吸困難、心悸亢進、チアノーゼ、浮腫等の臨床症状、X線、心電図等の検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

ウ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状には、次のようなものがある。

次のうちいずれか2以上の所見があり、かつ、安静時又は自己の身の日常生活活動でも心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。

- (ア) 心胸比が60%以上のもの
 - (イ) 心電図で陈旧性心筋梗塞所見があるもの
 - (ウ) 心電図で脚ブロック所見があるもの
 - (エ) 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
 - (オ) 心電図で第2度の房室ブロック所見があるもの
 - (カ) 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が1分間10以上のもの
 - (キ) 心電図でSTの低下が0.2mv以上の所見があるもの
 - (ク) 心電図で第1誘導、第2誘導及び胸部誘導（ただしV₁を除く。）のいずれかのT波が逆転した所見があるもの
- エ 前記ウのほか小児の心臓機能障害で令別表第1第8号に該当するものと思われる病状には、次のようなものがある。

原則として重い心不全症状、低酸素血症又はアダムス・ストークス発作のため継続的医療を必要とするもので、次のうち6以上の所見があるもの

（臨床所見）

- 1 著しい発育障害
- 2 心音心雑音の異常
- 3 多呼吸又は呼吸困難
- 4 運動制限
- 5 チアノーゼ
- 6 肝腫大
- 7 浮腫

（胸部X線所見）

- 8 心胸比56%以上
- 9 肺血流量の増加又は減少
- 10 肺静脈のうっ血像

（心電図所見）

- 11 心室負荷像
- 12 心房負荷像
- 13 病的な不整脈
- 14 心筋障害像

(2) 呼吸器（呼吸器系結核及び換気機能）の機能障害

ア 呼吸器の機能障害については、永続する機能障害をいうものとする。

イ 呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量1秒率（以下「指数」という。）及び臨床症状によるものとする。ここでいう指数とは、1秒量（最大努力下の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長で正常な状態ならば当然ある

と予測される肺活量の値) に対する 100 分率である。

ウ 次に掲げる状態のいずれかに該当するため、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるものについては、令別表第 1 第 8 号に該当するものとする。

(ア) 呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの

(イ) 指数の測定ができないもの又は指数が 20 以下のもの

(3) 腎臓の機能障害

ア 腎臓の機能障害については、永続する腎機能不全、尿生成異常をいうものとする。

イ 腎臓の機能障害の程度は、慢性透析療法を行う必要があるものについては、当該療法実施前の状態で判定するものとする。

ウ 腎臓の機能障害の程度についての判定は、臨床症状、腎臓機能検査成績、尿所見、血球算定検査、血液生化学検査（血清尿素毒素、血清クレアチニン、血清電解質、血清シスタチン C 等）、血液ガス分析、推算糸球体濾過値（eGFR）、腎生検、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第 1 第 8 号に該当するものとする。

エ 令別表第 1 第 8 号に該当すると思われる病状には次のようなものがある。

(ア) 腎臓機能検査において、内因性クレアチニンクリアランスが 15ml/分未満又は推算糸球体濾過値（eGFR）が 15 未満であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか又は次のいずれかの所見があるもの

㊦ 尿毒症性心包炎

㊧ 尿毒症性出血傾向

㊨ 尿毒症性中枢神経症状

(イ) 次表に掲げる検査成績のうちアが異常を示し、かつ、イ又はウのいずれかが異常を示すもので、ネフローゼ症候群と診断されるもの。

区分	検査項目	単位	異常
ア	血清アルブミン	g/dl	2.5 以下
イ	早朝尿蛋白量／クレアチン比	g/g クレアチン	2.0 以上
ウ	夜間尿蓄尿蛋白量	mg/hr/m ²	40 以上

オ 腎臓機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、腎臓疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前 3 か月間において最も適切に症状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

(4) 肝臓疾患

ア 肝臓疾患による病状の程度についての判定は、おおむね 3 か月以上の療養を必要とし、悪心、黄疸、腹水、肝萎縮、肝性脳症、出血傾向等の臨床症状、肝臓機能検査成績、一般

状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

イ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状は次の(ア)に定める検査成績を示すものをいう。

(ア) 次表に掲げる肝機能異常度指表の検査成績のうち高度異常を3つ以上示すもの又は高度異常を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもの

肝機能異常度指表

検査項目／臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/dl)	0.3～1.2	2.0以上 3.0以下	3.0超
血清アルブミン (g/dl) (BCG法)	4.2～5.1	3.0以上 3.5以下	3.0未満
血小板数 (万/ μ l)	13～35	5以上 10未満	5未満
プロトビン時間 (PT) (%)	70超～130	40以上 70以下	40未満
腹水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳症 (表1)	—	I度	II度

ウ 肝機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、肝臓疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月における1か月以上の間隔をおいた2回の検査成績に基づいて行うものとする。

表1 昏睡度分類

昏睡度	精神症状	参考事項
I	睡眠－覚醒リズムの逆転 多幸気分ときに抑うつ状態 だらしなく、気にとめない状態	あとでふり返ってみて判定できる
II	指南力 (時、場所) 障害、物を取り違える (confusion) 異常行動 ときに傾眠状態 (普通のよびかけで開眼し会話ができる) 無礼な言動があつたりするが、他人の指示に従う態度をみせる	興奮状態がない 尿便失禁がない 羽ばたき振戦あり
III	しばしば興奮状態またはせん妄状態を伴	羽ばたき振戦あり

	い、反抗的態度をみせる 嗜眠状態（ほとんど眠っている） 外的刺激で開眼しうるが、他人の指示に従わない、または従えない（簡単な命令には応じえる）	（患者の協力がえられる場合） 指南力は高度に障害
IV	昏睡（完全な意識の消失） 痛み刺激に反応する	刺激に対して、払いのける動作、顔をしかめるなどがみられる
V	深昏睡 痛み刺激にも全く反応しない	

(5) 血液疾患

ア 血液疾患による病状の程度についての判定は、おおむね3か月以上の療養を必要とする者につき、一般状態特に治療及び病状の経過に重点をおき、立ちくらみ、動悸、息切れ等の臨床症状、血液学的検査成績等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

イ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状には、次のようなものがある。

貧血、感染、発熱、各種臓器組織での出血性病変等の病状が継続するものであって、かつ、次表に掲げる血液異常度指表4系列のうち3系列以上の検査成績が高度異常を示すもの。

血液異常度指表

区分	系 列	検 査 項 目	単 位	高 度 異 常
末梢血液像	赤血球系	血色素量	g/dl	6未満
		赤血球数	(ザーリー値) %	(40未満)
		網赤血球	$\times 10^4/\text{mm}^3$	200未満
	白血球系		%	0.2未満
		白血球数	mm^3	1500未満
		顆粒球数	mm^3	500未満
骨 髄	血小板系	病的細胞	%	20以上
		血小板数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	1未満
	骨髓系	有核細胞数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	1未満
		巨核球数	mm^3	15未満
		リンパ球	%	60以上
		赤芽球(E)/(M)	—	0.1未満
		顆粒球(E)/(M)		

像		病的細胞	%	40以上

ウ 血液検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、血液疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月間において最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

5 その他の疾患

- (1) 前各項に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状がある場合においては、その状態が令別表第1第1号から第7号までと同程度以上と認められるものであって、日常生活において常時の介護を必要とする程度のものであるときは、令別表第1第8号に該当するものとする。
- (2) (1)の機能の障害又は病状の程度の判定については、1から4に準じて行うものとする。

6 精神の障害

- (1) 精神の障害は、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分（感情）障害、症状性を含む器質性精神障害、てんかん、知的障害、発達障害に区分し、その傷病及び状態像が令別表第1第9号に該当すると思われる症状等には、次のようなものがある。

ア 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想、幻覚等の異常体験が著明なもの

イ 統合失調症型障害及び妄想性障害によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記アに準ずるもの

ウ 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり頻繁にくりかえしたりするもの

エ 症状性を含む器質性精神障害（高次脳機能障害を含む。）によるものにあつては、高度の認知障害、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なもの

なお、アルコール、薬物等の精神作用物質の使用による精神及び行動の障害についてもこの項に含める

（注1） 高次脳機能障害とは、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、日常生活又は社会生活に制約があるものが認定の対象となる。その障害の主な症状としては、失行、失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

なお、障害の状態は、代償機能やリハビリテーションにより好転も見られることから療養及び症状の経過を十分考慮すること。

オ てんかんによるものにあつては、十分な治療にかかわらず、てんかん性発作を極めてひんぱんに繰り返すもの

なお、てんかん発作については、抗てんかん薬の服用や、外科的治療によって抑制さ

れる場合にあっては、原則として認定の対象としない

カ 知的障害によるものにあつては、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なもの

(注1) 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。

(注2) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮のうえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

キ 発達障害によるものにあつては、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるもの

(注1) 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

(注2) 発達障害については、たとえ知能指数が高くても、社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して行う。

(注3) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮のうえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

ク アからキまでの認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

(2) 精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとする。

(3) 知的障害の程度については、知的機能の発達程度のほか、適応行動上の障害を十分勘案のうえ、別表に掲げる知的機能の程度により判定するものとし、年齢階層別の障害の程度が最重度とされるものについては令別表第1第9号に該当するものとする。

なお、この場合における知的障害の程度は、標準化された知能検査による知能指数がおおむね20以下に相当する。

7 令別表第1第10号による障害

身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合の障害の程度の認定は次によるものとする。

(1) 病状と機能障害が重複する場合又は病状が重複する場合若しくは機能障害が重複する場合の障害の程度の判定に当たっては、一般状態、医学的な原因及び経過等を総合的に勘案することとし、その状態が日常生活において常時の介護を必要とする程度のものであるときは、令別表第1第10号に該当するものとする。

(2) 知的障害と他の病状又は機能障害が重複する場合における知的障害の程度については、別表に掲げる年齢階層別の障害の程度が重度とされたものとする。

なお、この場合における知的障害の程度は標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下に相当する。

(3) 前記(1)及び(2)における機能障害の程度については、次に掲げる程度のもとする。

ア 両眼の視力の和が0.03又は0.04のもの

イ 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

ウ 両上肢の機能障害により、次に掲げる動作の2分の1以上について介助が必要なもの

㊦ 食事

㊦ 洗面

㊦ 便所の処理

㊦ 衣服の着脱

エ 両下肢の機能障害により、次に掲げる動作の2分の1以上について介助が必要なもの

㊦ 階段の昇降

㊦ 室内の歩行

オ 体幹の機能障害により、次に掲げる動作の2分の1以上について介助が必要なもの

㊦ 座位の保持

㊦ 起立保持

㊦ 立ち上り

第三 特別障害者手当の個別基準

1 令第1条第2項第1号に該当する障害

令第1条第2項第1号に該当する障害の程度とは、令別表第2各号に掲げる障害が重複するものとし、令別表第2各号に該当する障害の程度とは次によるものとする。

(1) 視覚障害

両眼の視力の和が0.04以下のもの

ア 試視力表の標準照度は、200ルクスとする。

イ 屈折異常のある者については、矯正視力によって測定するが、矯正視力とは、眼科的に最も適当な常用しうる矯正眼鏡（コンタクトレンズを含む。）によって得られた視力をいう。

ウ 両眼の視力の和とは、両眼視によって累加された視力ではなく、両眼のそれぞれの視力を別々に測定した数値の和をいう。

(2) 聴覚障害

両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

ア 聴力レベルは、オージオメータ（JIS規格又はこれに準ずるオージオメータ）によって測定するものとする。

ただし、聴覚の障害により、障害年金を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳も取得していない者に対し、令第1条第2項に該当する診断を行う場合には、オージオメー

タによる検査に加えて、ＡＢＲ検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を実施する。また、その結果（実施した検査方法及び検査所見）を診断書に記載し、記録データのコピー等を提出（添付）するものとする。

イ 聴力レベルのデシベル値は、会話音域すなわち周波数５００、１０００、２０００ヘルツの純音のデシベル値の平均値とする。平均値は周波数５００、１０００、２０００ヘルツにおける純音の各々のデシベル値を a、b、c とした場合、次の算式により算出する。

$$\frac{a + 2b + c}{4}$$

なお、この場合、a、b、c のうちいずれか 1 又は 2 が測定不能のとき（１００デシベルの音も聴取できない場合）は、当該部分のデシベル値を １０５デシベルとし上記算式に計上し聴力レベルを算定する。

ウ 聴覚の障害により、障害年金を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳も取得していない者に対し、令第 1 条第 2 項に該当する場合は、オーディオメータによる検査結果のほか、ＡＢＲ検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査結果を把握して、総合的に認定する。

(3) 両上肢の機能障害

両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

ア 両上肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の 3 大関節中いずれか 2 関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域 10 度以下）にある場合又は関節に目的運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト 2 以下）している場合で日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の障害をいう。

ただし、肩関節については、前方及び側方の可動域が 30 度以下のものは、その用を廃する程度の障害に該当するものとする。

なお、この場合には上肢装具等の補装具を使用しない状態で、日常生活において次のいずれの動作も行いうことができないものである。

㊦ かぶりシャツの着脱（１分以内に行う）

㊧ ワイシャツのボタンをとめる（１分以内に行う）

イ 両上肢のすべての指を欠くものとは、それぞれの指を近位節（指）骨の基部から欠き、その有効長が 0 のものをいう。

ウ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するものとは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の強直、瘢痕による指の埋没又は拘縮等により指があってもそれ

がないのとはほとんど同程度の機能障害があるものをいう。

なお、この場合には日常生活において次のいずれの動作も行いうことができないものである。

- ㊦ タオルをしぼる（水を切れる程度）
- ㊧ とじひもを結ぶ（１０秒以内に行う）

(4) 両下肢の機能障害

両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの

ア 両下肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の３大関節中いずれか２関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域１０度以下。なお、足関節の場合は５度以下。）にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト２以下）している場合で、起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害をいう。ただし、膝関節のみが１００度屈位の強直である場合のように単に１関節が用を廃するにすぎない場合であっても、その下肢は歩行する場合に使用することができないため、その下肢の機能に著しい障害を有するものとする。

なお、この場合にはつえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具を使用しない状態で、日常生活において次のいずれの動作も行いうことができないものである。

- ㊦ 片足で立つ
- ㊧ 階段の昇降

イ 両下肢を足関節以上で欠くものとは、ショパール関節以上で欠くものをいう。

ウ 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、そう入置換した状態で認定を行うものとする。

(5) 体幹の機能障害

体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

ア 体幹の機能障害は、高度体幹麻痺等を後遺した脊髓性小児麻痺、脳性麻痺、脊髓損傷、強直性脊椎炎等によって生ずるが、これらの多くのものは障害が単に体幹のみならず四肢に及ぶものが多い。このような症例における体幹の機能障害とは四肢の機能障害を一応切り離して、体幹のみの障害の場合を想定して判定したものをいう。従ってこのような症例の場合は体幹と四肢の障害の程度を総合して判定するものであるが、この際体幹と下肢の重複障害として認定するときは慎重に行うこと。例えば脊髓損傷又は臀筋麻痺で起立困難の症例を体幹と下肢の両者の機能障害として重複障害として認定することは適当ではない。

イ 座っていることができないとは、腰掛、正座、横座り、長座位及びあぐらのいずれもできないものをいい、立ち上がることができないとは、臥位又は座位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、つえ、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができるものをいう。

(6) 内部障害

ア 心臓の機能障害

(ア) 心臓の機能障害については、永続する機能障害（将来とも回復する可能性がないか極めて少ないものをいう。以下同じ。）をいうものとする。

(イ) 心臓の機能障害の程度についての判定は、呼吸困難、心悸亢進、チアノーゼ、浮腫等の臨床症状、X線、心電図等の検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第2第6号に該当するものとする。

(ウ) 令別表第2第6号に該当すると思われる症状には、次のようなものがある。

次のうちいずれか2以上の所見があり、かつ、自己の身の日常生活活動でも心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。

㊦ 心胸比が60%以上のもの

㊧ 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの

㊨ 心電図で脚ブロック所見があるもの

㊩ 心電図で完全房室ブロック所見があるもの

㊪ 心電図で第2度の房室ブロック所見があるもの

㊫ 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が1分間10以上のもの

㊬ 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの

㊭ 心電図で第1誘導、第2誘導及び胸部誘導（ただしV₁を除く。）のいずれかのT波が逆転した所見があるもの

㊮ 心臓ペースメーカーを装着したもの

㊯ 人工弁を装着したもの

(エ) 心臓ペースメーカー及び人工弁を装着したものについては装着した状態で認定を行うものとする。

イ 呼吸器（呼吸器系結核及び換気機能）の機能障害

(ア) 呼吸器の機能障害については、永続する機能障害をいうものとする。

(イ) 呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量1秒率（以下「指数」という。）、動脈血ガス分析値及び臨床症状によるものとする。ここでいう指数とは、1秒量（最大努力下の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長組合せで正常な状態ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

(ウ) 令別表第2第6号に該当すると思われる機能障害の状態とは次の⑦又は⑧の所見があり、⑦の症状を有するものとする。

⑦ 呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの

⑧ 指数の測定ができないもの又は指数が20以下のもの

⑨ 動脈血ガス分析値が、動脈血O₂分圧で55mmHg以下のもの又は動脈血CO₂分圧で60mmHg以上のもの

ウ じん臓の機能障害

(ア) じん臓の機能障害については、永続するじん臓機能不全、尿生成異常をいうものとする。

(イ) 腎臓の機能障害の程度についての判定は、臨床症状、腎臓機能検査成績、尿所見、血球算定検査、血液生化学検査（血清尿素毒素、血清クレアチニン、血清電解質等）、動脈血ガス分析、腎生検、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第2第6号に該当するものとする。

(ウ) 慢性透析療法を行う必要があるものにかかるじん臓機能検査は当該療法実施前の成績によるものとする。

(エ) 令別表第2第6号に該当すると思われる病状には次のようなものがある。

じん臓機能検査において、内因性クレアチニンクリアランスが10ml/分未満、血清クレアチニンが8.0mg/dl以上又は血液尿素窒素が80mg/dl以上であってかつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか又は次のいずれかの所見があるもの

⑦ 尿毒症性心包炎

⑧ 尿毒症性出血傾向

⑨ 尿毒症性中枢神経症状

じん臓機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、じん臓疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月間において最も適切に症状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

エ 肝臓疾患

(ア) 肝臓疾患による病状の程度についての判定は、おおむね3か月以上の療養を必要とし、悪心、黄疸、腹水、肝萎縮、肝性脳症、出血傾向等の臨床症状、肝臓機能検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第2第6号に該当するものとする。

(イ) 令別表第2第6号に該当すると思われる病状は次の⑩に定める検査成績を示すものをいう。

⑩ 次表に掲げる肝臓機能異常度指表の検査成績のうち高度異常を3つ以上示すもの又は高度異常を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもの

肝機能異常度指表

検査項目／臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/dl)	0.3～1.2	2.0 以上 3.0 以下	3.0 超
血清アルブミン (g/dl) (BCG 法)	4.2～5.1	3.0 以上 3.5 以下	3.0 未満
血小板数 (万/ μ l)	13～35	5 以上 10 未満	5 未満
プロトロン時間 (PT) (%)	70 超～130	40 以上 70 以下	40 未満
腹水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳症 (表 1)	—	I 度	II 度

(ウ) 肝機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、肝臓疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前 3 か月間における 1 か月以上の間隔をおいた 2 回の検査成績に基づいて行うものとする。

オ 血液疾患

(ア) 血液疾患による病状の程度についての判定は、おおむね 3 か月以上の療養を必要とする者につき、一般状態特に治療及び病状の経過に重点をおき、立ちくらみ、動悸、息切れ等の臨床症状、血液学的検査成績等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第 2 第 6 号に該当するものとする。

(イ) 令別表第 2 第 6 号に該当すると思われる病状には、次のようなものがある。

貧血、感染、発熱、各種臓器組織での出血性病変等の病状が継続するものであって、かつ、次表に掲げる血液異常度指表の 4 系列のうち 3 系列以上の検査成績が高度異常を示すもの。

血液異常度指表

区分	系 列	検 査 項 目	単 位	高 度 異 常
末梢血液像	赤血球系	血 色 素 量	g/dl	6 未満
		赤 血 球 数	(ザーリー値) %	(40 未満)
		網 赤 血 球	$\times 10^4/\text{mm}^3$	200 未満
	白血球系		%	0.2 未満
		白 血 球 数	$/\text{mm}^3$	1500 未満
		顆 粒 球 数	$/\text{mm}^3$	500 未満
		病 的 細 胞	%	20 以上
	血小板系	血 小 板 数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	1 未満

骨 髄 像	骨 髄 系	有 核 細 胞 数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	1 未満
		巨 核 球 数	$/\text{mm}^3$	15 未満
		リ ン パ 球	%	60 以上
		赤芽球(E)／(M)	—	0.1 未満
		顆粒球(E)／(M)		
		病 的 細 胞	%	40 以上

(ウ) 血液検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、血液疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月間において最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

(7) その他の疾患

ア 前各項に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状がある場合においては、その状態が令別表第2第1号から第5号までと同程度以上と認められるものであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものであるときは令別表第2第6号に該当するものとする。

イ アの機能の障害又は症状の程度の判定については、(1)から(4)に準じて行うものとする。

ウ なお、病状には慢性に経過する極めて重とくな疾患で、短期間に軽快することを期待できない疾患を総じて含むもので特定疾患治療研究事業の対象疾患にとどまらず、対象となるものである。認定に際しては前各項に掲げる疾患のように、特定の症状を以って評価することが困難な場合が多く個別に表出された症状の総括によって評価しなければならないために、X線・検尿・血液検査・心電図等の所見を必要とする場合も多い。臨床所見はあくまで「常時安静、就床を要する程度」のものであり、それを裏付ける所見が必要となることから慎重に取扱うこと。

なお、「常時安静、就床を要する程度」とは、結核の治療指針（昭和38年6月7日保発第12号厚生省保険局長通知）に掲げる安静度表の2度以上に該当すると認められるものである。

(8) 精神の障害

ア 精神の障害は、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分（感情）障害、症状性を含む器質性精神障害、てんかん、知的障害、発達障害に区分し、その傷病及び状態像が令別表第2第7号に該当すると思われる症状等には、次のようなものがある。

(ア) 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他妄想、幻覚等の異常体験が著明なもの

(イ) 統合失調症型障害及び妄想性障害によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記

(ア)に準ずるもの

(ウ) 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの

(エ) 症状性を含む器質性精神障害（高次脳機能障害を含む。）によるものにあつては、高度の認知障害、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なもの

なお、アルコール、薬物等の精神作用物質の使用による精神及び行動の障害についてもこの項に含めるなお、

（注１） 高次脳機能障害とは、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、日常生活又は社会生活全般に制約があるものが認定の対象となる。その障害の主な症状としては、失行、失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

なお、障害の状態は、代償機能やリハビリテーションにより好転も見られることから療養及び症状の経過を十分に考慮すること。

(オ) てんかんによるものにあつては、てんかん性発作のＡ又はＢが月に１回以上あり、かつ、常時の介護が必要なもの

なお、てんかん発作については、抗てんかん薬の服用や、外科的治療によって抑制される場合にあつては、原則として認定の対象としない

（注） 発作のタイプは以下の通り

Ａ：意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

Ｂ：意識障害の有無を問わず、転倒する発作

(カ) 知的障害によるものにあつては、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なもの

（注１） 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する

（注２） 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮のうえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

(キ) 発達障害によるものにあつては、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるもの

（注１） 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

（注２） 発達障害については、たとえ知能指数が高くても、社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して行う。

（注３） 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の

うえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める

(ク) (ア)から(キ)までの認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

イ 精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとする。

ウ 知的障害の程度については、知的機能の発達程度のほか、適応行動上の障害を十分勘案のうえ、別表に掲げる知的機能の程度により判定するものとし、年齢階層別の障害が最重度とされるものについては令別表第2第7号に該当するものとする。

なお、この場合における知的障害の程度は、標準化された知能検査による知能指数がおおむね20以下に相当する。

エ アの症状を有するもので、次の日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが10点以上の場合にイに該当するものとする。

日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0 点	1 点	2 点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

2 令第1条第2項第2号に該当する障害

令第1条第2項第2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの

1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2	両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの

7	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1 上肢のすべての指を欠くもの若しくは1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの
8	1 下肢の機能を全廃したもの又は1 下肢を大腿の2 分の1 以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

前記の各号に該当する障害は、次によるものとする。

ア 第1号について

視力の測定については、1の(1)のアからウによること。

なお、視野障害において、両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のものについては、第10号その他疾患に該当するものとする。

イ 第2号について

聴力レベルの測定については、1の(2)のア（ただし書を除く。）、イ及びウによること。

ウ 第3号について

(ア) 平衡機能の障害には、その原因が内耳性のもののみならず、脳性のものも含まれるものとする。

(イ) 平衡機能の極めて著しい障害とは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立不能又は開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめき、手すりによる歩行のみが可能なものとする。

エ 第4号について

(ア) そしゃく機能障害は、下顎骨の欠損、顎関節の強直又はそしゃくに関係のある筋、神経の障害等により起こるものとする。

(イ) そしゃく機能を欠くものとは、歯を用いて食物をかみくだくことが不能であることによつて流動食以外は摂取できないもの、食餌が口からこぼれ出るため常に手、器物等でそれを防がなければならないもの、又はそしゃく機能障害若しくは嚥下困難のため、1日の大半を食事についやさなければならない程度のものとする。

オ 第5号について

(ア) 音声又は言語機能の障害とは、発音に関わる機能又は音声言語の理解と表出に関わる機能の障害をいい、構音障害又は音声障害、失語症及び聴覚障害による障害が含まれる。

⑦ 構音障害又は音声障害

歯、顎、口腔（舌、口唇、口蓋等）、咽頭、喉頭、気管等の発声器官の形態異常や運動機能障害により、発音に関わる機能に障害が生じた状態のものをいう。

④ 失語症

大脳の言語野の後天性脳損傷（脳血管障害、脳腫瘍、頭部外傷や脳炎など）により、一旦獲得された言語機能に障害が生じた状態のものをいう。

⑤ 聴覚障害による障害

先天的な聴覚障害により音声言語の表出ができないものや、中途の聴覚障害によって発音に障害が生じた状態のものをいう。

(イ) 「音声又は言語機能を失ったもの」とは、発音に関わる機能を喪失するか、話すことや聞いて理解することのどちらか又は両方がほとんどできないため、日常会話が誰とも成立しないものをいう。

(ウ) 構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害については、発音不能な語音を評価の参考とする。発音不能な語音は、次の４種について確認するほか、語音発語明瞭度検査等が行われた場合はその結果を確認する。

㊦ 口唇音（ま行音、ぱ行音、ば行音等）

㊧ 歯音、歯茎音（さ行、た行、ら行等）

㊨ 歯茎硬口蓋音（しゃ、ちゃ、じゃ等）

㊩ 軟口蓋音（か行音、が行音等）

(エ) 失語症については、失語症の障害の程度を評価の参考とする。失語症の障害の程度は、音声言語の表出及び理解の程度について確認するほか、標準失語症検査等が行われた場合はその結果を確認する。

(オ) 失語症が、音声言語の障害の程度と比較して、文字言語（読み書き）の障害の程度が重い場合には、その症状も勘案し、総合的に認定する。

(カ) 喉頭全摘出手術を施した結果、発音に関わる機能を喪失したものについては、「音声又は言語機能を失ったもの」に該当するものと認定する。

(キ) 歯のみの障害による場合は、補綴等の治療を行った結果により判定する。

(ク) 音声又は言語機能の障害（特に構音障害）とそしゃく・嚥下機能の障害とは併存することが多いが、この場合には、第４号及び第５号の障害を重複して有することがある、また、音声又は言語機能の障害（特に失語症）と肢体の障害又は精神の障害とは併存することが多いが、この場合についても、第５号と第６号から第９号まで、又は第１１号の障害のうちいくつかを重複して有することがある。

カ 第６号について

(ア) 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものとは、両上肢のおや指及びひとさし指の各々の関節の可動域が１０度以下のものとする。

(イ) 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くものとは、少なくとも必ず両上肢のおや指を欠き、それに加えて両上肢のひとさし指を欠くものである。この場合の指を欠くもの

とは、それぞれの指を近位節（指）骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいう。

キ 第7号について

- (ア) 1 上肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね肩、肘及び手の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものとする。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下）にある場合又は関節に目的運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度のものであるとする。

なお、肩関節については、前方及び側方の可動域が30度以下のものはその用を廃する程度の障害に該当するものとする。

- (イ) 1 上肢のすべての指を欠くものとは、それぞれの指を近位節（指）骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいう。

- (ウ) 1 上肢のすべての指の機能を全廃したものとは、1 上肢のすべての指の各々の関節の可動域が10度以下のものとする。

ク 第8号について

- (ア) 1 下肢の機能を全廃したものとは、1 下肢の股、膝及び足の3大関節のいずれの関節とも用を廃する程度の障害を有するものとする。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下。なお、足関節の場合は5度以下。）にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度のものであるとする。

- (イ) 大腿の切断の部位及び長さは実用長をもって計測するものとする。

ケ 第9号について

体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するものとは、室内においては、つえ、松葉づえその他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度又は片脚による起立保持が全く不可能な程度のものであるとする。

コ 第10号について

(ア) 内部障害

- ㊦ 心臓の機能障害については、1の(6)のアの(ウ)の㊦から㊨のいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるものとする。

- ㊩ 呼吸器（呼吸系結核及び換気機能）の機能障害については、次のいずれかの所見があり、かつ、ゆっくりでも少し歩くと息切れがするものとする。

a 指数（予測肺活量1秒率）が30以下のもの

b 動脈血ガス分析値が動脈血 O_2 分圧で75 mmHg以下のもの又は動脈血 CO_2 分

圧 4 6 mmHg 以上のもの

㊦ じん臓の機能障害については、じん臓機能検査において、内因性クレアチニンクリアランスが 2 0 ml／分未満、血清クレアチニンが 5 mg／dl 以上又は血液尿素窒素が 4 0 mg／dl 以上であって、次のいずれか 2 以上の所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるものとする。

- a 腎不全に基づく末梢神経症
- b 腎不全に基づく消化器症状
- c 水分電解質異常
- d 腎不全に基づく精神異常
- e X線上的における骨異栄養症
- f 腎性貧血
- g 代謝性アシドーシス
- h 重篤な高血圧症
- i 腎疾患に直接関連するその他の症状

㊧ 肝臓疾患については、次の a に定める検査成績を示すものとする。

- a 次表に掲げる肝機能異常度指表の検査成績のうち中等度又は高度の異常を 3 つ以上示すもの

肝機能異常度指表

検査項目／臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/dl)	0.3～1.2	2.0 以上 3.0 以下	3.0 超
血清アルブミン (g/dl) (BCG 法)	4.2～5.1	3.0 以上 3.5 以下	3.0 未満
血小板数 (万/μl)	13～35	5 以上 10 未満	5 未満
プロトビリン時間 (PT) (%)	70 超～130	40 以上 70 以下	40 未満
腹水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳症 (表 1)	—	I 度	II 度

表 1 昏睡度分類

昏睡度	精神症状	参考事項
I	睡眠－覚醒リズムの逆転 多幸気分ときに抑うつ状態	あとでふり返ってみて判定できる

	だらしなく、気にとめない状態	
II	指南力（時、場所）障害、物を取り違える（confusion） 異常行動 ときに傾眠状態（普通のよびかけで開眼し会話ができる） 無礼な言動があったりするが、他人の指示に従う態度をみせる	興奮状態がない 尿便失禁がない 羽ばたき振戦あり
III	しばしば興奮状態またはせん妄状態を伴い、反抗的態度をみせる。 嗜眠状態（ほとんど眠っている） 外的刺激で開眼しうるが、他人の指示に従わない、または従えない（簡単な命令には応じえる）	羽ばたき振戦あり （患者の協力がえられる場合） 指南力は高度に障害
IV	昏睡（完全な意識の消失） 痛み刺激に反応する	刺激に対して、払いのける動作、顔をしかめるなどがみられる
V	深昏睡 痛み刺激にも全く反応しない	

④ 血液疾患

血液疾患については、貧血、感染、発熱、各種臓器組織での出血性病変等の病状が継続するものであって、かつ、次表に掲げる血液検査異常度指表の4系列のうち3系列以上の検査成績が、異常を示すものとする。

血液異常度指表

区分	系 列	検 査 項 目	単 位	異 常
末梢血液像	赤血球系	血 色 素 量	g/dl	8未満
			(ザーリー値)%	(37.5未満)
		赤 血 球 数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	300未満
	白血球系	網 赤 血 球	%	0.9未満
		白 血 球 数	$/ \text{mm}^3$	3000未満
		顆 粒 球 数	$/ \text{mm}^3$	1000未満
		病 的 細 胞		出現しているもの
	血小板系	血 小 板 数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	10未満

骨 髄 像	骨 髄 系	有核細胞数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	5未満
		巨欠く球数	$/ \text{mm}^3$	30未満
		リンパ球	%	40異常
		赤芽球(E)/(M)	—	0.3未満
		顆粒球(E)/(M)		
		病的細胞		出現しているもの

(イ) その他の疾患

その他の疾患については、前各項に掲げるもののほか身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状がある場合において、その症状が(1)の表に掲げる障害と同程度以上であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。

この場合の障害程度の判定においては一般状態が次に該当するものとする。

身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助を必要とし、日中の50パーセント以上は就床している。

サ 第11号について

精神の障害については1の(8)のアの症状を有するもの又はこれに準ずる程度の症状を有するものであって、1の(8)のエの日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが8点以上のものとする。

なお、知的障害の程度については、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下に相当する場合に該当するものとする。

(2) 令別表第2第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次の日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの。

この評価は、つえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具等を使用しない状態で行うものである。

日常生活動作評価表

動	作	評 価
1	タオルを絞る（水をきれる程度）	
2	とじひもを結ぶ	
3	かぶりシャツを着て脱ぐ	
4	ワイシャツのボタンをとめる	
5	座わる（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する）	
6	立ち上る	
7	片足で立つ	
8	階段の昇降	

前記の各動作の評価は次によること

評 価	ひとりでできる場合	0 点
	ひとりでできてもうまくできない場合	1 点
	ひとりでは全くできない場合	2 点
	注(1) 2 の場合については、次によること	
	5 秒以内にできる	0 点
	1 0 秒 "	1 点
	1 0 秒ではできない	2 点
	(2) 3 及び 4 の場合については、次によること	
	3 0 秒以内にできる	0 点
	1 分 "	1 点
	1 分ではできない	2 点

3 令第 1 条第 2 項第 3 号に該当する障害

令第 1 条第 2 項第 3 号に該当する障害の程度とは、令別表 1 のうち次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 第二障害児福祉手当の個別基準の 4 又は 5 に該当する障害を有するものであって第三の 1 の 7 のウの「安静度表」の 1 度に該当する状態を有するもの。
- (2) 第二障害児福祉手当の個別基準の 6 に該当する障害を有するものであって第三の 1 の 8 のエの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが 1 4 点となるもの。

第四 福祉手当の障害程度認定基準

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年 5 月 1 日法律第 3 4 号）附則第 9 7 条により支給される福祉手当の障害程度認定基準については、「第二障害児福祉手当の個別基準」を準用する。

別添 略

別表 （第二の 6 の(3)及び第三の 1 の(8)のウ）

知的機能の程度

段階 年齢	重 度	最 重 度
5 歳以下	1 ことばがごく少なく意志の表示は身ぶりなどで示す。	1 言語不能
	2 ある程度の感情表現はできる（笑ったり、怒ったり等）。	2 最小限の感情表示（快、不快等）
	3 運動機能の発達の遅れが著しい。	3 歩行が不能またはそれにちか い。
		4 食事、衣服の着脱などはまった

	4 身のまわりの始末はほとんどできない。 5 集団あそびはできない。	くできない。
6 歳～17 歳	1 言語による意志表示はある程度可能。 2 読み書きの学習は困難である。 3 数の理解に乏しい。 4 身近なものの認知や区別はできる。 5 身辺処理は部分的に可能。 6 身近な人と遊ぶことはできるが長続きしない。	1 言語は数語のみ 2 数はほとんど理解できない。 3 食事、衣服の着脱などひとりではほとんどできない。
18 歳以上	1 日常会話はある程度できる。 2 ひらがなはどうか読み書きできる。 3 数量処理は困難	1 会話は困難 2 文字の読み書きはできない。 3 数の理解はほとんどできない。 4 身辺処理はほとんど不可能。 5 作業能力はほとんどない。

- (注) 1 「5 歳以下」の欄は、おおむね 4～5 歳児の知的機能の程度を示したものであり、それ以下の年齢についてはこれと年齢相応の発達の程度を参考にして判定すること。
- 2 失禁、興奮、多寡動等の特別な介助を必要とする行動の障害等が認められる場合は、当該行動の障害等を勘案のうえ総合的に知的障害の程度を判定すること。

ID: 366

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害児福祉手当の受給資格の再認定		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【根拠条文】 法第26条において準用する法第5条第2項の規定による。 (認定) 第5条 2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする 【基準】 障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号) 参照			
標準処理期間	2箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

【改正後全文】

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について

〔昭和60年12月28日 社更第162号〕
〔各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知〕

- 第1次改正 平成11年障発第216号
第2次改正 平成13年7月31日雇児発第502号
障発第325号
第3次改正 平成23年1月11日障発0111第1号
第4次改正 平成23年8月9日障発0809第3号
第5次改正 平成25年5月10日障発0510第3号
第6次改正 平成26年5月20日障発0520第3号
第7次改正 平成27年6月19日障発0619第3号
第8次改正 平成28年4月14日障発0414第2号

先般、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年5月1日法律第34号）により、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部が改正され、福祉手当制度が再編されるとともに、新たに特別障害者手当制度が創設され、昭和61年4月1日から実施されることに伴い、標記の手当の支給対象となる障害の程度に関する認定の基準を別紙のとおり定めたので、その運用について遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、これに伴い、昭和50年8月13日社更第114号本職通知「福祉手当の障害認定基準について」は、昭和61年3月31日で廃止する。

別 紙

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準

第一 共通的一般事項

- 1 この認定基準は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「令」という。第1条第1項及び第2項に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。
- 2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項及び第3項にいう障害の状態とは、精神又は身体に令第1条第1項及び第2項に該当する程度の障害があり、かつ、その障害が永続性を有するか、又は長期にわたって回復しない状態をいうものであること。
- 3 障害程度の認定は、原則として、別添に定める障害児福祉手当認定診断書及び特別障害者手当認定診断書（以下「認定診断書」という。）によって行うこと。

なお、精神障害その他の疾患で当該認定診断書のみでは認定が困難な場合にあっては必要に応じ療養の経過、日常生活の状況の調査、検診等を実施した結果に基づき認定すること。

- 4 認定診断書は、身体障害者福祉法に規定する指定医師等該当する障害又は病状に係る専門医の作成したものとするよう指導すること。
- 5 視覚の測定及び聴覚等の測定においては、その障害程度の認定が、實際上極めて困難な場合があるので、偽病に注意して慎重に行うものとし、必要に応じて複数の医療機関等での判定に委ねることが望ましいこと。
- 6 肢体不自由についての障害の程度に当たっては一時的に得られる瞬間的能力をもって判定するものではなく、当該機能障害全般を総合した上で判定するものとし、個々の障害の程度について認定することが不可能な場合は、認定基準及び認定診断書の内容に基づき、日常生活動作の困難度等について、総合的に判断するものとする。

なお、疼痛による機能障害を有するものについては、その疼痛が認定診断書により客観的に立証しうるものであれば機能障害として取り扱うものとする。
- 7 実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要に応じて照会すること。
- 8 障害の程度についての認定の適正を期するため、必要に応じ期間を定めて認定すること。

第二 障害児福祉手当の個別基準

令別表第1に該当する障害の程度とは次によるものとする。

1 視覚障害

(1)両眼の視力の和が0.02以下のもの

ア 試視力表の標準照度は、200ルクスとする。

イ 屈折異常のある者については、矯正視力によって測定するが、矯正視力とは、眼科的に最も適当な常用しうる矯正眼鏡（コンタクトレンズを含む。）によって得られた視力をいう。

ウ 両眼の視力の和とは、両眼視によって累加された視力ではなく、両眼のそれぞれの視

力を別々に測定した数値の和をいう。

- (2) 両眼の視力の和が0.03又は0.04であり、かつ、視野障害が全視野の2分の1以上に及ぶ障害のため、令別表第1第1号と同程度以上と認められ、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものであるときは、令別表第1第8号に該当するものとする。

ア 視野は、フェルステル氏視野計若しくは平面視野計又はこれに準ずるものを用いて測定する。

イ 視野障害が全視野の2分の1以上に及ぶものとは、白色視標による合同視野の生理的限界の面積が2分の1以上欠損している場合をいう。

なお、この際の面積は数量的に厳格に計算しなくてもよいが、視野表に関する診断書の記載が必要である。

2 聴覚障害

- (1) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの

ア 聴力レベルは、オーディオメータ（JIS規格又はこれに準ずるオーディオメータ）及び言語音によって測定するものとする。

ただし、聴覚の障害により特別児童扶養手当を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳を取得していない児童等に対し、令別表第1に該当する診断を行う場合には、オーディオメータによる検査に加えて、ABR検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を実施する。また、その結果（実施した検査方法及び検査所見）を診断書に記載し、記録データのコピー等を提出（添付）するものとする。

イ 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別できないものとは、両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもので、全ろうを意味し、重度難聴用の補聴器を用いても、全く音声を識別できない程度のものをいう。

ウ 聴覚の障害により特別児童扶養手当を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳を取得していない児童等に対し、令別表第1に該当する場合は、オーディオメータによる検査結果のほか、ABR検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査結果を把握して、総合的に認定する。

エ オーディオメータにより聴力レベルを測定できない乳幼児の聴力の障害による認定については、ABR検査（聴性脳幹反応検査）又はASSR検査（聴性定常反応検査）及びCOR検査（条件詮索反応検査）を組み合わせて実施するものとする。

（イ） ABR検査（聴性脳幹反応検査）又はASSR検査（聴性定常反応検査）の聴力レベルのデシベル値が両耳とも100デシベル以上、COR検査（条件詮索反応検査）の聴力レベルのデシベル値が100デシベル以上のもので、全ろうを意味し、重度難聴用の補聴器を用いても、全く音声を識別できない程度のものをいう。

なお、エにより認定した場合は、原則として当該認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うこととする。

3 肢体不自由

(1) 両上肢の機能障害

ア 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

(ア) 両上肢の機能を全廃したもの又は両上肢を手関節以上で欠くものについては、令別表第1第3号に該当するものとする。

なお、両上肢の機能全廃とは、各々の関節が強直若しくは、それに近い状態（可動域5度以内）にあるか又は関節に目的運動を起こさせる能力が欠如（筋力著減以下に相当するもの）していることで、日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の障害をいう。

(イ) 両上肢の機能に著しい障害を有するものとはおおむね、両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の3大関節中いずれか2関節以上が全く用を廃する程度の障害を有するものをいう。

なお、この場合肩関節については、前方及び側方の可動域が30度未満のものは、その用を全く廃する程度の障害に該当するものとする。

イ 両上肢のすべての指を欠くもの

すべての指を欠くとは、それぞれの指を近位節（指）骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいう。

ウ 両上肢の機能障害により、次の全ての動作が介護なしでは自立できない状態にあり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度と認められるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

なお、介護なしでは自立できない状態とは、次の㉠から㉤に掲げる動作について左右の上肢を用いてもその用を弁ずることができないものをいい、診断書に記載のその他の日常動作、つまむ、にぎる等の個々の基本動作が可能であっても、自助具を含む補装具等を自ら装着使用して他の総合動作を行うことができないものについては、個々の基本動作不能に該当するものとする。

㉠ 食事

㉡ 洗面

㉢ 便所の処理

㉣ 衣服の着脱

(2) 両下肢の機能障害

ア 両下肢の用を全く廃したもの

両下肢の機能の用を全く廃したものとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態にあるか又は下肢に運動を起こさせる能力が欠如（筋力著減以下に相当するもの）し、起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害をいう。

イ 両大腿を2分の1以上失ったもの

切断を判定する場合、切断肢の骨の突出、瘢痕拘縮神経腫等が存するときは、これらの部分を除いた実用長により判定するものとする。したがって、実用長が計測値より短い場合がある。

ウ 両下肢の著しい機能障害により、次のすべての動作について介護なしでは自立できない状態にあり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度と認められるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

㊦ 階段の昇降

㊧ 室内の歩行

エ 両下肢に障害を有する場合で、自己の最大限の努力により室内の歩行が可能な場合であっても、その歩行が身体又は障害そのものに悪影響を与えるものであるときは、歩行可能とはせず、歩行不能に該当するものとする。

(3) 体幹の機能障害

ア 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの。

(ア) 体幹の機能障害は、高度体幹麻痺等を後遺した脊髓性小児麻痺、脳性麻痺、脊髓損傷、強直性脊椎炎等によって生ずるが、四肢の機能障害を伴っている場合が多いので、両者を総合して障害の程度を判定するものとする。

(イ) 座っていることができないとは、腰掛、正座、横座り、長座位及びあぐらのいずれもできないものをいう。

イ 体幹の機能障害により、次の全ての動作について介護なしでは自立できない状態にあり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度と認められるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

㊦ 座位の保持

㊧ 起立保持

㊨ 立ち上り

4 内部障害

(1) 心臓の機能障害

ア 心臓の機能障害については、永続する機能障害（将来とも回復する可能性がないか極めて少ないものをいう。以下同じ。）をいうものとする。

イ 心臓の機能障害の程度についての判定は、呼吸困難、心悸亢進、チアノーゼ、浮腫等の臨床症状、X線、心電図等の検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

ウ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状には、次のようなものがある。

次のうちいずれか2以上の所見があり、かつ、安静時又は自己の身の日常生活活動でも心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。

- (ア) 心胸比が60%以上のもの
 - (イ) 心電図で陈旧性心筋梗塞所見があるもの
 - (ウ) 心電図で脚ブロック所見があるもの
 - (エ) 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
 - (オ) 心電図で第2度の房室ブロック所見があるもの
 - (カ) 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が1分間10以上のもの
 - (キ) 心電図でSTの低下が0.2mv以上の所見があるもの
 - (ク) 心電図で第1誘導、第2誘導及び胸部誘導（ただしV₁を除く。）のいずれかのT波が逆転した所見があるもの
- エ 前記ウのほか小児の心臓機能障害で令別表第1第8号に該当するものと思われる病状には、次のようなものがある。

原則として重い心不全症状、低酸素血症又はアダムス・ストークス発作のため継続的医療を必要とするもので、次のうち6以上の所見があるもの

（臨床所見）

- 1 著しい発育障害
- 2 心音心雑音の異常
- 3 多呼吸又は呼吸困難
- 4 運動制限
- 5 チアノーゼ
- 6 肝腫大
- 7 浮腫

（胸部X線所見）

- 8 心胸比56%以上
- 9 肺血流量の増加又は減少
- 10 肺静脈のうっ血像

（心電図所見）

- 11 心室負荷像
- 12 心房負荷像
- 13 病的な不整脈
- 14 心筋障害像

(2) 呼吸器（呼吸器系結核及び換気機能）の機能障害

ア 呼吸器の機能障害については、永続する機能障害をいうものとする。

イ 呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量1秒率（以下「指数」という。）及び臨床症状によるものとする。ここでいう指数とは、1秒量（最大努力下の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長 of 組合せで正常な状態ならば当然ある

と予測される肺活量の値) に対する 100 分率である。

ウ 次に掲げる状態のいずれかに該当するため、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるものについては、令別表第 1 第 8 号に該当するものとする。

(ア) 呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの

(イ) 指数の測定ができないもの又は指数が 20 以下のもの

(3) 腎臓の機能障害

ア 腎臓の機能障害については、永続する腎機能不全、尿生成異常をいうものとする。

イ 腎臓の機能障害の程度は、慢性透析療法を行う必要があるものについては、当該療法実施前の状態で判定するものとする。

ウ 腎臓の機能障害の程度についての判定は、臨床症状、腎臓機能検査成績、尿所見、血球算定検査、血液生化学検査（血清尿素毒素、血清クレアチニン、血清電解質、血清シスタチン C 等）、血液ガス分析、推算糸球体濾過値（eGFR）、腎生検、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第 1 第 8 号に該当するものとする。

エ 令別表第 1 第 8 号に該当すると思われる病状には次のようなものがある。

(ア) 腎臓機能検査において、内因性クレアチニンクリアランスが 15ml/分未満又は推算糸球体濾過値（eGFR）が 15 未満であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか又は次のいずれかの所見があるもの

㊦ 尿毒症性心包炎

㊧ 尿毒症性出血傾向

㊨ 尿毒症性中枢神経症状

(イ) 次表に掲げる検査成績のうちアが異常を示し、かつ、イ又はウのいずれかが異常を示すもので、ネフローゼ症候群と診断されるもの。

区分	検査項目	単位	異常
ア	血清アルブミン	g/dl	2.5 以下
イ	早朝尿蛋白量／クレアチン比	g/g クレアチン	2.0 以上
ウ	夜間尿蓄尿蛋白量	mg/hr/m ²	40 以上

オ 腎臓機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、腎臓疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前 3 か月間において最も適切に症状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

(4) 肝臓疾患

ア 肝臓疾患による病状の程度についての判定は、おおむね 3 か月以上の療養を必要とし、悪心、黄疸、腹水、肝萎縮、肝性脳症、出血傾向等の臨床症状、肝臓機能検査成績、一般

状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

イ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状は次の(ア)に定める検査成績を示すものをいう。

(ア) 次表に掲げる肝機能異常度指表の検査成績のうち高度異常を3つ以上示すもの又は高度異常を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもの

肝機能異常度指表

検査項目／臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/dl)	0.3～1.2	2.0以上 3.0以下	3.0超
血清アルブミン (g/dl) (BCG法)	4.2～5.1	3.0以上 3.5以下	3.0未満
血小板数 (万/μl)	13～35	5以上 10未満	5未満
プロトロン時間 (PT) (%)	70超～130	40以上 70以下	40未満
腹水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳症 (表1)	—	I度	II度

ウ 肝機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、肝臓疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月における1か月以上の間隔をおいた2回の検査成績に基づいて行うものとする。

表1 昏睡度分類

昏睡度	精神症状	参考事項
I	睡眠－覚醒リズムの逆転 多幸気分ときに抑うつ状態 だらしなく、気にとめない状態	あとでふり返ってみて判定できる
II	指南力 (時、場所) 障害、物を取り違える (confusion) 異常行動 ときに傾眠状態 (普通のよびかけで開眼し会話ができる) 無礼な言動があつたりするが、他人の指示に従う態度をみせる	興奮状態がない 尿便失禁がない 羽ばたき振戦あり
III	しばしば興奮状態またはせん妄状態を伴	羽ばたき振戦あり

	い、反抗的態度をみせる 嗜眠状態（ほとんど眠っている） 外的刺激で開眼しうるが、他人の指示に従わない、または従えない（簡単な命令には応じえる）	（患者の協力がえられる場合） 指南力は高度に障害
IV	昏睡（完全な意識の消失） 痛み刺激に反応する	刺激に対して、払いのける動作、顔をしかめるなどがみられる
V	深昏睡 痛み刺激にも全く反応しない	

(5) 血液疾患

ア 血液疾患による病状の程度についての判定は、おおむね3か月以上の療養を必要とする者につき、一般状態特に治療及び病状の経過に重点をおき、立ちくらみ、動悸、息切れ等の臨床症状、血液学的検査成績等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

イ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状には、次のようなものがある。

貧血、感染、発熱、各種臓器組織での出血性病変等の病状が継続するものであって、かつ、次表に掲げる血液異常度指表4系列のうち3系列以上の検査成績が高度異常を示すもの。

血液異常度指表

区分	系 列	検 査 項 目	単 位	高 度 異 常
末梢血液像	赤血球系	血色素量	g/dl	6未満
		赤血球数	(ザーリー値) %	(40未満)
		網赤血球	$\times 10^4/\text{mm}^3$	200未満
	白血球系		%	0.2未満
		白血球数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	1500未満
		顆粒球数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	500未満
骨 髄	血小板系	病的細胞	%	20以上
		血小板数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	1未満
	骨髓系	有核細胞数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	1未満
		巨核球数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	15未満
		リンパ球	%	60以上
		赤芽球(E)/(M)	—	0.1未満
		顆粒球(E)/(M)		

像		病的細胞	%	40以上

ウ 血液検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、血液疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月間において最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

5 その他の疾患

- (1) 前各項に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状がある場合においては、その状態が令別表第1第1号から第7号までと同程度以上と認められるものであって、日常生活において常時の介護を必要とする程度のものであるときは、令別表第1第8号に該当するものとする。
- (2) (1)の機能の障害又は病状の程度の判定については、1から4に準じて行うものとする。

6 精神の障害

- (1) 精神の障害は、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分（感情）障害、症状性を含む器質性精神障害、てんかん、知的障害、発達障害に区分し、その傷病及び状態像が令別表第1第9号に該当すると思われる症状等には、次のようなものがある。

ア 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想、幻覚等の異常体験が著明なもの

イ 統合失調症型障害及び妄想性障害によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記アに準ずるもの

ウ 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり頻繁にくりかえしたりするもの

エ 症状性を含む器質性精神障害（高次脳機能障害を含む。）によるものにあつては、高度の認知障害、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なもの

なお、アルコール、薬物等の精神作用物質の使用による精神及び行動の障害についてもこの項に含める

（注1） 高次脳機能障害とは、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、日常生活又は社会生活に制約があるものが認定の対象となる。その障害の主な症状としては、失行、失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

なお、障害の状態は、代償機能やリハビリテーションにより好転も見られることから療養及び症状の経過を十分考慮すること。

オ てんかんによるものにあつては、十分な治療にかかわらず、てんかん性発作を極めてひんぱんに繰り返すもの

なお、てんかん発作については、抗てんかん薬の服用や、外科的治療によって抑制さ

れる場合にあっては、原則として認定の対象としない

カ 知的障害によるものにあっては、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なもの

(注1) 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。

(注2) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮のうえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

キ 発達障害によるものにあっては、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるもの

(注1) 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

(注2) 発達障害については、たとえ知能指数が高くても、社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して行う。

(注3) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮のうえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

ク アからキまでの認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

(2) 精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとする。

(3) 知的障害の程度については、知的機能の発達程度のほか、適応行動上の障害を十分勘案のうえ、別表に掲げる知的機能の程度により判定するものとし、年齢階層別の障害の程度が最重度とされるものについては令別表第1第9号に該当するものとする。

なお、この場合における知的障害の程度は、標準化された知能検査による知能指数がおおむね20以下に相当する。

7 令別表第1第10号による障害

身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合の障害の程度の認定は次によるものとする。

(1) 病状と機能障害が重複する場合又は病状が重複する場合若しくは機能障害が重複する場合の障害の程度の判定に当たっては、一般状態、医学的な原因及び経過等を総合的に勘案することとし、その状態が日常生活において常時の介護を必要とする程度のものであるときは、令別表第1第10号に該当するものとする。

(2) 知的障害と他の病状又は機能障害が重複する場合における知的障害の程度については、別表に掲げる年齢階層別の障害の程度が重度とされたものとする。

なお、この場合における知的障害の程度は標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下に相当する。

(3) 前記(1)及び(2)における機能障害の程度については、次に掲げる程度のもとする。

ア 両眼の視力の和が0.03又は0.04のもの

イ 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

ウ 両上肢の機能障害により、次に掲げる動作の2分の1以上について介助が必要なもの

㊦ 食事

㊦ 洗面

㊦ 便所の処理

㊦ 衣服の着脱

エ 両下肢の機能障害により、次に掲げる動作の2分の1以上について介助が必要なもの

㊦ 階段の昇降

㊦ 室内の歩行

オ 体幹の機能障害により、次に掲げる動作の2分の1以上について介助が必要なもの

㊦ 座位の保持

㊦ 起立保持

㊦ 立ち上り

第三 特別障害者手当の個別基準

1 令第1条第2項第1号に該当する障害

令第1条第2項第1号に該当する障害の程度とは、令別表第2各号に掲げる障害が重複するものとし、令別表第2各号に該当する障害の程度とは次によるものとする。

(1) 視覚障害

両眼の視力の和が0.04以下のもの

ア 試視力表の標準照度は、200ルクスとする。

イ 屈折異常のある者については、矯正視力によって測定するが、矯正視力とは、眼科的に最も適当な常用しうる矯正眼鏡（コンタクトレンズを含む。）によって得られた視力をいう。

ウ 両眼の視力の和とは、両眼視によって累加された視力ではなく、両眼のそれぞれの視力を別々に測定した数値の和をいう。

(2) 聴覚障害

両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

ア 聴力レベルは、オーディオメータ（JIS規格又はこれに準ずるオーディオメータ）によって測定するものとする。

ただし、聴覚の障害により、障害年金を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳も取得していない者に対し、令第1条第2項に該当する診断を行う場合には、オーディオメー

タによる検査に加えて、ＡＢＲ検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を実施する。また、その結果（実施した検査方法及び検査所見）を診断書に記載し、記録データのコピー等を提出（添付）するものとする。

イ 聴力レベルのデシベル値は、会話音域すなわち周波数５００、１０００、２０００ヘルツの純音のデシベル値の平均値とする。平均値は周波数５００、１０００、２０００ヘルツにおける純音の各々のデシベル値を a、b、c とした場合、次の算式により算出する。

$$\frac{a + 2b + c}{4}$$

なお、この場合、a、b、c のうちいずれか 1 又は 2 が測定不能のとき（１００デシベルの音も聴取できない場合）は、当該部分のデシベル値を １０５デシベルとし上記算式に計上し聴力レベルを算定する。

ウ 聴覚の障害により、障害年金を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳も取得していない者に対し、令第 1 条第 2 項に該当する場合は、オーディオメータによる検査結果のほか、ＡＢＲ検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査結果を把握して、総合的に認定する。

(3) 両上肢の機能障害

両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

ア 両上肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の 3 大関節中いずれか 2 関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域 10 度以下）にある場合又は関節に目的運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト 2 以下）している場合で日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の障害をいう。

ただし、肩関節については、前方及び側方の可動域が 30 度以下のものは、その用を廃する程度の障害に該当するものとする。

なお、この場合には上肢装具等の補装具を使用しない状態で、日常生活において次のいずれの動作も行ふことができないものである。

㊦ かぶりシャツの着脱（1 分以内に行う）

㊧ ワイシャツのボタンをとめる（1 分以内に行う）

イ 両上肢のすべての指を欠くものとは、それぞれの指を近位節（指）骨の基部から欠き、その有効長が 0 のものをいう。

ウ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するものとは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の強直、瘢痕による指の埋没又は拘縮等により指があってもそれ

がないのとはほとんど同程度の機能障害があるものをいう。

なお、この場合には日常生活において次のいずれの動作も行いうことができないものである。

- ㊦ タオルをしぼる（水を切れる程度）
- ㊧ とじひもを結ぶ（10秒以内に行う）

(4) 両下肢の機能障害

両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの

ア 両下肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下。なお、足関節の場合は5度以下。）にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で、起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害をいう。ただし、膝関節のみが100度屈位の強直である場合のように単に1関節が用を廃するにすぎない場合であっても、その下肢は歩行する場合に使用することができないため、その下肢の機能に著しい障害を有するものとする。

なお、この場合にはつえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具を使用しない状態で、日常生活において次のいずれの動作も行いうことができないものである。

- ㊦ 片足で立つ
- ㊧ 階段の昇降

イ 両下肢を足関節以上で欠くものとは、ショパール関節以上で欠くものをいう。

ウ 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、そう入置換した状態で認定を行うものとする。

(5) 体幹の機能障害

体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

ア 体幹の機能障害は、高度体幹麻痺等を後遺した脊髓性小児麻痺、脳性麻痺、脊髓損傷、強直性脊椎炎等によって生ずるが、これらの多くのものは障害が単に体幹のみならず四肢に及ぶものが多い。このような症例における体幹の機能障害とは四肢の機能障害を一応切り離して、体幹のみの障害の場合を想定して判定したものをいう。従ってこのような症例の場合は体幹と四肢の障害の程度を総合して判定するものであるが、この際体幹と下肢の重複障害として認定するときは慎重に行うこと。例えば脊髓損傷又は臀筋麻痺で起立困難の症例を体幹と下肢の両者の機能障害として重複障害として認定することは適当ではない。

イ 座っていることができないとは、腰掛、正座、横座り、長座位及びあぐらのいずれもできないものをいい、立ち上がることができないとは、臥位又は座位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、つえ、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上ることができるものをいう。

(6) 内部障害

ア 心臓の機能障害

(ア) 心臓の機能障害については、永続する機能障害（将来とも回復する可能性がないか極めて少ないものをいう。以下同じ。）をいうものとする。

(イ) 心臓の機能障害の程度についての判定は、呼吸困難、心悸亢進、チアノーゼ、浮腫等の臨床症状、X線、心電図等の検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第2第6号に該当するものとする。

(ウ) 令別表第2第6号に該当すると思われる症状には、次のようなものがある。

次のうちいずれか2以上の所見があり、かつ、自己の身の日常生活活動でも心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。

㊦ 心胸比が60%以上のもの

㊧ 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの

㊨ 心電図で脚ブロック所見があるもの

㊩ 心電図で完全房室ブロック所見があるもの

㊪ 心電図で第2度の房室ブロック所見があるもの

㊫ 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が1分間10以上のもの

㊬ 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの

㊭ 心電図で第1誘導、第2誘導及び胸部誘導（ただしV₁を除く。）のいずれかのT波が逆転した所見があるもの

㊮ 心臓ペースメーカーを装着したもの

㊯ 人工弁を装着したもの

(エ) 心臓ペースメーカー及び人工弁を装着したものについては装着した状態で認定を行うものとする。

イ 呼吸器（呼吸器系結核及び換気機能）の機能障害

(ア) 呼吸器の機能障害については、永続する機能障害をいうものとする。

(イ) 呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量1秒率（以下「指数」という。）、動脈血ガス分析値及び臨床症状によるものとする。ここでいう指数とは、1秒量（最大努力下の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長組合せで正常な状態ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

(ウ) 令別表第2第6号に該当すると思われる機能障害の状態とは次の⑦又は⑧の所見があり、⑦の症状を有するものとする。

⑦ 呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの

⑧ 指数の測定ができないもの又は指数が20以下のもの

⑨ 動脈血ガス分析値が、動脈血 O_2 分圧で55mmHg以下のもの又は動脈血 CO_2 分圧で60mmHg以上のもの

ウ じん臓の機能障害

(ア) じん臓の機能障害については、永続するじん臓機能不全、尿生成異常をいうものとする。

(イ) 腎臓の機能障害の程度についての判定は、臨床症状、腎臓機能検査成績、尿所見、血球算定検査、血液生化学検査（血清尿素毒素、血清クレアチニン、血清電解質等）、動脈血ガス分析、腎生検、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第2第6号に該当するものとする。

(ウ) 慢性透析療法を行う必要があるものにかかるじん臓機能検査は当該療法実施前の成績によるものとする。

(エ) 令別表第2第6号に該当すると思われる病状には次のようなものがある。

じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランスが10ml/分未満、血清クレアチニンが8.0mg/dl以上又は血液尿素窒素が80mg/dl以上であってかつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか又は次のいずれかの所見があるもの

⑦ 尿毒症性心包炎

⑧ 尿毒症性出血傾向

⑨ 尿毒症性中枢神経症状

じん臓機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、じん臓疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月間において最も適切に症状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

エ 肝臓疾患

(ア) 肝臓疾患による病状の程度についての判定は、おおむね3か月以上の療養を必要とし、悪心、黄疸、腹水、肝萎縮、肝性脳症、出血傾向等の臨床症状、肝臓機能検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第2第6号に該当するものとする。

(イ) 令別表第2第6号に該当すると思われる病状は次の⑦に定める検査成績を示すものをいう。

⑦ 次表に掲げる肝臓機能異常度指表の検査成績のうち高度異常を3つ以上示すもの又は高度異常を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもの

肝機能異常度指表

検査項目／臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/dl)	0.3～1.2	2.0 以上 3.0 以下	3.0 超
血清アルブミン (g/dl) (BCG 法)	4.2～5.1	3.0 以上 3.5 以下	3.0 未満
血小板数 (万/ μ l)	13～35	5 以上 10 未満	5 未満
プロトロン時間 (PT) (%)	70 超～130	40 以上 70 以下	40 未満
腹水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳症 (表 1)	—	I 度	II 度

(ウ) 肝機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、肝臓疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前 3 か月間における 1 か月以上の間隔をおいた 2 回の検査成績に基づいて行うものとする。

オ 血液疾患

(ア) 血液疾患による病状の程度についての判定は、おおむね 3 か月以上の療養を必要とする者につき、一般状態特に治療及び病状の経過に重点をおき、立ちくらみ、動悸、息切れ等の臨床症状、血液学的検査成績等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第 2 第 6 号に該当するものとする。

(イ) 令別表第 2 第 6 号に該当すると思われる病状には、次のようなものがある。

貧血、感染、発熱、各種臓器組織での出血性病変等の病状が継続するものであって、かつ、次表に掲げる血液異常度指表の 4 系列のうち 3 系列以上の検査成績が高度異常を示すもの。

血液異常度指表

区分	系 列	検 査 項 目	単 位	高 度 異 常
末梢血液像	赤血球系	血 色 素 量	g/dl	6 未満
		赤 血 球 数	(ザーリー値) %	(40 未満)
		網 赤 血 球	$\times 10^4/\text{mm}^3$	200 未満
	白血球系		%	0.2 未満
		白 血 球 数	$/\text{mm}^3$	1500 未満
		顆 粒 球 数	$/\text{mm}^3$	500 未満
		病 的 細 胞	%	20 以上
	血小板系	血 小 板 数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	1 未満

骨 髄 像	骨 髄 系	有 核 細 胞 数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	1 未満
		巨 核 球 数	$/\text{mm}^3$	15 未満
		リ ン パ 球	%	60 以上
		赤芽球(E)／(M)	—	0.1 未満
		顆粒球(E)／(M)	—	—
		病 的 細 胞	%	40 以上

(ウ) 血液検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、血液疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月間において最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

(7) その他の疾患

ア 前各項に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状がある場合においては、その状態が令別表第2第1号から第5号までと同程度以上と認められるものであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものであるときは令別表第2第6号に該当するものとする。

イ アの機能の障害又は症状の程度の判定については、(1)から(4)に準じて行うものとする。

ウ なお、病状には慢性に経過する極めて重とくな疾患で、短期間に軽快することを期待できない疾患を総じて含むもので特定疾患治療研究事業の対象疾患にとどまらず、対象となるものである。認定に際しては前各項に掲げる疾患のように、特定の症状を以って評価することが困難な場合が多く個別に表出された症状の総括によって評価しなければならないために、X線・検尿・血液検査・心電図等の所見を必要とする場合も多い。臨床所見はあくまで「常時安静、就床を要する程度」のものであり、それを裏付ける所見が必要となることから慎重に取扱うこと。

なお、「常時安静、就床を要する程度」とは、結核の治療指針（昭和38年6月7日保発第12号厚生省保険局長通知）に掲げる安静度表の2度以上に該当すると認められるものである。

(8) 精神の障害

ア 精神の障害は、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分（感情）障害、症状性を含む器質性精神障害、てんかん、知的障害、発達障害に区分し、その傷病及び状態像が令別表第2第7号に該当すると思われる症状等には、次のようなものがある。

(ア) 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他妄想、幻覚等の異常体験が著明なもの

(イ) 統合失調症型障害及び妄想性障害によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記

(ア)に準ずるもの

(ウ) 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの

(エ) 症状性を含む器質性精神障害（高次脳機能障害を含む。）によるものにあつては、高度の認知障害、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なもの

なお、アルコール、薬物等の精神作用物質の使用による精神及び行動の障害についてもこの項に含めるなお、

（注１） 高次脳機能障害とは、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、日常生活又は社会生活全般に制約があるものが認定の対象となる。その障害の主な症状としては、失行、失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

なお、障害の状態は、代償機能やリハビリテーションにより好転も見られることから療養及び症状の経過を十分に考慮すること。

(オ) てんかんによるものにあつては、てんかん性発作のＡ又はＢが月に１回以上あり、かつ、常時の介護が必要なもの

なお、てんかん発作については、抗てんかん薬の服用や、外科的治療によって抑制される場合にあつては、原則として認定の対象としない

（注） 発作のタイプは以下の通り

Ａ：意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

Ｂ：意識障害の有無を問わず、転倒する発作

(カ) 知的障害によるものにあつては、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なもの

（注１） 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する

（注２） 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮のうえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

(キ) 発達障害によるものにあつては、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるもの

（注１） 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

（注２） 発達障害については、たとえ知能指数が高くても、社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して行う。

（注３） 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の

うえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める

(ク) (ア)から(キ)までの認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

イ 精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとする。

ウ 知的障害の程度については、知的機能の発達程度のほか、適応行動上の障害を十分勘案のうえ、別表に掲げる知的機能の程度により判定するものとし、年齢階層別の障害が最重度とされるものについては令別表第2第7号に該当するものとする。

なお、この場合における知的障害の程度は、標準化された知能検査による知能指数がおおむね20以下に相当する。

エ アの症状を有するもので、次の日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが10点以上の場合にイに該当するものとする。

日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0 点	1 点	2 点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

2 令第1条第2項第2号に該当する障害

令第1条第2項第2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの

1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2	両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの

7	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1 上肢のすべての指を欠くもの若しくは1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの
8	1 下肢の機能を全廃したもの又は1 下肢を大腿の2 分の1 以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

前記の各号に該当する障害は、次によるものとする。

ア 第1号について

視力の測定については、1 の(1)のアからウによること。

なお、視野障害において、両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のものについては、第10号その他疾患に該当するものとする。

イ 第2号について

聴力レベルの測定については、1 の(2)のア（ただし書を除く。）、イ及びウによること。

ウ 第3号について

(ア) 平衡機能の障害には、その原因が内耳性のもののみならず、脳性のものも含まれるものとする。

(イ) 平衡機能の極めて著しい障害とは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立不能又は開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめき、手すりによる歩行のみが可能なものとする。

エ 第4号について

(ア) そしゃく機能障害は、下顎骨の欠損、顎関節の強直又はそしゃくに関係のある筋、神経の障害等により起こるものとする。

(イ) そしゃく機能を欠くものとは、歯を用いて食物をかみくだくことが不能であることによつて流動食以外は摂取できないもの、食餌が口からこぼれ出るため常に手、器物等でそれを防がなければならないもの、又はそしゃく機能障害若しくは嚥下困難のため、1日の大半を食事についやさなければならない程度のものとする。

オ 第5号について

(ア) 音声又は言語機能の障害とは、発音に関わる機能又は音声言語の理解と表出に関わる機能の障害をいい、構音障害又は音声障害、失語症及び聴覚障害による障害が含まれる。

⑦ 構音障害又は音声障害

歯、顎、口腔（舌、口唇、口蓋等）、咽頭、喉頭、気管等の発声器官の形態異常や運動機能障害により、発音に関わる機能に障害が生じた状態のものをいう。

④ 失語症

大脳の言語野の後天性脳損傷（脳血管障害、脳腫瘍、頭部外傷や脳炎など）により、一旦獲得された言語機能に障害が生じた状態のものをいう。

⑤ 聴覚障害による障害

先天的な聴覚障害により音声言語の表出ができないものや、中途の聴覚障害によって発音に障害が生じた状態のものをいう。

(イ) 「音声又は言語機能を失ったもの」とは、発音に関わる機能を喪失するか、話すことや聞いて理解することのどちらか又は両方がほとんどできないため、日常会話が誰とも成立しないものをいう。

(ウ) 構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害については、発音不能な語音を評価の参考とする。発音不能な語音は、次の４種について確認するほか、語音発語明瞭度検査等が行われた場合はその結果を確認する。

㊦ 口唇音（ま行音、ぱ行音、ば行音等）

㊧ 歯音、歯茎音（さ行、た行、ら行等）

㊨ 歯茎硬口蓋音（しゃ、ちゃ、じゃ等）

㊩ 軟口蓋音（か行音、が行音等）

(エ) 失語症については、失語症の障害の程度を評価の参考とする。失語症の障害の程度は、音声言語の表出及び理解の程度について確認するほか、標準失語症検査等が行われた場合はその結果を確認する。

(オ) 失語症が、音声言語の障害の程度と比較して、文字言語（読み書き）の障害の程度が重い場合には、その症状も勘案し、総合的に認定する。

(カ) 喉頭全摘出手術を施した結果、発音に関わる機能を喪失したものについては、「音声又は言語機能を失ったもの」に該当するものと認定する。

(キ) 歯のみの障害による場合は、補綴等の治療を行った結果により判定する。

(ク) 音声又は言語機能の障害（特に構音障害）とそしゃく・嚥下機能の障害とは併存することが多いが、この場合には、第４号及び第５号の障害を重複して有することがある、また、音声又は言語機能の障害（特に失語症）と肢体の障害又は精神の障害とは併存することが多いが、この場合についても、第５号と第６号から第９号まで、又は第１１号の障害のうちいくつかを重複して有することがある。

カ 第６号について

(ア) 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものとは、両上肢のおや指及びひとさし指の各々の関節の可動域が１０度以下のものとする。

(イ) 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くものとは、少なくとも必ず両上肢のおや指を欠き、それに加えて両上肢のひとさし指を欠くものである。この場合の指を欠くもの

とは、それぞれの指を近位節（指）骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいう。

キ 第7号について

- (ア) 1 上肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね肩、肘及び手の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものとする。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下）にある場合又は関節に目的運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度のものであるとする。

なお、肩関節については、前方及び側方の可動域が30度以下のものはその用を廃する程度の障害に該当するものとする。

- (イ) 1 上肢のすべての指を欠くものとは、それぞれの指を近位節（指）骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいう。

- (ウ) 1 上肢のすべての指の機能を全廃したものとは、1 上肢のすべての指の各々の関節の可動域が10度以下のものとする。

ク 第8号について

- (ア) 1 下肢の機能を全廃したものとは、1 下肢の股、膝及び足の3大関節のいずれの関節とも用を廃する程度の障害を有するものとする。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下。なお、足関節の場合は5度以下。）にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度のものであるとする。

- (イ) 大腿の切断の部位及び長さは実用長をもって計測するものとする。

ケ 第9号について

体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するものとは、室内においては、つえ、松葉づえその他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度又は片脚による起立保持が全く不可能な程度のものであるとする。

コ 第10号について

(ア) 内部障害

- ㊦ 心臓の機能障害については、1の(6)のアの(ウ)の㊦から㊨のいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるものとする。

- ㊩ 呼吸器（呼吸系結核及び換気機能）の機能障害については、次のいずれかの所見があり、かつ、ゆっくりでも少し歩くと息切れがするものとする。

a 指数（予測肺活量1秒率）が30以下のもの

b 動脈血ガス分析値が動脈血 O_2 分圧で75 mmHg以下のもの又は動脈血 CO_2 分

圧 46 mmHg 以上のもの

㊦ じん臓の機能障害については、じん臓機能検査において、内因性クレアチニンクリアランスが 20 ml/分未満、血清クレアチニンが 5 mg/dl 以上又は血液尿素窒素が 40 mg/dl 以上であって、次のいずれか 2 以上の所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるものとする。

- a 腎不全に基づく末梢神経症
- b 腎不全に基づく消化器症状
- c 水分電解質異常
- d 腎不全に基づく精神異常
- e X線上的における骨異栄養症
- f 腎性貧血
- g 代謝性アシドーシス
- h 重篤な高血圧症
- i 腎疾患に直接関連するその他の症状

㊧ 肝臓疾患については、次の a に定める検査成績を示すものとする。

- a 次表に掲げる肝機能異常度指表の検査成績のうち中等度又は高度の異常を 3 つ以上示すもの

肝機能異常度指表

検査項目／臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/dl)	0.3～1.2	2.0 以上 3.0 以下	3.0 超
血清アルブミン (g/dl) (BCG 法)	4.2～5.1	3.0 以上 3.5 以下	3.0 未満
血小板数 (万/μl)	13～35	5 以上 10 未満	5 未満
プロトビリン時間 (PT) (%)	70 超～130	40 以上 70 以下	40 未満
腹水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳症 (表 1)	—	I 度	II 度

表 1 昏睡度分類

昏睡度	精神症状	参考事項
I	睡眠－覚醒リズムの逆転 多幸気分ときに抑うつ状態	あとでふり返ってみて判定できる

	だらしなく、気にとめない状態	
II	指南力（時、場所）障害、物を取り違える（confusion） 異常行動 ときに傾眠状態（普通のよびかけで開眼し会話ができる） 無礼な言動があったりするが、他人の指示に従う態度をみせる	興奮状態がない 尿便失禁がない 羽ばたき振戦あり
III	しばしば興奮状態またはせん妄状態を伴い、反抗的態度をみせる。 嗜眠状態（ほとんど眠っている） 外的刺激で開眼しうるが、他人の指示に従わない、または従えない（簡単な命令には応じえる）	羽ばたき振戦あり （患者の協力がえられる場合） 指南力は高度に障害
IV	昏睡（完全な意識の消失） 痛み刺激に反応する	刺激に対して、払いのける動作、顔をしかめるなどがみられる
V	深昏睡 痛み刺激にも全く反応しない	

④ 血液疾患

血液疾患については、貧血、感染、発熱、各種臓器組織での出血性病変等の病状が継続するものであって、かつ、次表に掲げる血液検査異常度指表の4系列のうち3系列以上の検査成績が、異常を示すものとする。

血液異常度指表

区分	系 列	検 査 項 目	単 位	異 常
末梢血液像	赤血球系	血 色 素 量	g/dl	8未満
		赤 血 球 数	(ザーリー値)%	(37.5未満)
		網 赤 血 球	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	300未満
	白血球系		%	0.9未満
		白 血 球 数	$/ \text{mm}^3$	3000未満
		顆 粒 球 数	$/ \text{mm}^3$	1000未満
		病 的 細 胞		出現しているもの
	血小板系	血 小 板 数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	10未満

骨 髄 像	骨 髄 系	有核細胞数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	5 未満
		巨 欠 球 数	$/ \text{mm}^3$	30 未満
		リ ン パ 球	%	40 異常
		赤芽球(E)/(M)	—	0.3 未満
		顆粒球(E)/(M)		
		病 的 細 胞		出現しているもの

(イ) その他の疾患

その他の疾患については、前各項に掲げるもののほか身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状がある場合において、その症状が(1)の表に掲げる障害と同程度以上であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。

この場合の障害程度の判定においては一般状態が次に該当するものとする。

身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助を必要とし、日中の50パーセント以上は就床している。

サ 第11号について

精神の障害については1の(8)のアの症状を有するもの又はこれに準ずる程度の症状を有するものであって、1の(8)のエの日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが8点以上のものとする。

なお、知的障害の程度については、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下に相当する場合に該当するものとする。

(2) 令別表第2第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次の日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの。

この評価は、つえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具等を使用しない状態で行うものである。

日常生活動作評価表

動	作	評 価
1	タオルを絞る（水をきれる程度）	
2	とじひもを結ぶ	
3	かぶりシャツを着て脱ぐ	
4	ワイシャツのボタンをとめる	
5	座わる（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する）	
6	立ち上る	
7	片足で立つ	
8	階段の昇降	

前記の各動作の評価は次によること

評 価	ひとりでできる場合	0 点
	ひとりでできてもうまくできない場合	1 点
	ひとりでは全くできない場合	2 点
	注(1) 2 の場合については、次によること	
	5 秒以内にできる	0 点
	1 0 秒 "	1 点
	1 0 秒ではできない	2 点
	(2) 3 及び 4 の場合については、次によること	
	3 0 秒以内にできる	0 点
	1 分 "	1 点
	1 分ではできない	2 点

3 令第 1 条第 2 項第 3 号に該当する障害

令第 1 条第 2 項第 3 号に該当する障害の程度とは、令別表 1 のうち次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 第二障害児福祉手当の個別基準の 4 又は 5 に該当する障害を有するものであって第三の 1 の 7 のウの「安静度表」の 1 度に該当する状態を有するもの。
- (2) 第二障害児福祉手当の個別基準の 6 に該当する障害を有するものであって第三の 1 の 8 のエの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが 1 4 点となるもの。

第四 福祉手当の障害程度認定基準

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年 5 月 1 日法律第 3 4 号）附則第 9 7 条により支給される福祉手当の障害程度認定基準については、「第二障害児福祉手当の個別基準」を準用する。

別添 略

別表 （第二の 6 の(3)及び第三の 1 の(8)のウ）

知的機能の程度

段階 年齢	重 度	最 重 度
5 歳以下	1 ことばがごく少なく意志の表示は身ぶりなどで示す。	1 言語不能
	2 ある程度の感情表現はできる（笑ったり、怒ったり等）。	2 最小限の感情表示（快、不快等）
	3 運動機能の発達の遅れが著しい。	3 歩行が不能またはそれにちか い。
		4 食事、衣服の着脱などはまった

	4 身のまわりの始末はほとんどできない。 5 集団あそびはできない。	くできない。
6 歳～17 歳	1 言語による意志表示はある程度可能。 2 読み書きの学習は困難である。 3 数の理解に乏しい。 4 身近なものの認知や区別はできる。 5 身辺処理は部分的に可能。 6 身近な人と遊ぶことはできるが長続きしない。	1 言語は数語のみ 2 数はほとんど理解できない。 3 食事、衣服の着脱などひとりではほとんどできない。
18 歳以上	1 日常会話はある程度できる。 2 ひらがなはどうか読み書きできる。 3 数量処理は困難	1 会話は困難 2 文字の読み書きはできない。 3 数の理解はほとんどできない。 4 身辺処理はほとんど不可能。 5 作業能力はほとんどない。

- (注) 1 「5 歳以下」の欄は、おおむね 4～5 歳児の知的機能の程度を示したものであり、それ以下の年齢についてはこれと年齢相応の発達の程度を参考にして判定すること。
- 2 失禁、興奮、多寡動等の特別な介助を必要とする行動の障害等が認められる場合は、当該行動の障害等を勘案のうえ総合的に知的障害の程度を判定すること。

ID: 367

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の受給資格の認定		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【根拠条文】 準用する法第26条の2の規定による。 (支給要件) 第26条の2 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。))。 (2) 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。 (3) 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して3月を超えて入院するに至ったとき。 【基準】 障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号) 参照			
標準処理期間	2箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

【改正後全文】

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について

〔昭和60年12月28日 社更第162号〕
〔各都道府県知事宛 厚生省社会局長通知〕

第1次改正 平成11年障発第216号

第2次改正 平成13年7月31日雇児発第502号
障発第325号

第3次改正 平成23年1月11日障発0111第1号

第4次改正 平成23年8月9日障発0809第3号

第5次改正 平成25年5月10日障発0510第3号

第6次改正 平成26年5月20日障発0520第3号

第7次改正 平成27年6月19日障発0619第3号

第8次改正 平成28年4月14日障発0414第2号

先般、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年5月1日法律第34号）により、特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部が改正され、福祉手当制度が再編されるとともに、新たに特別障害者手当制度が創設され、昭和61年4月1日から実施されることに伴い、標記の手当の支給対象となる障害の程度に関する認定の基準を別紙のとおり定めたので、その運用について遺憾のないよう取り計らわれない。

なお、これに伴い、昭和50年8月13日社更第114号本職通知「福祉手当の障害認定基準について」は、昭和61年3月31日で廃止する。

別 紙

障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準

第一 共通的一般事項

- 1 この認定基準は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（以下「令」という。第1条第1項及び第2項に該当する程度の障害の認定基準を定めたものであること。
- 2 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第2条第2項及び第3項にいう障害の状態とは、精神又は身体に令第1条第1項及び第2項に該当する程度の障害があり、かつ、その障害が永続性を有するか、又は長期にわたって回復しない状態をいうものであること。
- 3 障害程度の認定は、原則として、別添に定める障害児福祉手当認定診断書及び特別障害者手当認定診断書（以下「認定診断書」という。）によって行うこと。

なお、精神障害その他の疾患で当該認定診断書のみでは認定が困難な場合にあっては必要に応じ療養の経過、日常生活の状況の調査、検診等を実施した結果に基づき認定すること。

- 4 認定診断書は、身体障害者福祉法に規定する指定医師等該当する障害又は病状に係る専門医の作成したものとするよう指導すること。
- 5 視覚の測定及び聴覚等の測定においては、その障害程度の認定が、實際上極めて困難な場合があるので、偽病に注意して慎重に行うものとし、必要に応じて複数の医療機関等での判定に委ねることが望ましいこと。
- 6 肢体不自由についての障害の程度に当たっては一時的に得られる瞬間的能力をもって判定するものではなく、当該機能障害全般を総合した上で判定するものとし、個々の障害の程度について認定することが不可能な場合は、認定基準及び認定診断書の内容に基づき、日常生活動作の困難度等について、総合的に判断するものとする。

なお、疼痛による機能障害を有するものについては、その疼痛が認定診断書により客観的に立証しうるものであれば機能障害として取り扱うものとする。
- 7 実施機関において、障害程度の認定に関し疑義を生ずる場合においては当該障害程度の認定について都道府県知事に必要に応じて照会すること。
- 8 障害の程度についての認定の適正を期するため、必要に応じ期間を定めて認定すること。

第二 障害児福祉手当の個別基準

令別表第1に該当する障害の程度とは次によるものとする。

1 視覚障害

(1)両眼の視力の和が0.02以下のもの

ア 試視力表の標準照度は、200ルクスとする。

イ 屈折異常のある者については、矯正視力によって測定するが、矯正視力とは、眼科的に最も適当な常用しうる矯正眼鏡（コンタクトレンズを含む。）によって得られた視力をいう。

ウ 両眼の視力の和とは、両眼視によって累加された視力ではなく、両眼のそれぞれの視

力を別々に測定した数値の和をいう。

- (2) 両眼の視力の和が0.03又は0.04であり、かつ、視野障害が全視野の2分の1以上に及ぶ障害のため、令別表第1第1号と同程度以上と認められ、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものであるときは、令別表第1第8号に該当するものとする。

ア 視野は、フェルステル氏視野計若しくは平面視野計又はこれに準ずるものを用いて測定する。

イ 視野障害が全視野の2分の1以上に及ぶものとは、白色視標による合同視野の生理的限界の面積が2分の1以上欠損している場合をいう。

なお、この際の面積は数量的に厳格に計算しなくてもよいが、視野表に関する診断書の記載が必要である。

2 聴覚障害

- (1) 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの

ア 聴力レベルは、オーディオメータ（JIS規格又はこれに準ずるオーディオメータ）及び言語音によって測定するものとする。

ただし、聴覚の障害により特別児童扶養手当を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳を取得していない児童等に対し、令別表第1に該当する診断を行う場合には、オーディオメータによる検査に加えて、ABR検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を実施する。また、その結果（実施した検査方法及び検査所見）を診断書に記載し、記録データのコピー等を提出（添付）するものとする。

イ 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別できないものとは、両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもので、全ろうを意味し、重度難聴用の補聴器を用いても、全く音声を識別できない程度のものをいう。

ウ 聴覚の障害により特別児童扶養手当を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳を取得していない児童等に対し、令別表第1に該当する場合は、オーディオメータによる検査結果のほか、ABR検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査結果を把握して、総合的に認定する。

エ オーディオメータにより聴力レベルを測定できない乳幼児の聴力の障害による認定については、ABR検査（聴性脳幹反応検査）又はASSR検査（聴性定常反応検査）及びCOR検査（条件詮索反応検査）を組み合わせて実施するものとする。

（イ） ABR検査（聴性脳幹反応検査）又はASSR検査（聴性定常反応検査）の聴力レベルのデシベル値が両耳とも100デシベル以上、COR検査（条件詮索反応検査）の聴力レベルのデシベル値が100デシベル以上のもので、全ろうを意味し、重度難聴用の補聴器を用いても、全く音声を識別できない程度のものをいう。

なお、エにより認定した場合は、原則として当該認定を行った日からおおむね2年後に再認定を行うこととする。

3 肢体不自由

(1) 両上肢の機能障害

ア 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

(ア) 両上肢の機能を全廃したもの又は両上肢を手関節以上で欠くものについては、令別表第1第3号に該当するものとする。

なお、両上肢の機能全廃とは、各々の関節が強直若しくは、それに近い状態（可動域5度以内）にあるか又は関節に目的運動を起こさせる能力が欠如（筋力著減以下に相当するもの）していることで、日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の障害をいう。

(イ) 両上肢の機能に著しい障害を有するものとはおおむね、両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の3大関節中いずれか2関節以上が全く用を廃する程度の障害を有するものをいう。

なお、この場合肩関節については、前方及び側方の可動域が30度未満のものは、その用を全く廃する程度の障害に該当するものとする。

イ 両上肢のすべての指を欠くもの

すべての指を欠くとは、それぞれの指を近位節（指）骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいう。

ウ 両上肢の機能障害により、次の全ての動作が介護なしでは自立できない状態にあり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度と認められるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

なお、介護なしでは自立できない状態とは、次の㉠から㉤に掲げる動作について左右の上肢を用いてもその用を弁ずることができないものをいい、診断書に記載のその他の日常動作、つまむ、にぎる等の個々の基本動作が可能であっても、自助具を含む補装具等を自ら装着使用して他の総合動作を行うことができないものについては、個々の基本動作不能に該当するものとする。

㉠ 食事

㉡ 洗面

㉢ 便所の処理

㉣ 衣服の着脱

(2) 両下肢の機能障害

ア 両下肢の用を全く廃したもの

両下肢の機能の用を全く廃したものとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態にあるか又は下肢に運動を起こさせる能力が欠如（筋力著減以下に相当するもの）し、起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害をいう。

イ 両大腿を2分の1以上失ったもの

切断を判定する場合、切断肢の骨の突出、瘢痕拘縮神経腫等が存するときは、これらの部分を除いた実用長により判定するものとする。したがって、実用長が計測値より短い場合がある。

ウ 両下肢の著しい機能障害により、次のすべての動作について介護なしでは自立できない状態にあり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度と認められるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

㊦ 階段の昇降

㊧ 室内の歩行

エ 両下肢に障害を有する場合で、自己の最大限の努力により室内の歩行が可能な場合であっても、その歩行が身体又は障害そのものに悪影響を与えるものであるときは、歩行可能とはせず、歩行不能に該当するものとする。

(3) 体幹の機能障害

ア 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの。

(ア) 体幹の機能障害は、高度体幹麻痺等を後遺した脊髓性小児麻痺、脳性麻痺、脊髓損傷、強直性脊椎炎等によって生ずるが、四肢の機能障害を伴っている場合が多いので、両者を総合して障害の程度を判定するものとする。

(イ) 座っていることができないとは、腰掛、正座、横座り、長座位及びあぐらのいずれもできないものをいう。

イ 体幹の機能障害により、次の全ての動作について介護なしでは自立できない状態にあり、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度と認められるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

㊦ 座位の保持

㊧ 起立保持

㊨ 立ち上り

4 内部障害

(1) 心臓の機能障害

ア 心臓の機能障害については、永続する機能障害（将来とも回復する可能性がないか極めて少ないものをいう。以下同じ。）をいうものとする。

イ 心臓の機能障害の程度についての判定は、呼吸困難、心悸亢進、チアノーゼ、浮腫等の臨床症状、X線、心電図等の検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

ウ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状には、次のようなものがある。

次のうちいずれか2以上の所見があり、かつ、安静時又は自己の身の日常生活活動でも心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。

- (ア) 心胸比が60%以上のもの
 - (イ) 心電図で陈旧性心筋梗塞所見があるもの
 - (ウ) 心電図で脚ブロック所見があるもの
 - (エ) 心電図で完全房室ブロック所見があるもの
 - (オ) 心電図で第2度の房室ブロック所見があるもの
 - (カ) 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が1分間10以上のもの
 - (キ) 心電図でSTの低下が0.2mv以上の所見があるもの
 - (ク) 心電図で第1誘導、第2誘導及び胸部誘導（ただしV₁を除く。）のいずれかのT波が逆転した所見があるもの
- エ 前記ウのほか小児の心臓機能障害で令別表第1第8号に該当するものと思われる病状には、次のようなものがある。

原則として重い心不全症状、低酸素血症又はアダムス・ストークス発作のため継続的医療を必要とするもので、次のうち6以上の所見があるもの

（臨床所見）

- 1 著しい発育障害
- 2 心音心雑音の異常
- 3 多呼吸又は呼吸困難
- 4 運動制限
- 5 チアノーゼ
- 6 肝腫大
- 7 浮腫

（胸部X線所見）

- 8 心胸比56%以上
- 9 肺血流量の増加又は減少
- 10 肺静脈のうっ血像

（心電図所見）

- 11 心室負荷像
- 12 心房負荷像
- 13 病的な不整脈
- 14 心筋障害像

(2) 呼吸器（呼吸器系結核及び換気機能）の機能障害

ア 呼吸器の機能障害については、永続する機能障害をいうものとする。

イ 呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量1秒率（以下「指数」という。）及び臨床症状によるものとする。ここでいう指数とは、1秒量（最大努力下の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長で正常な状態ならば当然ある

と予測される肺活量の値) に対する 100 分率である。

ウ 次に掲げる状態のいずれかに該当するため、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるものについては、令別表第 1 第 8 号に該当するものとする。

(ア) 呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの

(イ) 指数の測定ができないもの又は指数が 20 以下のもの

(3) 腎臓の機能障害

ア 腎臓の機能障害については、永続する腎機能不全、尿生成異常をいうものとする。

イ 腎臓の機能障害の程度は、慢性透析療法を行う必要があるものについては、当該療法実施前の状態で判定するものとする。

ウ 腎臓の機能障害の程度についての判定は、臨床症状、腎臓機能検査成績、尿所見、血球算定検査、血液生化学検査（血清尿素毒素、血清クレアチニン、血清電解質、血清シスタチン C 等）、血液ガス分析、推算糸球体濾過値（eGFR）、腎生検、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第 1 第 8 号に該当するものとする。

エ 令別表第 1 第 8 号に該当すると思われる病状には次のようなものがある。

(ア) 腎臓機能検査において、内因性クレアチニンクリアランスが 15ml/分未満又は推算糸球体濾過値（eGFR）が 15 未満であって、かつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか又は次のいずれかの所見があるもの

㊦ 尿毒症性心包炎

㊧ 尿毒症性出血傾向

㊨ 尿毒症性中枢神経症状

(イ) 次表に掲げる検査成績のうちアが異常を示し、かつ、イ又はウのいずれかが異常を示すもので、ネフローゼ症候群と診断されるもの。

区分	検査項目	単位	異常
ア	血清アルブミン	g/dl	2.5 以下
イ	早朝尿蛋白量／クレアチン比	g/g クレアチン	2.0 以上
ウ	夜間尿蓄尿蛋白量	mg/hr/m ²	40 以上

オ 腎臓機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、腎臓疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前 3 か月間において最も適切に症状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

(4) 肝臓疾患

ア 肝臓疾患による病状の程度についての判定は、おおむね 3 か月以上の療養を必要とし、悪心、黄疸、腹水、肝萎縮、肝性脳症、出血傾向等の臨床症状、肝臓機能検査成績、一般

状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

イ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状は次の(ア)に定める検査成績を示すものをいう。

(ア) 次表に掲げる肝機能異常度指表の検査成績のうち高度異常を3つ以上示すもの又は高度異常を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもの

肝機能異常度指表

検査項目／臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/dl)	0.3～1.2	2.0以上3.0以下	3.0超
血清アルブミン (g/dl) (BCG法)	4.2～5.1	3.0以上3.5以下	3.0未満
血小板数 (万/ μ l)	13～35	5以上10未満	5未満
プロトロン時間 (PT) (%)	70超～130	40以上70以下	40未満
腹水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳症 (表1)	—	I度	II度

ウ 肝機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、肝臓疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月における1か月以上の間隔をおいた2回の検査成績に基づいて行うものとする。

表1 昏睡度分類

昏睡度	精神症状	参考事項
I	睡眠－覚醒リズムの逆転 多幸気分ときに抑うつ状態 だらしなく、気にとめない状態	あとでふり返ってみて判定できる
II	指南力 (時、場所) 障害、物を取り違える (confusion) 異常行動 ときに傾眠状態 (普通のよびかけで開眼し会話ができる) 無礼な言動があつたりするが、他人の指示に従う態度をみせる	興奮状態がない 尿便失禁がない 羽ばたき振戦あり
III	しばしば興奮状態またはせん妄状態を伴	羽ばたき振戦あり

	い、反抗的態度をみせる 嗜眠状態（ほとんど眠っている） 外的刺激で開眼しうるが、他人の指示に従わない、または従えない（簡単な命令には応じえる）	（患者の協力がえられる場合） 指南力は高度に障害
IV	昏睡（完全な意識の消失） 痛み刺激に反応する	刺激に対して、払いのける動作、顔をしかめるなどがみられる
V	深昏睡 痛み刺激にも全く反応しない	

(5) 血液疾患

ア 血液疾患による病状の程度についての判定は、おおむね3か月以上の療養を必要とする者につき、一般状態特に治療及び病状の経過に重点をおき、立ちくらみ、動悸、息切れ等の臨床症状、血液学的検査成績等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第1第8号に該当するものとする。

イ 令別表第1第8号に該当すると思われる病状には、次のようなものがある。

貧血、感染、発熱、各種臓器組織での出血性病変等の病状が継続するものであって、かつ、次表に掲げる血液異常度指表4系列のうち3系列以上の検査成績が高度異常を示すもの。

血液異常度指表

区分	系 列	検 査 項 目	単 位	高 度 異 常
末梢血液像	赤血球系	血色素量	g/dl	6未満
		赤血球数	(ザーリー値) %	(40未満)
		網赤血球	$\times 10^4/\text{mm}^3$	200未満
	白血球系		%	0.2未満
		白血球数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	1500未満
		顆粒球数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	500未満
骨 髄	血小板系	病的細胞	%	20以上
		血小板数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	1未満
	骨髓系	有核細胞数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	1未満
		巨核球数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	15未満
		リンパ球	%	60以上
		赤芽球(E)/(M)	—	0.1未満
		顆粒球(E)/(M)		

像		病的細胞	%	40以上

ウ 血液検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、血液疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月間において最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

5 その他の疾患

- (1) 前各項に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状がある場合においては、その状態が令別表第1第1号から第7号までと同程度以上と認められるものであって、日常生活において常時の介護を必要とする程度のものであるときは、令別表第1第8号に該当するものとする。
- (2) (1)の機能の障害又は病状の程度の判定については、1から4に準じて行うものとする。

6 精神の障害

- (1) 精神の障害は、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分（感情）障害、症状性を含む器質性精神障害、てんかん、知的障害、発達障害に区分し、その傷病及び状態像が令別表第1第9号に該当すると思われる症状等には、次のようなものがある。

ア 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため、高度の人格変化、思考障害、その他妄想、幻覚等の異常体験が著明なもの

イ 統合失調症型障害及び妄想性障害によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記アに準ずるもの

ウ 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり頻繁にくりかえしたりするもの

エ 症状性を含む器質性精神障害（高次脳機能障害を含む。）によるものにあつては、高度の認知障害、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なもの

なお、アルコール、薬物等の精神作用物質の使用による精神及び行動の障害についてもこの項に含める

（注1） 高次脳機能障害とは、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、日常生活又は社会生活に制約があるものが認定の対象となる。その障害の主な症状としては、失行、失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

なお、障害の状態は、代償機能やリハビリテーションにより好転も見られることから療養及び症状の経過を十分考慮すること。

オ てんかんによるものにあつては、十分な治療にかかわらず、てんかん性発作を極めてひんぱんに繰り返すもの

なお、てんかん発作については、抗てんかん薬の服用や、外科的治療によって抑制さ

れる場合にあっては、原則として認定の対象としない

カ 知的障害によるものにあつては、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なもの

(注1) 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する。

(注2) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮のうえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

キ 発達障害によるものにあつては、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるもの

(注1) 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

(注2) 発達障害については、たとえ知能指数が高くても、社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して行う。

(注3) 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮のうえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

ク アからキまでの認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

(2) 精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとする。

(3) 知的障害の程度については、知的機能の発達程度のほか、適応行動上の障害を十分勘案のうえ、別表に掲げる知的機能の程度により判定するものとし、年齢階層別の障害の程度が最重度とされるものについては令別表第1第9号に該当するものとする。

なお、この場合における知的障害の程度は、標準化された知能検査による知能指数がおおむね20以下に相当する。

7 令別表第1第10号による障害

身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合の障害の程度の認定は次によるものとする。

(1) 病状と機能障害が重複する場合又は病状が重複する場合若しくは機能障害が重複する場合の障害の程度の判定に当たっては、一般状態、医学的な原因及び経過等を総合的に勘案することとし、その状態が日常生活において常時の介護を必要とする程度のものであるときは、令別表第1第10号に該当するものとする。

(2) 知的障害と他の病状又は機能障害が重複する場合における知的障害の程度については、別表に掲げる年齢階層別の障害の程度が重度とされたものとする。

なお、この場合における知的障害の程度は標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下に相当する。

(3) 前記(1)及び(2)における機能障害の程度については、次に掲げる程度のものとする。

ア 両眼の視力の和が0.03又は0.04のもの

イ 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

ウ 両上肢の機能障害により、次に掲げる動作の2分の1以上について介助が必要なもの

㊦ 食事

㊧ 洗面

㊨ 便所の処理

㊩ 衣服の着脱

エ 両下肢の機能障害により、次に掲げる動作の2分の1以上について介助が必要なもの

㊦ 階段の昇降

㊧ 室内の歩行

オ 体幹の機能障害により、次に掲げる動作の2分の1以上について介助が必要なもの

㊦ 座位の保持

㊧ 起立保持

㊨ 立ち上り

第三 特別障害者手当の個別基準

1 令第1条第2項第1号に該当する障害

令第1条第2項第1号に該当する障害の程度とは、令別表第2各号に掲げる障害が重複するものとし、令別表第2各号に該当する障害の程度とは次によるものとする。

(1) 視覚障害

両眼の視力の和が0.04以下のもの

ア 試視力表の標準照度は、200ルクスとする。

イ 屈折異常のある者については、矯正視力によって測定するが、矯正視力とは、眼科的に最も適当な常用しうる矯正眼鏡（コンタクトレンズを含む。）によって得られた視力をいう。

ウ 両眼の視力の和とは、両眼視によって累加された視力ではなく、両眼のそれぞれの視力を別々に測定した数値の和をいう。

(2) 聴覚障害

両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

ア 聴力レベルは、オーディオメータ（JIS規格又はこれに準ずるオーディオメータ）によって測定するものとする。

ただし、聴覚の障害により、障害年金を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳も取得していない者に対し、令第1条第2項に該当する診断を行う場合には、オーディオメー

タによる検査に加えて、ＡＢＲ検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査を実施する。また、その結果（実施した検査方法及び検査所見）を診断書に記載し、記録データのコピー等を提出（添付）するものとする。

イ 聴力レベルのデシベル値は、会話音域すなわち周波数５００、１０００、２０００ヘルツの純音のデシベル値の平均値とする。平均値は周波数５００、１０００、２０００ヘルツにおける純音の各々のデシベル値を a、b、c とした場合、次の算式により算出する。

$$\frac{a + 2b + c}{4}$$

なお、この場合、a、b、c のうちいずれか 1 又は 2 が測定不能のとき（１００デシベルの音も聴取できない場合）は、当該部分のデシベル値を １０５デシベルとし上記算式に計上し聴力レベルを算定する。

ウ 聴覚の障害により、障害年金を受給しておらず、かつ、身体障害者手帳も取得していない者に対し、令第 1 条第 2 項に該当する場合は、オーディオメータによる検査結果のほか、ＡＢＲ検査（聴性脳幹反応検査）等の他覚的聴力検査又はそれに相当する検査結果を把握して、総合的に認定する。

(3) 両上肢の機能障害

両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

ア 両上肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両上肢のそれぞれについて肩、肘及び手の 3 大関節中いずれか 2 関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域 10 度以下）にある場合又は関節に目的運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト 2 以下）している場合で日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の障害をいう。

ただし、肩関節については、前方及び側方の可動域が 30 度以下のものは、その用を廃する程度の障害に該当するものとする。

なお、この場合には上肢装具等の補装具を使用しない状態で、日常生活において次のいずれの動作も行いうことができないものである。

㊦ かぶりシャツの着脱（１分以内に行う）

㊧ ワイシャツのボタンをとめる（１分以内に行う）

イ 両上肢のすべての指を欠くものとは、それぞれの指を近位節（指）骨の基部から欠き、その有効長が 0 のものをいう。

ウ 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するものとは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の強直、瘢痕による指の埋没又は拘縮等により指があってもそれ

がないのとはほとんど同程度の機能障害があるものをいう。

なお、この場合には日常生活において次のいずれの動作も行いうことができないものである。

㊦ タオルをしぼる（水を切れる程度）

㊧ とじひもを結ぶ（１０秒以内に行う）

(4) 両下肢の機能障害

両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの

ア 両下肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の３大関節中いずれか２関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域１０度以下。なお、足関節の場合は５度以下。）にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト２以下）している場合で、起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害をいう。ただし、膝関節のみが１００度屈位の強直である場合のように単に１関節が用を廃するにすぎない場合であっても、その下肢は歩行する場合に使用することができないため、その下肢の機能に著しい障害を有するものとする。

なお、この場合にはつえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具を使用しない状態で、日常生活において次のいずれの動作も行いうことができないものである。

㊦ 片足で立つ

㊧ 階段の昇降

イ 両下肢を足関節以上で欠くものとは、ショパール関節以上で欠くものをいう。

ウ 人工骨頭又は人工関節をそう入置換したものについては、そう入置換した状態で認定を行うものとする。

(5) 体幹の機能障害

体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

ア 体幹の機能障害は、高度体幹麻痺等を後遺した脊髓性小児麻痺、脳性麻痺、脊髓損傷、強直性脊椎炎等によって生ずるが、これらの多くのものは障害が単に体幹のみならず四肢に及ぶものが多い。このような症例における体幹の機能障害とは四肢の機能障害を一応切り離して、体幹のみの障害の場合を想定して判定したものをいう。従ってこのような症例の場合は体幹と四肢の障害の程度を総合して判定するものであるが、この際体幹と下肢の重複障害として認定するときは慎重に行うこと。例えば脊髓損傷又は臀筋麻痺で起立困難の症例を体幹と下肢の両者の機能障害として重複障害として認定することは適当ではない。

イ 座っていることができないとは、腰掛、正座、横座り、長座位及びあぐらのいずれもできないものをいい、立ち上がることができないとは、臥位又は座位から自力のみで立ち上がれず、他人、柱、つえ、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができるものをいう。

(6) 内部障害

ア 心臓の機能障害

(ア) 心臓の機能障害については、永続する機能障害（将来とも回復する可能性がないか極めて少ないものをいう。以下同じ。）をいうものとする。

(イ) 心臓の機能障害の程度についての判定は、呼吸困難、心悸亢進、チアノーゼ、浮腫等の臨床症状、X線、心電図等の検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第2第6号に該当するものとする。

(ウ) 令別表第2第6号に該当すると思われる症状には、次のようなものがある。

次のうちいずれか2以上の所見があり、かつ、自己の身の日常生活活動でも心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。

㊦ 心胸比が60%以上のもの

㊧ 心電図で陳旧性心筋梗塞所見があるもの

㊨ 心電図で脚ブロック所見があるもの

㊩ 心電図で完全房室ブロック所見があるもの

㊪ 心電図で第2度の房室ブロック所見があるもの

㊫ 心電図で心房細動又は粗動所見があり、心拍数に対する脈拍数の欠損が1分間10以上のもの

㊬ 心電図でSTの低下が0.2mV以上の所見があるもの

㊭ 心電図で第1誘導、第2誘導及び胸部誘導（ただしV₁を除く。）のいずれかのT波が逆転した所見があるもの

㊮ 心臓ペースメーカーを装着したもの

㊯ 人工弁を装着したもの

(エ) 心臓ペースメーカー及び人工弁を装着したものについては装着した状態で認定を行うものとする。

イ 呼吸器（呼吸器系結核及び換気機能）の機能障害

(ア) 呼吸器の機能障害については、永続する機能障害をいうものとする。

(イ) 呼吸器の機能障害の程度についての判定は、予測肺活量1秒率（以下「指数」という。）、動脈血ガス分析値及び臨床症状によるものとする。ここでいう指数とは、1秒量（最大努力下の最初の1秒間の呼気量）の予測肺活量（性別、年齢、身長組合せで正常な状態ならば当然あると予測される肺活量の値）に対する百分率である。

(ウ) 令別表第2第6号に該当すると思われる機能障害の状態とは次の⑦又は⑧の所見があり、⑦の症状を有するものとする。

⑦ 呼吸困難が強いため歩行がほとんどできないもの

⑧ 指数の測定ができないもの又は指数が20以下のもの

⑨ 動脈血ガス分析値が、動脈血O₂分圧で55mmHg以下のもの又は動脈血CO₂分圧で60mmHg以上のもの

ウ じん臓の機能障害

(ア) じん臓の機能障害については、永続するじん臓機能不全、尿生成異常をいうものとする。

(イ) 腎臓の機能障害の程度についての判定は、臨床症状、腎臓機能検査成績、尿所見、血球算定検査、血液生化学検査（血清尿素毒素、血清クレアチニン、血清電解質等）、動脈血ガス分析、腎生検、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第2第6号に該当するものとする。

(ウ) 慢性透析療法を行う必要があるものにかかるじん臓機能検査は当該療法実施前の成績によるものとする。

(エ) 令別表第2第6号に該当すると思われる病状には次のようなものがある。

じん臓機能検査において、内因性クレアチンクリアランスが10ml/分未満、血清クレアチニンが8.0mg/dl以上又は血液尿素窒素が80mg/dl以上であってかつ、自己の身の日常生活活動が著しく制限されるか又は次のいずれかの所見があるもの

⑦ 尿毒症性心包炎

⑧ 尿毒症性出血傾向

⑨ 尿毒症性中枢神経症状

じん臓機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、じん臓疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月間において最も適切に症状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

エ 肝臓疾患

(ア) 肝臓疾患による病状の程度についての判定は、おおむね3か月以上の療養を必要とし、悪心、黄疸、腹水、肝萎縮、肝性脳症、出血傾向等の臨床症状、肝臓機能検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第2第6号に該当するものとする。

(イ) 令別表第2第6号に該当すると思われる病状は次の⑩に定める検査成績を示すものをいう。

⑩ 次表に掲げる肝臓機能異常度指表の検査成績のうち高度異常を3つ以上示すもの又は高度異常を2つ及び中等度の異常を2つ以上示すもの

肝機能異常度指表

検査項目／臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/dl)	0.3～1.2	2.0 以上 3.0 以下	3.0 超
血清アルブミン (g/dl) (BCG 法)	4.2～5.1	3.0 以上 3.5 以下	3.0 未満
血小板数 (万/ μ l)	13～35	5 以上 10 未満	5 未満
プロトロン時間 (PT) (%)	70 超～130	40 以上 70 以下	40 未満
腹水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳症 (表 1)	—	I 度	II 度

(ウ) 肝機能検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、肝臓疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前 3 か月間における 1 か月以上の間隔をおいた 2 回の検査成績に基づいて行うものとする。

オ 血液疾患

(ア) 血液疾患による病状の程度についての判定は、おおむね 3 か月以上の療養を必要とする者につき、一般状態特に治療及び病状の経過に重点をおき、立ちくらみ、動悸、息切れ等の臨床症状、血液学的検査成績等により行うものとし、自己の身の日常生活活動が極度に制限される状態にあるものについては、令別表第 2 第 6 号に該当するものとする。

(イ) 令別表第 2 第 6 号に該当すると思われる病状には、次のようなものがある。

貧血、感染、発熱、各種臓器組織での出血性病変等の病状が継続するものであって、かつ、次表に掲げる血液異常度指表の 4 系列のうち 3 系列以上の検査成績が高度異常を示すもの。

血液異常度指表

区分	系 列	検 査 項 目	単 位	高 度 異 常
末梢血液像	赤血球系	血 色 素 量	g/dl	6 未満
		赤 血 球 数	(ザーリー値) %	(40 未満)
		網 赤 血 球	$\times 10^4/\text{mm}^3$	200 未満
	白血球系		%	0.2 未満
		白 血 球 数	$/\text{mm}^3$	1500 未満
		顆 粒 球 数	$/\text{mm}^3$	500 未満
		病 的 細 胞	%	20 以上
	血小板系	血 小 板 数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	1 未満

骨 髄 像	骨 髄 系	有 核 細 胞 数	$\times 10^4/\text{mm}^3$	1 未満
		巨 核 球 数	$/\text{mm}^3$	15 未満
		リ ン パ 球	%	60 以上
		赤芽球(E)／(M)	—	0.1 未満
		顆粒球(E)／(M)	—	—
		病 的 細 胞	%	40 以上

(ウ) 血液検査成績は、その性質上変動しやすいものと思われるので、血液疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前3か月間において最も適切に病状をあらわしていると思われる検査成績に基づいて行うものとする。

(7) その他の疾患

ア 前各項に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状がある場合においては、その状態が令別表第2第1号から第5号までと同程度以上と認められるものであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のものであるときは令別表第2第6号に該当するものとする。

イ アの機能の障害又は症状の程度の判定については、(1)から(4)に準じて行うものとする。

ウ なお、病状には慢性に経過する極めて重とくな疾患で、短期間に軽快することを期待できない疾患を総じて含むもので特定疾患治療研究事業の対象疾患にとどまらず、対象となるものである。認定に際しては前各項に掲げる疾患のように、特定の症状を以って評価することが困難な場合が多く個別に表出された症状の総括によって評価しなければならないために、X線・検尿・血液検査・心電図等の所見を必要とする場合も多い。臨床所見はあくまで「常時安静、就床を要する程度」のものであり、それを裏付ける所見が必要となることから慎重に取扱うこと。

なお、「常時安静、就床を要する程度」とは、結核の治療指針（昭和38年6月7日保発第12号厚生省保険局長通知）に掲げる安静度表の2度以上に該当すると認められるものである。

(8) 精神の障害

ア 精神の障害は、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害、気分（感情）障害、症状性を含む器質性精神障害、てんかん、知的障害、発達障害に区分し、その傷病及び状態像が令別表第2第7号に該当すると思われる症状等には、次のようなものがある。

(ア) 統合失調症によるものにあつては、高度の残遺状態又は高度の病状があるため高度の人格変化、思考障害、その他妄想、幻覚等の異常体験が著明なもの

(イ) 統合失調症型障害及び妄想性障害によるものにあつては、残遺状態又は病状が前記

(ア)に準ずるもの

(ウ) 気分（感情）障害によるものにあつては、高度の気分、意欲・行動の障害及び高度の思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり、ひんぱんに繰り返したりするもの

(エ) 症状性を含む器質性精神障害（高次脳機能障害を含む。）によるものにあつては、高度の認知障害、高度の人格変化、その他の高度の精神神経症状が著明なもの

なお、アルコール、薬物等の精神作用物質の使用による精神及び行動の障害についてもこの項に含めるなお、

（注１） 高次脳機能障害とは、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、日常生活又は社会生活全般に制約があるものが認定の対象となる。その障害の主な症状としては、失行、失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などがある。

なお、障害の状態は、代償機能やリハビリテーションにより好転も見られることから療養及び症状の経過を十分に考慮すること。

(オ) てんかんによるものにあつては、てんかん性発作のＡ又はＢが月に１回以上あり、かつ、常時の介護が必要なもの

なお、てんかん発作については、抗てんかん薬の服用や、外科的治療によって抑制される場合にあつては、原則として認定の対象としない

（注） 発作のタイプは以下の通り

Ａ：意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

Ｂ：意識障害の有無を問わず、転倒する発作

(カ) 知的障害によるものにあつては、食事や身のまわりのことを行うのに全面的な援助が必要であつて、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難なもの

（注１） 知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断する

（注２） 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮のうえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める。

(キ) 発達障害によるものにあつては、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ、著しく不適応な行動が見られるもの

（注１） 発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものをいう。

（注２） 発達障害については、たとえ知能指数が高くても、社会行動やコミュニケーション能力の障害により対人関係や意思疎通を円滑に行うことができないために日常生活に著しい制限を受けることに着目して行う。

（注３） 日常生活能力等の判定に当たっては、身体的機能及び精神的機能を考慮の

うえ、社会的な適応性の程度によって判断するよう努める

(ク) (ア)から(キ)までの認定の対象となる精神疾患が併存しているときは、併合認定の取扱いを行わず、諸症状を総合的に判断して認定する。

イ 精神の障害の程度については、日常生活において常時の介護又は援助を必要とする程度以上のものとする。

ウ 知的障害の程度については、知的機能の発達程度のほか、適応行動上の障害を十分勘案のうえ、別表に掲げる知的機能の程度により判定するものとし、年齢階層別の障害が最重度とされるものについては令別表第2第7号に該当するものとする。

なお、この場合における知的障害の程度は、標準化された知能検査による知能指数がおおむね20以下に相当する。

エ アの症状を有するもので、次の日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが10点以上の場合にイに該当するものとする。

日常生活能力判定表

動作及び行動の種類	0 点	1 点	2 点
1 食事	ひとりでできる	介助があればできる	できない
2 用便（月経）の始末	ひとりでできる	介助があればできる	できない
3 衣服の着脱	ひとりでできる	介助があればできる	できない
4 簡単な買物	ひとりでできる	介助があればできる	できない
5 家族との会話	通じる	少しは通じる	通じない
6 家族以外の者との会話	通じる	少しは通じる	通じない
7 刃物・火の危険	わかる	少しはわかる	わからない
8 戸外での危険から身を守る（交通事故）	守ることができる	不十分ながら守ることができる	守ることができない

2 令第1条第2項第2号に該当する障害

令第1条第2項第2号に該当する障害の程度とは、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの

1	両眼の視力の和が0.05以上0.08以下のもの
2	両耳の聴覚レベルが90デシベル以上のもの
3	平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
4	そしゃく機能を失ったもの
5	音声又は言語機能を失ったもの
6	両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの

7	1 上肢の機能に著しい障害を有するもの又は1 上肢のすべての指を欠くもの若しくは1 上肢のすべての指の機能を全廃したもの
8	1 下肢の機能を全廃したもの又は1 下肢を大腿の2 分の1 以上で欠くもの
9	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
10	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
11	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

前記の各号に該当する障害は、次によるものとする。

ア 第1号について

視力の測定については、1 の(1)のアからウによること。

なお、視野障害において、両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上のものについては、第10号その他疾患に該当するものとする。

イ 第2号について

聴力レベルの測定については、1 の(2)のア（ただし書を除く。）、イ及びウによること。

ウ 第3号について

(ア) 平衡機能の障害には、その原因が内耳性のもののみならず、脳性のものも含まれるものとする。

(イ) 平衡機能の極めて著しい障害とは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立不能又は開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒あるいは著しくよろめき、手すりによる歩行のみが可能なものとする。

エ 第4号について

(ア) そしゃく機能障害は、下顎骨の欠損、顎関節の強直又はそしゃくに関係のある筋、神経の障害等により起こるものとする。

(イ) そしゃく機能を欠くものとは、歯を用いて食物をかみくだくことが不能であることによつて流動食以外は摂取できないもの、食餌が口からこぼれ出るため常に手、器物等でそれを防がなければならないもの、又はそしゃく機能障害若しくは嚥下困難のため、1日の大半を食事についやさなければならない程度のものとする。

オ 第5号について

(ア) 音声又は言語機能の障害とは、発音に関わる機能又は音声言語の理解と表出に関わる機能の障害をいい、構音障害又は音声障害、失語症及び聴覚障害による障害が含まれる。

⑦ 構音障害又は音声障害

歯、顎、口腔（舌、口唇、口蓋等）、咽頭、喉頭、気管等の発声器官の形態異常や運動機能障害により、発音に関わる機能に障害が生じた状態のものをいう。

④ 失語症

大脳の言語野の後天性脳損傷（脳血管障害、脳腫瘍、頭部外傷や脳炎など）により、一旦獲得された言語機能に障害が生じた状態のものをいう。

⑤ 聴覚障害による障害

先天的な聴覚障害により音声言語の表出ができないものや、中途の聴覚障害によって発音に障害が生じた状態のものをいう。

(イ) 「音声又は言語機能を失ったもの」とは、発音に関わる機能を喪失するか、話すことや聞いて理解することのどちらか又は両方がほとんどできないため、日常会話が誰とも成立しないものをいう。

(ウ) 構音障害、音声障害又は聴覚障害による障害については、発音不能な語音を評価の参考とする。発音不能な語音は、次の４種について確認するほか、語音発語明瞭度検査等が行われた場合はその結果を確認する。

㊦ 口唇音（ま行音、ぱ行音、ば行音等）

㊧ 歯音、歯茎音（さ行、た行、ら行等）

㊨ 歯茎硬口蓋音（しゃ、ちゃ、じゃ等）

㊩ 軟口蓋音（か行音、が行音等）

(エ) 失語症については、失語症の障害の程度を評価の参考とする。失語症の障害の程度は、音声言語の表出及び理解の程度について確認するほか、標準失語症検査等が行われた場合はその結果を確認する。

(オ) 失語症が、音声言語の障害の程度と比較して、文字言語（読み書き）の障害の程度が重い場合には、その症状も勘案し、総合的に認定する。

(カ) 喉頭全摘出手術を施した結果、発音に関わる機能を喪失したものについては、「音声又は言語機能を失ったもの」に該当するものと認定する。

(キ) 歯のみの障害による場合は、補綴等の治療を行った結果により判定する。

(ク) 音声又は言語機能の障害（特に構音障害）とそしゃく・嚥下機能の障害とは併存することが多いが、この場合には、第４号及び第５号の障害を重複して有することがある、また、音声又は言語機能の障害（特に失語症）と肢体の障害又は精神の障害とは併存することが多いが、この場合についても、第５号と第６号から第９号まで、又は第１１号の障害のうちいくつかを重複して有することがある。

カ 第６号について

(ア) 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したものとは、両上肢のおや指及びひとさし指の各々の関節の可動域が１０度以下のものとする。

(イ) 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くものとは、少なくとも必ず両上肢のおや指を欠き、それに加えて両上肢のひとさし指を欠くものである。この場合の指を欠くもの

とは、それぞれの指を近位節（指）骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいう。

キ 第7号について

- (ア) 1 上肢の機能に著しい障害を有するものとは、おおむね肩、肘及び手の3大関節中いずれか2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものとする。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下）にある場合又は関節に目的運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度のものであるとする。

なお、肩関節については、前方及び側方の可動域が30度以下のものはその用を廃する程度の障害に該当するものとする。

- (イ) 1 上肢のすべての指を欠くものとは、それぞれの指を近位節（指）骨の基部から欠き、その有効長が0のものをいう。

- (ウ) 1 上肢のすべての指の機能を全廃したものとは、1 上肢のすべての指の各々の関節の可動域が10度以下のものとする。

ク 第8号について

- (ア) 1 下肢の機能を全廃したものとは、1 下肢の股、膝及び足の3大関節のいずれの関節とも用を廃する程度の障害を有するものとする。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態（可動域10度以下。なお、足関節の場合は5度以下。）にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減（徒手筋力テスト2以下）している場合で起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度のものであるとする。

- (イ) 大腿の切断の部位及び長さは実用長をもって計測するものとする。

ケ 第9号について

体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するものとは、室内においては、つえ、松葉づえその他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外ではこれらの補助用具の助けをかりる必要がある程度又は片脚による起立保持が全く不可能な程度のものであるとする。

コ 第10号について

(ア) 内部障害

- ㊦ 心臓の機能障害については、1の(6)のアの(ウ)の㊦から㊨のいずれかの所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるものとする。

- ㊩ 呼吸器（呼吸系結核及び換気機能）の機能障害については、次のいずれかの所見があり、かつ、ゆっくりでも少し歩くと息切れがするものとする。

a 指数（予測肺活量1秒率）が30以下のもの

b 動脈血ガス分析値が動脈血 O_2 分圧で75 mmHg以下のもの又は動脈血 CO_2 分

圧 46 mmHg 以上のもの

㉞ じん臓の機能障害については、じん臓機能検査において、内因性クレアチニンクリアランスが 20 ml/分未満、血清クレアチニンが 5 mg/dl 以上又は血液尿素窒素が 40 mg/dl 以上であって、次のいずれか 2 以上の所見があり、かつ、家庭内での極めて温和な活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるものとする。

- a 腎不全に基づく末梢神経症
- b 腎不全に基づく消化器症状
- c 水分電解質異常
- d 腎不全に基づく精神異常
- e X線上的における骨異栄養症
- f 腎性貧血
- g 代謝性アシドーシス
- h 重篤な高血圧症
- i 腎疾患に直接関連するその他の症状

㉟ 肝臓疾患については、次の a に定める検査成績を示すものとする。

- a 次表に掲げる肝機能異常度指表の検査成績のうち中等度又は高度の異常を 3 つ以上示すもの

肝機能異常度指表

検査項目／臨床所見	基準値	中等度の異常	高度異常
血清総ビリルビン (mg/dl)	0.3～1.2	2.0 以上 3.0 以下	3.0 超
血清アルブミン (g/dl) (BCG 法)	4.2～5.1	3.0 以上 3.5 以下	3.0 未満
血小板数 (万/μl)	13～35	5 以上 10 未満	5 未満
プロトビーン時間 (PT) (%)	70 超～130	40 以上 70 以下	40 未満
腹水	—	腹水あり	難治性腹水あり
脳症 (表 1)	—	I 度	II 度

表 1 昏睡度分類

昏睡度	精神症状	参考事項
I	睡眠－覚醒リズムの逆転 多幸気分ときに抑うつ状態	あとでふり返ってみて判定できる

	だらしなく、気にとめない状態	
II	指南力（時、場所）障害、物を取り違える（confusion） 異常行動 ときに傾眠状態（普通のよびかけで開眼し会話ができる） 無礼な言動があったりするが、他人の指示に従う態度をみせる	興奮状態がない 尿便失禁がない 羽ばたき振戦あり
III	しばしば興奮状態またはせん妄状態を伴い、反抗的態度をみせる。 嗜眠状態（ほとんど眠っている） 外的刺激で開眼しうるが、他人の指示に従わない、または従えない（簡単な命令には応じえる）	羽ばたき振戦あり （患者の協力がえられる場合） 指南力は高度に障害
IV	昏睡（完全な意識の消失） 痛み刺激に反応する	刺激に対して、払いのける動作、顔をしかめるなどがみられる
V	深昏睡 痛み刺激にも全く反応しない	

④ 血液疾患

血液疾患については、貧血、感染、発熱、各種臓器組織での出血性病変等の病状が継続するものであって、かつ、次表に掲げる血液検査異常度指表の4系列のうち3系列以上の検査成績が、異常を示すものとする。

血液異常度指表

区分	系 列	検 査 項 目	単 位	異 常
末梢血液像	赤血球系	血 色 素 量	g/dl	8未満
		赤 血 球 数	(ザーリー値)% $\times 10^4 / \text{mm}^3$	(37.5未満)
		網 赤 血 球	%	300未満 0.9未満
	白血球系	白 血 球 数	$/ \text{mm}^3$	3000未満
		顆 粒 球 数	$/ \text{mm}^3$	1000未満
		病 的 細 胞		出現しているもの
	血小板系	血 小 板 数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	10未満

骨 髄 像	骨 髄 系	有核細胞数	$\times 10^4 / \text{mm}^3$	5未満
		巨欠く球数	$/ \text{mm}^3$	30未満
		リンパ球	%	40異常
		赤芽球(E)/(M)	—	0.3未満
		顆粒球(E)/(M)		
		病的細胞		出現しているもの

(イ) その他の疾患

その他の疾患については、前各項に掲げるもののほか身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状がある場合において、その症状が(1)の表に掲げる障害と同程度以上であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとする。

この場合の障害程度の判定においては一般状態が次に該当するものとする。

身のまわりのある程度のことはできるが、しばしば介助を必要とし、日中の50パーセント以上は就床している。

サ 第11号について

精神の障害については1の(8)のアの症状を有するもの又はこれに準ずる程度の症状を有するものであって、1の(8)のエの日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが8点以上のものとする。

なお、知的障害の程度については、標準化された知能検査による知能指数がおおむね35以下に相当する場合に該当するものとする。

(2) 令別表第2第3号から第5号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次の日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの。

この評価は、つえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具等を使用しない状態で行うものである。

日常生活動作評価表

動	作	評 価
1	タオルを絞る（水をきれる程度）	
2	とじひもを結ぶ	
3	かぶりシャツを着て脱ぐ	
4	ワイシャツのボタンをとめる	
5	座わる（正座・横すわり・あぐら・脚なげだしの姿勢を持続する）	
6	立ち上る	
7	片足で立つ	
8	階段の昇降	

前記の各動作の評価は次によること

評 価	ひとりでできる場合	0 点
	ひとりでできてもうまくできない場合	1 点
	ひとりでは全くできない場合	2 点
	注(1) 2 の場合については、次によること	
	5 秒以内にできる	0 点
	1 0 秒 "	1 点
	1 0 秒ではできない	2 点
	(2) 3 及び 4 の場合については、次によること	
	3 0 秒以内にできる	0 点
	1 分 "	1 点
	1 分ではできない	2 点

3 令第 1 条第 2 項第 3 号に該当する障害

令第 1 条第 2 項第 3 号に該当する障害の程度とは、令別表 1 のうち次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 第二障害児福祉手当の個別基準の 4 又は 5 に該当する障害を有するものであって第三の 1 の 7 のウの「安静度表」の 1 度に該当する状態を有するもの。
- (2) 第二障害児福祉手当の個別基準の 6 に該当する障害を有するものであって第三の 1 の 8 のエの「日常生活能力判定表」の各動作及び行動に該当する点を加算したものが 1 4 点となるもの。

第四 福祉手当の障害程度認定基準

国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 6 0 年 5 月 1 日法律第 3 4 号）附則第 9 7 条により支給される福祉手当の障害程度認定基準については、「第二障害児福祉手当の個別基準」を準用する。

別添 略

別表 （第二の 6 の(3)及び第三の 1 の(8)のウ）

知的機能の程度

段階 年齢	重 度	最 重 度
5 歳以下	1 ことばがごく少なく意志の表示は身ぶりなどで示す。	1 言語不能
	2 ある程度の感情表現はできる（笑ったり、怒ったり等）。	2 最小限の感情表示（快、不快等）
	3 運動機能の発達の遅れが著しい。	3 歩行が不能またはそれにちか い。
		4 食事、衣服の着脱などはまった

	4 身のまわりの始末はほとんどできない。 5 集団あそびはできない。	くできない。
6 歳～17 歳	1 言語による意志表示はある程度可能。 2 読み書きの学習は困難である。 3 数の理解に乏しい。 4 身近なものの認知や区別はできる。 5 身辺処理は部分的に可能。 6 身近な人と遊ぶことはできるが長続きしない。	1 言語は数語のみ 2 数はほとんど理解できない。 3 食事、衣服の着脱などひとりではほとんどできない。
18 歳以上	1 日常会話はある程度できる。 2 ひらがなはどうか読み書きできる。 3 数量処理は困難	1 会話は困難 2 文字の読み書きはできない。 3 数の理解はほとんどできない。 4 身辺処理はほとんど不可能。 5 作業能力はほとんどない。

- (注) 1 「5歳以下」の欄は、おおむね4～5歳児の知的機能の程度を示したものであり、それ以下の年齢についてはこれと年齢相応の発達の程度を参考にして判定すること。
- 2 失禁、興奮、多寡動等の特別な介助を必要とする行動の障害等が認められる場合は、当該行動の障害等を勘案のうえ総合的に知的障害の程度を判定すること。

ID: 515

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	介護給付費等の支給決定
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第19条第1項
法令番号	平成17年法律第123号
【根拠条文】 法第19条第1項、第20条第1項から第3項まで、第21条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による。 (介護給付費等の支給決定) 第19条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。 【基準】 (障害支援区分の認定) 第21条 市町村は、前条第1項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害支援区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行うものとする。 2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。 (支給要否決定等) 第22条 市町村は、<u>第20条第1項</u>の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向<u>その他の厚生労働省令で定める事項</u>を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第27条において「支給要否決定」という。)を行うものとする。 <u>第20条第1項</u> (申請) 第20条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。 2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第1項及び第22条第1項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者(以下この条において「指定一般相談支援事業者等」という。)に委託することができる。 3 前項後段の規定により委託を受けた指定一般相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。	

その他の厚生労働省令で定める事項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則

(法第22条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第12条 法第22条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 法第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
- (2) 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況
- (3) 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
- (4) 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援又は同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況
- (5) 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況
- (6) 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(第三号から前号までに掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況
- (7) 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容
- (8) 当該申請に係る障害者等の置かれている環境
- (9) 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

標準処理期間

2箇月

備考

設 定 年 月 日

平成 19 年 1 月 1 日

最終変更年月日

平成 27 年 4 月 1 日

ID: 516

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	支給決定の変更
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第24条第1項
法令番号	平成17年法律第123号
【基準】 法第24条の規定による。 (支給決定の変更) 第24条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。 2 市町村は、前項の申請又は職権により、<u>第22条第1項の厚生労働省令で定める事項</u>を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。 3 第19条(第1項を除く。)、第20条(第1項を除く。)及び第22条(第1項を除く。)の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 市町村は、第2項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害支援区分の変更の認定を行うことができる。 5 第21条の規定は、前項の障害支援区分の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 6 市町村は、第2項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。 <u>その他の厚生労働省令で定める事項</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (法第24条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項) 第16条 法第24条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、支給量とする。 <u>第22条第1項の厚生労働省令で定める事項</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (法第22条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項) 第12条 法第22条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 (1) 法第20条第1項の申請に係る障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況 (2) 当該申請に係る障害者等の介護を行う者の状況 (3) 当該申請に係る障害者等に関する介護給付費等の受給の状況 (4) 当該申請に係る障害児が現に児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援又は同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援を利用している場合には、その利用の状況 (5) 当該申請に係る障害者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービスを利用している場合には、その利用の状況	

(6) 当該申請に係る障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等(第三号から前号までに掲げるものに係るものを除く。)の利用の状況 (7) 当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容 (8) 当該申請に係る障害者等の置かれている環境 (9) 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況			
標準処理期間	2 か月 (障害程度区分の変更の場合) 14日 (支給量のみの変更の場合)		
備考			
設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 517

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	自立支援医療費の支給認定
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第52条第1項
法令番号	平成17年法律第123号
【基準】 法第52条第1項、第53条第1項及び第54条第1項の規定による。 (自立支援医療費の支給認定) 第52条 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定(以下「支給認定」という。)を受けなければならない。 (申請) 第53条 支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に申請をしなければならない。 (支給認定等) 第54条 市町村等は、前条第1項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)の規定により受けることができるときは、この限りでない。 <u>政令で定める基準に該当する場合</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (支給認定に係る政令で定める基準) 第29条 法第54条第1項の政令で定める基準は、支給認定(法第52条第1項に規定する支給認定をいう。以下同じ。)に係る障害者等(法第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。以下同じ。)及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの(以下「支給認定基準世帯員」という。)について指定自立支援医療(法第58条第1項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が23万5千円未満であることとする。 2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員(当該障害者の配偶者を除く。)の扶養親族(地方税法第23条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。)及び被扶養者(健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法(他の法律において準用する場合を含む。)又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。)に該当しないときは、前項及び第35条第2号から第4号までの規定の適用(同条第3号及び第4号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。)については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとすることができる <u>厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	

(法第 54 条第 1 項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類)

第 36 条 法第 54 条第 1 項本文に規定する厚生労働省令で定める自立支援医療の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 育成医療(令第一条の二第一号に規定する育成医療をいう。以下同じ。)
- (2) 更生医療(令第一条の二第二号に規定する更生医療をいう。以下同じ。)
- (3) 精神通院医療

(法第五十四条第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める種類の医療)

第 37 条 法第 54 条第 1 項ただし書に規定する厚生労働省令で定める種類の医療は、更生医療及び精神通院医療とする。

標準処理期間

2箇月

備考

設定年月日

平成 19 年 1 月 1 日

最終変更年月日

平成 27 年 4 月 1 日

ID: 518

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	自立支援医療費の支給認定の変更		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第56条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第56条第1項及び第2項の規定による。 (支給認定の変更) 第56条 支給認定障害者等は、現に受けている支給認定に係る第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関<u>その他の厚生労働省令で定める事項</u>について変更の必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村等に対し、支給認定の変更の申請をすることができる。 2 市町村等は、前項の申請又は職権により、支給認定障害者等につき、同項の厚生労働省令で定める事項について変更の必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村等は、当該支給認定障害者等に対し医療受給者証の提出を求めるものとする。 <u>その他の厚生労働省令で定める事項</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (法第56条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項) 第44条 法第56条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 (1) 法第54条第2項の規定に基づき定められた指定自立支援医療機関 (2) 負担上限月額及び負担上限月額に関する事項 (3) 支給認定の有効期間(第41条第8号に掲げる医療の具体的方針に変更を伴わない場合に限る。) (4) 第41条第8号に掲げる医療の具体的方針			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 519

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	補装具費の支給		
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第76条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第76条第1項の規定による。 第76条 市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理(以下この条及び次条において「購入等」という。)を必要とする者であると認めるとき(補装具の借受けにあっては、補装具の借受けによることが適当である場合として厚生労働省令で定める場合に限る。)は、当該障害者又は障害児の保護者(以下この条において「補装具費支給対象障害者等」という。)に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち政令で定める者の所得が政令で定める基準以上であるときは、この限りでない。 <u>政令で定める者の所得が政令で定める基準</u> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 (補装具費の支給に係る政令で定める者等) 第43条の2 法第76条第1項ただし書の政令で定める者は、同項の申請に係る障害者等の属する世帯の他の世帯員(障害者である場合にあっては、その配偶者に限る。次項において同じ。)とする。 2 法第76条第1項ただし書の政令で定める基準は、同項の申請に係る障害者等及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、補装具の購入等(同項本文に規定する購入等をいう。以下この項、次条第2号及び第43条の5第1項において同じ。)のあった月の属する年度(補装具の購入等のあった月が4月から6月までの間にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が46万円であることとする。			
標準処理期間	2 箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 1080

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	医療受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第33条第1項		
法令番号	平成18年政令第10号		
【基準】 政令第33条第1項の規定による。 (医療受給者証の再交付) 第33条 市町村等は、医療受給者証を破り、汚し、又は失った支給認定障害者等から、支給認定の有効期間内において、医療受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、医療受給者証を交付しなければならない。 1 申請書は法律施行令第33条第1項の規定により受理して差し支えないか。 2 関係書類は洩れなく添付されているか。 3 申請書の記載洩れ不備な点はないか。 4 き損の理由により再交付を申請する場合は、き損した受給証が添付されているか。 5 不正使用の疑いはないか。			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 1081

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第16条		
法令番号	平成18年政令第10号		
【基準】 政令第16条の規定による。 (受給者証の再交付) 第16条 市町村は、受給者証(法第22条第8項に規定する受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った支給決定障害者等から、支給決定の有効期間内において、受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、受給者証を交付しなければならない。 1 申請書は法律施行令第16条の規定により受理して差し支えないか。 2 関係書類は洩れなく添付されているか。 3 申請書の記載洩れ不備な点はないか。 4 き損の理由により再交付を申請する場合は、き損した受給証が添付されているか。 5 不正使用の疑いはないか。			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 1097

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	高額障害福祉サービス等給付費の支給決定		
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第76条の2第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第76条の2第1項の規定による。 第76条の2 市町村は、次に掲げる者が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入等に要した費用の合計額(それぞれ厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第20条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該者に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。 (1) 支給決定障害者等 (2) 65歳に達する前に長期間にわたり障害福祉サービス(介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。)に係る支給決定を受けていた障害者であって、同項に規定する介護給付等対象サービス(障害福祉サービスに相当するものとして政令で定めるものに限る。)を受けているもの(支給決定を受けていない者に限る。)のうち、当該障害者の所得の状況及び障害の程度その他の事情を勘案して政令で定めるもの			
標準処理期間	2 箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 1098

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給決定		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第30条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第30条第1項の規定による。 (特例介護給付費又は特例訓練等給付費) 第30条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定障害福祉サービス等又は第2号に規定する基準該当障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(特定費用を除く。)について、特例介護給付費又は特例訓練等給付費を支給することができる。 (1) 支給決定障害者等が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。 (2) 支給決定障害者等が、指定障害福祉サービス等以外の障害福祉サービス(次に掲げる事業所又は施設により行われるものに限る。以下「基準該当障害福祉サービス」という。)を受けたとき。 イ 第43条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所(以下「基準該当事業所」という。) ロ 第44条第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる施設(以下「基準該当施設」という。) (3) その他政令で定めるとき。			
標準処理期間	3箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 1111

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	介護給付費又は訓練等給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第29条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第29条第1項の規定による。 (介護給付費又は訓練等給付費) 第29条 市町村は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業を行う者(以下「指定障害福祉サービス事業者」という。)若しくは障害者支援施設(以下「指定障害者支援施設」という。)から当該指定に係る障害福祉サービス(以下「指定障害福祉サービス」という。)を受けたとき、又はのぞみの園から施設障害福祉サービスを受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定障害者等に対し、当該指定障害福祉サービス又は施設障害福祉サービス(支給量の範囲内のものに限る。以下「指定障害福祉サービス等」という。)に要した費用(食事の提供に要する費用、居住若しくは滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用又は創作的活動若しくは生産活動に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用(以下「特定費用」という。)を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。			
標準処理期間	3箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 1112

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特定障害者特別給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第34条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第34条第1項の規定による。 (特定障害者特別給付費の支給) 第34条 市町村は、施設入所支援、共同生活援助その他の政令で定める障害福祉サービス(以下この項において「特定入所等サービス」という。)に係る支給決定を受けた障害者のうち所得の状況その他の事情を斟酌して厚生労働省令で定めるもの(以下この項及び次条第一項において「特定障害者」という。)が、支給決定の有効期間内において、指定障害者支援施設若しくはのぞみの園(以下「指定障害者支援施設等」という。)に入所し、又は共同生活援助を行う住居(以下この項及び同条第一項において「共同生活住居」という。)に入居して、当該指定障害者支援施設等又は指定障害福祉サービス事業者から特定入所等サービスを受けたときは、当該特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等又は共同生活住居における食事の提供に要した費用又は居住に要した費用(同項において「特定入所等費用」という。)について、政令で定めるところにより、特定障害者特別給付費を支給する。			
標準処理期間	3箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 1113

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特例特定障害者特別給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第35条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第35条第1項の規定による。 (特例特定障害者特別給付費の支給) 第35条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、特定障害者に対し、当該指定障害者支援施設等若しくは基準該当施設又は共同生活住居における特定入所等費用について、政令で定めるところにより、特例特定障害者特別給付費を支給することができる。 (1) 特定障害者が、第20条第1項の申請をした日から当該支給決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定障害福祉サービス等を受けたとき。 (2) 特定障害者が、基準該当障害福祉サービスを受けたとき。			
標準処理期間	3箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 1114

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	自立支援医療費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第58条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第58条第1項の規定による。 (自立支援医療費の支給) 第58条 市町村等は、支給認定に係る障害者等が、支給認定の有効期間内において、第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関から当該指定に係る自立支援医療(以下「指定自立支援医療」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給認定障害者等に対し、当該指定自立支援医療に要した費用について、自立支援医療費を支給する。			
標準処理期間	4箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 1115

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	療養介護医療費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第70条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第70条第1項の規定による。 (療養介護医療費の支給) 第70条 市町村は、介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、支給決定の有効期間内において、指定障害福祉サービス事業者等から当該指定に係る療養介護医療を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。			
標準処理期間	3箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 1116

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	基準該当療養介護医療費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第71条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第71条第1項の規定による。 (基準該当療養介護医療費の支給) 第71条 市町村は、特例介護給付費(療養介護に係るものに限る。)に係る支給決定を受けた障害者が、基準該当事業所又は基準該当施設から当該療養介護医療(以下「基準該当療養介護医療」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該支給決定に係る障害者に対し、当該基準該当療養介護医療に要した費用について、基準該当療養介護医療費を支給する。			
標準処理期間	3箇月		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 2029

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	補装具の支給及び修理の決定		
法令名 根拠条項	戦傷病者特別援護法 第21条第1項		
法令番号	昭和38年法律第168号		
【基準】 法第21条第1項の規定による。 (補装具の支給及び修理) 第21条 厚生労働大臣は、公務上の傷病により、政令で定める程度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、中枢神経機能障害、肢体不自由その他の政令で定める障害の状態にある戦傷病者について、必要があると認めるときは、その者の請求により、盲人安全つえ、補聴器、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定める補装具を支給し、又は修理することができる。			
標準処理期間	2箇月		
備考			
設定年月日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2030

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	支援給付の決定
法令名 根拠条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 1 項
法令番号	平成 6 年法律第 30 号
【基準】 法第 14 条の規定による。 (支援給付の実施) 第 14 条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 8 条第 1 項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。 2 支援給付の種類は、次のとおりとする。 (1) 生活支援給付 (2) 住宅支援給付 (3) 医療支援給付 (4) 介護支援給付 (5) その他政令で定める給付 3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該特定配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第 8 条第 1 項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)は、この限りでない。 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。 5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。 6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)その他政令で定める法令の規定を適用する。 7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 生活保護法 (申請による保護の開始及び変更) 第 24 条第 3 項 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。	

生活保護法第8条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準による。

生活保護法第8条第1項

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

標準処理期間

申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能（生活保護法第24条第5項）

備考

設定年月日

平成20年4月1日

最終変更年月日

平成26年10月1日

ID: 2031

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	支援給付の変更決定
法令名 根拠条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項
法令番号	平成6年法律第30号
【基準】 法第14条の規定による。 (支援給付の実施) 第14条 この法律による支援給付(以下「支援給付」という。)は、特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯の収入の額(その者に支給される老齢基礎年金その他に係る厚生労働省令で定める額を除く。)がその者(当該世帯にその者の特定配偶者、その者以外の特定中国残留邦人等その他厚生労働省令で定める者があるときは、これらの者を含む。)について生活保護法(昭和25年法律第144号)第8条第1項の基準により算出した額に比して不足するものに対して、その不足する範囲内において行うものとする。 2 支援給付の種類は、次のとおりとする。 (1) 生活支援給付 (2) 住宅支援給付 (3) 医療支援給付 (4) 介護支援給付 (5) その他政令で定める給付 3 支援給付を受けている特定中国残留邦人等であって、その者の属する世帯にその者の特定配偶者があるものが死亡した場合において、当該特定中国残留邦人等の死亡後も当該特定配偶者の属する世帯の収入の額(厚生労働省令で定める額を除く。)が当該特定配偶者(当該世帯に厚生労働省令で定める者があるときは、その者を含む。)について生活保護法第8条第1項の基準により算出した額に比して継続して不足するときは、当該世帯に他の特定中国残留邦人等がある場合を除き、当該特定配偶者に対して、厚生労働省令で定めるところにより、支援給付を行うものとする。ただし、当該特定配偶者が当該死亡後に婚姻したとき(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者となったときを含む。)は、この限りでない。 4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。 5 支援給付の実施に当たっては、特定中国残留邦人等及び特定配偶者の置かれている事情に鑑み、特定中国残留邦人等及び特定配偶者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするために必要な配慮をして、懇切丁寧に行うものとする。 6 支援給付については、政令で定めるところにより、支援給付を生活保護法による保護とみなして、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)その他政令で定める法令の規定を適用する。 7 前項に定めるもののほか、支援給付に関する事項に係る他の法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 8 前各項に定めるもののほか、支援給付の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 生活保護法第24条第5項により準用する法第24条第1項の規定による。 (申請による保護の開始及び変更) 第24条第3項 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。	

標準処理期間	申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能（生活保護法第24条第5項）		
備考			
設定年月日	平成 20 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 10 月 1 日

ID: 2502

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害児通所給付費等の給付決定
法令名称 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の5 第1項
法令番号	昭和23年法律第164号
【基準】 法第21条の5の5第1項、第21条の5の6第1・2項、第21条の5の7第1・2・4・6項、規則第18条の10の規定による。 (障害児通所給付費等の給付決定) 第21条の5の5 障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費（以下この款において「障害児通所給付費等」という。）の支給を受けようとする障害児の保護者は、市町村の障害児通所給付費等を支給する旨の決定（以下「通所給付決定」という。）を受けなければならない。 (申請) 第21条の5の6 通所給付決定を受けようとする障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請しなければならない。 ② 市町村は、前項の申請があつたときは、次条第1項に規定する通所支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請にかかる障害児又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者その他の厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「指定障害児相談支援事業者等」という。）に委託することができる。 (給付要否決定等) 第21条の5の7 市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定（以下この条において「通所支給要否決定」という。）を行うものとする。 ② 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要であると認めるときは、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関（次項、第21条の5の10及び第21条の5の13第3項において「児童相談所等」という。）の意見を聴くことができる。 ④ 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害児の保護者に対し、第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。 ⑥ 市町村は、前2項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第1項の厚生労働省令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。 児童福祉法施行規則第18条の10 法第21条の5の7第1項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。 1 当該申請に係る障害児の障害種類及び程度のその他の心身の状況 2 当該申請に係る障害児の介護を行う者の状況	

3 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況 4 当該申請に係る障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況 5 当該申請に係る障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況 6 当該申請に係る障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（前3号に掲げるものに 係るものを除く。）の利用の状況 7 当該申請に係る障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内 容 8 当該申請に係る障害児の置かれている環境 9 当該申請に係る障害児通所支援の提供体制の整備の状況			
標準処理期間	2か月		
備考			
設 定 年 月 日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2503

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害児通所給付決定の変更		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の8 第1項		
法令番号	昭和23年法律第164号		
【基準】 第21条の5の8第1項から第3項の規定による。 (通所給付決定の変更) 第21条の5の8 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。 ② 市町村は、前項の申請又は職権により、前条第1項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の提出を求めるものとする。 ③ 第21条の5の5第2項、第21条の5の6（第1項を除く。）及び前条（第1項を除く。）の規定は、前項の通所給付決定の変更決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 ※ 必要な技術的読み替えは、政令第25条の3の定めによる。			
標準処理期間	2か月（支給量については14日）		
備考			
設定年月日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2504

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の20 第1項
法令番号	平成17年法律第123号
【基準】 第51条の20第1項、規則第34条の59第1・2項の規定による。 (指定特定相談支援事業者の指定) 第51条の20第1項 第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に相談支援を行うものとして厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、特定相談支援事業を行う事業所（以下この款において「特定相談支援事業所」という。）ごとに行う。 (指定の更新) 第51条の21 第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者及び第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。 2 第41条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 規則第34条の59第1項 法第51条の20第1項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 (1) 事業所の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 (4) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (5) 事業所の平面図 (6) 事業所の管理者及び相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日、住所及び経歴 (7) 運営規程 (8) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 (9) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 (10) 当該申請に係る事業に係る資産の状況 (11) 当該申請に係る事業に係る計画相談支援給付費の請求に関する事項 (12) 法第51条の20第2項において準用する法第36条第3項各号（同項第4号、第10号及び第13号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）	

(13) 役員の氏名、生年月日及び住所 (14) その他指定に関し必要と認める事項 2 法第51条の20第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第19条に規定する運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと(事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、他の指定特定相談支援事業者と連携することにより事業の主たる対象としていない種類の障害についても対応できる体制を確保している場合又は身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合に該当することを含む。) (2) 法第89条の3第1項に規定する協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。 (3) 特定相談支援事業所(法第51条の20第1項に規定する特定相談支援事業所をいう。以下同じ。)において、相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該特定相談支援事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。 3 法第51条の21第1項の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第1項各号(第3号及び第12号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 (1) 現に受けている指定の有効期間満了日 (2) 誓約書 4 前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第1項第4号から第10号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。			
標準処理期間	2か月		
備考			
設 定 年 月 日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 2505

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	指定障害児相談支援事業者の指定
法令名称 根拠条項	児童福祉法 第24条の28 第1項
法令番号	昭和23年法律第164号
【基準】 法第24条の28、法第24条の29、規則第25条の26の6の規定による。 (指定障害児相談支援事業者の指定) 第24条の28 第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する相談支援を行う者として厚生労働省令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行う事業所(以下「障害児相談支援事業所」という。)ごとに行う。 2 第21条の5の15第3項(第4号、第11号及び第14号を除く。)の規定は、第24条の26第1項第1号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第21条の5の15第3項第1号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (指定の更新) 第24条の29 第24条の26第1項第1号の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。 ② 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 ③ 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 ④ 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 規則第25条の26の6 法第24条の26第1項第1号の規定に基づき指定障害児相談支援事業者の指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 (1) 事業所の名称及び所在地 (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 (4) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (5) 事業所の平面図 (6) 事業所の管理者及び相談支援専門員(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号)第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)の氏名、生年月日、住所及び経歴	

(7)	運営規程		
(8)	障害児又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要		
(9)	当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態		
(10)	当該申請に係る事業に係る資産の状況		
(11)	当該申請に係る事業に係る障害児相談支援給付費の請求に関する事項		
(12)	法第二十四条の二十八第二項において準用する法第二十一条の五の十五第三項各号(同項第四号、第十一号及び第十四号を除く。)に該当しないことを誓約する書面(以下この条において「誓約書」という。)		
(13)	役員の氏名、生年月日及び住所		
(14)	その他指定に関し必要と認める事項		
2	法第二十四条の二十八第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に定めるところによる。 (1) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準第十九条に規定する運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと(事業の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であつて、他の指定障害児相談支援事業者と連携することにより事業の主たる対象としていない種類の障害についても対応可能な体制を確保している場合又は身近な地域に指定障害児相談支援事業者がない場合に該当することを含む。) (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三に規定する協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。 (3) 当該障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該障害児相談支援事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。		
3	法第二十四条の二十九第一項の規定に基づき指定障害児相談支援事業者の指定の更新を受けようとする者は、第一項各号(第三号及び第十二号を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第一項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 (1) 現に受けている指定の有効期間満了日 (2) 誓約書		
4	前項の規定にかかわらず、市町村長は、当該申請に係る事業者が既に当該市町村長に提出している第一項第四号から第十号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる		
標準処理期間	2か月		
備考			
設 定 年 月 日	平成 25 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2622

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	計画相談支援給付費の支給		
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の17第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の17第1項の規定による。 (計画相談支援給付費) 第五十一条の十七 市町村は、次の各号に掲げる者(以下「計画相談支援対象障害者等」という。)に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費を支給する。 一 第二十二条第四項(第二十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第二十条第一項若しくは第二十四条第一項の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は第五十一条の七第四項(第五十一条の九第三項において準用する場合を含む。)の規定により、サービス等利用計画案の提出を求められた第五十一条の六第一項若しくは第五十一条の九第一項の申請に係る障害者 市町村長が指定する特定相談支援事業を行う者(以下「指定特定相談支援事業者」という。)から当該指定に係るサービス利用支援(次項において「指定サービス利用支援」という。)を受けた場合であって、当該申請に係る支給決定等を受けたとき。			
標準処理期間	3箇月		
備考			
設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 2623

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	配偶者支援金の支給		
法令名 根拠条項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第15条第1項		
法令番号	平成6年法律第30号		
【基準】 法第15条の規定による。 （配偶者支援金の支給） 第15条 この法律による配偶者支援金の支給は、前条第3項の規定により支援給付を受ける権利を有する特定配偶者に対して行うものとする。 2 配偶者支援金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、国民年金法第27条本文に規定する老齢基礎年金の額（同法第27条の3又は第27条の5の規定により改定した同法第27条に規定する改定率を乗じて得たものに限る。）を12で除して得た額に3分の2を乗じた額とする。 3 前条第4項、第5項及び第7項の規定は、配偶者支援金の支給について準用する。 4 国は、政令で定めるところにより、市町村及び都道府県が支弁した配偶者支援金の支給に要する費用を負担しなければならない。 5 前各項に定めるもののほか、配偶者支援金の支給に関し必要は事項は、厚生労働省令で定める。 生活保護法 （申請による保護の開始及び変更） 第24条第3項 保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならない。			
標準処理期間	申請のあった日から14日以内。ただし、特別な理由があるときは30日まで延長可能（生活保護法第24条第5項）		
備考			
設定年月日	平成 26 年 10 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2702

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	生活困窮者住居確保給付金の支給決定
法令名称 根拠条項	生活困窮者自立支援法 第6条
法令番号	平成25年法律第105号
【根拠条文】 法第6条の規定による。 (生活困窮者住居確保給付金の支給) 第6条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する<u>生活困窮者</u>のうち第3条第3項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して<u>厚生労働省令</u>で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。 2 前項に規定するもののほか、生活困窮者住居確保給付金の額及び支給期間その他生活困窮者住居確保給付金の支給に関し必要な事項は、<u>厚生労働省令</u>で定める。 【基準】 生活困窮者自立支援法施行規則 (法第五条第一項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者) 第10条 法第5条第1項に規定する厚生労働省令で定める生活困窮者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1) 生活困窮者住居確保給付金の支給を申請した日(以下この条及び次条において「申請日」という。)において、65歳未満の者であって、かつ、離職した日又は事業を廃止した日(以下「離職等の日」という。)から起算して2年を経過していないものであること。 (2) 離職等の日においてその属する世帯の生計を主として維持していたこと。 (3) 申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び当該生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額以下であること。 (4) 申請日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額(当該額が100万円を超える場合は100万円とする。)以下であること。 (5) 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職を目指した求職活動を行うこと。 (生活困窮者住居確保給付金の支給期間) 第12条 生活困窮者住居確保給付金の支給期間は、3月とする。ただし、支給期間中において生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が第10条各号(第1号を除く。)のいずれにも該当する場合であって、引き続き生活困窮者住居確保給付金を支給することが当該者の就職の促進に必要であると認められるときは、3月ごとに9月までの範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。 2 生活困窮者住居確保給付金の支給を受ける者が、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が基準額及び	

当該者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額(当該家賃の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額)を合算した額を超えたときは、前項の規定に関わらず、生活困窮者住居確保給付金を支給しない。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID:2845

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	就労自立給付金の支給		
法令名 根拠条項	生活保護法 第55条の4第1項		
法令番号	平成25年法律第144号		
【基準】 法第55条の4の規定による。 (就労自立給付金の支給) 第55条の4 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する(居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある)被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなったと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。 2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。 3 第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の就労自立給付金を支給する者に委託して行うことを妨げない。			
標準処理期間	14日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID:2846

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特例障害児通所給付費の支給
法令名称 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の2第1項
法令番号	平成22年法律第164号
【基準】第21条の5の4及び第21条の5の7 第21条の5の4 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定通所支援又は第2号に規定する基準該当通所支援(第21条の5の7第7項に規定する支給量の範囲内のものに限る。)に要した費用(通所特定費用を除く。)について、特例障害児通所給付費を支給することができる。 (1) 通所給付決定保護者が、第21条の5の6第1項の申請をした日から当該通所給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定通所支援を受けたとき。 (2) 通所給付決定保護者が、指定通所支援以外の障害児通所支援(第21条の5の19第1項の都道府県の条例で定める基準又は同条第2項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に定める事項のうち都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下「基準該当通所支援」という。)を受けたとき。 (3) その他政令で定めるとき。 2 都道府県が前項第2号の条例を定めるに当たっては、第1号から第3号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第4号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。 (1) 基準該当通所支援に従事する従業者及びその員数 (2) 基準該当通所支援の事業に係る居室の床面積その他基準該当通所支援の事業の設備に関する事項であって障害児の健全な発達に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの (3) 基準該当通所支援の事業の運営に関する事項であって、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保、障害児の安全の確保及び秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの (4) 基準該当通所支援の事業に係る利用定員 3 特例障害児通所給付費の額は、1につき、同一の月に受けた次の各号に掲げる障害児通所支援の区分に応じ、当該各号に定める額を合計した額から、それぞれ当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該合計した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額を基準として、市町村が定める。 (1) 指定通所支援 前条第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額) (2) 基準該当通所支援 障害児通所支援の種類ごとに基準該当通所支援に通常要する費用(通所特定費用を除く。)につき厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該基準該当通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該	

現に基準該当通所支援に要した費用の額)

第21条の5の7 市町村は、前条第1項の申請が行われたときは、当該申請に係る障害児の心身の状態、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児及びその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して障害児通所給付費等の支給の要否の決定(以下この条において「通所支給要否決定」という。)を行うものとする。

(2) 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、児童相談所その他厚生労働省令で定める機関(次項、第21条の5の10及び第21条の5の13第3項において「児童相談所等」という。)の意見を聴くことができる。

(3) 児童相談所等は、前項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該通所支給要否決定に係る障害児、その保護者及び家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

(4) 市町村は、通所支給要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第一項の申請に係る障害児の保護者に対し、第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求めるものとする。

(5) 前項の規定により障害児支援利用計画案の提出を求められた障害児の保護者は、厚生労働省令で定める場合には、同項の障害児支援利用計画案に代えて厚生労働省令で定める障害児支援利用計画案を提出することができる。

(6) 市町村は、前2項の障害児支援利用計画案の提出があつた場合には、第1項の厚生労働省令で定める事項及び当該障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。

(7) 市町村は、通所給付決定を行う場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量(以下「支給量」という。)を定めなければならない。

(8) 通所給付決定は、厚生労働省令で定める期間(以下「通所給付決定の有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

(9) 市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量、通所給付決定の有効期間その他の厚生労働省令で定める事項を記載した通所受給者証(以下「通所受給者証」という。)を交付しなければならない。

(10) 指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けけるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

(11) 通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者等から指定通所支援を受けたとき(当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に通所受給者証を提示したときに限る。)は、市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該指定通所支援に要した費用(通所特定費用を除く。)について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。

(12) 前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し障害児通所給付費の支給があつたものとみなす。

(13) 市町村は、指定障害児通所支援事業者等から障害児通所給付費の請求があつたときは、第21条の5の3第2項第1号の厚生労働大臣が定める基準及び第21条の5の19第2項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準(指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。

(14) 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。

標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:2847

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	高額障害児通所給付費の支給		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の12第1項		
法令番号	平成22年法律第164号		
【基準】 法第21条の5の12の規定による。 第21条の5の12 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額（厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。 2 前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に関し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2848

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の13第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 法第21条の5の13の規定による。 第21条の5の13 市町村は、第21条の5の3第1項、第21条の5の4第1項又は前条第1項の規定にかかわらず、放課後等デイサービスを受けている障害児(以下この項において「通所者」という。)について、引き続き放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該通所者が満18歳に達した後においても、当該通所者からの申請により、当該通所者が満20歳に達するまで、厚生労働省令で定めるところにより、引き続き放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費(次項において「放課後等デイサービス障害児通所給付費等」という。)を支給することができる。ただし、当該通所者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護その他の支援を受けることができる場合は、この限りでない。 2 前項の規定により放課後等デイサービス障害児通所給付費等を支給することができることとされた者については、その者を障害児又は障害児の保護者とみなして、第21条の5の3から前条までの規定を適用する。この場合において、必要な技術的読替えその他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。 3 市町村は、第1項の場合において必要があると認めるときは、児童相談所等の意見を聴くことができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2849

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	肢体不自由児通所医療費の支給		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第21条の5の29		
法令番号	平成22年法律第164号		
【基準】 法第21条の5の29の規定による。 第21条の5の29 市町村は、通所給付決定に係る障害児が、通所給付決定の有効期間内において、指定障害児通所支援事業者等(病院その他厚生労働省令で定める施設に限る。以下この款において同じ。)から医療型児童発達支援のうち治療に係るもの(以下この条において「肢体不自由児通所医療」という。)を受けたときは、当該障害児に係る通所給付決定保護者に対し、当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費を支給する。 2 肢体不自由児通所医療費の額は、1月につき、肢体不自由児通所医療(食事療養を除く。)につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から、当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額(当該政令で定める額が当該算定した額の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)を控除して得た額とする。 3 通所給付決定に係る障害児が指定障害児通所支援事業者等から肢体不自由児通所医療を受けたときは、市町村は、当該障害児に係る通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者等に支払うべき当該肢体不自由児通所医療に要した費用について、肢体不自由児通所医療費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定障害児通所支援事業者等に支払うことができる。 4 前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対し肢体不自由児通所医療費の支給があつたものとみなす。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	平成29年4月1日

ID:2850

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	障害児相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の26第1項		
法令番号	平成22年法律第164号		
【基準】 法第24条の26の規定による。 第24条の26 市町村は、次の各号に掲げる者(以下この条及び次条第1項において「障害児相談支援対象保護者」という。))に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。 (1) 第21条の5の7第4項(第21条の5の8第3項において準用する場合を含む。))の規定により、障害児支援利用計画案の提出を求められた第21条の5の6第1項又は第21条の5の8第1項の申請に係る障害児の保護者 市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者(以下「指定障害児相談支援事業者」という。))から当該指定に係る障害児支援利用援助(次項において「指定障害児支援利用援助」という。))を受けた場合であつて、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。 (2) 通所給付決定保護者 指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助(次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。))を受けたとき。 2 障害児相談支援給付費の額は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助(以下「指定障害児相談支援」という。))に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定障害児相談支援に要した費用の額)とする。 3 障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援事業者から指定障害児相談支援を受けたときは、市町村は、当該障害児相談支援対象保護者が当該指定障害児相談支援事業者を支払うべき当該指定障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費として当該障害児相談支援対象保護者に対し支給すべき額の限度において、当該障害児相談支援対象保護者に代わり、当該指定障害児相談支援事業者を支払うことができる。 4 前項の規定による支払があつたときは、障害児相談支援対象保護者に対し障害児相談支援給付費の支給があつたものとみなす。 5 市町村は、指定障害児相談支援事業者から障害児相談支援給付費の請求があつたときは、第2項の厚生労働大臣が定める基準及び第24条の31第2項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準(指定障害児相談支援の取扱いに関する部分に限る。)に照らして審査の上、支払うものとする。 6 市町村は、前項の規定による支払に関する事務を連合会に委託することができる。 7 前各項に定めるもののほか、障害児相談支援給付費の支給及び指定障害児相談支援事業者の障害児相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2851

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特例障害児相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の27第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 第24条の27の規定による。 第24条の27 市町村は、障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援以外の障害児相談支援（第24条の31第1項の厚生労働省令で定める基準及び同条第2項の厚生労働省令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害児相談支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。 2 特例障害児相談支援給付費の額は、当該基準該当障害児相談支援について前条第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。 3 前2項に定めるもののほか、特例障害児相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2852

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	指定障害児相談支援事業者の指定の更新		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第24条の29条第1項		
法令番号	平成22年法律第164号		
【基準】 法第24条の29の規定による。 第24条の29 第24条の26第1項第1号の指定は、6年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。 2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。 4 前条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2853

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	通所受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	児童福祉法施行規則 第18条の6第9項		
法令番号	昭和23年厚生省令第11号		
【基準】 省令第18条の6第9項の規定による。 第18条の6 9 市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失った通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があったときは、通所受給者証を交付しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:2854

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特別障害者手当の受給資格の再認定		
法令名 根拠条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第26条の5		
法令番号	昭和39年法律第134号		
【基準】 法第26条の5において準用する法第5条第2項の規定による。 (認定) 第5条 2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。 障害児童福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について(昭和60年12月28日社更第162号)参照			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:2855

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	介護給付費等の負担額の特例認定		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第31条		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第31条の規定による。 (介護給付費等の額の特例) 第31条 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、障害福祉サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける介護給付費又は訓練等給付費の支給について第29条第3項の規定を適用する場合においては、同項第2号中「額)」とあるのは、「額)の範囲内において市町村が定める額」とする。 2 前項に規定する支給決定障害者等が受ける特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給について前条第3項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2856

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	地域相談支援給付費等の相談支援給付決定
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の5第1項
法令番号	平成17年法律第123号
【基準】 法第51条の5及び第51条の7の規定による。 (地域相談支援給付費等の相談支援給付決定) 第51条の5 地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費(以下「地域相談支援給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者は、市町村の地域相談支援給付費等を支給する旨の決定(以下「地域相談支援給付決定」という。)を受けなければならない。 2 第19条(第1項を除く。)の規定は、地域相談支援給付決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (給付要否決定等) 第51条の7 市町村は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る障害者の心身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第51条の12において「給付要否決定」という。)を行うものとする。 2 市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。 3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。 4 市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害者に対し、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。 5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者は、厚生労働省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて厚生労働省令で定めるサービス等利用計画案を提出することができる。 市町村は、前2項のサービス等利用計画案の提出があった場合には、第1項の厚生労働省令で定める事項及び当該サービス等利用計画案を勘案して給付要否決定を行うものとする。 市町村は、地域相談支援給付決定を行う場合には、地域相談支援の種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量(以下「地域相談支援給付量」という。)を定めなければならない。 市町村は、地域相談支援給付決定を行ったときは、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した地域相談支援受給者証(以下「地域相談支援受給者証」という。)を交付しなければならない。	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2857

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	地域相談支援給付決定の変更		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の9第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の9の規定による。 (地域相談支援給付決定の変更) 第51条の9 地域相談支援給付決定障害者は、現に受けている地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類、地域相談支援給付量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該地域相談支援給付決定の変更の申請をすることができる。 2 市町村は、前項の申請又は職権により、第51条の7第1項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、地域相談支援給付決定障害者につき、必要があると認めるときは、地域相談支援給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る地域相談支援給付決定障害者に対し地域相談支援受給者証の提出を求めるものとする。 3 第19条(第1項を除く。)、第20条(第1項を除く。)及び第51条の7(第1項を除く。)の規定は、前項の地域相談支援給付決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 市町村は、第2項の地域相談支援給付決定の変更の決定を行った場合には、地域相談支援受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2858

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	地域相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の14第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の14第1項の規定による。 (地域相談支援給付費) 第51条の14 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、地域相談支援給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する一般相談支援事業を行う者(以下「指定一般相談支援事業者」という。)から当該指定に係る地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援(地域相談支援給付量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。)に要した費用について、地域相談支援給付費を支給する。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:2859

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特例地域相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の15第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の15第1項の規定による。 (特例地域相談支援給付費) 第51条の15 市町村は、地域相談支援給付決定障害者が、第51条の6第1項の申請をした日から当該地域相談支援給付決定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により指定地域相談支援を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該指定地域相談支援に要した費用について、特例地域相談支援給付費を支給することができる。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2860

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	特例計画相談支援給付費の支給		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の18第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の18第1項の規定による。 (特例計画相談支援給付費) 第 51 条 の 18 市町村は、計画相談支援対象障害者等が、指定計画相談支援以外の計画相談支援(第 51 条 の 24 第 1 項の厚生労働省令で定める基準及び同条第 2 項の厚生労働省令で定める指定計画相談支援の事業の運営に関する基準に定める事項のうち厚生労働省令で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当計画相談支援」という。)を受けた場合において、必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、基準該当計画相談支援に要した費用について、特例計画相談支援給付費を支給することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2861

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	指定特定相談支援事業者の指定の更新		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の21条第1項		
法令番号	平成17年法律第123号		
【基準】 法第51条の21第1項の規定による。 (指定の更新) 第51条の21 第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者及び第51条の17第1項第1号の指定特定相談支援事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。 2 第41条第2項及び第3項並びに前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2862

担当部署: 福祉部 社会福祉課

処分の概要	地域相談支援受給者証の再交付		
法令名 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令 第26条の8		
法令番号	平成18年政令第10号		
【基準】 政令第26条の8の規定による。 (地域相談支援受給者証の再交付) 第26条の8 市町村は、地域相談支援受給者証(法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証をいう。以下この条において同じ。)を破り、汚し、又は失った地域相談支援給付決定障害者から、地域相談支援給付決定の有効期間内において、地域相談支援受給者証の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、地域相談支援受給者証を交付しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

処分の概要	子どものための教育・保育給付の認定
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第20条第1項、第2項及び第3項
法令番号	平成24年 法律第65号
【根拠条文】 (市町村の認定等) 第20条 <u>前条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。 2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。 3 市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが<u>前条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。 【基準】 <u>前条第1項第2号又は第3号</u> (支給要件) 第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。 (1) 満3歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。) (2) 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病<u>その他の内閣府令で定める事由</u>により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (3) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの <u>その他の内閣府令で定める事由</u> 子ども子育て支援法施行規則 (法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由) 第1条の5 法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれれもが次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) 一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。 (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	

- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- (7) 次のいずれかに該当すること。
- イ 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - ロ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (8) 次のいずれかに該当すること。
- イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 - ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(イに該当する場合を除く。)
- (9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

処分の概要	子どものための教育・保育給付の認定証の交付		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第20条第4項		
法令番号	平成24年 法律第65号		
【根拠条文】 (市町村の認定等) 4 市町村は、第1項及び前項の認定(以下「教育・保育給付認定」という。)を行ったときは、その結果を当該教育・保育給付認定に係る保護者(以下「教育・保育給付認定保護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定に係る小学校就学前子ども(以下「教育・保育給付認定子ども」という。)の該当する前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証(以下「支給認定証」という。)を交付するものとする。 【基準】 根拠条文のとおり。			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

処分の概要	子どものための教育・保育給付認定の変更		
法令名 根拠条項	子ども子育て支援法 第23条第2項から第6項		
法令番号	平成24年 法律第65号		
【根拠条文】 (支給認定の変更) 第23条 2 市町村は、 <u>前項の規定</u> による申請により、教育・保育給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。 3 第20条第2項、第3項、第4項前段及び第5項から第7項までの規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 市町村は、職権により、教育・保育給付認定保護者につき、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが満3歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、教育・保育給付認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る教育・保育給付認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。 5 第20条第2項、第3項及び第4項前段の規定は、前項の教育・保育給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 6 市町村は、第2項又は第4項の教育・保育給付認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。 <u>前項の規定</u> 第23条 教育・保育給付認定保護者は、現に受けている教育・保育給付認定に係る当該教育・保育給付認定子どもの該当する第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、教育・保育給付認定の変更の認定を申請することができる			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

処分の概要	子どものための教育・保育給付の認定証の再交付		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法施行規則 第16条第1項及び第2項		
法令番号	平成24年 法律第65号		
【根拠条文】 (支給認定証の再交付) 第16条 市町村は、支給認定証を破り、汚し、又は失った教育・保育認定保護者から、教育・保育認定の有効期間内において、支給認定証の再交付の申請があったときは、支給認定証を交付するものとする。 2 前項の申請をしようとする教育・保育認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。 (1) 当該申請を行う教育・保育認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先(保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地) (2) 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び教育・保育認定保護者との続柄 (3) 申請の理由 【基準】 根拠条文のとおり。			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

処分の概要	施設型給付費の支給
法令名称 根拠条項	子ども子育て支援法 第27条第1項及び第3項
法令番号	平成24年 法律第65号
【根拠条文】 (施設型給付費の支給) 第27条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育(保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。)又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満3歳未満保育認定子どもにあつては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。 【基準】 3 施設型給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。 (1) 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額) (2) <u>政令で定める額</u>を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して<u>市町村が定める額</u> <u>子ども・子育て支援法施行令(法第27条第3項第2号の政令で定める額)</u> 第4条 教育・保育給付認定子ども(法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。以下この項において同じ。)のうち、次に掲げるもの(次条第1項、第12条第1項及び第23条第1号において「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」という。)に係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号の政令で定める額は、0とする。 (1) 教育認定子ども(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。附則第13条の規定により読み替えて適用する第23条第1号において同じ。) (2) 満3歳以上保育認定子ども(法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいい、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある教育・	

保育給付認定子ども（法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育を受ける者を除く。次項及び第11条第2項において「特定満3歳以上保育認定子ども」という。）を除く。第11条第1項において同じ。）

2 満3歳未満保育認定子ども（法第23条第4項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいい、特定満3歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）に係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号の政令で定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育（同条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下この項において同じ。）に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

(1) 次号から第8号までに掲げる者以外の教育・保育給付認定保護者 104,000円（法第20条第3項に規定する保育必要量が少ない者として内閣府令で定める教育・保育給付認定保護者（以下「短時間認定保護者」という。）にあっては、102,400円）

(2) 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者について特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。第8号及び第15条の3第2項において同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額（以下この項及び第14条において「市町村民税所得割合算額」という。）が397,000円未満である場合における当該教育・保育給付認定保護者（次号から第8号までに掲げる者を除く。） 80,000円（短時間認定保護者にあつては、78,800円）

(3) 市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（次号から第8号までに掲げる者を除く。） 61,000円（短時間認定保護者にあつては、60,100円）

(4) 市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（次号から第8号までに掲げる者を除く。） 44,500円（短時間認定保護者にあつては、43,900円）

(5) 市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（次号から第8号までに掲げる者を除く。） 30,000円（短時間認定保護者にあつては、29,600円）

(6) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における特定教育・保育給付認定保護者（その者又はその者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者その他内閣府令で定める者をいう。）に該当する場合における教育・保育給付認定保護者をいう。次号及び第14条において同じ。）（同号及び第8号に掲げる者を除く。） 9,000円

(7) 市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における教育・保育給付認定保護者（次号に掲げる者を除く。） 19,500円（短時間認定保護者にあつては、19,300円）。ただし、特定教育・保育給付認定保護者にあつては、9,000円とする。

(8) 次に掲げる教育・保育給付認定保護者 0

イ 教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の市町村民税に係る市町村民税世帯非課税者（法第30条の4第3号に規定する市町村民税世帯非課税者をいい、第15条の3第2項第2号に掲げる者を除く。）である場合における当該教育・保育給付認定保護者

ロ 特定教育・保育のあった月において第15条の3第2項第2号に掲げる者である教育・保育給付認定保護者

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

市町村が定める額

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。以下次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

標準処理期間	30日以内		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 1 日

処分の概要	特例施設型給付費の支給
法令名称 根拠条項	子ども子育て支援法 第28条第1項及び第2項
法令番号	平成24年 法律第65号

【根拠条文】

(特例施設型給付費の支給)

第28条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第1号に規定する特定教育・保育に要した費用、第2号に規定する特別利用保育に要した費用又は第3号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

- (1) 教育・保育給付認定子どもが、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第20条第1項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。
- (2) 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設(保育所に限る。)から特別利用保育(同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育(地域型保育を除く。)をいう。以下同じ。)を受けたとき(地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。))。
- (3) 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る。)から特別利用教育(教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。)を受けたとき。

【基準】

2 特例施設型給付費の額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定教育・保育 前条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額
- (2) 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))
- (3) 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除し

て得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

子ども・子育て支援法施行令(法第28条第2項第1号の政令で定める額

第5条 満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第28条第2項第1号の政令で定める額は、0とする。

2 前条第2項の規定は、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第28条第2項第1号の政令で定める額について準用する。

(法第28条第2項第2号及び第3号の政令で定める額)

第6条 法第28条第2項第2号及び第3号の政令で定める額は、0とする。

標準処理期間	30日以内

備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 1 日

処分の概要	地域型保育給付費の支給
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第29条第1項、第2項及び第3項
法令番号	平成24年 法律第65号
【根拠条文】 (地域型保育給付費の支給) 第29条 市町村は、満3歳未満保育認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満3歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。 2 特定地域型保育事業者から満3歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満3歳未満保育認定地域型保育を当該満3歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。 【基準】 3 地域型保育給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。 (1) 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額) (2) <u>政令で定める額</u>を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額 <u>子ども・子育て支援法施行令(法第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号の政令で定める額)</u> 第9条 第4条第2項の規定は、法第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号の政令で定める額について準用する。この場合において、第4条第2項中「特定教育・保育(同条第1項に規定する特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育(法第29条第1項に規定する特定地域型保育」と、同項第2号、第6号及び第8号中「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と読み替えるものとする。	

標準処理期間	30日以内		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 1 日

処分の概要	特例地域型保育給付費の支給
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第30条第1項及び第2項
法令番号	平成24年 法律第65号

【根拠条文】

(特例地域型保育給付費の支給)

第30条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育(第3号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。)に要した費用又は第4号に規定する特例保育(第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(以下「保育認定子ども」という。)に係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。)に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

- (1) 満3歳未満保育認定子どもが、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が第20条第1項の規定による申請をした日から当該教育・保育給付認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。
- (2) 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育(同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第9条第1項第3号イにおいて「特別利用地域型保育」という。)を受けたとき(地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。))。
- (3) 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育(特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供されるものをいう。次項において同じ。)を受けたとき(地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。))。
- (4) 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育(特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。)を受けたとき。

【基準】

2 特例地域型保育給付費の額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。) 前条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)

から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額

(2) 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

(3) 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

(4) 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額

子ども・子育て支援法施行令(法第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号の政令で定める額)

第9条 第4条第2項の規定は、法第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号の政令で定める額について準用する。この場合において、第4条第2項中「特定教育・保育(同条第1項に規定する特定教育・保育)」とあるのは「特定地域型保育(法第29条第1項に規定する特定地域型保育)」と、同項第2号、第6号及び第8号中「特定教育・保育の」とあるのは「特定地域型保育の」と読み替えるものとする。

子ども・子育て支援法施行令(法第30条第2項第2号の政令で定める額)

第10条 法第30条第2項第2号の政令で定める額は、零とする。

子ども・子育て支援法施行令(法第30条第2項第3号の政令で定める額)

第11条 満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第30条第2項第3号の政令で定める額は、0とする。

2 第4条第2項の規定は、特定満3歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第30条第2項第3号の政令で定める額について準用する。この場合において、第4条第2項中「特定教育・保育(同条第1項に規定する特定教育・保育)」とあるのは「特定利用地域型保育(法第30条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育)」と、同項第2号、第6号及び第8号中「特定教育・保育の」とあるのは「特定利用地域型保育の」と読み替えるものとする。

子ども・子育て支援法施行令(法第30条第2項第4号の政令で定める額)

第12条 満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第30条第2項第4号の政令で定める額は、0とする。

2 第4条第2項の規定は、満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第30条第2項第4号の政令で定める額について準用する。この場合において、第4条第2項中「特定教育・保育(同条第1項に規定する特定教育・保育)」とあるのは「特例保育(法第30条第1項第4号に規定する特例保育)」と、同項第2号、第6号及び第8号中「特定教育・保育の」とあるのは「特例保育の」と読み替えるものとする。

標準処理期間	30日以内		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 1 日

処分の概要	特定教育・保育施設の確認
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第31条第1項
法令番号	平成24年法律第65号
【基準】 (特定教育・保育施設の確認) 第31条 第27条第1項の確認は、<u>内閣府令で定めるところ</u>により、教育・保育施設の設置者(国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第58条の9第2項、第3及び第6項、第65条第4号及び第5号並びに附則第7条において同じ。))及び公立大学法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。第58条の4第1項第1号、第58条の9第2項並びに第65条第3号及び第4号において同じ。))を除き、法人に限る。以下同じ。))の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。 (1) 認定こども園 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。 3 市町村長は、第1項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めたときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない <u>内閣府令で定める</u> 子ども子育て支援法施行規則 (特定教育・保育施設の確認の申請等) 第29条 法第31条第1項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。))に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 (1) 施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所 (2) 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 (4) 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (5) 認定こども園、幼稚園又は保育所の認可証又は認定証等の写し (6) 建物の構造概要及び図面(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要 (7) 法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分(同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもの区分)ごとの利用する小学校就学前子どもの数	

(8) 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 (9) 運営規程 (10) 利用者又はその家族からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 (11) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態 (12) 当該申請に係る事業に係る資産の状況 (13) 法第33条第2項の規定により教育・保育給付認定子どもを選考する場合の基準 (14) 当該申請に係る事業に係る施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項 (15) 法第40条第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面 (第33条第2項において「誓約書」という。) (16) 役員の氏名、生年月日及び住所 (17) その他確認に関し必要と認める事項			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 3 年 4 月 1 日

ID:2868

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	特定教育・保育施設の変更		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第32条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 (特定教育・保育施設の確認の変更) 第32条 特定教育・保育施設の設置者は、利用定員(第27条第1項の確認において定められた利用定員をいう。第34条第3項第1号を除き、以下この節において同じ。)を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第27条第1項の確認の変更を申請することができる。 2 前条第3項の規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 3 市町村長は、前項の規定により前条第3項の規定を準用する場合のほか、利用定員を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

担当部署： 健康こども部 保育課

処分の概要	特定地域型保育事業者の確認の変更		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第44条第1項		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 (特定地域型保育事業者の確認の変更) 第44条 特定地域型保育事業者は、利用定員(第29条第1項の確認において定められた利用定員をいう。第46条第3項第1号を除き、以下この款において同じ。)を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育事業者に係る第29条第1項の確認の変更を申請することができる。 2 前条第4項から第6項までの規定は、前項の確認の変更の申請があった場合について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和3年4月1日

ID:2870

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	特定地域型保育事業者の確認
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第43条第1項
法令番号	平成24年法律第65号
【基準】 (特定地域型保育事業者の確認) 第43条 第29条第1項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所(以下「地域型保育事業所」という。)ごとに、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員(事業所内保育の事業を行う事業所(以下「事業所内保育事業所」という。)にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども(当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等(児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。)に係るものにあつては共済組合等の構成員(同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を定めて、市町村長が行う。 2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。 3 市町村長は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。 4 市町村長は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長(以下この条において「所在地市町村長」という。)の同意を得ていないときは、第29条第1項の確認をしてはならない。ただし、第1項の申請を受けた市町村長(以下この条において「被申請市町村長」という。)と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。 5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、第1項の申請に係る地域型保育事業所(所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。)について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第29条第1項の確認があつたものとみなす。 (1) 所在地市町村長が第29条第1項の確認をしたとき 当該確認がされた時 (2) 所在地市町村長による第29条第1項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第1項の申請を受けた時 6 所在地市町村長による第29条第1項の確認についての第52条第1項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第29条第1項の確認の効力に影響を及ぼさない。	

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID: 2871

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	家庭的保育事業等の認可
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の15
法令番号	平成22年 法律第164号
【根拠条文】 第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。 2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。 【基準】 3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があったときは、次条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第4号に掲げる基準に限る。)によって、その申請を審査しなければならない。 (1) 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。 (2) 当該家庭的保育事業等を行う者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第35条第5項第2号において同じ。))とする。)が社会的信望を有すること。 (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。))又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第35条第5項第4号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ニ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると	

認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。))の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第35条第5項第4号ホにおいて同じ。)が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第七項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に第七項の規定による事業の廃止の承認の申請があった場合において、申請者が、ヘの通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5 市町村長は、第3項に基づく審査の結果、その申請が次条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第3項各号に掲げる基準(その者が社会福祉法人又は学校法人で

ある場合にあっては、同項第四号に掲げる基準に限る。)に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。)における特定地域型保育事業所(同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第43条第1項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。)の利用定員の総数(同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、同法第61条第1項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第2項の認可をしないことができる。

標準処理期間	30日以内

備考	

設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:2872

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認
法令名 根拠条項	児童福祉法 第34条の15第7項
法令番号	昭和22年法律第164号
【基準】 第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。 2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。 3 市町村長は、家庭的保育事業等に関する前項の認可の申請があつたときは、次条第一項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準(当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあっては、第四号に掲げる基準に限る。)によつて、その申請を審査しなければならない。 (1) 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。 (2) 当該家庭的保育事業等を行う者(その者が法人である場合にあっては、経営担当役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第35条第5項第2号において同じ。))とする。)が社会的信望を有すること。 (3) 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。 (4) 次のいずれにも該当しないこと。 イ 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 ニ 申請者が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者(当該認可を取り消された者が法人である場合には、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。))又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人(以下この号及び第35条第5項第4号において「役員等」という。)であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該認可を取り消された者が法人でない場合には、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、2本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。 ホ 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下ホにおいて同じ。))の役員に占める	

その役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの(以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。第35条第5項第4号ホにおいて同じ。)が、第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

ヘ 申請者が、第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

ト 申請者が、第34条の17第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第58条第2項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第7項の規定による事業の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

チ ヘに規定する期間内に第7項の規定による事業の廃止の承認の申請があつた場合において、申請者が、ヘの通知の日前60日以内に当該申請に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該申請に係る法人でない事業を行う者(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該事業の廃止の承認の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

リ 申請者が、認可の申請前5年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

ヌ 申請者が、法人で、その役員等のうちにイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

ル 申請者が、法人でない者で、その管理者がイからニまで又はヘからリまでのいずれかに該当する者であるとき。

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

5 市町村長は、第3項に基づく審査の結果、その申請が次条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、その事業を行う者が第3項各号に掲げる基準(その者が社会福祉法人又は学校法人である場合にあつては、同項第四号に掲げる基準に限る。)に該当すると認めるときは、第2項の認可をするものとする。ただし、市町村長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域(子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該市町村が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。)における特定地域型保育事業所(同法第29

条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所をいい、事業所内保育事業における同法第43条第1項に規定する労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。以下この項において同じ。)の利用定員の総数(同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)が、同法第61条第1項の規定により当該市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画において定める当該教育・保育提供区域の特定地域型保育事業所に係る必要利用定員総数(同法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係るものに限る。)に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになることを認めるとき、その他の当該市町村子ども・子育て支援事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、第2項の認可をしないことができる。

6 市町村長は、家庭的保育事業等に関する第2項の申請に係る認可をしないときは、速やかにその旨及び理由を通知しなければならない。

7 国、都道府県及び市町村以外の者は、家庭的保育事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の承認を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2875

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	公私連携保育法人の指定		
法令名 根拠条項	児童福祉法 第56条の8第1項		
法令番号	昭和22年法律第164号		
【基準】 第56条の8 市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所(次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業(以下この条において「保育等」という。)を行う保育所をいう。以下この条において同じ。)の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの(法人に限る。)を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人(以下この条において「公私連携保育法人」という。)として指定することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2873

担当部署: 健康こども部 保育課

処分の概要	公私連携法人の指定		
法令名 根拠条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 第34条 第1項		
法令番号	平成18年法律第77号		
【基準】 (公私連携幼保連携型認定こども園に関する特例) 第34条 市町村長(特別区の区長を含む。以下この条において同じ。)は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携幼保連携型認定こども園(次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に教育及び保育等を行う幼保連携型認定こども園をいう。以下この条において同じ。)の運営を継続的かつ安定的に行うことができる能力を有するものであると認められるもの(学校法人又は社会福祉法人に限る。)を、その申請により、公私連携幼保連携型認定こども園の設置及び運営を目的とする法人(以下この条において「公私連携法人」という。)として指定することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

処分の概要	子育てのための施設等利用給付の認定
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第30条の5第1項、第2項及び第7項
法令番号	平成24年 法律第65号
【根拠条文】 (市町村の認定等) 第30条の5 <u>前条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子育てのための施設等利用給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及びその該当する同条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。 2 前項の認定（以下「施設等利用給付認定」という。）は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。 7 次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者であって、その保育認定子どもについて現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けていないものは、第一項の規定にかかわらず、施設等利用給付認定の申請をすることを要しない。この場合において、当該教育・保育給付認定保護者は、子育てのための施設等利用給付を受ける資格を有すること及び当該保育認定子どもが当該各号に定める小学校就学前子どもの区分に該当することについての施設等利用給付認定を受けたものとみなす。 (1) 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものを除く。）に係る教育・保育給付認定保護者 前条第2号に掲げる小学校就学前子ども (2) 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものに限る。）又は満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者（その者及びその者と同一の世帯に属する者が市町村民税世帯非課税者である場合に限る。） 前条第3号に掲げる小学校就学前子ども 【基準】 <u>前条各号</u> (支給要件) 第30条の4 子育てのための施設等利用給付は、次に掲げる小学校就学前子ども（保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、現に施設型給付費、特例施設型給付費（第28条第1項第3号に係るものを除く。次条第7項において同じ。）、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該保育認定子ども又は第7条第10項第4号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。以下この節及び第58条の3において同じ。）の保護者に対し、その小学校就学前子どもの第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援の利用について行う。 (1) 満3歳以上の小学校就学前子ども（次号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）	

- (2) 満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであつて、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- (3) 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであつて、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、その保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援のあった月の属する年度（政令で定める場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下この号において同じ。）を課されない者（これに準ずる者として政令で定める者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。次条第7項第2号において「市町村民税世帯非課税者」という。）であるもの

第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由

子ども子育て支援法施行規則

(法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由)

第1条の5 法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれかが次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- (7) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - ロ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (8) 次のいずれかに該当すること。
 - イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
 - ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(イに該当する場合を除く。)
- (9) 育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

標準処理期間	30日以内		
備考			
設 定 年 月 日	令和4年3月1日	最終変更年月日	

処分の概要	子育てのための施設等利用給付認定の通知		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第30条の5第3項		
法令番号	平成24年 法律第65号		
【根拠条文】 (市町村の認定等) 3 市町村は、施設等利用給付認定を行ったときは、内閣府令で定めるところにより、その結果その他の内閣府令で定める事項を当該施設等利用給付認定に係る保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）に通知するものとする。 【基準】 根拠条文のとおり。			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	

処分の概要	子育てのための施設等利用給付認定の変更		
法令名称 根拠条項	子ども子育て支援法 第30条の8第2項から第5項		
法令番号	平成24年 法律第65号		
【根拠条文】 (施設等利用給付認定の変更) 第30条の8 2 市町村は、 <u>前項の規定</u> による申請により、施設等利用給付認定保護者につき、必要があると認めるときは、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。 3 第30条の5第2項から第6項までの規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 市町村は、職権により、施設等利用給付認定保護者につき、第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した日以後引き続き同一の特定子ども・子育て支援施設等（第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。）を利用するときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、施設等利用給付認定の変更の認定を行うことができる。 5 第30条の5第2項及び第3項の規定は、前項の施設等利用給付認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 <u>前項の規定</u> 第23条 施設等利用給付認定保護者は、現に受けている施設等利用給付認定に係る小学校就学前子ども（以下「施設等利用給付認定子ども」という。）の該当する第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、施設等利用給付認定の変更の認定を申請することができる。			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	

処分の概要	施設等利用費の支給
法令名称 根拠条項	子ども子育て支援法 第30条の11第1項及び第2項
法令番号	平成24年 法律第65号
【根拠条文】 第30条11 市町村は、施設等利用給付認定子どもが、施設等利用給付認定の有効期間内において、市町村長が施設等利用費の支給に係る施設又は事業として確認する子ども・子育て支援施設等（以下「特定子ども・子育て支援施設等」という。）から当該確認に係る教育・保育その他の子ども・子育て支援（次の各号に掲げる子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもが受けるものに限る。以下「特定子ども・子育て支援」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該施設等利用給付認定子どもに係る施設等利用給付認定保護者に対し、当該特定子ども・子育て支援に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用を除く。）について、施設等利用費を支給する。 (1) 認定こども園 第30条の4各号に掲げる小学校就学前子ども (2) 幼稚園又は特別支援学校 第30条の4第1号若しくは第2号に掲げる小学校就学前子ども又は同条第3号に掲げる小学校就学前子ども（満3歳以上のものに限る。） (3) 第7条第10項第4号から第8号までに掲げる子ども・子育て支援施設等 第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども 【基準】 2 施設等利用費の額は、一月につき、第30条の4各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、子どものための教育・保育給付との均衡、子ども・子育て支援施設等の利用に要する標準的な費用の状況その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額とする。 <u>子ども・子育て支援法施行令(施設等利用費の額)</u> 第15条の6 法第30条の4第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（特定子ども・子育て支援施設等（法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。以下この項、次項（第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項において同じ。）である認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者に限る。）について法第30条の11第1項の規定により支給する施設等利用費の額は、25,700円（国（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。）が設置する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校にあっては、国立大学法人法第22条第3項の文部科学省令で定める保育料その他の費用の額を勘案して内閣府令で定める額。以下この項及び次項第1号において同じ。）（現に当該特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用の額が25,700円を下回る場合には、当該現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額）とする。 2 法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども（認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者に限る。）について法第30条の11第1項の規定により支給する施設等利用費の額は、次の各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等の区分に応じ、当該各号に定める額（現に当該各号に掲げる特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子	

ども・子育て支援に要した費用の額が当該各号に定める額を下回る場合には、それぞれ当該現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額。第3号において同じ。)の合算額とする。

(1) 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校 25,700円

(2) 法第7条第10項第5号に掲げる事業 11,300円 (一月につき当該事業から特定子ども・子育て支援を受けた日数が内閣府令で定める一月当たりの日数を下回る場合にあっては、内閣府令で定めるところにより当該特定子ども・子育て支援を受けた日数に応じて算定した額)

(3) 法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業 (当該施設等利用給付認定子どもが在籍する認定こども園、幼稚園又は特別支援学校及び当該施設において行われる同項第5号に掲げる事業において提供される教育・保育の量が法第20条第3項に規定する保育必要量を勘案して内閣府令で定める量を下回る場合に限る。) 11,300円から前号に定める額を控除して得た額

3 法第30条の4第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子ども (認定こども園、幼稚園又は特別支援学校に在籍する者以外の者であって、特定子ども・子育て支援施設等である法第7条第10項第4号に掲げる施設又は同項第6号から第8号までに掲げる事業を利用するものに限る。)について法第30条の11第1項の規定により支給する施設等利用費の額は、37,000円 (現に当該特定子ども・子育て支援施設等に係る特定子ども・子育て支援に要した費用の額が37,000円を下回る場合には、当該現に特定子ども・子育て支援に要した費用の額)とする。

4 前2項の規定は、法第30条の4第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する施設等利用給付認定子どもについての法第30条の11第1項の規定により支給する施設等利用費の額の算定について準用する。この場合において、第2項第2号及び第3号中「11,300円」とあるのは「16,300円」と、前項中「37,000円」とあるのは「42,000円」と読み替えるものとする。

標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	

処分の概要	特定子ども・子育て支援施設等の確認		
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第58条の2		
法令番号	平成24年法律第65号		
【基準】 (特定子ども・子育て支援施設等の確認) 第58条の2 第30条の11第1項の確認は、<u>内閣府令で定めるところ</u>により、子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者の申請により、市町村長が行う。 <u>内閣府令で定める</u> 子ども子育て支援法施行規則 (特定子ども・子育て支援施設等の確認の申請等) 第53条の2 法第58条の2の規定に基づき特定子ども・子育て支援施設等の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設又は事業所の設置の場所を管轄する市町村長に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。 (1) 施設又は事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称、子ども・子育て支援施設等の種類及び設置の場所 (2) 設置者又は申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日 (4) 設置者又は申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等 (5) 認定こども園、幼稚園又は特別支援学校の認可証の写しその他の子ども・子育て支援施設等であることを証する書類 (6) 施設又は事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 (7) 法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しないことを誓約する書面（次条第二項において「誓約書」という。） (8) 役員の氏名、生年月日及び住所 (9) その他確認に関し必要と認める事項			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	

処分の概要	児童手当の受給資格、額の認定
法令名称 根拠条項	児童手当法 第7条
法令番号	昭和46年法律第73号

【根拠条文】

(認定)

第7条 児童手当の支給要件に該当する者(第4条第1項第1号から第3号までに係るものに限る。以下「一般受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、住所地(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の認定を受けなければならない。

2 児童手当の支給要件に該当する者(第4条第1項第4号に係るものに限る。以下「施設等受給資格者」という。)は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める者の認定を受けなければならない。

(1) 小規模住居型児童養育事業を行う者 当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地の市町村長

(2) 里親 当該里親の住所地の市町村長

(3) 障害児入所施設等の設置者 当該障害児入所施設等の所在地の市町村長

3 前二項の認定を受けた者が、他の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に住所(一般受給資格者が未成年後見人であり、かつ、法人である場合にあっては主たる事務所の所在地とし、施設等受給資格者が小規模住居型児童養育事業を行う者である場合にあっては当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の所在地とし、障害児入所施設等の設置者である場合にあっては当該障害児入所施設等の所在地とする。次条第3項において同じ。)を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、前2項と同様とする。

【基準】

法第4条及び第5条の規定による。

(支給要件)

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

(1) 次のイ又はロに掲げる児童(以下「支給要件児童」という。)を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母(当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。)であって、日本国内に住所(未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。)を有するもの

イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。)

ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童(施設入所等児童を除く。)

(2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者(当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とす

る。)のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であって、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

(3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であって、日本国内に住所を有するもの

(4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は中学校修了前の施設入所等児童が入所している障害児入所施設、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者

2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか1の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第5条 児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 24 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

処分の概要	児童手当の額の改定
法令名称 根拠条項	児童手当法 第9条
法令番号	昭和46年法律第73号

【根拠条文】

(児童手当の額の改定)

第9条 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が増額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第3項の規定は、前項の改定について準用する。

3 児童手当の支給を受けている者につき、児童手当の額が減額することとなるに至った場合における児童手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

前条第3項

(支給及び支払)

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

【基準】

法第4条及び第5条の規定による。

(支給要件)

第4条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する。

(1) 次のイ又はロに掲げる児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母（当該支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、その未成年後見人とする。以下この項において「父母等」という。）であつて、日本国内に住所（未成年後見人が法人である場合にあっては、主たる事務所の所在地とする。）を有するもの

イ 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下この章及び附則第二条第二項において「中学校修了前の児童」という。）

ロ 中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）

(2) 日本国内に住所を有しない父母等がその生計を維持している支給要件児童と同居し、これを監護し、かつ、これと生計を同じくする者（当該支給要件児童と同居することが困難であると認められる場合にあっては、当該支給要件児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者とする。）のうち、当該支給要件児童の生計を維持している父母等が指定する者であつて、日本国内に住所を有するもの（当該支給要件児童の父母等を除く。以下「父母指定者」という。）

(3) 父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの

(4) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある施設入所等児童（以下「中学校修了前の施設入所等児童」という。）が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親

又は中学校修了前の施設入所等児童が入所している障害児入所施設、乳児院等、障害者支援施設、のぞみの園、救護施設、更生施設、日常生活支援住居施設若しくは婦人保護施設（以下「障害児入所施設等」という。）の設置者

2 前項第一号の場合において、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその未成年後見人が数人あるときは、当該児童は、当該未成年後見人のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

3 第一項第一号又は第二号の場合において、父及び母、未成年後見人並びに父母指定者のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 前2項の規定にかかわらず、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合（当該いずれか1の者が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその他の父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該児童は、当該同居している父若しくは母、未成年後見人又は父母指定者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第5条 児童手当（施設入所等児童に係る部分を除く。）は、前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者の前年の所得（1月から5月までの月分の児童手当については、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（施設入所等児童を除く。以下「扶養親族等」という。）並びに同項第一号から第三号までのいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項第1号から第3号までのいずれかに該当する者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。ただし、同項第一号に該当する者が未成年後見人であり、かつ、法人であるときは、この限りでない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

処分の概要	児童扶養手当の受給資格認定
法令名称 根拠条項	児童扶養手当法 第6条
法令番号	昭和36年法律第238号
【根拠条文】 (認定) 第6条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。 2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。	
【基準】 法第4条の規定による。 (支給要件) 第4条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。 (1) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 父が死亡した児童 ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 父の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの (2) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 母が死亡した児童 ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 母の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの (3) 第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の母がない場合であって、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がない場合を除く。)若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の父がない場合であって、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であって、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者 2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。 (1) 日本国内に住所を有しないとき。 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親に委託されているとき。 (3) 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 (4) 母の配偶者(前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育さ	

れているとき。 (5) 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 (6) 父の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。 3 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。			
標準処理期間		30日	
備考			
設 定 年 月 日		平成 23 年 4 月 1 日	最終変更年月日
			令和 5 年 4 月 1 日

処分の概要	母子（父子）家庭自立支援教育訓練給付金の支給
法令名称 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条第1号 第31条の10
法令番号	昭和39年法律第129号

【根拠条文】

（母子家庭自立支援給付金）

第31条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

- （1） 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、厚生労働省令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）
- （2） 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として厚生労働省令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）
- （3） 前2号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

政令で定めるところ『母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令』

（母子家庭自立支援教育訓練給付金）

第27条 法第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金（以下単に「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであつて、前年（1月から7月までに母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給の請求をする場合にあつては、前々年とする。以下この項において同じ。）の所得が、**その者の扶養親族**及びその者の扶養親族でない児童でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの（以下この項及び第3項において「受給資格者」という。）が、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、当該受給資格者に対し支給するものとする。

- 2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。
- 3 母子家庭自立支援教育訓練給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 雇用保険法（昭和49年法律第106号）の規定による教育訓練給付金（次号**及び第3号**において「教育訓練給付金」という。）の支給を受けることができない受給資格者当**（次号に掲げる者を除く。）** 当該受給資格者が第1項に規定する教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額（その額が20万円を超えるときは、20万円）
- （2） 教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（職業に必要な実践的かつ専門的なものとして法第八条第一項に規定する都道府県知事等が指定する教育訓練（以下この号及び次号において「指定教育訓練」という。）を受ける者に限る。） 当該受給資格者が当該指定教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に100分の60を乗じて得た額

(その額が160万円を超えるときは、160万円)

(3) 教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者 第一号(指定教育訓練を受ける者であるときは、前号)に定める額から雇用保険法第60条の2第4項の規定により当該受給資格者が支給を受けることができる教育訓練給付金の額を差し引いた額

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により母子家庭自立支援教育訓練給付金の額として算定された額が12,000円を超えないときは、母子家庭自立支援教育訓練給付金は、支給しない。

(内閣府令への委任) 『母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令』

第30条 前3条に定めるもののほか、母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の手続その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

【根拠条文】

(父子家庭自立支援給付金)

第31条の10 第31条から第31条の4までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第31条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第1号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第2号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第31条の2中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第31条の3及び第31条の4中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

(父子家庭自立支援教育訓練給付金等) 『母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令』

第31条の9 法第31条の10において準用する法第31条第3号に規定する政令で定める給付金は、父子家庭高等職業訓練修了支援給付金とする。

2 第27条、第28条及び第29条第2項から第4項までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第27条第1項	第31条第1号	第31条の10において準用する法第31条第1号
	母子家庭自立支援教育訓練給付金	父子家庭自立支援教育訓練給付金
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(第31条第9号に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。)
第27条第3項及び第4項	母子家庭自立支援教育訓練給付金	父子家庭自立支援教育訓練給付金
第28条第1項	第31条第2号	第31条の10において準用する法第31条第2号
	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第28条第3項	母子家庭高等職業訓練促進給付金の額	父子家庭高等職業訓練促進給付金の額
第28条第3項第1号	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金

	第 3 1 条	第 3 1 条の 1 0 において準用する法 第 3 1 条
第 2 8 条第 4 項	母子家庭高等職業訓練促進給 付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
第 2 9 条第 2 項	母子家庭高等職業訓練修了支 援給付金	父子家庭高等職業訓練修了支援給付 金
第 2 9 条第 2 項第 1 号	配偶者のない女子で現に児童 を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養 しているもの
第 2 9 条第 4 項	母子家庭高等職業訓練修了支 援給付金	父子家庭高等職業訓練修了支援給付 金

（内閣府令への委任）『母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令』
第 31 条の 10 前条第 1 項並びに同条第 2 項において準用する第 27 条、第 28 条及び第 29 条第 2 項から第 4 項までに定めるもののほか、父子家庭自立支援教育訓練給付金、父子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の手續その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

【基準】
いなべ市自立支援教育訓練給付金事業実施細則
（支給対象者）
第3条 教育訓練給付金の支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす母子家庭の母又は父子家庭の父とする。
(1) 市内に住所を有していること。
(2) 児童扶養手当の支給を受けている、又は同等の所得水準（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は、適用しない。）にあること。
(3) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況、労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること。
(4) 過去に給付金の支給を受けていないこと。

（対象講座）
第4条 給付金の支給の対象となる講座(以下「対象講座」という。)は、次の各号に掲げる講座とする。
(1) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及び市長が指定する講座
(2) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「特定一般教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及び市長が指定する講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)
(3) 雇用保険法及び雇用保険法施行規則の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金(以下「専門実践教育訓練給付金」という。)の指定教育訓練講座及び市長が指定する講座(専門資格の取得を目的とする講座に限る。)

標準処理期間	30日

備考	

設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

処分の概要	母子（父子）家庭高等職業訓練促進給付金の支給
法令名称 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条第2号、第31条の10
法令番号	昭和39年法律第129号

【根拠条文】

（母子家庭自立支援給付金）

第31条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金（以下「母子家庭自立支援給付金」という。）を支給することができる。

- （1） 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、厚生労働省令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金（以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。）
- （2） 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として厚生労働省令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金（以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）
- （3） 前2号に掲げる給付金以外の給付金であって、政令で定めるもの

政令で定めるところ『母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令』

（母子家庭高等職業訓練促進給付金）

第28条 法第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金（以下単に「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。）は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものであって、前年（1月から7月までに当該母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前々年とする。以下この項において同じ。）の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの（以下この条において「受給資格者」という。）が、就職を容易にするために必要な資格を取得するため養成機関において1年以上修業する場合に、当該受給資格者に対し支給するものとする。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法施行令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。

3 母子家庭高等職業訓練促進給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 受給資格者及び当該受給資格者との世帯に属する者が母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度（4月から7月までに当該母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。次条第4項第1号において同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び法第31条に規定する母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除

く。次条第四項第一号において同じ。) 月額十万円(第一項の養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額十四万円)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額7万5百円(第1項の養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月については、月額11万5百円)

4 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給期間は、受給資格者が第1項の養成機関において修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間とする。

政令で定めるもの『母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令』

(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金)

第29条 法第31条第3号に規定する政令で定める給付金は、母子家庭高等職業訓練修了支援給付金とする。

2 母子家庭高等職業訓練修了支援給付金は、次の各号のいずれにも該当する者(第4項において「受給資格者」という。)に対し支給するものとする。

(1) 前条第1項の養成機関において1年以上の課程を修了した者(次号及び第3号において「養成課程修了者」という。)であって、当該養成機関における修業を開始した日(次号において「修業開始日」という。)及び当該養成機関における課程を修了した日(第3号及び第4項第1号において「修了日」という。)において、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの

(2) 養成課程修了者の修業開始日の属する年の前年(修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が修業開始日の属する年の前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの

(3) 養成課程修了者の修了日の属する年の前年(修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)の所得が、その者の扶養親族及びその者の扶養親族でない児童でその者が修了日の属する年の前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第2項の表の第2欄に定める額未満であるもの

3 前項第2号及び第3号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法については、前条第2項の規定を準用する。

4 母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円

(2) 前号に掲げる者以外の者 2万5千円

(内閣府令への委任) 『母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令』

第30条 前3条に定めるもののほか、母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及び母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の手続その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

【根拠条文】

(父子家庭自立支援給付金)

第31条の10 第31条から第31条の4までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第31条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第1号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父

「子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第2号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第31条の2中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第31条の3及び第条の4中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。

(父子家庭自立支援教育訓練給付金等)『母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令』

第31条の9 法第31条の10において準用する法第31条第3号に規定する政令で定める給付金は、父子家庭高等職業訓練修了支援給付金とする。

2 第27条、第28条及び第29条第2項から第4項までの規定は、父子家庭自立支援給付金について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第27条第1項	第31条第1号	第31条の10において準用する法第31条第1号
	母子家庭自立支援教育訓練給付金	父子家庭自立支援教育訓練給付金
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(第31条第9号に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものをいう。以下同じ。)
第27条第3項及び第4項	母子家庭自立支援教育訓練給付金	父子家庭自立支援教育訓練給付金
第28条第1項	第31条第2号	第31条の10において準用する法第31条第2号
	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第28条第3項	母子家庭高等職業訓練促進給付金の額	父子家庭高等職業訓練促進給付金の額
第28条第3項第1号	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
	第31条	第31条の10において準用する法第31条
第28条第4項	母子家庭高等職業訓練促進給付金	父子家庭高等職業訓練促進給付金
第29条第2項	母子家庭高等職業訓練修了支援給付金	父子家庭高等職業訓練修了支援給付金
第29条第2項第1号	配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの	配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの
第29条第4項	母子家庭高等職業訓練修了支援給付金	父子家庭高等職業訓練修了支援給付金

(内閣府令への委任)『母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令』

第31条の10 前条第1項並びに同条第2項において準用する第27条、第28条及び第29条第2項から第4項までに定めるもののほか、父子家庭自立支援教育訓練給付金、父子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金の支給の手續その他の必要な事項は、内閣府令で定める。

【基準】

(いなべ市高等職業訓練促進給付金等事業実施細則)

(支給対象者)

第3条 訓練促進給付金の支給対象者は養成機関(通信教育を含む。以下同じ。)における修業を開始した日以後において、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日(以下「修業開始日」という。)及び当該養成機関における課程を修了した日(以下「修了日」という。)において、次の各号に掲げる要件を全て満たす母子家庭の母又は父子家庭の父とする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 児童扶養手当の支給を受けている、又は同等の所得水準(ただし、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第6条の7の規定は適用しない。)にあること。
- (3) 養成機関において1年以上の課程を修業が予定されているもので、次条に定める対象資格の取得が見込まれること。ただし、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの(雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座)から定めることとする。
- (4) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められること。
- (5) 過去に訓練促進給付金又は修了支援給付金の支給を受けていないこと。

(対象資格)

第4条 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の対象となる資格(以下「対象資格」という。)は、次の各号に掲げる資格とする。

- (1) 看護師
- (2) 准看護師
- (3) 介護福祉士
- (4) 保育士
- (5) 理学療法士
- (6) 作業療法士
- (7) 歯科衛生士
- (8) 診療放射線技師
- (9) 栄養士
- (10) 美容師
- (11) 社会福祉士
- (12) 製菓衛生師
- (13) 調理師
- (14) 保健師
- (15) 助産師
- (16) 管理栄養士
- (17) 精神保健福祉士
- (18) シスコシステムズ認定資格
- (19) LPI認定資格
- (20) その他前各号に準じ市長が必要と認める資格

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

処分の概要	児童扶養手当の額改定		
法令名称 根拠条項	児童扶養手当法 第8条第1項		
法令番号	昭和36年 法律第238号		
【基準】 法第8条の規定による。 (手当の額の改定時期) 第8条 手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。 2 前条第2項の規定は、前項の改定について準用する。 3 手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。 <u>前条第2項</u> (支給期間及び支払期月) 第7条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月(第13条の3第1項において「支給開始月」という。)から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。 2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

処分の概要	母子（父子）家庭自立支援給付金の支給		
法令名 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条第1号、第31条の10において準用する第31条		
法令番号	昭和39年法律第129号		
【基準】 (母子家庭自立支援給付金) 第31条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金(以下「母子家庭自立支援給付金」という。)を支給することができる。 (1) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、厚生労働省令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金(以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。) (2) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として厚生労働省令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金(以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。) (3) 前2号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの (父子家庭自立支援給付金) 第31条の10 第31条から第31条の4までの規定は、配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものについて準用する。この場合において、第31条中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、同条第1号中「母子家庭自立支援教育訓練給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金」と、同条第2号中「母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭高等職業訓練促進給付金」と、第31条の2中「母子家庭自立支援給付金」とあるのは「父子家庭自立支援給付金」と、第31条の3及び第31条の4中「母子家庭自立支援教育訓練給付金又は母子家庭高等職業訓練促進給付金」とあるのは「父子家庭自立支援教育訓練給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金」と読み替えるものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

処分の概要	助産の実施の決定		
例 規 名 根 拠 条 項	児童福祉法第22条		
例 規 番 号	平成15年 規則第58号		
【根拠条文】 第 22 条 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村(以下「都道府県等」という。)は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあったときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行わなければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。 2 前項に規定する妊産婦であって助産施設における助産の実施(以下「助産の実施」という。)を希望する者は、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する助産施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、助産施設は、内閣府令の定めるところにより、当該妊産婦の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。 3 都道府県等は、第 25 条の 7 第 2 項第 3 号、第 25 条の 8 第 3 号又は第 26 条第 1 項第 5 号の規定による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該妊産婦に対し、助産の実施の申込みを勧奨しなければならない。 4 都道府県等は、第 1 項に規定する妊産婦の助産施設の選択及び助産施設の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域内における助産施設の設置者、設備及び運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。 児童福祉法施行規則 内閣府令の定め 第22条 法第22条第2項に規定する内閣府令の定める事項は、次のとおりとする。 1 法第22条第1項の規定による助産の実施(以下単に「助産の実施」という。)を希望する妊産婦の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び職業 2 助産の実施を希望する理由 【基準】 根拠条文のとおり			
標準処理期間	未設定 (申請が稀であって、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。)		
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

処分の概要	母子保護の実施の決定
例 規 名 根 拠 条 項	児童福祉法第23条
例 規 番 号	平成15年 規則第58号
【根拠条文】 第 23 条 都道府県等は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における保護者が、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子であつて、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあつたときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、適当な施設への入所のあつせん、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の適用等適切な保護を行わなければならない。 ② 前項に規定する保護者であつて母子生活支援施設における保護の実施(以下「母子保護の実施」という。)を希望するものは、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する母子生活支援施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、母子生活支援施設は、内閣府令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。 ③ 都道府県等は、前項に規定する保護者が特別な事情により当該都道府県等の設置する福祉事務所の所管区域外の母子生活支援施設への入所を希望するときは、当該施設への入所について必要な連絡及び調整を図らなければならない。 ④ 都道府県等は、第 25 条の 7 第 2 項第 3 号、第 25 条の 8 第 3 号若しくは第 26 条第 1 項第 5 号又は売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号)第 36 条の 2 の規定による報告又は通知を受けた保護者及び児童について、必要があると認めるときは、その保護者に対し、母子保護の実施の申込みを勧奨しなければならない。 ⑤ 都道府県等は、第 1 項に規定する保護者の母子生活支援施設の選択及び母子生活支援施設の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、母子生活支援施設の設置者、設備及び運営の状況その他の内閣府令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。 児童福祉法施行規則 <u>内閣府令の定め</u> 第22条 ② 法第 23 条第 2 項に規定する内閣府令の定める事項は、次のとおりとする。 1 法第 23 条第 1 項の規定による母子保護の実施(以下単に「母子保護の実施」という。)を希望する保護者の氏名、居住地、生年月日、個人番号及び職業 2 母子保護の実施に係る児童の氏名、生年月日及び個人番号 3 母子保護の実施を希望する理由 【基準】 根拠条文のとおり	
標準処理期間	未設定 (申請が稀であつて、あらかじめ標準処理期間を設定することが困難である。)
備考	

設 定 年 月 日	令和 5 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID: 353

担当部署: 健康こども部 健康推進課

処分の概要	犬の登録及び鑑札の交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法 第4条第2項		
法令番号	昭和25年法律第247号		
【根 拠】 法第4条第1項及び第2項の規定による。 (登録) 第4条 犬の所有者は、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合にあつては、生後90日を経過した日)から30日以内に、<u>厚生労働省令の定めるところ</u>により、その犬の所在地を管轄する市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。 2 市町村長は、<u>前項の登録の申請</u>があつたときは、原簿に登録し、その犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。 【基 準】 犬の登録及び鑑札の交付する基準は、厚生労働省令(狂犬病予防法施行規則第3条)に定める登録の申請があつた場合とする。 (登録の申請) 第3条 法第4条第1項の規定により登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 1 所有者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。) 2 犬の所在地 3 犬の種類 4 犬の生年月日 5 犬の毛色 6 犬の性別 7 犬の名 8 前5号のほか犬の特徴となるべき事項			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 354

担当部署: 健康こども部 健康推進課

処分の概要	犬の注射済票の交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法 第5条第2項		
法令番号	昭和25年法律第247号		
【根 拠】 法第5条第2項の規定による。 (予防注射) 第5条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。 2 市町村長は、<u>政令の定めるところにより</u>、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。 <u>政令の定める</u> (省令への委任) 第四条 前各条に規定するもののほか、犬の登録及び鑑札の交付並びに注射済票の交付に関して必要な事項は、<u>厚生労働省令で定める</u>。 【基 準】 犬の注射済票の交付する基準は、厚生労働省令（狂犬病予防法施行規則第12条第2項）に定める注射済証の提示があった場合とする。 (注射済票の交付) 第12条 獣医師が狂犬病の予防注射を行つたときは、その犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合にはその者。以下同じ。)に対して、別記様式第4による注射済証を交付しなければならない。 2 犬の所有者は、前項に規定する注射済証を市町村長に提示し、注射済票の交付を受けなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 355

担当部署: 健康こども部 健康推進課

処分の概要	犬の鑑札の再交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法施行令 第1条の2		
法令番号	昭和28年政令第236号		
【基準】 政令第1条の2の規定による。 (鑑札の再交付) 第1条の2 市町村長(特別区にあつては、区長。以下同じ。)は、鑑札を亡失し、又は損傷した犬の所有者から鑑札の再交付の申請があつたときは、鑑札を交付しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 356

担当部署: 健康こども部 健康推進課

処分の概要	犬の予防注射済票の再交付		
法令名 根拠条項	狂犬病予防法施行令 第3条		
法令番号	昭和28年政令第236号		
【基準】 政令第3条の規定による。 (注射済票の再交付) 第3条 市町村長は、注射済票を亡失し、又は損傷した犬の所有者から注射済票の再交付の申請があつたときは、注射済票を交付しなければならない。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成28年4月1日

処分の概要	障害者年金の給付
法令名称 根拠条項	予防接種法第15条第1項
法令番号	平成23年法律第68号
【基準】 法第15条から第17条までの規定による。 (健康被害の救済措置) 第15条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第17条に定めるところにより、給付を行う。 2 厚生労働大臣は、前項の認定を行うに当たっては、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。 (給付の範囲) 第16条 A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。 (1) 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者 (2) 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者 (3) 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者 (4) 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 (5) 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 2 B類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第1項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。 (1) 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者 (2) 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者 (3) 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者 (4) 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族 (5) 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者 (政令への委任等) 第17条 前条に定めるもののほか、第15条第1項の規定による給付(以下「給付」という。)の額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。 前条第2項第1号から第4号までの政令及び同項の規定による給付に係る前項の規定に基づく政令は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)第15条第1項第1号	

イに規定する副作用救済給付に係る同法第16条第1項第1号から第4号までの政令及び同条第3項の規定に基づく政令の規定を参酌して定めるものとする。

標準処理期間	30日

備考	

設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

処分の概要	未熟児に対する養育医療の給付の決定		
法令名称 根拠条項	母子保健法 第20条第1項		
法令番号	昭和40年法律第141号		
【基準】 法第20条の規定による。 (養育医療) 第20条 市町村は、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療(以下「養育医療」という。)の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。 2 前項の規定による費用の支給は、養育医療の給付が困難であると認められる場合に限り、行なうことができる。 3 養育医療の給付の範囲は、次のとおりとする。 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 医学的処置、手術及びその他の治療 (4) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護 (5) 移送 4 養育医療の給付は、都道府県知事が次項の規定により指定する病院若しくは診療所又は薬局(以下「指定養育医療機関」という。)に委託して行うものとする。 5 都道府県知事は、病院若しくは診療所又は薬局の開設者の同意を得て、第1項の規定による養育医療を担当させる機関を指定する。 6 第1項の規定により支給する費用の額は、次項の規定により準用する児童福祉法第19条の12の規定により指定養育医療機関が請求することができる診療報酬の例により算定した額のうち、本人及びその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。第21条の4第1項において同じ。))が負担することができないと認められる額とする 7 児童福祉法第19条の12、第19条の20及び第21条の3の規定は養育医療の給付について、同法第20条第7項及び第8項並びに第21条の規定は指定養育医療機関について、それぞれ準用する。この場合において、同法第19条の12中「診療方針」とあるのは「診療方針及び診療報酬」と、同条第2項中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第19条の20(第2項を除く。)中「小児慢性特定疾病医療費の」とあるのは「診療報酬の」と、同条第1項中「第19条の3第10項」とあるのは「母子保健法第20条第7項において読み替えて準用する第19条の12」と、同条第4項中「都道府県」とあるのは「市町村」と、「厚生労働省」とあるのは「内閣府令」と、同法第21条の3第2項中「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 177

担当部署: 農林商工部 農業振興課

処分の概要	農用地の保全等に関する協定の認定		
法令名 根拠条項	集落地域整備法 第9条第1項		
法令番号	昭和62年法律第63号		
【基準】 法第9条第1項の規定による。 (協定の認定等) 第9条 市町村長は、前条第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。 (1) 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。 (3) 協定の内容が集落農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 271

担当部署: 農林商工部 農業振興課

処分の概要	農業経営の改善及び安定のための計画の認定		
法令名 根拠条項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 第5条		
法令番号	平成5年法律第72号		
【基準】 法第5条の規定による。 (農業経営の改善及び安定のための計画の認定) 第5条 基盤整備計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設(農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。)の整備に関する計画が適当である旨の認定の申請があった場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従って農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員(以下「参加構成員」という。)の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その計画が適当である旨の認定をするものとする。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

処分の概要	農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定		
法令名 根拠条項	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律 第7条		
法令番号	平成5年法律第72号		
【基準】 法第7条の規定による。 (農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定) 第7条 計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く。)の設置に係る事業を行おうとする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に関する計画(以下「事業計画」という。)が適当である旨の認定の申請があった場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適当である旨の認定をするものとする。 省令第5条の規定による。 (農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定基準) 第5条 法第7条の主務省令で定める基準は、当該農林業等活性化基盤施設設置事業計画の達成されることが確実であることとする。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

処分の概要	農業経営改善計画の認定
法令名称 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第12条第1項
法令番号	昭和55年法律第65号
【基準】 法第12条第1項及び第5項の規定による。 (農業経営改善計画の認定等) 第12条 第6条第5項の同意を得た市町村（以下同意市町村という。）の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2・3・4 略 5 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 基本構想に照らし適切なものであること。 (2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 省令第14条の規定による。 (農業経営改善計画の認定基準) 第14条 法第12条第5項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。 (2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。）が法第12条第4項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあっては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。 ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあっては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者（法第13条第2項に規定する関連事業者等（耕作者又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。 ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう）である場合にあっては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の数がサインの総数の2分の1以上となるものでないこと。 (3) その農業経営改善計画に、法第12条第4項に規定する措置として、法第13条第2項に規定する関連事業者等（法第12条第1項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業経営改善計画を策定した者（農地所有適格法人である株式会社に限る）の総株主の議決権の過半数を占めているものに限る）の役員が当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等（農地法第2条第3項第3号に規定する理事等をいう。）を兼ねる計画が含まれる場合にあっては、当該役員が次に掲げる要件に該当するもので	

あること。

イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。

ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間30日以上従事すること。

- 2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第2号若しくは第3号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするとき又は同項第2号若しくは第3号に規定する計画が含まれる農業経営改善計画について法第13条の2第3項の規定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

処分の概要	農業経営改善計画の変更の認定
法令名称 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第13条第1項
法令番号	昭和55年法律第65号
【基準】 法第12条第1項（農業経営改善計画の認定）と同様に法第12条第1項及び第5項の規定による。 （農業経営改善計画の認定等） 第12条 第6条第5項の同意を得た市町村（以下「同意市町村」という。）の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2・3・4 略 5 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 基本構想に照らし適切なものであること。 (2) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (3) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 省令第14条の規定による。 （農業経営改善計画の認定基準） 第14条 法第12条第5項第3号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。 (2) その農業経営改善計画に法第13条第2項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。）が法第12条第4項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあっては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。 イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。 ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあっては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者（法第13条第2項に規定する関連事業者等（耕作者又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。 ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう）である場合にあっては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の数がサインの総数の2分の1以上となるものでないこと。 (3) その農業経営改善計画に、法第12条第4項に規定する措置として、法第13条第2項に規定する関連事業者等（法第12条第1項の認定を受けた農地所有適格法人であつて、当該農業経営改善計画を策定した者（農地所有適格法人である株式会社に限る）の総株主の議決権の過半数を占めているものに限る）の役員が当該農業経営改善改革を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等（農地法第2条第3項第3号に規定する理事等をいう。）を兼ねる計画が含まれる場合にあっては、当該役員が次に掲げる要件に該当するもの	

であること。

イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。

ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間30日以上従事すること。

- 2 同意市町村が農業経営改善計画が前項第2号若しくは第3号に掲げる基準に適合するかどうかを判断しようとするとき又は同項第2号若しくは第3号に規定する計画が含まれる農業経営改善計画について法第13条の2第3項の規定により意見を述べようとするときは、当該同意市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならない。

申請のあった農業経営改善計画が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、認定をする。

1 その農業経営改善計画が、基本構想に照らし適切なものであること。

2 その農業経営改善計画が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

3 その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。

4 その農業経営改善計画に関連事業者等（耕作又は養畜の事業を営む個人又は農業生産法人を除く。）が農業経営の改善のために行う措置として農業経営改善計画を作成した者（農業生産法人であるものに限る。）に出資する計画が含まれる場合にあっては、当該出資が、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じるおそれがないこと。

ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあっては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者（法第13条第2項に規定する関連事業者等（耕作者又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が株主の議決権の2分の1以上となるものでないこと。

ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう）である場合にあっては、農地法第2条第3項第2号イからチまでに掲げる者以外の者の数がサインの総数の2分の1以上となるものでないこと。

- 5 その農業経営改善計画に、法第12条第3項に規定する措置として、法第13条第2項に規定する関連事業者等（法第12条第1項の認定を受けた農地所有適格法人であって、当該農業経営改善計画を策定した者（農地所有適格法人である株式会社に限る）の総株主の議決権の過半数を占めているものに限る）の役員が当該農業経営改善改革を作成した者の農業経営の改善に寄与する者として当該農業経営改善計画を作成した者の理事等（農地法第2条第3項第3号に規定する理事等をいう。）を兼ねる計画が含まれる場合にあっては、当該役員が次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 当該役員が当該関連事業者等の行う農業に常時従事する者であり、かつ、当該関連事業者等の株主であること。

ロ 当該役員が当該農業経営改善計画を作成した者の行う農業に年間30日以上従事すること。

標準処理期間

30日

備考

設定年月日

平成19年1月1日

最終変更年月日

令和5年4月1日

処分の概要	農用地利用規程の認定
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第23条第1項
法令番号	昭和55年法律第65号
【基準】 法第23条第1項及び第3項の規定による。 (農用地利用規程) 第23条 農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体(政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。)であつて、第6条第2項第6号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地の所有者等の3分の2以上が構成員となつていものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。 2 農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項 (2) 農用地利用改善事業の実施区域 (3) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項 (4) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項 (5) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 (6) その他必要な事項 3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。 (1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。 (1)の2 前項第2号の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。 (2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (2)の2 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 (3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。 4・5 略 6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第3項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第1項の認定をしてはならない。 (1) 前項第2号に掲げる目標が第2項第2号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。 (2) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。	
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

処分の概要	農用地利用規程の変更の認定
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第24条
法令番号	昭和55年法律第65号
【基準】 法第23条第1項（農用地利用規程の認定）と同様に法第23条第1項及び第3項の規定による。 （農用地利用規程） 第23条 農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を行う農事組合法人その他の団体（政令で定める基準に従った定款又は規約を有しているものに限る。）であつて、第6条第2項第6号ロに規定する基準に適合する区域をその地区とし、かつ、当該地区内の農用地の所有者等の3分の2以上が構成員となつているものは、その行おうとする農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程を定め、これを同意市町村に提出して、当該農用地利用規程が適当である旨の認定を受けることができる。 2 農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項 (2) 農用地利用改善事業の実施区域 (3) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項 (4) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項 (5) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項 (6) その他必要な事項 3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。 (1) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。 (1)の2 前項第2号の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。 (2) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 (2)の2 前項第4号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 (3) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。 4・5 略 6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第1項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第3項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第1項の認定をしてはならない。 (1) 前項第2号に掲げる目標が第2項第2号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。 (2) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。	

標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 324

担当部署： 農林商工部 農業振興課

処分の概要	特定農用地利用規程の有効期間の延長の承認		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法施行令 第12条ただし書		
法令番号	昭和55年政令第219号		
【基準】 政令第12条の規定による。 (特定農用地利用規程の有効期間) 第12条 特定農用地利用規程の有効期間は、法第23条第1項の認定を受けた日から起算して5年とする。ただし、同項の認定を受けた団体は、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人又は特定農業団体の同意を得た場合には、農林水産省令で定めるところにより、同意市町村の承認を得て、その有効期間を5年を超えない範囲内で延長することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

処分の概要	農地利用規約の認定		
法令名 根拠条項	農住組合法 第13条第3項		
法令番号	昭和55年法律第86号		
【基準】 法第13条第3項及び第4項の規定による。 第13条 3 組合は、農地利用規約を定めたときは、主務省令で定めるところにより、これを市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)に提出して、当該農地利用規約が営農地区における当面の営農の円滑な継続に資するものである旨の認定を受けることができる。 4 市町村長は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、申請に係る農地利用規約の設定手続又は申請手続が法令に違反していると認めるときは、同項の認定をしてはならない。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

処分の概要	優良田園住宅建設計画の認定		
法令名 根拠条項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第1項		
法令番号	平成10年法律第41号		
【基準】 法第4条第1項から第4項までの規定による。 (優良田園住宅建設計画の認定) 第4条 優良田園住宅を建設しようとする者は、その建設に関する計画(以下「優良田園住宅建設計画」という。)を作成し、これを市町村に提出して、当該優良田園住宅建設計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 優良田園住宅建設計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 建設しようとする住宅の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積 (2) 建設しようとする住宅の建築面積の敷地面積に対する割合及び延べ面積の敷地面積に対する割合 (3) 建設しようとする住宅の階数 (4) その他農林水産省令・国土交通省令で定める事項 3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その優良田園住宅建設計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 優良田園住宅建設計画の内容が基本方針に照らして適切なものであること。 (2) 優良田園住宅建設計画に係る住宅が優良田園住宅であること。 (3) 優良田園住宅建設計画に係る住宅の用に供する土地の所在及び面積並びに周辺の土地利用の状況、公共施設の整備の状況等からみて、当該土地を住宅の用に供することが適当であり、かつ、良好な居住環境の形成が見込まれること。 4 市町村は、第1項の認定をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

ID: 511

担当部署： 農林商工部 農業振興課

処分の概要	優良田園住宅建設計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	優良田園住宅の建設の促進に関する法律 第4条第6項		
法令番号	平成10年法律第41号		
【基準】 法第4条第6項の規定による。 6 第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る優良田園住宅建設計画を変更しようとするときは、市町村の認定を受けなければならない。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

処分の概要	青年等就農計画の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の4第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】 法第14条の4の規定による。 (青年等就農計画の認定) 第14条の4 同意市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等(新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農林水産省令で定める期間を経過しないもの(次項第1号において「既に農業経営を開始した青年等」という。)を含み、認定農業者を除く。)は、農林水産省令で定めるところにより、青年等就農計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該青年等就農計画が適当である旨の認定を受けることができる。 2 前項の青年等就農計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 農業経営の開始の時点における農業経営の状況(既に農業経営を開始した青年等にあつては、農業経営の現状) (2) 農業経営の開始から相当の期間を経過した時点における農業経営に関する目標 (3) 前号の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項 (4) 第4条第2項第2号に掲げる者にあつては、その有する知識及び技能に関する事項 (5) その他農林水産省令で定める事項 3 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 基本構想に照らし適切なものであること。 (2) その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

処分の概要	青年等就農計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	農業経営基盤強化促進法 第14条の5第1項		
法令番号	昭和55年法律第65号		
【基準】 法第14条の5の規定による。 (青年等就農計画の変更等) 第14条の5 前条第1項の認定を受けた者(以下「認定就農者」という。)は、当該認定に係る青年等就農計画を変更しようとするときは、同意市町村の認定を受けなければならない。 2 同意市町村は、前条第1項の認定に係る青年等就農計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定就農計画」という。)が同条第3項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたとき、又は認定就農者が認定就農計画に従つて同条第2項第2号の目標を達成するためにとるべき措置を講じていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。 3 認定就農者が第12条第1項の認定を受けたときは、当該認定就農者に係る前条第1項の認定は、その効力を失う。 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による変更の認定について準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 1

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	土地への立入等の許可		
法令名 根拠条項	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律 第25条第2項		
法令番号	昭和41年法律第126号		
【基準】 法第25条第1項から第3項までの規定による。 (測量、実地調査及び簿書の閲覧等) 第25条 都道府県又は市町村の職員は第2章の規定による入会林野整備又は前章の規定による旧慣使用林野整備に関し、当該入会林野整備を行なおうとする入会権者は当該入会林野整備に関し、土地又は土地に定着する物件の測量又は実地調査をするため必要があるときは、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。 2 前項の入会権者が同項の行為をするには、あらかじめ、当該土地の所在地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。 3 市町村長は、前項の許可の申請があつたときは、当該土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 172

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	市民農園の開設の認定		
法令名 根拠条項	市民農園整備促進法 第7条第1項		
法令番号	平成2年法律第44号		
【基準】 法第7条第3項の規定による。 第7条 3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。 (1) 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。 (2) 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。 (3) 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。 (4) 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 (5) 前項第5号から第8号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。 (6) その他政令で定める基準に適合するものであること。 政令第4条の規定による。 (市民農園の開設の認定の基準) 第4条 法第7条第3項第6号の政令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 申請の手続又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地である場合にあっては、当該農地が所有権以外の権限に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。 市民農園整備促進法の運用について（平成2年9月20日・2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号）参照			
標準処理期間	60日		
備考	県同意・農業委員会の決定必要		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 173

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	市民農園整備運営計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	市民農園整備促進法 第7条第5項		
法令番号	平成2年法律第44号		
【基準】 法第7条第1項（市民農園の開設の認定）と同様に法第7条第3項の規定による。 第7条 3 市町村は、第1項の認定の申請があった場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、農業委員会の決定を経て、その認定をするものとする。 (1) 整備運営計画の内容が基本方針に適合するものであること。 (2) 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する見地からみて、市民農園の用に供する農地及び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模であること。 (3) 市民農園の用に供する農地及び市民農園施設の位置及び規模からみて、周辺の道路、下水道等の公共施設の有する機能に支障を生ずるおそれがなく、かつ、周辺の地域における営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずるおそれがないものであること。 (4) 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 (5) 前項第5号から第8号までに掲げる事項が市民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利用を確保するために有効かつ適切なものであること。 (6) その他政令で定める基準に適合するものであること。 政令第4条の規定による。 （市民農園の開設の認定の基準） 第4条 法第7条第3項第6号の政令で定める基準は、次のとおりとする。 (1) 申請の手続又は整備運営計画の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 市民農園の用に供する農地が法第2条第2項第1号イに掲げる農地である場合にあっては、当該農地が所有権以外の権限に基づいて耕作の事業に供されているものでないこと。 市民農園整備促進法の運用について（平成2年9月20日・2構改B第982号・建設省経民発第41号・建設省都公緑発第108号）参照			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 202

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	特用林の指定
法令名称 根拠条項	森林法 第10条の8第1項第7号
法令番号	昭和26年法律第249号
【基準】 法第10条の8第1項第8号の規定による。 (伐採及び伐採後の造林の届出) 第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) ～ (6) 略 (7) 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で<u>農林水産省令で定めるもの</u>以外の森林(次号において「普通林」という。)であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合 <u>農林水産省令で定めるもの</u> (法令により立木の伐採につき制限がある森林) 第10条 法第10条の8第1項第7号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。 (1) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地に係る森林 (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項の規定により指定された特別保護地区内の森林 (3) 漁業法(昭和24年法律第267号)第120条の規定により除去を制限された立木に係る森林 (4) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物に係る森林及び同法第128条第1項の規定により定められた史跡名勝天然記念物の保存のための地域内の森林 (5) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項又は第73条第1項の規定により指定された特別地域内の森林 (6) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第4条第1項の規定により指定されたばた山崩壊防止区域内の森林 (7) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第6条第1項の規定により指定された歴史的風土特別保存地区内の森林 (8) 都市計画法第8条第1項第7号の風致地区として定められた地区内の森林 (9) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の森林 (10) 林業種苗法(昭和45年法律第89号)第4条第1項の規定により指定された特別母樹又は特別母樹林に係る森林 (11) 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項又は第46条第1項の規定により指定さ	

れた特別地区内の森林 (12) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条の規定により定められた特別緑地保全地区内の森林 (13) 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55年法律第60号)第3条第1項の規定により定められた第1種歴史的風土保存地区内の森林及び同項の規定により定められた第2種歴史的風土保存地区内の森林 (14) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)第37条第1項の規定により指定された管理地区内の森林			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考	指定の基準		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 203

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	自家用林の指定		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の8第1項第8号		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第10条の8第1項第8号の規定による。 (伐採及び伐採後の造林の届出等) 第10条の8 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林及び第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (1) ～ (7) 略 (8) 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日

ID: 204

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	施業実施協定の認可
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11の4
法令番号	昭和26年法律第249号
【基準】 (施業実施協定の認可) 第10条の11の4 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。 (1) 申請の手続又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。 2 市町村の長は、前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該施業実施協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、施業実施協定の対象とする森林である旨を当該森林の区域内に明示しなければならない。 (施業実施協定) 第10条の11 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。 (1) 地域森林計画の対象となっている森林であること。 (2) 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。 2 緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人その他農林水産省令で定める営利を目的としない者(以下「特定非営利活動法人等」という。)は、市町村の区域内に存する公益的機能別施業森林(地域森林計画の対象となつているものに限る。以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者と、当該市町村の長の認可を受けて、施業実施協定であつて当該対象森林について当該特定非営利活動法人等が行う間伐又は保育その他の森林施業の実施及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。 3 施業実施協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 (1) 施業実施協定の目的となる森林の区域及びその面積 (2) 森林施業の実施に関する次に掲げる事項 イ 第1項の申請に係る施業実施協定にあつては、森林所有者等が共同して行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他農林水産省令で定める事項 ロ 前項の申請に係る施業実施協定にあつては、特定非営利活動法人等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他農林水産省令で定める事項 (3) 前号に掲げる事項を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項	

(4) 施業実施協定の有効期間 (5) 施業実施協定に違反した場合の措置 4 施業実施協定については、当該施業実施協定の対象となる森林の森林所有者等及び当該森林の土地の所有者の全員の合意がなければならない。 5 施業実施協定の有効期間は、10年を超えてはならない。			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日

ID: 205

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	施業実施協定の変更の認可		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11の5		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 (施業実施協定の変更) 第10条の11の5 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。 2 前2条の規定は、前項の認可について準用する。 <u>前2条の規定</u> (施業実施協定の縦覧等) 第10条の11の3 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該施業実施協定を当該公告の日から2週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。 2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該施業実施協定について、市町村の長に意見書を提出することができる。 (施業実施協定の認可) 第10条の11の4 市町村の長は、第10条の11第1項又は第2項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。 (1) 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。 (3) 施業実施協定の内容が市町村森林整備計画の達成に資すると認められるものであること。 2 市町村の長は、前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該施業実施協定の写しを当該市町村の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、施業実施協定の対象とする森林である旨を当該森林の区域内に明示しなければならない。			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日

ID: 206

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	施業実施協定の廃止の認可		
法令名 根拠条項	森林法 第10条の11の7		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第10条の11の7の規定による。 (施業実施協定の廃止) 第10条の11の7 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第10条の11第1項若しくは第2項又は第10条の11の5第1項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。 2 市町村の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。			
標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日

ID: 207

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	森林施業計画、数人共同の森林施業計画、一般森林施業計画の認定、数人共同の一般森林施業計画の認定
法令名 根拠条項	森林法 第11条第5項
法令番号	昭和26年法律第249号

【基準】

法第11条第5項の規定による。

第11条

5 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。

- (1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。
- (2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。

イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準

ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準

- (3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。
- (4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること

農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準

(植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準)

第38条 法第11条第5項第2号イ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該森林経営計画の対象とする森林(市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものに限る。以下この号において同じ。)のうち、主伐としてその立木を伐採し、又は伐採することとされているものにつき、当該伐採が終了した日を含む伐採年度(令第4条の2第3項に規定する伐採年度をいう。以下同じ。)の翌伐採年度の初日から起算して2年以内(当該森林経営計画の対象とする森林のうちその立木を択伐(択伐率が10分の4を超えないものに限る。))により伐採し、又は伐採することとされているものにあつては、市町村森林整備計画において定められている伐採跡地について更新をすべき期間内)におおむね付録第1の算式により算出される植栽本数を植栽することとされていること。
- (2) 当該森林経営計画の対象とする森林(市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものを除く。以下この号において同じ。)のうち、当該森林経営計画の始期(当該始期前5年以内に主伐としてその立木を伐採した森林にあつては、当

該主伐が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を経過する日。以下この号において同じ。)における立木(人工植栽に係る森林にあつては、当該人工植栽をした樹種に係る立木。以下この号において同じ。)の本数が、当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が生育し得る最大の立木の本数に10分の3を乗じて得た本数(その本数が、当該森林経営計画の対象とする森林の面積(ヘクタールで表した面積をいう。)の値に3000本を乗じて得た本数を超える場合には、その乗じて得た本数)を下回るものにつき、当該森林経営計画の始期から起算して2年以内に立木の本数が当該乗じて得た本数を超えることとなるよう、造林することとされていること。

- (3) 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「計画的間伐対象森林」という。)につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の100分の35以下とされていること。

イ 人工植栽に係る森林であること。

ロ 当該森林経営計画の期間内に主伐としてその立木を伐採することとされている森林以外の森林であること。

ハ その面積が著しく小さい森林であつて、当該森林の間伐を当該森林経営計画の期間の経過後において当該森林に隣接している森林の立木の伐採がなされるときに併せて実施することが効率的であるもの以外の森林であること。

ニ 当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度(第53条に規定する樹冠疎密度をいう。以下この号において同じ。)が10分の8以上である森林であつて、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法(当該森林が森林経営管理法(平成30年法律第35号)第42条第1項に規定する災害等防止措置(以下「災害等防止措置」という。)を講ずべき森林である場合には、同項の規定による命令に係る間伐の方法及び時期)に従つて間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね五年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が10分の8以上であることが確実であると見込まれる森林であること。

- (4) 当該森林経営計画に係る計画的間伐対象森林のうち、災害等防止措置を講ずべき森林及び法第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林以外のものにつき、間伐のため伐採することとされている森林の面積が、付録第2の算式により算出される面積を超えること。

- (5) 当該森林経営計画の対象とする森林(当該森林経営計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画(森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)第6条第1項に規定する森林保健機能増進計画をいい、同条第3項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。以下同じ。)において森林保健施設(同法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設をいう。以下同じ。)を整備することとされている森林、地域森林計画、市町村森林整備計画又は当該森林経営計画に従つて作業路網等(作業路網、保安施設(保安施設事業に係る施設をいう。)若しくは林野の保全に係る地すべり防止施設(地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設をいう。)をいう。以下この号及び次条第2項第2号において同じ。)又は一時的に作業路網等に附帯する施設を設置することとされている森林及び災害等防止措置を講ずべき森林を除く。)のうち、標準伐期齢に達しないものにつき、主伐としてその立木を伐採することとされていないこと。

- (6) 当該森林経営計画の対象とする森林のうち、皆伐による伐採をすることとされているものにつき、1箇所当たりの伐採面積が20ヘクタールを超えないこと。

- (7) 当該森林経営計画の対象とする森林(人工植栽に係る森林及び根株における発芽による更新が可能なものとして市町村森林整備計画において定められている樹種が生育している森林を除く。)のうち、主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の10分の7に相当する材積以下であること。

- (8) 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林につき、当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積(間伐のため伐採することとされている立木の材積を除く。以下この号において同じ。)が、付録第3の算式により算出される材積(当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が付録第3の算式により算出される材積を超える場合にあってはその算出される材積に付録第4に規定する超過伐採予定森林について付録第4の算式により算出される材積を超えない範囲内で市町村の長が定める材積(以下「調整材積」という。))の総和を加えて得た材積、当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林に付録第4に規定する調整対象森林を含む場合にあっては付録第3の算式により算出される材積から当該森林経営計画に係る調整材積を減じて得た材積)以下であること。
- (9) 当該森林経営計画の対象とする森林のうち、災害等防止措置を講ずべき森林であるものにつき、森林経営管理法第42条第1項の規定による命令に係る伐採又は保育の実施その他必要な措置を講ずることとされていること。

(公益的機能別森林施業の実施に関する基準)

第39条 法第11条第5項第2号ロ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準は、森林経営計画の対象とする森林のうち、水源涵養機能維持増進森林(水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。次項において同じ。)については、前条各号に掲げるとおりとする。この場合において、同条第5号中「標準伐期齢」とあるのは、「標準伐期齢に10年を加えた林齢」とする。

2 法第11条第5項第2号ロ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準は、森林経営計画の対象とする森林のうち、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林については、前条各号(第5号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。この場合において、同条第4号中「要整備森林」とあるのは「要整備森林、第39条第2項第1号に規定する複層林施業森林及び同項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林」と、同条第7号中「生育している森林」とあるのは「生育している森林、第39条第2項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林及び同項第3号に規定する択伐複層林施業森林」と、同条第8号中「計画的伐採対象森林」とあるのは「計画的伐採対象森林のうち、第39条第2項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林及び同項第3号に規定する択伐複層林施業森林以外のもの」とする。

- (1) 当該森林経営計画に係る計画的間伐対象森林(複層林施業森林(複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。以下同じ。))のうち単層林であるものに限る。)のうち、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積(以下この号において「間伐前材積」という。)がイに掲げる材積を超える森林につき、間伐前材積から当該森林経営計画の期間内において間伐のため伐採することとされている立木の材積を減じて得た材積がロに掲げる材積以下となるよう、間伐を実施することとされていること。

イ 当該森林の立木の収量比数(森林の立木の単位面積当たりの材積と当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大の材積の比をいう。以下同じ。)が100分の85となる場合における立木の材積

ロ 当該森林の立木の収量比数が100分の75となる場合における立木の材積

二 当該森林経営計画の対象とする森林(特定広葉樹育成施業森林(風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹(以下「特定広葉樹」という。))の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。以下同じ。))及び当該森林経営計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画において森林保健施設を整備することとされている森

林、地域森林計画、市町村森林整備計画又は当該森林経営計画に従って作業路網等又は一時的に作業路網等に附帯する施設を設置することとされている森林並びに災害等防止措置を講ずべき森林を除く。)のうち、標準伐期齢(標準伐期齢のおおむね二倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては、当該森林につき市町村森林整備計画において定められている林齢)に達しないものにつき、主伐としてその立木を伐採することとされていないこと。

- (3) 当該森林経営計画の対象とする森林(当該森林経営計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画において当該森林の立木を皆伐により伐採することとされている森林を除き、択伐複層林施業森林(択伐による複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。以下同じ。)のうち主伐としてその立木を伐採することとされているものに限る。)につき、当該立木の伐採方法が択伐とされており、かつ、その択伐率が10分の3(市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものにあつては、10分の4)以下であること。
- (4) 当該森林経営計画の対象とする森林(択伐複層林施業森林以外の複層林施業森林(人工植栽に係る森林及び根株における発芽による更新が可能なものとして市町村森林整備計画において定められている樹種が生育している森林に限る。)に限る。)のうち、主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の10分の7に相当する材積以下であること。
- (5) 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林(複層林施業森林に限る。)のうち、主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、イに掲げる材積からロに掲げる材積を減じて得た材積以下(イに掲げる材積がロに掲げる材積に満たない場合にあつては、零)であること。
 イ 当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積
 ロ 当該森林の上層木(森林の最上層を構成する立木をいう。以下同じ。)と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の二分の一(択伐複層林施業森林にあつては、十分の七)に相当する材積
- (6) 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林(特定広葉樹育成施業森林に限る。)につき、特定広葉樹の立木を伐採することとされている森林ごとに、当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている特定広葉樹の立木の材積が、イに掲げる材積からロに掲げる材積を減じて得た材積以下(イに掲げる材積がロに掲げる材積に満たない場合にあつては、零)であること。
 イ 当該森林経営計画の始期における当該森林の特定広葉樹の立木の材積
 ロ 当該森林の特定広葉樹と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積(市町村森林整備計画において当該森林について2以上の特定広葉樹が定められている場合にあつては、それぞれの樹種と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積を平均して得た材積以下)に相当する材積
- (7) 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林(特定広葉樹育成施業森林に限る。)につき、特定広葉樹以外の樹種(以下「一般樹種」という。)の立木が存する森林ごとに、当該森林経営計画の期間内において伐採することとされている一般樹種の立木の材積が、付録第五の算式により算出される材積以上(特定広葉樹の生育状況からみて一般樹種の立木の伐採に制限を加える必要があるものとして市町村森林整備計画において定められている森林にあつては、付録第五の算式により算出される材積の100分の80に相当する材積以上100分の120に相当する材積

以下)となるよう、一般樹種の立木を伐採することとされていること。

- (8) 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林(複層林施業森林のうち人工植栽に係るものに限る。)のうち、当該森林経営計画の始期における当該森林の上層木の林齢が標準伐期齢以上であり、かつ、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとの当該森林の立木(下層木(森林の最下層を構成する立木をいう。以下同じ。))を除く。以下この号において同じ。)の材積がイに掲げる材積を超える森林につき、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積から当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている当該森林の立木の材積を減じて得た材積が、ロに掲げる材積以下となるよう、伐採することとされていること。

イ 当該森林の立木の収量比数が100分の75となる場合における立木の材積

ロ 当該森林の立木の収量比数が100分の65となる場合における立木の材積の100分の110に相当する材積

農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準

(公益的機能維持増進協定の基準)

第30条 法第10条の15第4項第5号(法第10条の18において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 公益的機能維持増進協定区域の境界が明確に定められていること。
- 2 公益的機能維持増進協定区域内に存する森林についての所在場所別の森林施業の種類、その対象となる面積及び樹種並びにその実施の方法及び時期が定められていること。
- 3 林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営の場所、方法及び時期が定められていること。
- 4 公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の整備及び保全並びに当該民有林における林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営に要する費用についての国、当該民有林の森林所有者等及び当該民有林の土地の所有者の負担割合が定められていること。
- 5 公益的機能維持増進協定に違反した場合の措置が、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

標準処理期間	20日以内

備考	

設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 208

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	森林施業計画、数人共同の森林施業計画、特定森林施業計画、数人共同の特定森林施業計画、一般森林施業計画の変更認定
法令名称 根拠条項	森林法 第12条第1項
法令番号	昭和26年法律第249号
【基準】 (森林経営計画の変更) 第12条 前条第5項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者（以下「認定森林所有者等」という。）は、次に掲げる場合には、当該森林経営計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。 (1) 当該認定森林所有者等が当該森林経営計画の対象とする森林の一部につき自ら森林の経営を行わなくなつた場合又は当該森林経営計画の対象とする森林以外の森林であつて前条第1項の政令で定める基準に適合するものにつき新たに自ら森林の経営を行うこととなつた場合 (2) 当該認定森林所有者等が次条の規定による通知を受けた場合 法第11条第5項の規定による。 第11条 5 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合において、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。 (1) 第2項第1号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。 (2) 第2項第3号から第6号までに掲げる事項が、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準に適合していること。 イ 公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林 森林生産の保続及び森林生産力の増進を図るために必要なものとして、<u>農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</u> ロ 公益的機能別施業森林区域内に存する森林 森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るために必要なものとして、<u>農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準</u> (3) 市町村森林整備計画の内容に照らして適当であると認められること。 (4) 当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備の状況その他の事情に照らして、当該認定の請求をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適正かつ確実に実施されると認められること <u>農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準</u> (植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準) 第38条 法第11条第5項第2号イ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準は、次のとおりとする。 (1) 当該森林経営計画の対象とする森林(市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確	

な更新が困難な森林として定められているものに限る。以下この号において同じ。)のうち、主伐としてその立木を伐採し、又は伐採することとされているものにつき、当該伐採が終了した日を含む伐採年度(令第4条の2第3項に規定する伐採年度をいう。以下同じ。)の翌伐採年度の初日から起算して2年以内(当該森林経営計画の対象とする森林のうちその立木を択伐(択伐率が10分の4を超えないものに限る。))により伐採し、又は伐採することとされているものにあつては、市町村森林整備計画において定められている伐採跡地について更新をすべき期間内)におおむね付録第1の算式により算出される植栽本数を植栽することとされていること。

(2) 当該森林経営計画の対象とする森林(市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものを除く。以下この号において同じ。)のうち、当該森林経営計画の始期(当該始期前5年以内に主伐としてその立木を伐採した森林にあつては、当該主伐が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して5年を経過する日。以下この号において同じ。)における立木(人工植栽に係る森林にあつては、当該人工植栽をした樹種に係る立木。以下この号において同じ。)の本数が、当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が生育し得る最大の立木の本数に10分の3を乗じて得た本数(その本数が、当該森林経営計画の対象とする森林の面積(ヘクタールで表した面積をいう。)の値に3000本を乗じて得た本数を超える場合には、その乗じて得た本数)を下回るものにつき、当該森林経営計画の始期から起算して2年以内に立木の本数が当該乗じて得た本数を超えることとなるよう、造林することとされていること。

(3) 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林のうち、次に掲げる要件の全てに該当するもの(以下「計画的間伐対象森林」という。)につき、当該森林経営計画の期間内に間伐のため伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の100分の35以下とされていること。

イ 人工植栽に係る森林であること。

ロ 当該森林経営計画の期間内に主伐としてその立木を伐採することとされている森林以外の森林であること。

ハ その面積が著しく小さい森林であつて、当該森林の間伐を当該森林経営計画の期間の経過後において当該森林に隣接している森林の立木の伐採がなされるときに併せて実施することが効率的であるもの以外の森林であること。

ニ 当該森林経営計画の始期における樹冠疎密度(第53条に規定する樹冠疎密度をいう。以下この号において同じ。)が10分の8以上である森林であつて、市町村森林整備計画において定められている標準的な間伐の方法(当該森林が森林経営管理法(平成30年法律第35号)第42条第1項に規定する災害等防止措置(以下「災害等防止措置」という。)を講ずべき森林である場合には、同項の規定による命令に係る間伐の方法及び時期)に従つて間伐を実施した場合に、当該間伐が終了した日から起算しておおむね五年を経過した日における当該森林の樹冠疎密度が10分の8以上であることが確実であると見込まれる森林であること。

(4) 当該森林経営計画に係る計画的間伐対象森林のうち、災害等防止措置を講ずべき森林及び法第39条の4第1項第1号に規定する要整備森林以外のものにつき、間伐のため伐採することとされている森林の面積が、付録第2の算式により算出される面積を超えること。

(5) 当該森林経営計画の対象とする森林(当該森林経営計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画(森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第71号)第6条第1項に規定する森林保健機能増進計画をいい、同条第3項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。以下同じ。)において森林保健施設(同法第2条第2項第2号に規定する森林保健施設をいう。以下同じ。)を整備することとされている森林、地域森林計画、市町村森林整備計画又は当該森林経営計画に従つて作業路網等(作業路網、保安施設(保安施設事業に係る施設をいう。))若しくは林野の保全に係る地すべり防止施設(地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設をいう。)をいう。以下この号及び次条第2項第2号において同じ。)又は一時的

に作業路網等に附帯する施設を設置することとされている森林及び災害等防止措置を講ずべき森林を除く。)のうち、標準伐期齢に達しないものにつき、主伐としてその立木を伐採することとされていないこと。

- (6) 当該森林経営計画の対象とする森林のうち、皆伐による伐採をすることとされているものにつき、1箇所当たりの伐採面積が20ヘクタールを超えないこと。
- (7) 当該森林経営計画の対象とする森林(人工植栽に係る森林及び根株における発芽による更新が可能なものとして市町村森林整備計画において定められている樹種が生育している森林を除く。)のうち、主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の10分の7に相当する材積以下であること。
- (8) 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林につき、当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積(間伐のため伐採することとされている立木の材積を除く。以下この号において同じ。)が、付録第3の算式により算出される材積(当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が付録第3の算式により算出される材積を超える場合にあってはその算出される材積に付録第4に規定する超過伐採予定森林について付録第4の算式により算出される材積を超えない範囲内で市町村の長が定める材積(以下「調整材積」という。))の総和を加えて得た材積、当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林に付録第4に規定する調整対象森林を含む場合にあっては付録第3の算式により算出される材積から当該森林経営計画に係る調整材積を減じて得た材積)以下であること。
- (9) 当該森林経営計画の対象とする森林のうち、災害等防止措置を講ずべき森林であるものにつき、森林経営管理法第42条第1項の規定による命令に係る伐採又は保育の実施その他必要な措置を講ずることとされていること。

(公益的機能別森林施業の実施に関する基準)

第39条 法第11条第5項第2号ロ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準は、森林経営計画の対象とする森林のうち、水源涵養機能維持増進森林(水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。次項において同じ。)については、前条各号に掲げるとおりとする。この場合において、同条第5号中「標準伐期齢」とあるのは、「標準伐期齢に10年を加えた林齢」とする。

2 法第11条第5項第2号ロ(法第12条第3項において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準は、森林経営計画の対象とする森林のうち、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林については、前条各号(第5号を除く。)に掲げるもののほか、次のとおりとする。この場合において、同条第4号中「要整備森林」とあるのは「要整備森林、第39条第2項第1号に規定する複層林施業森林及び同項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林」と、同条第7号中「生育している森林」とあるのは「生育している森林、第39条第2項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林及び同項第3号に規定する択伐複層林施業森林」と、同条第8号中「計画的伐採対象森林」とあるのは「計画的伐採対象森林のうち、第39条第2項第2号に規定する特定広葉樹育成施業森林及び同項第3号に規定する択伐複層林施業森林以外のもの」とする。

- (1) 当該森林経営計画に係る計画的間伐対象森林(複層林施業森林(複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。以下同じ。))のうち単層林であるものに限る。)のうち、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積(以下この号において「間伐前材積」という。)がイに掲げる材積を超える森林につき、間伐前材積から当該森林経営計画の期間内において間伐のため伐採することとされている立木の材積を減

じて得た材積がロに掲げる材積以下となるよう、間伐を実施することとされていること。

イ 当該森林の立木の収量比数(森林の立木の単位面積当たりの材積と当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達し得る単位面積当たりの最大の材積の比をいう。以下同じ。)が100分の85となる場合における立木の材積

ロ 当該森林の立木の収量比数が100分の75となる場合における立木の材積

二 当該森林経営計画の対象とする森林(特定広葉樹育成施業森林(風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹(以下「特定広葉樹」という。))の育成を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。以下同じ。))及び当該森林経営計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画において森林保健施設を整備することとされている森林、地域森林計画、市町村森林整備計画又は当該森林経営計画に従つて作業路網等又は一時的に作業路網等に附帯する施設を設置することとされている森林並びに災害等防止措置を講ずべき森林を除く。)のうち、標準伐期齢(標準伐期齢のおおむね二倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林にあつては、当該森林につき市町村森林整備計画において定められている林齢)に達しないものにつき、主伐としてその立木を伐採することとされていないこと。

(3) 当該森林経営計画の対象とする森林(当該森林経営計画の全部又は一部として定められる森林保健機能増進計画において当該森林の立木を皆伐により伐採することとされている森林を除き、択伐複層林施業森林(択伐による複層林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。以下同じ。))のうち主伐としてその立木を伐採することとされているものに限る。)につき、当該立木の伐採方法が択伐とされており、かつ、その択伐率が10分の3(市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められているものにあつては、10分の4)以下であること。

(4) 当該森林経営計画の対象とする森林(択伐複層林施業森林以外の複層林施業森林(人工植栽に係る森林及び根株における発芽による更新が可能なものとして市町村森林整備計画において定められている樹種が生育している森林に限る。))に限る。)のうち、主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積の10分の7に相当する材積以下であること。

(5) 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林(複層林施業森林に限る。))のうち、主伐としてその立木を伐採することとされているものにつき、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとに当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている立木の材積が、イに掲げる材積からロに掲げる材積を減じて得た材積以下(イに掲げる材積がロに掲げる材積に満たない場合にあつては、零)であること。

イ 当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積

ロ 当該森林の上層木(森林の最上層を構成する立木をいう。以下同じ。))と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積の二分の一(択伐複層林施業森林にあつては、十分の七)に相当する材積

(6) 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林(特定広葉樹育成施業森林に限る。))につき、特定広葉樹の立木を伐採することとされている森林ごとに、当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている特定広葉樹の立木の材積が、イに掲げる材積からロに掲げる材積を減じて得た材積以下(イに掲げる材積がロに掲げる材積に満たない場合にあつては、零)であること。

イ 当該森林経営計画の始期における当該森林の特定広葉樹の立木の材積

ロ 当該森林の特定広葉樹と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出

される当該単層林の立木の材積(市町村森林整備計画において当該森林について2以上の特定広葉樹が定められている場合にあつては、それぞれの樹種と同一の樹種の単層林が標準伐期齢に達しているものとして算出される当該単層林の立木の材積を平均して得た材積以下)に相当する材積

- (7) 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林(特定広葉樹育成施業森林に限る。)につき、特定広葉樹以外の樹種(以下「一般樹種」という。)の立木が存する森林ごとに、当該森林経営計画の期間内において伐採することとされている一般樹種の立木の材積が、付録第五の算式により算出される材積以上(特定広葉樹の生育状況からみて一般樹種の立木の伐採に制限を加える必要があるものとして市町村森林整備計画において定められている森林にあつては、付録第五の算式により算出される材積の100分の80に相当する材積以上100分の120に相当する材積以下)となるよう、一般樹種の立木を伐採することとされていること。
- (8) 当該森林経営計画に係る計画的伐採対象森林(複層林施業森林のうち人工植栽に係るものに限る。)のうち、当該森林経営計画の始期における当該森林の上層木の林齢が標準伐期齢以上であり、かつ、樹種、林相及び林齢を同じくする森林ごとの当該森林の立木(下層木(森林の最下層を構成する立木をいう。以下同じ。))を除く。以下この号において同じ。))の材積がイに掲げる材積を超える森林につき、当該森林経営計画の始期における当該森林の立木の材積から当該森林経営計画の期間内に伐採することとされている当該森林の立木の材積を減じて得た材積が、ロに掲げる材積以下となるよう、伐採することとされていること。
- イ 当該森林の立木の収量比数が100分の75となる場合における立木の材積
- ロ 当該森林の立木の収量比数が100分の65となる場合における立木の材積の100分の110に相当する材積

農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準

(公益的機能維持増進協定の基準)

第30条 法第10条の15第4項第5号(法第10条の18において準用する場合を含む。)の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 公益的機能維持増進協定区域の境界が明確に定められていること。
- 2 公益的機能維持増進協定区域内に存する森林についての所在場所別の森林施業の種類、その対象となる面積及び樹種並びにその実施の方法及び時期が定められていること。
- 3 林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営の場所、方法及び時期が定められていること。
- 4 公益的機能維持増進協定区域内に存する民有林の整備及び保全並びに当該民有林における林道の開設及び改良並びに作業路網その他の施設の設置及び維持運営に要する費用についての国、当該民有林の森林所有者等及び当該民有林の土地の所有者の負担割合が定められていること。
- 5 公益的機能維持増進協定に違反した場合の措置が、違反した者に対して不当に重い負担を課するものでないこと。

標準処理期間	20日		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 209

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	火入れの許可
法令名 根拠条項	森林法 第21条第1項
法令番号	昭和26年法律第249号
【根拠法令】 法第21条第1項及び第2項の規定による。 (火入れ) 第21条 森林又は森林に接近している政令で定める範囲内にある原野、山岳、荒廃地その他の土地においては、その森林又は土地の所在する市町村の長の許可を受けてその指示するところに従つてでなければ火入れをしてはならない。ただし、国又は地方公共団体が火入れをする場合は、この限りでない。 2 前項の市町村の長は、火入れをする目的が次の各号の一に該当する場合でなければ同項の許可をしてはならない。 (1) 造林のための地ごしらえ (2) 開墾準備 (3) 害虫駆除 (4) 焼畑 (5) 前各号に準ずる事項であつて<u>農林水産省令で定めるもの</u> <u>政令で定める範囲内</u> 森林法施行令 (火入れの許可を要する土地の範囲) 第3条の2 法第21条第1項の政令で定める範囲は、森林の周囲1キロメートルの範囲とする。 <u>農林水産省令で定めるもの</u> 森林法施行規則 (火入れ) 第47条 森林法第21条第2項第5号の農林水産省令で定める事項は、採草地の改良とする。 【基準】 火入れの許可基準は、いなべ市火入れに関する条例（平成15年条例第120号）第8条から第14条までの規定に基づく。 (火入れの通知) 第8条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。 (火入責任者の義務) 第9条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。 2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。 3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第11条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。 (防火帯の設置) 第10条 火入責任者は、火入地の周囲に幅5メートル以上（火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については10メートル以上）の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。	

ならない。

- 2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、せき等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第 11 条 火入者は、火入りに当たっては、1 回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を配置しなければならない。

(1) 0.5 ヘクタールまでは 10 人以上

(2) 0.5 ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積 1 ヘクタールにつき 5 人を前号の数に加えて得た数以上

- 2 火入者は、のこぎり、かま、くわ、なた、スコップ、水たたき、チェーンソー、ぬれむしろ、水のう付手動ポンプ、バケツ、噴霧器等の消火に必要な器具を、火入従事者に携行させなければならない。

- 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第 12 条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

- 2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第 13 条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第 14 条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び桑名市消防本部に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(管轄する消防署への通知等)

第 15 条 市長は、火入れの許可を行った場合には、管轄する消防署にその旨通知するものとする。

- 2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

- 3 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせることができる。

- 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は当該職員の指示に従わなければならない。

標準処理期間	2日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 210

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	森林施業に関する測量又は実地調査のための他人の土地への立入又は立木竹伐採の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第49条第1項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第49条第1項の規定による。 (立入調査等) 第49条 森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 211

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	森林病虫害等の駆除・予防のための他人の土地への立入の許可		
法令名 根拠条項	森林法 第49条第6項		
法令番号	昭和26年法律第249号		
【基準】 法第49条第6項の規定による。 (立入調査等) 第49条 6 森林所有者等は、森林に重大な損害を与えるおそれのある害虫、獣類、菌類又はウイルスが森林に発生し、又は発生するおそれがある場合において、その駆除又は予防のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて他人の土地に立ち入ることができる。この場合には、第2項から前項までの規定を準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 325

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	施設の配置に関する協定の認可		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の2第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【基準】 法第18条の2第1項及び第18条の5第1項の規定による。 (協定の締結等) 第18条の2 農用地利用計画において第3条第4号に掲げる土地としてその用途が指定された土地において同号に規定する施設を適切に配置し、農業生産を円滑かつ効率的に進めるため、同号に規定する施設のうち適切に配置されることが営農環境の確保上特に必要と認められる農林水産省令で定める施設の用に供することを予定する土地を含む農業振興地域内にある相当規模の一団の土地(公共施設の用に供する土地その他政令で定める土地を除く。)について所有権、地上又は賃借権を有する者(国及び地方公共団体を除く。以下「土地所有者等」という。)は、市町村長の認可を受けて、これらの土地についての当該施設の用に供することを予定する土地の区域の設定及びこれと併せて行う当該施設の用に供しないことを予定する土地の区域の設定に関する協定(以下第18条の11までにおいて「協定」という。)を締結することができる。 (協定の認可) 第18条の5 市町村長は、第18条の2第1項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、当該協定を認可しなければならない。 (1) 申請の手続又は協定の内容が法令に違反するものでないこと。 (2) 協定区域(協定において協定区域予定地を定める場合には、当該協定区域予定地の区域を含む。)が協定の目的を達成するために必要な相当の規模を有し、かつ、協定に係る施設による営農環境への影響の及ぶ範囲を超えない一団の土地であると認められること。 (3) 前号に掲げるもののほか、協定の内容が土地の利用を不当に制限するものでないことその他妥当なものであること。 (4) 協定の内容が農業振興地域整備計画の達成に資すると認められるものであること。 農用地等の確保等に関する基本指針(平成12年3月17日) 参照			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 326

担当部署: 農林商工部 農林課

処分の概要	施設の維持運営に関する協定の認定		
法令名 根拠条項	農業振興地域の整備に関する法律 第18条の12第1項		
法令番号	昭和44年法律第58号		
【基準】 法第18条の12第1項及び第3項の規定による。 (施設の維持運営に関する協定の締結等) 第18条の12 農業者その他の土地所有者等に係る土地が利益を受け、又は農業者その他の者の共同の利用に供されている農業振興地域における農業用排水施設(政令で定める施設を除く。以下この条において同じ。)その他の第8条第2項第2号に掲げる事項に係る施設又は同項第4号若しくは第6号に規定する施設であつて、農業用排水施設により利益を受ける土地に係る土地所有者等又は農業用排水施設以外の施設の利用者が共同して行う維持、運営その他の行為(以下この条において「維持運営」という。)により機能の保持を図る必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、農業者その他の土地所有者等又は利用者は、その施設の適正な維持運営を確保するため、当該施設について設置者又は管理者がある場合には当該設置者又は管理者の同意を得て、当該施設の維持運営に関する協定(以下この条において「協定」という。)を締結し、当該協定が適当である旨の市町村長の認定を受けることができる。 2 略 3 市町村長は、第1項の認定の申請が次の各号のすべてに該当するときは、同項の認定をするものとする。 (1) 農業用排水施設に係る協定にあつては当該農業用排水施設により利益を受ける土地の区域に係る土地所有者等の、その他の協定にあつては協定の目的となる施設の利用者の相当部分が協定に参加していること。 (2) 協定において定める施設の維持運営に関する事項の内容が適切であり、かつ、農業振興地域整備計画の達成に資するものであること。 (3) 協定において定める前項第3号から第6号までに掲げる事項の内容が妥当なものであること。 同法施行令及び施行規則による。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2014

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	土地改良事業の認可（農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。）		
法令名 根拠条項	土地改良法 第95条第1項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【根拠条文】 法第95条第1項から第3項までの規定による。 （土地改良事業の開始） 第95条 農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地中間管理機構又は第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。 2 農業協同組合、農業協同組合連合会若しくは農地中間管理機構又は第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行おうとする場合において、前項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、（農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構にあつては総会の議決（総会を置かない農地中間管理機構にあつては、農林水産省令で定めるその機関の議決又は決定とする。以下この節において同じ。）を経て、）規約（同条に規定する資格を有する者が一人で土地改良事業を行う場合にあつては、規準とする。以下この節、第132条第1項及び第134条第1項において同じ。）及び土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を公告して、その土地改良事業の施行に係る地域（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第5条第7項に掲げる権利を有する全ての者の同意を得なければならない。 3 第1項の場合には、第5条第3項、第7条から第9条まで並びに第10条第1項及び第5項の規定を準用する。			
標準処理期間	80日間		
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）別表1の4 4 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。） イ 法第95条第1項の規定による土地改良事業の認可		
設定年月日	平成18年12月31日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 2015

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	土地改良事業の変更等の認可（農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。）
法令名 根拠条項	土地改良法 第95条の2第1項
法令番号	昭和24年法律第195号
【基準】 法第95条の2の規定による。 （土地改良事業の変更等） 第95条の2 前条第1項の規定により土地改良事業を行なう者は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、（農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構にあつては総会の議決を経て、）必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。 2 前項の者は、土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域その他農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合において、同項の認可を申請するには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において2以上の土地改良事業をあわせて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）及び規約を変更する必要があるときは変更後の規約その他必要な事項を、土地改良事業の廃止の場合にあつては、廃止する旨及び廃止の理由（現に2以上の土地改良事業をあわせて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その名称及び廃止の理由）並びに規約を変更する必要があるときは変更後の規約を公告して、土地改良事業計画の変更の場合にあつては、その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において2以上の土地改良事業をあわせて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域）内（これらの土地改良事業のうちに、その変更によりその施行に係る地域の一部がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）、土地改良事業の廃止の場合にあつては、その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に2以上の土地改良事業をあわせて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域）内にある土地につき第5条第7項に掲げる権利を有するすべての者の同意を得、かつ、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農地中間管理機構にあつては、総会の議決を経なければならない。 3 第1項の場合には、第7条第5項及び第6項、第8条、第9条、第10条第1項及び第5項並びに第48条第4項、第6項及び第10項から第12項までの規定（前項に規定する場合にあつては、これらの規定のほか、第5条第3項の規定）を準用する。この場合において、第8条第1項、第4項第2号及び第6項中「定款」とあるのは「規約」と、第48条第4項中「第3条に規定する資格を有する者の3分の2以上の同意」とあり、及び「組合員の3分の2以上の同意」とあるのは「第5条第7項に掲げる権利を有するすべての者の同意」と、「前項第1号又は第2号の3分の2以上の同意」とあるのは「第95条の2第2項の同意」と、同条第6項中「第3項及び第4項」とあるのは「同項及び第95条の2第2項」と、同条第12項中「組合員等」とあるのは「当該農業協同組合の組合員、当該農業協同組合連合会を直接又は間接に構成する者、社団たる当該農地保有合理化法人の社員及び第95条の2第2項の同意、同条第3項において準用する第48条第4項の同意又は第95条の2第3項において準用する第48条第6項の申出をした者」と読み替えるものとする。	
標準処理期間	80日間

備考	三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）別表1の4 4 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる 事務（農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良 事業を行う場合に限る。） ニ 法第95条の2第1項の規定による土地改良事業の変更等の認可		
設 定 年 月 日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	令和 4 年 4 月 1 日

ID: 2016

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	換地計画の認可等（農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。）		
法令名称 根拠条項	土地改良法 第96条において準用する第52条第1項、第52条の2、第52条の3、第52条の4、第53条の4及び第54条		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第96条において準用する第52条第1項、第52条の2第1項・第2項、第52条の4第1項及び第53条の4の規定による。 (換地計画の決定及び認可) 第52条 土地改良区は、その行なう土地改良事業(第49条第1項の規定により応急工事計画を定め、これに基づいて行なう第2条第2項第5号の事業を除く。)につき、その事業の性質上必要があるときは、当該土地改良事業の施行に係る地域につき、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。 (審査及び公告等) 第52条の2 都道府県知事は、前条第1項の認可の申請があつたときは、当該申請に係る換地計画につき詳細な審査を行なつてその適否を決定し、その旨を当該申請をした土地改良区に通知しなければならない。 2 都道府県知事は、前条第1項の認可の申請について、左の各号の一に該当する場合を除き、前項の規定により適当とする旨の決定をしなければならない。 (1) 申請の手續又は換地計画の決定手續若しくは内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているとき。 (2) 換地計画の内容が、土地改良事業計画の内容と矛盾しているとき。 第52条の4 都道府県知事は、前条第1項の規定による異議の申出がないとき、又は異議の申出があつた場合においてそのすべてについて同条第2項において準用する第9条第2項の規定による決定があつたときは、前条第2項において準用する第9条第4項の場合を除いて、第52条第1項の認可をしなければならない。 (換地計画の変更) 第53条の4 土地改良区は、換地計画を変更しようとする場合には、農林水産省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を受けなければならない。 2 換地計画の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)については、第52条第4項から第9項まで及び第52条の2から第52条の4までの規定を準用する。この場合において、第52条第5項中「その計画」とあるのは「その計画の変更に係る部分」と、第52条の3中「換地計画」とあるのは「換地計画の変更の部分」と読み替えるものとする。			
標準処理期間	80日間		
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）別表1の4 4 土地改良法（昭和24年法律第百九十五号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第三条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。） へ 法第96条において準用する法第52条第1項、第52条の2、第52条の3、第52条の4、第53条の4及び第54条の規定による換地計画の認可等		
設定年月日	平成18年12月31日	最終変更年月日	平成28年4月1日

ID: 2017

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	管理規程の認可等（農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。）		
法令名 根拠条項	土地改良法 第96条において準用する第57条の2		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第96条において準用する第57条の2の規定による。 (管理規程) 第57条の2 土地改良区は、第2条第2項第1号の事業のうち農業用排水施設又は農用地の保全上必要な施設(これらの施設のうち農林水産省令で定めるものに限る。)の管理(委託を受けて行なう管理を含む。)を行なう場合には、農林水産省令の定めるところにより、当該事業の実施の細目について、管理規程を定め、当該事業の実施前に都道府県知事の認可を受けなければならない。 2 前項の管理規程において定めるべき事項は、農林水産省令で定める。 3 土地改良区は、第1項の管理規程を変更し、又は廃止しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。 4 都道府県知事は、第1項又は前項の認可をしたときは、農林水産省令の定めるところにより、遅滞なくその旨を公告しなければならない。 土地改良法施行規則第47条の規定による。 (管理規程) 第47条 法第57条の2第1項の農林水産省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。 (1) ダムその他のえん堤 (2) 農業用排水路であつて、当該農業用排水路に廃水が排出されることにより、当該農業用排水路の管理に著しい支障を生じ、又は生ずるおそれがあるもののうち、市街化の進展その他の社会的経済的諸条件の変化の状況を考慮して都道府県知事が指定したもの			
標準処理期間	30日間		
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）別表1の4 4 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。） ト 法第96条において準用する法第57条の2の規定による管理規程の認可等		
設定年月日	平成18年12月31日	最終変更年月日	令和4年4月1日

ID: 2018

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	土地の形質の変更等の許可（農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合及び第95条第1項に規定する土地改良事業に係るものに限る。）		
法令名 根拠条項	土地改良法 第122条第2項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第122条第2項の規定による。 （土地改良事業に係る損失補償） 第122条 土地改良事業を行う者は、その事業の利害関係人がその事業によつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。 2 第10条第3項、第48条第11項(第95条の2第3項において準用する場合を含む。)、第87条第5項(第87条の2第10項、第87条の3第7項、第87条の4第4項(第96条の4第1項において準用する場合を含む。)、第88条第6項、第10項、第13項、第18項及び第19項(第96条の4第1項において準用する場合を含む。)、第96条の2第7項並びに第96条の3第5項において準用する場合を含む。)、第95条第4項、第98条第10項又は第99条第12項(第100条の2第2項(第111条において準用する場合を含む。))及び第111条において準用する場合を含む。))の規定による公告があつた後において土地の形質を変更し、工作物の新築、改築若しくは修繕をし、又は物件を付加し若しくは増置した場合には、これについての損失は、補償しなくてもよい。ただし、都道府県知事の許可を受けてこれらの行為をした場合には、この限りでない。			
標準処理期間	30日間		
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）別表1の4 4 土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（農業協同組合が土地改良事業を行う場合又は法第3条に規定する資格を有する者が土地改良事業を行う場合に限る。） ヌ 法第122条第2項の規定による土地の形質の変更等の許可		
設定年月日	平成18年12月31日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 2707

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	多面的機能発揮促進事業計画の認定		
法令名 根拠条項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第7条第5項		
法令番号	平成26年6月20日（法律第78号）		
【基準】 第7条第5項の規定による。 (事業計画の認定) 5 特定市町村は、<u>第一項の認定</u>の申請があった場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。 二 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る多面的機能発揮促進事業を確実に実施するために適切なものであること。 三 当該事業計画に記載された多面的機能発揮促進事業の実施区域(当該事業計画に二以上の多面的機能発揮促進事業が記載されている場合にあっては、その全ての実施区域)内に、現に耕作又は養畜の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。 <u>第一項の認定</u> (事業計画の認定) 第7条 促進計画に基づいて当該促進計画に定められた前条第二項第一号の区域内において多面的機能発揮促進事業を実施しようとする農業者団体等は、その実施しようとする多面的機能発揮促進事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、当該促進計画を作成した市町村(以下「特定市町村」という。)の認定を申請することができる。			
標準処理期間	7 日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID:2880

担当部署: 農林商工部 農林振興課

処分の概要	設備計画の認定
法令名称 根拠条項	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律 第7条第3項
法令番号	平成25年法律第81号
【基準】 (設備整備計画の認定) 第7条 再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者は、農林水産省令・環境省令で定めるところにより、当該整備に関する計画(以下「設備整備計画」という。)を作成し、基本計画を作成した市町村(以下「計画作成市町村」という。)の認定を申請することができる。 2 設備整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 整備をしようとする再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模その他の当該再生可能エネルギー発電設備の整備の内容並びに当該整備を行う期間 (2) 前号の再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて行う農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保、農林漁業関連施設の整備、農林漁業者の農林漁業経営の改善の促進、農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品の有効な利用の推進その他の農林漁業の健全な発展に資する取組の内容 (3) 第1号の再生可能エネルギー発電設備又は前号の農林漁業関連施設の用に供する土地の所在、地番、地目及び面積又は水域の範囲 (4) 第1号の整備及び第2号の取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 (5) その他農林水産省令・環境省令で定める事項 3 計画作成市町村は、第一項の規定による申請があった場合において、その申請に係る設備整備計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 (1) 設備整備計画の内容が基本計画に適合するものであり、かつ、申請者が当該設備整備計画を実施する見込みが確実であること。 (2) 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等(前項第1号の再生可能エネルギー発電設備及び同項第2号の農林漁業関連施設をいう。以下同じ。)の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であって漁港漁場整備法第39条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同条第2項の規定により当該許可をしなければならない場合に該当すること。 (3) 設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、当該計画作成市町村が管理する海岸保全区域(海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域をいい、同法第40条第1項第2号及び第3号に規定するものに限る。次項第6号及び第13条において同じ。)内において行う行為であって同法第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けなければならないものである場合には、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に関する事項が同法第7条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定によりこれらの許可をしない場合には該当しないこと。 4 計画作成市町村は、前項の認定をしようとする場合において、その申請に係る設備整備計画に記載された再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該設備整備計画について、あらかじめ、それぞれ当該各号に定める者に協議し、当該再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が第1号及び第3号から第9号までに掲げる行為のいずれかに該当するものである場合にあっては、その同意を得なければならない。 (1) 農地を農地以外のものにし、又は農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権若しくは使用及び収益を目的とする権利を取得する行為であって、農地法第4条第	

- 1項又は第5条第1項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
 - (2) 集約酪農地域(酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第3条第1項の規定により指定された集約酪農地域をいう。第10条において同じ。)の区域内にある草地(同法第2条第3項に規定する草地をいう。第10条において同じ。)において行う行為であって、同法第9条の規定による届出をしなければならないもの 都道府県知事
 - (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている同項に規定する民有林(保安林(同法第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。)並びに同法第41条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林(森林法第2条第1項に規定する森林をいう。)を除く。第11条第1項において「対象民有林」という。)において行う行為であって、森林法第10条の2第1項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
 - (4) 保安林において行う行為であって、森林法第34条第1項又は第2項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
 - (5) 都道府県が管理する漁港の区域内の水域又は公共空地において行う行為であって、漁港漁場整備法第39条第1項の許可を受けなければならないもの 都道府県知事
 - (6) 海岸保全区域(当該計画作成市町村が管理するものを除く。)内において行う行為であって、海岸法第7条第1項又は第8条第1項の許可を受けなければならないもの 海岸管理者(同法第2条第3項に規定する海岸管理者をいう。第8項において同じ。)
 - (7) 国立公園(自然公園法(昭和32年法律第161号)第2条第2号に規定する国立公園をいう。第14条において同じ。)の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項の許可を受けなければならないもの又は同法第33条第1項の届出をしなければならないもの 環境大臣
 - (8) 国定公園(自然公園法第2条第3号に規定する国定公園をいう。第14条において同じ。)の区域内において行う行為であって、同法第20条第3項の許可を受けなければならないもの又は同法第33条第1項の届出をしなければならないもの 都道府県知事
 - (9) 温泉法(昭和23年法律第125号)第3条第1項又は第11条第1項の許可を受けなければならない行為 都道府県知事
- 5 都道府県知事は、前項第一号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、同項の同意をするものとする。
- (1) 農地を農地以外のものにする場合にあっては、農地法第4条第6項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
 - (2) 農用地を農用地以外のものにするため当該農用地について所有権又は使用及び収益を目的とする権利を取得する場合にあっては、農地法第5条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当しないこと。
- 6 環境大臣又は都道府県知事は、第4項第7号又は第8号に掲げる行為(自然公園法第20条第3項の許可に係るものに限る。)に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、同条第4項の規定により同条第3項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第4項の同意をするものとする。
- 7 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第四項の同意をするものとする。
- (1) 第4項第3号に掲げる行為 森林法第10条の2第2項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。
 - (2) 第4項第4号に掲げる行為 森林法第34条第3項若しくは第4項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合又は同条第5の規定により同条第2項の許可をしなければならない場合に該当すること。
 - (3) 第4項第5号に掲げる行為 漁港漁場整備法第39条第2項の規定により同条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。

(4) 第4項第9号に掲げる行為 温泉法第4条第1項(同法第11条第2項又は第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により同法第3条第1項又は第11条第1項の許可をしなければならない場合に該当すること。 8 海岸管理者は、第四項第六号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、当該協議に係る再生可能エネルギー発電設備等の整備に係る行為が、海岸法第7条第2項(同法第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定により同法第7条第1項又は第8条第1項の許可をしてはならない場合に該当しないと認めるときは、第4項の同意をするものとする。 9 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、第4項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者に協議しなければならない。 (1) 第4項第1号に掲げる行為(当該行為に係る土地に4ヘクタールを超える農地が含まれる場合に限る。) 農林水産大臣 (2) 第4項第9号に掲げる行為(隣接都府県における温泉(温泉法第2条第1項に規定する温泉をいう。)の湧出量、温度又は成分に影響を及ぼすおそれがある場合に限る。) 環境大臣 10 環境大臣は、前項第2号の規定による協議を受けたときは、関係都府県の利害関係者の意見を聴かなければならない。 11 都道府県知事は、次の各号に掲げる行為に係る設備整備計画についての協議があった場合において、第4項の同意をしようとするときは、それぞれ当該各号に定める者の意見を聴かなければならない。 (1) 第4項第1号に掲げる行為 農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあっては、市町村長。次項及び第13項において同じ。) (2) 第4項第3号に掲げる行為 都道府県森林審議会 (3) 第4項第9号に掲げる行為 自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第51条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関 12 農業委員会は、前項(第1号に係る部分に限る。以下この項及び次項において同じ。)の規定により意見を述べようとするとき(前項の協議に係る同号に掲げる行為が30アールを超える農地が含まれる土地に係るものであるときに限る。)は、あらかじめ、農業委員会等に関する法律第43条第1項に規定する都道府県機構(次項において「都道府県機構」という。)の意見を聴かなければならない。ただし、同法第42条第1項の規定による都道府県知事の指定がされていない場合は、この限りでない。 13 前項に定めるもののほか、農業委員会は、第11項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、都道府県機構の意見を聴くことができる。 14 計画作成市町村が農地法第4条第1項に規定する指定市町村(次項及び第24条において「指定市町村」という。)である場合における第3項及び第4項の規定の適用については、第3項中「要件」とあるのは「要件及び第5項各号に掲げる要件」と、第4項中「次の各号」とあり、及び「当該各号」とあるのは「第2号から第9号まで」と、「第1号及び第3号」とあるのは「第3号」とする。 15 第9項及び第11項の規定は、指定市町村である計画作成市町村が設備整備計画(第4項第1号に掲げる行為に係る部分に限る。)について第3項の認定をしようとするときについて準用する。この場合において、第9項及び第11項中「次の各号」とあるのは「第1号」と、「それぞれ当該各号」とあるのは「同号」と読み替えるものとする。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日

ID:2883

担当部署: 農林商工部 農村整備課

処分の概要	事業計画の変更認定		
法令名 根拠条項	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第8条第1項		
法令番号	平成26年法律第78号		
【基準】 法第8条の規定による。 (事業計画の変更等) 第8条 前条第1項の認定を受けた農業者団体等(以下「認定農業者団体等」という。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。 ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

処分の概要	鳥獣の捕獲（かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いてゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト（ドバト）、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン、又は「鳥獣による農業水産業等に係る被害を防止するための計画」により許可権限が委譲された鳥獣の有害鳥獣捕獲を被害の防止の目的で捕獲しようとする場合に限る。）のための許可		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第1項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第9条第1項から第3項までの規定による。 （鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可） 第九条 学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的その他環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をしようとする者は、次に掲げる場合にあっては環境大臣の、それ以外の場合にあっては都道府県知事の許可を受けなければならない。 （1） 第28条第1項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区の区域内において鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等をするとき。 （2） 希少鳥獣の捕獲等又は希少鳥獣のうちの鳥類の卵の採取等をするとき。 （3） その構造、材質及び使用の方法を勘案して鳥獣の保護に重大な支障があるものとして環境省令で定める網又はわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき。 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は都道府県知事に許可の申請をしなければならない。 3 環境大臣又は都道府県知事は、前項の許可の申請があったときは、当該申請に係る捕獲等又は採取等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第1項の許可をしなければならない。 （1） 捕獲等又は採取等の目的が第1項に規定する目的に適合しないとき。 （2） 捕獲等又は採取等によって鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき（鳥獣の管理の目的で捕獲等又は採取等をする場合であって、環境省令で定める場合を除く。）。 （3） 捕獲等又は採取等によって第2種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき。 （4） 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は環境省令で定める区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に支障を及ぼすおそれがあるとき。			
標準処理期間	7日間		
備考	三重県被害防止の捕獲許可事務取扱要領第3条による。 三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）による。		
設定年月日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	令和 5 年 4 月 1 日

処分の概要	許可証の交付（かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いてゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト（ドバト）、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン、又は「鳥獣による農業水産業等に係る被害を防止するための計画」により許可権限が委譲された鳥獣の有害鳥獣捕獲を被害の防止の目的で捕獲しようとする場合に限る。）のための許可に係るものに限る。		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第7項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第9条第7項の規定による。 （鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可） 第9条 7 環境大臣又は都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、<u>環境省令で定めるところにより</u>、許可証を交付しなければならない。 <u>環境省令（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則）で定める</u> 第7条 6 法第9条第7項の許可証の様式は、様式第1のとおりとする。			
標準処理期間	7日間		
備考			
三重県被害防止の捕獲許可事務取扱要領第3条による。			
三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）による。			
設定年月日	平成18年12月31日	最終変更年月日	令和5年4月1日

処分の概要	従事者証の交付（かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いてゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト（ドバト）、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン、又は「鳥獣による農業水産業等に係る被害を防止するための計画」により許可権限が委譲された鳥獣の有害鳥獣捕獲を被害の防止の目的で捕獲しようとする場合に限る。）のための許可に係るものに限る。		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第8項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第9条第8項の規定による。 （鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可） 第9条 8 第1項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体、<u>第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者</u>（第14条の2において「認定鳥獣捕獲等事業者」という。）その他適切かつ効果的に第1項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、<u>環境省令で定めるところにより</u>、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。 <u>環境省令（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則）で定める</u> 第7条 7 法第9条第8項の規定による従事者証の交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。 (1) 申請者の主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 (2) 捕獲等又は採取等に係る許可証の番号 (3) 捕獲等又は採取等に従事する者の住所、氏名、職業及び生年月日			
標準処理期間	7日間		
備考	三重県被害防止の捕獲許可事務取扱要領第3条による。 三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）による。		
設定年月日	平成18年12月31日	最終変更年月日	令和5年4月1日

処分の概要	許可証又は従事者証の再交付（かすみ網を使用する方法以外の猟法を用いてゴイサギ、マガモ、カルガモ、キジバト、ニュウナイスズメ、スズメ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワラバト（ドバト）、ムクドリ、ヒヨドリ、ノウサギ、タヌキ、キツネ、イタチ、アナグマ、イノシシ、ヌートリア、ノイヌ、ノネコ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン、又は「鳥獣による農業水産業等に係る被害を防止するための計画」により許可権限が委譲された鳥獣の有害鳥獣捕獲を被害の防止の目的で捕獲しようとする場合に限る。）のための許可に係るものに限る。		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第9条第9項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第9条第9項の規定による。 （鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可） 第9条 9 第1項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第7項の許可証（以下単に「許可証」という。）若しくは前項の従事者証（以下単に「従事者証」という。）を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、<u>環境省令で定める</u>ところにより、環境大臣又は都道府県知事に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。 <u>環境省令（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則）で定める</u> 第7条 10 法第9条第9項の規定による許可証又は従事者証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた環境大臣又は都道府県知事に提出して行うものとする。 （1） 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名） （2） 許可証又は従事者証の番号 （3） 許可証若しくは従事者証を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失した事情			
標準処理期間	7日間		
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）による。		
設定年月日	平成18年12月31日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 2024

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	登録票の交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第3項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第19条第3項の規定による。 (飼養の登録) 第19条 3 都道府県知事は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、 <u>環境省令で定める</u> ところにより、登録票を交付しなければならない。 <u>環境省令（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則）で定める</u> (飼養登録の申請等) 第20条 法第19条第2項の規定による登録の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出して行うものとする。 (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) (2) 法第九条第一項の許可を受けて捕獲した鳥獣に係る許可証の番号 2 登録票は、一羽又は一頭ごとに交付する。			
標準処理期間	即日		
備考			
設定年月日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 2025

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	登録票の有効期間の更新		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第5項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第19条第5項の規定による。 (飼養の登録) 第19条 5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第1項の規定により登録鳥獣(第1項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。)の譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。			
標準処理期間	即日		
備考			
設定年月日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	平成 年 月 日

ID: 2026

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	登録票の再交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第19条第6項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【基準】 法第19条第6項の規定による。 (飼養の登録) 第19条 6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第3項の登録票(以下単に「登録票」という。)で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、<u>環境省令で定めるところにより</u>、都道府県知事に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。 <u>環境省令（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則）で定める</u> (飼養登録の申請等) 第20条 4 法第19条第6項の規定による登録票の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。 (1) 申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) (2) 登録票の番号 (3) 登録票を亡失し、又は登録票が滅失した事情			
標準処理期間	即日		
備考			
設定年月日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 2027

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	販売の許可
法令名称 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第1項
法令番号	平成14年法律第88号
【根拠条文】 法第24条第1項及び第2項の規定による。 (販売禁止鳥獣等の販売の許可) 第24条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 都道府県知事は、第11項において準用する第19条第2項の申請があったときは、当該申請に係る販売が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可をしなければならない。 (1) 販売の目的が前項に規定する目的に適合しないとき。 (2) 販売されることにより前条に規定する鳥獣の保護に支障を及ぼすおそれがあるとき。 <u>環境省令で定める目的</u>（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則） (販売の目的) 第23条 法第24条第1項の環境省令で定める目的は、次に掲げるとおりとする。ただし、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）にあつては、第1号イ及びハ並びに第2号イ及びトに掲げるものに限る。 (1) 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣でない場合 イ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示 ロ 鑑賞 ハ 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的 (2) 販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合 イ 博物館、動物園その他これに類する施設における展示 ロ 鑑賞 ハ 放鳥 ニ はく製 ホ 食用 ヘ 羽毛の加工 ト 販売しようとする鳥獣の保護に支障を及ぼすことがないと認められる目的 <u>前条に規定</u> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (販売禁止鳥獣等) 第23条 販売されることによりその保護に重大な支障を及ぼすおそれのある鳥獣(その加工品であつて環境省令で定めるもの及び繁殖したものを含む。)又は鳥類の卵であつて<u>環境省令で定めるもの</u>(次条において「販売禁止鳥獣等」という。)は、販売してはならない。ただし、次条第1項の許可を受けて販売する場合は、この限りでない。 <u>環境省令で定めるもの</u>（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則）	

(販売禁止鳥獣等) 第22条 法第23条第1項の環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵は、ヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ)及びオオタカ(アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ)並びにそれらの卵とする。 2 法第23条第1項の環境省令で定める鳥獣の加工品は、ヤマドリ(スィルマティクス・ソエンメルリンギィ)を加工した食料品とする。 【基準】 根拠条文のとおり			
標準処理期間	7日		
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例(平成12年3月24日三重県条例第2号)別表1の7 ニ 販売禁止鳥獣等の販売の許可に関する次に掲げる事務 (イ) 法第二十四条第一項の規定による販売の許可		
設定年月日	平成18年12月31日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 2028

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	死亡獣畜取扱場外における処理の許可		
法令名 根拠条項	化製場等に関する法律 第2条第2項ただし書		
法令番号	昭和23年法律第140号		
【基準】 法第2条第2項ただし書の規定による。 第2条 獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料とする皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造は、化製場以外の施設で、これを行つてはならない。 2 死亡獣畜の解体、埋却又は焼却は、死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域で、これを行つてはならない。ただし、食用に供する目的で解体する場合及び都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID:2884

担当部署： 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可及び許可証の再交付		
法令名 根拠条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第15条第4項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【根拠】 (指定猟法禁止区域) 第15条 環境大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる区域について、それぞれ鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあると認める猟法(以下「指定猟法」という。)を定め、指定猟法により鳥獣の捕獲等をすることを禁止する区域を指定猟法禁止区域として指定することができる。 (1) 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため必要な区域 (2) 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため必要な区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域 2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨並びにその名称、区域及び存続期間を公示しなければならない。 3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。 4 指定猟法禁止区域内においては、指定猟法により鳥獣の捕獲等をしてはならない。ただし、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けて当該許可に係る捕獲等をする場合は、この限りでない。 【基準】 現状においては、三重県知事が指定する指定猟法禁止区域は市内にないため、基準は設けていない。			
標準処理期間	未設定		
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例（平成12年3月24日三重県条例第2号）別表1の7 ロ 指定猟法禁止区域内における指定猟法の許可に関する次に掲げる事務 (ロ) 法第15条第5項の規定による申請の許可 (二) 法第15条第7項の規定による許可証の再交付		
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:2885

担当部署: 農林商工部 獣害対策課

処分の概要	販売許可証の交付及び再交付		
法令名称 根拠条文	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第24条第5項及び第6項		
法令番号	平成14年法律第88号		
【根拠】 (販売禁止鳥獣等の販売の許可) 第24条 学術研究の目的、養殖の目的その他環境省令で定める目的で販売禁止鳥獣等の販売をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 5 都道府県知事は、第1項の許可をしたときは、<u>環境省令で定めるところ</u>により、販売許可証を交付しなければならない。 6 第1項の許可を受けた者は、その者が前項の販売許可証(以下単に「販売許可証」という。)を亡失し、又は販売許可証が滅失したときは、<u>環境省令で定めるところ</u>により、都道府県知事に申請をして、販売許可証の再交付を受けることができる。 <u>環境省令で定め</u> (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則) 第24条 3 法第24条第5項の販売許可証の様式は、様式第6のとおりとする。 4 法第24条第6項の規定による販売許可証の再交付の申請は、次に掲げる事項を記載した申請書を、交付を受けた都道府県知事に提出して行うものとする。 (1) 申請者の住所、氏名、職業及び生年月日(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) (2) 販売許可証の番号 (3) 販売許可証を亡失し、又は販売許可証が滅失した事情 【基準】 根拠条文のとおり。			
標準処理期間	未設定		
備考	三重県の事務処理の特例に関する条例(平成12年3月24日三重県条例第2号)別表1の7 ニ 販売禁止鳥獣等の販売の許可に関する次に掲げる事務 (ニ) 法第24条第5項の規定による販売許可証の交付 (ホ) 法第24条第6項の規定による販売許可証の再交付		
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 5

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	河川管理者以外の者の施行する工事等の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第20条（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第20条の規定による。 （河川管理者以外の者の施行する工事等） 第20条 河川管理者以外の者は、第11条、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第17条第1項及び第18条の規定による場合のほか、あらかじめ、政令で定めるところにより河川管理者の承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。ただし、政令で定める軽易なものについては、河川管理者の承認を受けることを要しない。 政令 河川法施行令第12条 （河川管理者以外の者の施行する工事等で承認を要しないもの） 第12条 法第20条ただし書の政令で定める軽易なものは、草刈り、軽易な障害物の処分その他これらに類する小規模な維持とする。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日河政発第52号各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事あて建設省河川局長通知）による。 （1）第20条（河川管理者以外の者が行う河川工事等の承認）の審査基準について 河川工事等の承認を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで承認することができるものであること。 1) 工事实施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。 2) 当該河川工事が上下流及び左右岸の改修状況と比較して不調和でないこと。 3) 周辺の河川管理施設等への支障を及ぼさないものであること。			
標準処理期間	3箇月（通知による目安）		
備考			
準用河川			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 6

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	流水占用の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第23条（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第23条の規定による。 （流水の占用の許可） 第23条 河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、次条に規定する発電のために河川の流水を占用しようとする場合は、この限りでない。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日河政発第52号各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事あて建設省河川局長通知）による。 (2) 第23条(流水の占用の許可)の審査基準について 河川の流水の占用の許可並びにこれに関する法第24条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可を行うことができるものであること。 1) 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。 2) 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。 3) 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。 4) 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。			
標準処理期間	3箇月		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 7

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	土地占用の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第24条（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第24条の規定による。 （土地の占用の許可） 第24条 河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日河政発第52号各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事あて建設省河川局長通知）による。 (3) 第24条(土地の占用の許可)の審査基準について 河川区域における土地の占用の許可を行うに当たっては、「河川敷地の占用許可について」（平成11年8月5日付け建設省河政発第67号建設事務次官通知）」により審査したうえで許可を行うことができるものであること。			
標準処理期間	3箇月（通知による目安）		
備考	準用河川		
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 8

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	土石等の採取の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第25条（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第25条の規定による。 （土石等の採取の許可） 第25条 河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日河政発第52号各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事あて建設省河川局長通知）による。 (4) 第25条(土石等の採取の許可)の審査基準について 河川区域における土石等の採取の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。 1) 河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。 2) 申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。 3) 砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」（昭和41年6月1日建設事務次官通知）によること。 4) 竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。			
標準処理期間	3箇月（通知による目安）		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 9

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	工作物の新築等の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第26条第1項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第26条第1項の規定による。 （工作物の新築等の許可） 第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日河政発第52号各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事あて建設省河川局長通知）による。 (5) 第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準について 河川区域における工作物の新築等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。 1) 治水上又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。 この場合において、治水上又は利水上の支障の有無を検討するに当たっては、以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水压その他の予想される荷重などから総合的に検討すること。 イ 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」（昭和51年政令第199号） ロ 設置について、「工作物設置許可基準」 ハ 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準(案)」 2) 社会経済上必要やむを得ないと認められるものであること。 3) 当該河川の利用の実態からみて、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。 4) 当該工作物の新築等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。			
標準処理期間	3箇月（通知による目安）		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 10

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	土地の掘削等の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第27条第1項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第27条第1項の規定による。 （土地の掘削等の許可） 第27条 河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(第26条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日河政発第52号各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事あて建設省河川局長通知）による。 (6) 第27条第1項(土地の掘削等の許可)の審査基準について 河川区域における土地の掘削等の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。 1) 当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。 2) 当該土地の掘削等を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。			
標準処理期間	3箇月（通知による目安）		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 11

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	竹木の流送の許可等		
法令名 根拠条項	河川法 第28条（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第28条の規定による。 (竹木の流送等の禁止、制限又は許可) 第28条 河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあつては政令で、二級河川にあつては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日河政発第52号各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事あて建設省河川局長通知）による。 (7) 第28条第1項(竹木の流送等の制限等)の審査基準について 竹木の流送等の許可を行うに当たっては、地形、河川管理施設又は河川区域内に設置されている工作物の状況、河川の自由使用の状況等を勘案して、河川管理上の支障の有無について審査を行い、支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 12

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	河川管理上支障のある行為の許可等		
法令名称 根拠条項	河川法 第29条第1項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第29条第1項の規定による。 （河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可） 第29条 第23条から第28条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日河政発第52号各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事あて建設省河川局長通知）による。 (8) 第29条第1項(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)の審査基準について 第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。 1) 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合 イ 人体や生物に有害であると認められるものでないこと。 ロ 流水を著しく汚濁するおそれがないものであること。 2) 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合 イ 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものでないこと。 ロ 残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を、河川工事又は河川区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合において、出水時への対応措置が講じられていること。			
標準処理期間	3箇月（通知による目安）		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 13

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	河川管理上支障のある行為の許可等（2級河川）		
法令名 根拠条項	河川法 第29条第2項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第29条第2項の規定による。 （河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可） 第29条 2 2級河川については、第1項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日河政発第52号各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事あて建設省河川局長通知）による。 (8) 第29条第1項(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)の審査基準について 第29条第1項の規定に基づく河川法施行令(昭和40年政令第14号)第16条の8第1項の河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の許可を行うに当たっては、以下の基準に該当するかどうかを審査したうえで許可することができるものであること。 1) 河川区域内の土地において土、汚物、染料その他の河川の流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合 イ 人体や生物に有害であると認められるものでないこと。 ロ 流水を著しく汚濁するおそれがないものであること。 2) 河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積し又は設置する場合 イ 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものでないこと。 ロ 残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を、河川工事又は河川区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合において、出水時への対応措置が講じられていること。 に倣う。			
標準処理期間	3箇月（通知による目安）		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 14

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	許可工作物の完成検査		
法令名 根拠条項	河川法 第30条第1項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第30条第1項の規定による。 （許可工作物の使用制限） 第30条 第26条第1項の許可を受けてダムその他の政令で定める工作物を新築し、又は改築する者は、当該工事について河川管理者の完成検査を受け、これに合格した後でなければ、当該工作物を使用してはならない。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日河政発第52号各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事あて建設省河川局長通知）による。 (9) 第30条第1項(許可工作物の完成)の審査基準について 完成検査を行うに当たっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の河川法第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させるものであること。 なお、第44条第1項のダムについては、ダム検査規程(昭和43年建設省訓令第2号)によるものとする こと。			
標準処理期間	3箇月（通知による目安）		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 15

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	許可工作物の完成前の使用の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第30条第2項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第30条第2項の規定による。 （許可工作物の使用制限） 第30条 2 第1項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、同項に規定する者は、当該工作物の工事の完成前においても、河川管理者の承認を受けて、当該工作物の一部を使用することができる。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日河政発第52号各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事あて建設省河川局長通知）による。 (10) 第30条第2項(完成前の許可工作物の一部使用の承認)の審査基準について 完成前の許可工作物の一部使用を承認するに当たっては、当該工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施工方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するものについて承認することができるものであること。 1) 使用をしようとする部分について、法第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、当該検査に合格したものであること。 2) 一部使用することによる河川管理上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。 3) 一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。			
標準処理期間	3箇月（通知による目安）		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 16

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	権利譲渡の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第34条第1項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第34条第1項の規定による。 (権利の譲渡) 第34条 第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録に基づく権利は、河川管理者の承認を受けなければ、譲渡することができない。 2 前項に規定する許可又は登録に基づく権利を譲り受けた者は、譲渡人が有していたその許可又は登録に基づく地位を承継する。 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日河政発第52号各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事あて建設省河川局長通知）による。 (11) 第34条第1項(権利譲渡の承認)の審査基準について 第23条から第25条までの規定による許可に基づく権利の譲渡を承認するに当たっては、必要やむを得ないと認められる場合であって、以下の基準に該当する場合に承認することができるものであること。 1) 譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。 2) 申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。			
標準処理期間	3箇月（通知による目安）		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 17

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	損失補償前の流水の貯留又は取水の決定		
法令名 根拠条項	河川法 第43条第1項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第43条第1項の規定による。 （流水の貯留又は取水の制限） 第43条 水利使用の許可を受けた者は、第39条の申出をした関係河川使用者に係る第42条第1項の協議又は同条第2項の裁定に係る損失を補償した後(損失の補償が損失防止施設の設置に係るものであるときは、当該施設を設置し、かつ、河川管理者の確認を得た後)でなければ、流水を貯留し、又は取水してはならない。ただし、第39条の申出をした関係河川使用者の受ける損失であつて河川管理者が当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でなければその程度を確定することができない旨の決定をし、若しくは当該水利使用の許可に係る工作物が完成しなければ当該損失防止施設を設置することができないことその他当該損失防止施設の種類、構造等について特別の事情があることにより、損失防止施設の設置の時期について当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水の後でよい旨の決定をしたもの又は当該水利使用の許可に係る流水の貯留若しくは取水につき同意をした関係河川使用者の受ける損失については、この限りでない。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 18

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	ダム操作规程の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第47条第1項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第47条第1項及び第2項の規定による。 （ダムの操作规程） 第47条 ダムを設置する者は、当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、当該ダムの操作の方法について操作规程を定め、河川管理者の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 河川管理者は、ダムで政令で定めるものについて前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見をきかなければならない。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 19

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	渇水時における水利使用の特例の承認		
法令名 根拠条項	河川法 第53条の2第1項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第53条の2第1項の規定による。 （渇水時における水利使用の特例） 第53条の2 水利使用者は、河川管理者の承認を受けて、異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となつた他の水利使用者に対して、当該異常な渇水が解消するまでの間に限り、自己が受けた第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の全部又は一部を行わせることができる。 河川法の一部を改正する法律等の運用について （平成10年1月23日建設省河政発第5号・建設省河計発第3号・建設省河環発第4号・建設省河治発第2号・建設省河開発第5号）による。 2) 水利使用の特例の承認について 河川管理者は、次の各号に掲げる事項が満たされる場合には、直ちに法第53条の2第1項の承認を行うこと。 イ 水利使用の特例を受けようとする水利使用者が申請に係る水利使用の特例に同意していること。 ロ 水利使用の特例の期間が異常渇水時に限ったものであること。 ハ 水利使用の特例に係る水量、取水方法等が、水利使用の特例を行わせようとする水利使用者が受けた法第23条及び第24条の許可に基づく水利使用の範囲内であること。 ニ 水利使用の特例に係る水量が、水利使用の特例を受けようとする水利使用者が取水を困難としている量の範囲内であること。			
標準処理期間	審査基準を満たしている場合には直ちに承認（通知による。）		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 20

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	河川保全区域内の行為の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第55条第1項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第55条第1項の規定による。 (河川保全区域における行為の制限) 第55条 河川保全区域内において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 (1) 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築又は改築 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日河政発第52号各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事あて建設省河川局長通知）による。 (12) 第55条第1項(河川保全区域における行為の許可)の審査基準について 河川保全区域における許可を行うに当たっては、河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 21

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	河川予定地内の行為の許可		
法令名称 根拠条項	河川法 第57条第1項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【基準】 法第57条第1項の規定による。 （河川予定地における行為の制限） 第57条 河川予定地において、次の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 （1） 土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 （2） 工作物の新築又は改築 行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について（平成6年9月30日河政発第52号各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長・各都道府県知事あて建設省河川局長通知）による。 （13） 第57条第1項（河川予定地における行為の制限）の審査基準について 河川予定地における許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、当該河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可をすることができるものであること。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 175

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	特殊車両の通行認定		
法令名 根拠条項	車両制限令 第12条		
法令番号	昭和36年政令第265号		
【基準】 政令第12条の規定による。 (特殊な車両の特例) 第12条 幅、総重量、軸重又は輪荷重が第3条に規定する最高限度をこえず、かつ、第5条から第7条までに規定する基準に適合しない車両で、当該車両を通行させようとする者の申請により、道路管理者がその基準に適合しないことが車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認定したものは、当該認定に係る事項については、第5条から第7条までに規定する基準に適合するものとみなす。ただし、道路管理者が運転経路又は運転時間の指定等道路の構造の保全又は交通の安全を図るため必要な条件を附したときは、当該条件に従って通行する場合に限る。			
標準処理期間	3週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 263

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	道路管理者以外の者が行う工事の承認		
法令名 根拠条項	道路法 第24条		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第24条の規定による。 (道路管理者以外の者の行う工事) 第24条 道路管理者以外の者は、第12条、第13条第3項、第17条第4項若しくは第6項、第19条から第22条の2まで又は第48条の19第1項の規定による場合のほか、道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受けて道路に関する工事又は道路の維持を行うことができる。ただし、道路の維持で政令で定める軽易なものについては、道路管理者の承認を受けることを要しない。 政令 道路法施行令第3条 第3条 法第24条但書に規定する道路の維持で政令で定める軽易なものは、道路の損傷を防止するために必要な砂利又は土砂の局部的補充その他道路の構造に影響を与えない道路の維持とする。 道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号) 参照			
標準処理期間	3週間		
備考	「道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間の基準について」(H10.8.5建設省道政発第93号)		
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成30年4月1日

ID: 264

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	道路の占用の許可
法令名 根拠条項	道路法 第32条第1項
法令番号	昭和27年法律第180号
【基準】 法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。 (道路の占用の許可) 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設 (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設 (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的 (2) 道路の占用の期間 (3) 道路の占用の場所 (4) 工作物、物件又は施設の構造 (5) 工事实施の方法 (6) 工事の時期 (7) 道路の復旧方法 (道路の占用の許可基準) 第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。 2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。 (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの (3) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの 「行政手続の公正及び透明性の確保に関する調査結果に基づく勧告」について(平成11年7月26日)建設省道利第3号)参照	

標準処理期間	3週間		
備考	「道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間の基準について」(H10.8.5建設省道政発第93号)		
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 265

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	道路の占用の変更の許可
法令名 根拠条項	道路法 第32条第3項
法令番号	昭和27年法律第180号
【基準】 法第32条第1項の道路の占用の許可と同様に法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。 (道路の占用の許可) 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設 (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設 (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的 (2) 道路の占用の期間 (3) 道路の占用の場所 (4) 工作物、物件又は施設の構造 (5) 工事实施の方法 (6) 工事の時期 (7) 道路の復旧方法 (道路の占用の許可基準) 第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであつて道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。 2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。 (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第四十八条の四に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの (3) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、	

道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの			
標準処理期間	3週間		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 266

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	特殊車両の通行許可		
法令名 根拠条項	道路法 第47条の2第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第47条の2第1項の規定による。 第47条の2 道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、通行経路、通行時間等について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を付して、同条第1項の政令で定める最高限度又は同条第3項に規定する限度を超える車両(次条第1項及び第72条の2第2項において「限度超過車両」という。)の通行を許可することができる。 車両の通行の制限について（昭和53年12月1日建設省道交発第96号） 特殊な車両の通行の許可に関する事務の具体的処理について（昭和53年12月1日建設省道交発第97号）参照			
標準処理期間	3 週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 267

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	自動車専用道路との連結の許可		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の5第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第48条の5第1項及び第2項の規定による。 (連結許可等) 第48条の5 前条各号に掲げる施設の管理者は、当該施設を自動車専用道路と連結させようとする場合においては、当該管理者が道路管理者であるときは当該自動車専用道路の道路管理者と協議し、その他の者であるときは国土交通省令で定めるところにより当該自動車専用道路の道路管理者の許可(以下「連結許可」という。)を受けなければならない。自動車専用道路以外の道路等を自動車専用道路と立体交差以外の方式で交差させようとする場合においても、同様とする。 2 自動車専用道路の道路管理者(次項及び第48条の7から第48条の10までにおいて単に「道路管理者」という。)は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める基準に適合するときに限り、同項後段の場合にあつては当該交差が第48条の3ただし書に規定する場合に該当するときに限り、同項の協議に応じ、又は連結許可をすることができる。 (1) 前条第1号に掲げる施設 当該連結が当該自動車専用道路の効用を妨げないものであること。 (2) 前条第2号から第4号までに掲げる施設 政令で定める連結位置に関する基準及び国土交通省令で定める施設の構造に関する技術的基準に適合するものであること。 自動車専用道路への通路等の連結許可基準について(昭和39年10月13日建設省道発第407号)参照			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成24年4月1日

ID: 268

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	自動車専用道路との連結の変更許可		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の5第3項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第48条の5第3項の規定による。 第48条の5 3 連結許可を受けた前条第2号から第4号までに掲げる施設の管理者は、当該施設の構造について変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、道路管理者の許可を受けなければならない。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 269

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	区域決定後、権原取得前の形質変更等の許可		
法令名 根拠条項	道路法 第91条第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第91条第1項の規定による。 (道路予定区域) 第91条 第18条第1項の規定により道路の区域が決定された後道路の供用が開始されるまでの間は、何人も、道路管理者(国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第96条第5項後段において同じ。)が当該区域についての土地に関する権原を取得する前においても、道路管理者の許可を受けなければ、当該区域内において土地の形質を変更し、工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは大修繕し、又は物件を付加増置してはならない。 道路法第24条の承認及び第91条第1項の許可に係る審査基準について(平成6年9月30日建設省道政発第49号) 参照			
標準処理期間	3週間		
備考	「道路法第24条の承認及び第32条の許可並びに第91条第1項の許可に係る標準処理期間の基準について」(H10.8.5建設省道政発第93号)		
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 270

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	道路予定区域における占用許可、占用の変更許可（第32条第1項及び第3項の準用）
法令名 根拠条項	道路法 第91条第2項
法令番号	昭和27年法律第180号
【基準】 準用する法第32条第1項及び第3項と同様に法第32条第1項及び第2項並びに第33条の規定による。 (道路の占用の許可) 第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。 (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物 (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設 (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設 (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設 (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設 (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの 2 前項の許可を受けようとする者は、左の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。 (1) 道路の占用(道路に前項各号の一に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。)の目的 (2) 道路の占用の期間 (3) 道路の占用の場所 (4) 工作物、物件又は施設の構造 (5) 工事実施の方法 (6) 工事の時期 (7) 道路の復旧方法 (道路の占用の許可基準) 第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号のいずれかに該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準に適合する場合に限り、同条第一項又は第三項の許可を与えることができる。 2 次に掲げる工作物又は施設で前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するもののための道路の占用については、同項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の許可を与えることができる。 (1) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高架の道路の路面下に設けられる工作物又は施設で、当該高架の道路の路面下の区域をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの (2) 前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は第48条の4に規定する自動車専用道路の連結路附属地(これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この号において同じ。)に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められるもの (3) 前条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる工作物、物件又は施設のうち、並木、街灯その他道路(高速自動車国道及び第48条の4に規定する自動車専用道路を除く。以下この号において同じ。)の管理上当該道路の区域内に設けることが必要なものとして政令で定める工作物又は施設で、道路交通環境の向上を図る活動を行うことを目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2	

項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない法人又はこれに準ずるものとして国土交通省令で定める者が設けるもの			
標準処理期間	3週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 477

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	河川保全立体区域における行為の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第58条の4第1項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【根拠条文】 法第58条の4第1項の規定による。 （河川保全立体区域における行為の制限） 第58条の4 河川保全立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 (1) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築、改築又は除却 (3) 載荷重が1平方メートルにつき政令で定める重量以上の土石その他の物件の集積 【基準】 河川保全立体区域における行為の許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 478

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	河川予定立体区域における行為の許可		
法令名 根拠条項	河川法 第58条の6第1項（第100条において準用する場合を含む。）		
法令番号	昭和39年法律第167号		
【根拠条文】 法第58条の6第1項の規定による。 （河川予定立体区域における行為の制限） 第58条の6 河川予定立体区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める行為については、この限りでない。 (1) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為 (2) 工作物の新築又は改築 【基準】 河川予定立体区域における行為の許可を行うに当たっては、河川工事の施行上の支障の有無について審査を行い、河川工事の施行上の支障を生じるおそれがない場合に許可することができる。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考	準用河川		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID:2886

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	占用入札を行った場合における道路の占用の許可		
法令名 根拠条項	道路法 第39条の7第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第39条の7の規定による。 (占用入札を行った場合における道路の占用の許可) 第39条の7 認定計画提出者は、第39条の5第1項の規定による認定を受けた入札占用計画(前条第1項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次項において「認定入札占用計画」という。)に従って入札対象施設等を設置しなければならない。 道路管理者は、認定計画提出者から認定入札占用計画に基づき第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請があつた場合においては、これらの規定による許可を与えなければならない。 3 前項の規定による許可に係る第32条第2項及び第87条第1項の規定の適用については、第32条第2項中「申請書を」とあるのは「申請書に、第39条の3第2項第2号の措置を記載した書面を添付して、」と、第87条第1項中「円滑な交通を確保する」とあるのは「円滑な交通を確保し、又は道路の機能若しくは道路交通環境の維持を図る」とする。 4 道路管理者が第2項の規定により第32条第1項又は第3項の規定による許可を与えた場合においては、当該許可に係る占用料の額は、第39条第2項の規定にかかわらず、占用入札において認定計画提出者が申し出た額(当該申し出た額が同項の条例(指定区間内の国道にあつては、同項の政令)で定める額を下回る場合にあつては、当該条例又は当該政令で定める額)とする。この場合において、同条第1項ただし書の規定は、適用しない。 5 第39条の5第1項の規定による認定がされた場合においては、認定計画提出者以外の者は、同項の道路の場所については、第32条第1項又は第3項の規定による許可の申請をすることができない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2887

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	占用計画の認定		
法令名 根拠条項	道路法 第39条の5第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第39条の5の規定による。 (入札占用計画の認定) 第39条の5 道路管理者は、前条第5項の規定により通知した落札者が提出した入札占用計画について、道路の場所を指定して、当該入札占用計画が適当である旨の認定をするものとする。 2 道路管理者は、前項の規定による認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID:2888

担当部署: 建設部 管理課

処分の概要	入札占用計画の変更の認定		
法令名 根拠条項	道路法 第39条の6第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【基準】 法第39条の6の規定による。 (入札占用計画の変更等) 第39条の6 前条第1項の規定による認定を受けた者(次条において「認定計画提出者」という。)は、当該認定を受けた入札占用計画を変更しようとする場合においては、道路管理者の認定を受けなければならない。 2 道路管理者は、前項の規定による変更の認定をしようとする場合において、変更後の入札占用計画に従って入札対象施設等を設置する行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該入札占用計画に記載された道路の占用の場所を管轄する警察署長に協議しなければならない。 3 道路管理者は、第1項の規定による変更の認定の申請があつた場合において、その申請に係る変更後の入札占用計画が第39条の4第1項第1号から第3号までのいずれにも該当すると認めるときは、第1項の規定による認定をするものとする。 4 前条第2項の規定は、第1項の規定による変更の認定をした場合について準用する。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID: 37

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	排水設備設置義務の免除に係る許可		
法令名 根拠条項	下水道法 第10条第1項ただし書		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第10条第1項ただし書の規定による。 (排水設備の設置等) 第10条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設(以下「排水設備」という。)を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合<u>その他政令で定める場合</u>においては、この限りでない。 (1) 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者 (2) 建築物の敷地でない土地(次号に規定する土地を除く。)にあつては、当該土地の所有者 (3) 道路(道路法(昭和27年法律第180号)による道路をいう。)その他の公共施設(建築物を除く。)の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者 <u>その他政令で定める場合</u> 下水道法施行令 (排水設備の設置を要しない場合) 第7条 法第10条第1項ただし書に規定する政令で定める場合は、<u>鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第8条第1号の規定</u>により坑水及び廃水の処理に伴う鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない場合とする。 <u>鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第8条第1号の規定</u> 第8条 鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱害の防止のため必要な措置を講じなければならない。 (1) ガス、粉じん、捨石、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日

ID: 38

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	公共下水道管理者以外の者の工事・維持の承認		
法令名 根拠条項	下水道法 第16条		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第16条の規定による。 (公共下水道管理者以外の者の行う工事等) 第16条 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。ただし、公共下水道の施設の維持で<u>政令で定める軽微なもの</u>については、承認を受けることを要しない。 <u>政令で定める軽微なもの</u> 下水道法施行令第10条による (承認を要しない軽微な施設の維持) 第10条 法第16条ただし書き(法第25条の18及び第31条において準用する場合を含む。)に規定する施設の維持で政令で定める軽微なものは、排水渠の開渠である構造の部分又はますの清掃とする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日

「ID: 39

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	公共下水道の排水施設への物件設置の許可
法令名称 根拠条項	下水道法 第24条第1項
法令番号	昭和33年法律第79号
【根拠条文】 法第24条第1項の規定による。 (行為の制限等) 第24条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。 (1) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。) (2) 公共下水道の排水施設の開渠である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。 (3) 公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合を除く。) 【基準】 許可の基準については、法24条第2項の規定による。 2 公共下水道管理者は、前項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る事項が必要やむを得ないものであり、かつ、<u>政令で定める技術上の基準</u>に適合するものであるときは、これを許可しなければならない。 <u>政令で定める技術上の基準</u> 下水道法施行令 (公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準) 第17条 法第24条第2項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。 1 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。 イ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設のうち、汚水を排除するものは公共下水道の汚水を排除すべき排水施設に、雨水を排除するものは公共下水道の雨水を排除すべき排水施設に設けること。 ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール(合流式の公共下水道の専ら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。)の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。 ハ 公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道の排水渠きよの開渠きよである構造の部分(以下この条において「開渠きよ部分」という。)、ます又はマンホールの壁(ますのどろための部分の壁を除く。)に設けること。 ニ 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設(以下この条において「流入施設」という。)以外のものは、公共下水道の開渠きよ部分の壁の上端より上に(当該部分を縦断するとき、その上端から2.5メートル以上の高さに)、又は当該部分の地下に設けること。ただし、	

水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないときは、この限りでない。

ホ 公共下水道の開渠きよ部分の壁の上端から2.5メートル未満の高さに設けるものは、当該部分の清掃に支障がない程度に他の物件と離れていること。

2 施設又は工作物その他の物件の構造は、次に掲げるところによること。

イ 堅固で耐久力を有するとともに、公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造に支障を及ぼさないものであること。

ロ 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。

ハ 流入施設及びその他の排水施設の公共下水道の開渠きよ部分に突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断する部分は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。

ニ 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。)を排除する流入施設は、排水区域内においては、暗渠きよとすること。ただし、鉱業の用に供する建築物内においては、この限りでない。

ホ 流入施設、建築基準法第42条に規定する道路、鉄道、軌道及び専ら道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条に規定する自動車又は軽車両の交通の用に供する通路以外のもので、公共下水道の開渠きよ部分の壁の上端から2.5メートル未満の高さで当該部分に突出し、又はこれを横断するものの幅は、1.5メートルを超えないこと。

3 工事の実施方法は、次に掲げるところによること。

イ 公共下水道の管渠きよを一時閉じふさぐ必要があるときは、下水が外にあふれ出るおそれがない時期及び方法を選ぶこと。

ロ 流入施設は、公共下水道の開渠きよ部分、ます又はマンホールの壁から突出させないで設けるとともに、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ハ 水道の給水管又はガスの導管を公共下水道の開渠きよ部分の壁に設けるときは、その設けた箇所からの漏水を防止する措置を講ずること。

ニ その他公共下水道の施設又は他の施設若しくは工作物その他の物件の構造又は機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

4 流入施設から公共下水道に排除される下水の量は、その公共下水道の計画下水量の下水の排除に支障を及ぼさないものであること。

5 下水以外の物を公共下水道に入れるために設ける施設でないこと。

6 法第12条第1項又は法第12条の11第1項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日

ID:2889

担当部署: 水道部 下水道課

処分の概要	公共下水道等の排水施設からの下水の取水等及び変更の許可
法令名称 根拠条項	都市の低炭素化の促進に関する法律 第47条第1項及び第3項
法令番号	平成24年法律第84号

【基準】

(公共下水道等の排水施設からの下水の取水等)

- 第47条 低炭素まちづくり計画に記載された第7条第3項第5号イに規定する事業の実施主体は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者等の許可を受けて、公共下水道等(下水道法第2条第3号に規定する公共下水道又は同条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)をいう。以下この条において同じ。)の排水施設(これを補完する施設を含む。以下この条において同じ。)に接続設備(公共下水道等の排水施設と第7条第3項第5号イに規定する設備とを接続する設備をいう。第7項において同じ。)を設け、当該接続設備により当該公共下水道等の排水施設から下水を取水し、及び当該公共下水道等の排水施設に当該下水を流入させることができる。
- 2 公共下水道管理者等は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る事項が政令で定める基準を参酌して条例で定める技術上の基準に適合すると認めるときでなければ、許可をしてはならない。
- 3 第1項の許可を受けた者(以下この条において「許可事業者」という。)は、当該許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、公共下水道管理者等の許可を受けなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 4 下水道法第33条の規定は、第1項又は前項の許可について準用する。
- 5 許可事業者は、第1項又は第3項の許可を受けて公共下水道等の排水施設に流入させる下水に当該下水以外の物(第7条第3項第5号イに規定する設備の管理上必要な政令で定めるものを除く。)を混入してはならない。
- 6 許可事業者については、下水道法第38条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあるのは「都市の低炭素化の促進に関する法律(以下この項及び次項において「都市低炭素化法」という。)第7条第4項第1号に規定する公共下水道管理者等(以下この条において「公共下水道管理者等」という。)」と、「この法律の規定によつてした許可若しくは承認」とあるのは「都市低炭素化法第47条第1項若しくは第3項の許可」と、同項第1号中「この法律(第11条の3第1項及び第12条の9第1項(第25条の18第1項において準用する場合を含む。))の規定を除く。）」又はこの法律に基づく命令若しくは条例」とあるのは「都市低炭素化法第47条第3項又は第5項」と、同項第2号及び第3号並びに同条第2項中「この法律の規定による許可又は承認」とあるのは「都市低炭素化法第47条第1項又は第3項の許可」と、同項から同条第4項まで及び同条第6項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者」とあり、並びに同条第3項中「公共下水道管理者、流域下水道管理者若しくは都市下水路管理者」とあるのは「公共下水道管理者等」と、同条第2項第1号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「都市低炭素化法第47条第1項に規定する公共下水道等(次号及び第3号において「公共下水道等」という。)」と、同項第2号及び第3号中「公共下水道、流域下水道又は都市下水路」とあるのは「公共下水道等」と読み替えるものとする。
- 7 許可事業者が公共下水道等の排水施設に接続設備を設ける場合については、下水道法第24条

又は第25条の17の規定は、適用しない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 4 月 1 日

ID: 2521

担当部署:水道部水道工務課

処分の概要	専用水道布設工事の適合等の確認
法令名 根拠条項	水道法 第33条第5項
法令番号	昭和32年法律第177号
【根拠条文】 (確認の申請) 第33条 5 都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によっては適合するかどうかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。 【参考】 (確認の申請) 第33条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。 (確認) 第32条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設条件に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。 【基準】 (施設基準) 第5条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 - 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。 - 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。 - 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。 - 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なろ過池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。 - 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。 - 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して給水するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。	

4 前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、厚生労働省令で定める。

【参考】

(水質基準)

第4条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

市長は、専用水道の布設工事をしようとする者から申請を受け、その工事に着手する前に、当該工事の設計が水道法第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、確認する。

この申請を受理した場合において、

- ①当該工事の設計が水道法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したとき
 - ②当該工事の設計が水道法第5条の規定による施設基準に適合しないと認めたとき
 - ③申請書の添付書類によって適合するかしないかを判断することができないとき
- は、
- ①の場合、適合するその旨を
 - ②の場合、その適合しない点を指摘しその旨を
 - ③の場合、その判断をすることができないその旨を
- 通知する。

標準処理期間	申請を受理した日から30日以内

備考	

設定年月日	平成25年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID:2890

担当部署:水道部水道工務課

処分の概要	工事設計の確認(法第48条の2第1項における読替え)		
法令名 根拠条項	水道法 第32条		
法令番号	昭和32年法律第177号		
【基準】 法第32条及び第33条の規定による。 (確認) 第32条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。 (確認の申請) 第33条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他厚生労働省令で定める書類(図面を含む。)を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) (2) 水道事務所の所在地 3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 4 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 1日最大給水量及び1日平均給水量 (2) 水源の種別及び取水地点 (3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果 (4) 水道施設の概要 (5) 水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造 (6) 浄水方法 (7) 工事の着手及び完了の予定年月日 (8) その他厚生労働省令で定める事項 5 都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添附書類によっては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。 6 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもつてしなければならない。			
標準処理期間	申請を受理した日から30日以内		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:2891

担当部署:水道部水道工務課

処分の概要	給水開始前の水質検査及び施設検査（法第48条の2第1項における読み替え）		
法令名 根拠条項	水道法 第13条第1項		
法令番号	昭和32年法律第177号		
【基準】 法第13条の規定による。 （給水開始前の届出及び検査） 第13条 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣にその旨を届け出で、かつ、厚生労働省令の定めるところにより、水質検査及び施設検査を行わなければならない。 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して5年間、これを保存しなければならない。			
標準処理期間	申請を受理した日から30日以内		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID:2892

担当部署:水道部水道工務課

処分の概要	小規模水道布設工事の適合等の確認
法令名 根拠条項	三重県小規模水道条例 第6条第2項
法令番号	昭和41年三重県条例第40号
【根拠条文】 (確認の申請) 第6条 2 知事は、前項の規定による申請を受理した場合において、当該工事の設計が第4条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添付書類によって適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、申請者にその旨を通知しなければならない。 【参考】 (確認の申請) 第6条 前条の規定による確認の申請をしようとする者は、申請書に、工事設計書その他規則で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを知事に提出しなければならない (確認) 第5条 小規模水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が、前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。 【基準】 (施設基準) 第4条 小規模水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該小規模水道の形態に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なろ過池、濾過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。	

【参考】

(水質基準)

第3条 小規模水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
- 二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
- 三 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
- 四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
- 五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
- 六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準について必要な事項は、規則で定める。

市長は、小規模水道の布設工事をしようとする者から確認の申請を受け、その工事に着手する前に、当該工事の設計が、三重県小規模水道条例第4条の規定による施設基準に適合するものであることについて、確認する。

この申請を受理した場合において、

- ①当該工事の設計が三重県小規模水道条例第4条の規定による施設基準に適合することを確認したとき
- ②当該工事の設計が三重県小規模水道条例第4条の規定による施設基準に適合しないと認めたとき
- ③申請書の添付書類によって適合するかしないかを判断することができないときは、
 - ①の場合、適合するその旨を
 - ②の場合、その適合しない点を指摘しその旨を
 - ③の場合、その判断することができない理由を付してその旨を書面をもって通知する。

標準処理期間	申請を受理した日から30日以内

備考

平成25年4月1日から三重県からの権限移譲による。

設定年月日	平成28年4月1日

最終変更年月日	

処分の概要	小学校等への就学義務の猶予又は免除		
法令名 根拠条項	学校教育法 第18条		
法令番号	昭和22年法律第26号		
【基準】 法第18条の規定による。 第18条 前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、前条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。 (病弱、発育不完全) ・ 特別支援学校における教育に耐えることができない程度の心身の故障 (その他やむを得ない事由) ・ 児童生徒の失踪 ・ 児童自立支援施設等に入所し、就学ができない場合 (昭和28年行政実例) ・ 重国籍者が家庭事情等から客観的に将来外国の国籍を選択する可能性が強いと認められ、かつ、他に教育を受ける機会が確保されていると認められる事由があるとき (昭和59年通知) ・ 帰国児童生徒で、日本語の能力が養われるまでの一定期間、適当な機関で日本語の教育を受ける等日本語の能力を養うのに適当と認められる措置が講じられている場合 (昭和49年行政実例) (就学義務の猶予・免除を行った場合) ・ 満15歳に達した日の属する学年の終わりをもって就学義務は消滅する。(昭和28年行政実例) ・ 猶予期間が終了、若しくは猶予・免除の事由が消滅し、猶予・免除が取り消された場合、学校長は児童・生徒の年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。 (学校教育法施行規則第35条・第135条の3,4)			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和2年4月1日

ID: 23

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	中学校等への就学義務の猶予又は免除		
法令名 根拠条項	学校教育法 第18条		
法令番号	昭和22年法律第26号		
【基準】 法第18条の規定による。 第18条 前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、前条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。 (病弱、発育不完全) ・ 特別支援学校における教育に耐えることができない程度の心身の故障 (その他やむを得ない事由) ・ 児童生徒の失踪 ・ 児童自立支援施設等に入所し、就学ができない場合 (昭和28年行政実例) ・ 重国籍者が家庭事情等から客観的に将来外国の国籍を選択する可能性が強いと認められ、かつ、他に教育を受ける機会が確保されていると認められる事由があるとき (昭和59年通知) ・ 帰国児童生徒で、日本語の能力が養われるまでの一定期間、適当な機関で日本語の教育を受ける等日本語の能力を養うのに適当と認められる措置が講じられている場合 (昭和49年行政実例) (就学義務の猶予・免除を行った場合) ・ 満15歳に達した日の属する学年の終わりをもって就学義務は消滅する。(昭和28年行政実例) ・ 猶予期間が終了、若しくは猶予・免除の事由が消滅し、猶予・免除が取り消された場合、学校長は児童・生徒の年齢及び心身の発達状況を考慮して、相当の学年に編入することができる。(学校教育法施行規則第35条・第135条の3,4)			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 24

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	小学校又は中学校の変更		
法令名 根拠条項	学校教育法施行令 第8条		
法令番号	昭和28年政令第340号		
【根拠条文】 政令第8条の規定による。 第8条 市町村の教育委員会は、第5条第2項(第6条において準用する場合を含む。)の場合において、相当と認めるときは、保護者の申立により、その指定した小学校又は中学校を変更することができる。この場合においては、速やかに、その保護者及び前条の通知をした小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、その旨を通知するとともに、新たに指定した小学校、中学校又は義務教育学校の校長に対し、同条の通知をしなければならない。 【基準】 いなべ市立小・中学校の就学指定校の変更に関する要綱（平成19年教育委員会告示第1号）第4条に基づき審査する。 <u>いなべ市立小・中学校の就学指定校の変更に関する要綱第4条</u> （審査基準） 第4条 教育委員会は、申立てに係る児童又は生徒について、次に掲げる理由があると認められるときは、指定校の変更をすることができる。 (1) 地理的理由(通学距離、交通環境等) (2) 教育的理由(いじめ、不登校、特別支援学級への通級等) (3) 居住に関する理由(転居等による前籍校への通学、転居予定地の学校への通学等) (4) 家庭に関する理由(家族の病気、看病、下校後の保護先等) (5) 児童生徒の身体上の理由(病弱、虚弱による通院等) (6) 教育委員会が就学指定する学校に希望する部活動等学校独自の活動がない場合			
標準処理期間	10日		
備考	区域外通学		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 28 年 4 月 1 日

ID: 25

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	区域外就学等の承諾		
法令名 根拠条項	学校教育法施行令 第9条		
法令番号	昭和28年政令第340号		
【根拠条文】 政令第9条第1項に規定による。 (区域外就学等) 第9条 児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校(併設型中学校を除く。) 又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする 場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校 が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、そ の他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承 諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町 村の教育委員会に届け出なければならない。 【審査基準】 いなべ市立小・中学校の就学指定校の変更に関する要綱（平成19年教育委員会告示第1号）第 4条に基づき審査する <u>いなべ市立小・中学校の就学指定校の変更に関する要綱第4条</u> (審査基準) 第4条 教育委員会は、申立てに係る児童又は生徒について、次に掲げる理由があると認められる ときは、指定校の変更をすることができる。 (1) 地理的理由(通学距離、交通環境等) (2) 教育的理由(いじめ、不登校、特別支援学級への通級等) (3) 居住に関する理由(転居等による前籍校への通学、転居予定地の学校への通学等) (4) 家庭に関する理由(家族の病気、看病、下校後の保護先等) (5) 児童生徒の身体上の理由(病弱、虚弱による通院等) (6) 教育委員会が就学指定する学校に希望する部活動等学校独自の活動がない場合			
標準処理期間	10日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 25 年 4 月 1 日

ID: 2893

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	子育て支援給付の認定
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第20条第1項、2項及び3項
法令番号	平成24年 法律第65号
【根拠条文】 (市町村の認定等) 第20条 <u>前条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前子どもごとに、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する同項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分についての認定を申請し、その認定を受けなければならない。 2 前項の認定は、小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、小学校就学前子どもの保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、その小学校就学前子どもの保護者の現在地の市町村が行うものとする。 3 市町村は、第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る小学校就学前子どもが<u>前条第1項第2号又は第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、政令で定めるところにより、当該小学校就学前子どもに係る保育必要量(月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費を支給する保育の量をいう。以下同じ。)の認定を行うものとする。 【基準】 <u>前条第1項第2号又は第3号</u> (支給要件) 第19条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第27条第1項に規定する特定教育・保育、第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、第29条第1項に規定する特定地域型保育又は第30条第1項第4号に規定する特例保育の利用について行う。 (1) 満3歳以上の小学校就学前子ども(次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。) (2) 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病<u>その他の内閣府令で定める事由</u>により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (3) 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの <u>その他の内閣府令で定める事由</u> 子ども子育て支援法施行規則 (法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由) 第1条 子ども・子育て支援法(以下「法」という。)第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。 (1) 一月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。 (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	

- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。
- (7) 次のいずれかに該当すること。

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成23年法律第47号)第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

- (8) 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること(イに該当する場合を除く。)

- (9) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(以下この号において「特定教育・保育施設等」という。)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

- (10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

【補助執行】

いなべ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定に基づき、学校教育課の事務を保育課にて補助執行

標準処理期間	30日以内		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID: 2894

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	子育て支援給付の認定証の交付		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法 第20条第4項		
法令番号	平成24年 法律第65号		
【根拠条文】 (市町村の認定等) 第20条 4 市町村は、第1項及び前項の認定(以下「支給認定」という。)を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者(以下「支給認定保護者」という。)に通知しなければならない。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定に係る小学校就学前子ども(以下「支給認定子ども」という。)の該当する前条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を記載した認定証(以下「支給認定証」という。)を交付するものとする。 【基準】 根拠条文のとおり。 【補助執行】 いなべ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定に基づき、学校教育課の事務を保育課にて補助執行			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID: 2895

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	施設型給付費の支給
法令名称 根拠条項	子ども子育て支援法 第27条第1項及び第3項
法令番号	平成24年 法律第65号
【根拠条文】 (施設型給付費の支給) 第27条 市町村は、支給認定子どもが、支給認定の有効期間内において、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設(以下「特定教育・保育施設」という。)から当該確認に係る教育・保育(地域型保育を除き、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育(保育にあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。)又は幼稚園において受ける教育に限り、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにあつては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定教育・保育(保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。)に要した費用について、施設型給付費を支給する。 【基準】 3 施設型給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。 (1) 第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、当該特定教育・保育施設の所在する地域等を勘案して算定される特定教育・保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額) (2) <u>政令で定める額</u>を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して<u>市町村が定める額</u> <u>子ども・子育て支援法施行令(法第27条第3項第2号の政令で定める額)</u> 第4条 教育認定子ども(法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する法第20条第4項に規定する支給認定子ども(以下「支給認定子ども」という。)をいう。以下同じ。)に係る支給認定保護者(同項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。)についての法第27条第3項第2号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育(同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。 (1) 次号から第5号までに掲げる者以外の支給認定保護者 25,700円 (2) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前	

年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第5条の4第6項その他の内閣府令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額(次号において「市町村民税所得割合算額」という。)が211,201円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第5号までに掲げる者を除く。) 20,500円

(3) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第5号に掲げる者を除く。) 10,100円

(4) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されない者(市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。以下同じ。)である支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 3,000円

(5) 特定教育・保育のあった月において被保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)である支給認定保護者 0

2 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(以下「満3歳以上保育認定子ども」という。)のうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの以外のもにに係る支給認定保護者についての法第27条第3項第2号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

(1) 次号から第8号までに掲げる者以外の支給認定保護者 101,000円(法第20条第3項に規定する保育必要量が少ない者として内閣府令で定める支給認定保護者(以下「短時間認定保護者」という。)にあつては、99,400円)

(2) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者について特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が四月から八月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。)が397,000円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。) 77,000円(短時間認定保護者にあつては、75,800円)

(3) 市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合における支給認定保護者(次号から第八号までに掲げる者を除く。) 58,000円(短時間認定保護者にあつては、57,100円)

(4) 市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における支給認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。) 41,500円(短時間認定保護者にあつては、40,900円)

(5) 市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における支給認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。) 27,000円(短時間認定保護者にあつては、26,600円)

(6) 市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第8号に掲げる者を除く。) 16,500円(短時間認定保護者にあつては、16,300円)

(7) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月の属する年度(特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当

該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 6,000円

(8) 特定教育・保育のあった月において被保護者である支給認定保護者又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親(以下単に「里親」という。)である支給認定保護者 零

3 特定満3歳以上保育認定子ども(満3歳以上保育認定子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。以下同じ。)及び満3歳未満保育認定子ども(法第29条第1項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。)に係る支給認定保護者についての法第27条第3項第2号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

(1) 前項第1号に掲げる支給認定保護者 104,000円(短時間認定保護者にあつては、102,400円)

(2) 前項第2号に掲げる支給認定保護者 80,000円(短時間認定保護者にあつては、78,800円)

(3) 前項第3号に掲げる支給認定保護者 60,000円(短時間認定保護者にあつては、60,100円)

(4) 前項第4号に掲げる支給認定保護者 44,500円(短時間認定保護者にあつては、43,900円)

(5) 前項第5号に掲げる支給認定保護者 30,000円(短時間認定保護者にあつては、29,600円)

(6) 前項第6号に掲げる支給認定保護者 19,500円(短時間認定保護者にあつては、19,300円)

(7) 前項第7号に掲げる支給認定保護者 9,000円

(8) 前項第8号に掲げる支給認定保護者 零

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等(要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。)その他内閣府令で定めるものをいう。以下同じ。)に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前3項の規定の適用については、第1項第3号中「10,100円」とあるのは「3,000円」と、同項第4号中「3,000円」とあるのは「零」と、第2項第5号中「26,600円」とあるのは「26,600円」。ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、6,000円とする。」と、同項第6号中「16,500円(短時間認定保護者にあつては、16,300円)」とあるのは「6,000円」と、同項第7号中「6,000円」とあるのは「零」と、前項第5号中「29,600円」とあるのは「29,600円」。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、9,000とする。」と、同項第6号中「19,500円(短時間認定保護者にあつては、19,300円)」とあるのは「9,000円」と、同項第7号中「9,000円」とあるのは「零」とする。

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

市町村が定める額

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育(特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。)を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。)をいう。)の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額(法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)を、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その

額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)をいう。以下次項において同じ。)の支払を受けるものとする。

- 3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
- 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。
 - (1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用
 - (2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用
 - (3) 食事の提供に要する費用(法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。)
 - (4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、支給認定保護者に負担させることが適当と認められるもの
- 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。
- 6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

【補助執行】

いなべ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定に基づき、学校教育課の事務を保育課にて補助執行

標準処理期間	30日以内		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 2896

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	特例施設型給付費の支給
法令名称 根拠条項	子ども子育て支援法 第28条第1項及び第2項
法令番号	平成24年 法律第65号

【根拠条文】

(特例施設型給付費の支給)

第28条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、第1号に規定する特定教育・保育に要した費用、第2号に規定する特別利用保育に要した費用又は第3号に規定する特別利用教育に要した費用について、特例施設型給付費を支給することができる。

- (1) 支給認定子どもが、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者が第20条第1項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定教育・保育を受けたとき。
- (2) 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設(保育所に限る。)から特別利用保育(同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われる保育(地域型保育を除く。)をいう。以下同じ。)を受けたとき(地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。)
- (3) 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定教育・保育施設(幼稚園に限る。)から特別利用教育(教育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいい、特定教育・保育を除く。以下同じ。)を受けたとき。

【基準】

2 特例施設型給付費の額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 特定教育・保育 前条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基準として市町村が定める額
- (2) 特別利用保育 特別利用保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
- (3) 特別利用教育 特別利用教育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当

該額が零を下回る場合には、零とする。)

子ども・子育て支援法施行令(法第28条第2項第1号の政令で定める額

第5条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第28条第2項第1号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる支給認定保護者 25,700円
- (2) 前条第1項第2号に掲げる支給認定保護者 20,500円
- (3) 前条第1項第3号に掲げる支給認定保護者 10,100円
- (4) 前条第1項第4号に掲げる支給認定保護者 3,000円
- (5) 前条第1項第5号に掲げる支給認定保護者 0

2 満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。第12条第1項及び第13条第2項において同じ。)に係る支給認定保護者についての法第28条第2項第1号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる支給認定保護者 101,000円(短時間認定保護者にあつては、99,400円)
- (2) 前条第2項第2号に掲げる支給認定保護者 77,000円(短時間認定保護者にあつては、75,800円)
- (3) 前条第2項第3号に掲げる支給認定保護者 58,000円(短時間認定保護者にあつては、57,100円)
- (4) 前条第2項第4号に掲げる支給認定保護者 41,500円(短時間認定保護者にあつては、40,900円)
- (5) 前条第2項第5号に掲げる支給認定保護者 27,000円(短時間認定保護者にあつては、26,600円)
- (6) 前条第2項第6号に掲げる支給認定保護者 16,500円(短時間認定保護者にあつては、16,300円)
- (7) 前条第2項第7号に掲げる支給認定保護者 6,000円
- (8) 前条第2項第8号に掲げる支給認定保護者 0

3 特定満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第28条第2項第1号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

- (1) 前条第3項第1号に掲げる支給認定保護者 104,000円(短時間認定保護者にあつては、102,400円)
- (2) 前条第3項第2号に掲げる支給認定保護者 80,000円(短時間認定保護者にあつては、78,800円)
- (3) 前条第3項第3号に掲げる支給認定保護者 61,000円(短時間認定保護者にあつては、60,100円)
- (4) 前条第3項第4号に掲げる支給認定保護者 44,500円(短時間認定保護者にあつては、43,900円)
- (5) 前条第3項第5号に掲げる支給認定保護者 30,000円(短時間認定保護者にあつては、29,600円)
- (6) 前条第3項第6号に掲げる支給認定保護者 19,500円(短時間認定保護者にあつては、19,300円)

(7)前条第3項第7号に掲げる支給認定保護者 9,000円

(8)前条第3項第8号に掲げる支給認定保護者 0

- 4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前3項の規定の適用については、第1項第3号中「10,100円」とあるのは「3,000円」と、同項第4号中「3,000円」とあるのは「0」と、第2項第5号中「26,600円」とあるのは「26,600円」。ただし、同条第4項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあっては、6,000円とする。」と、同項第6号中「16,500円(短時間認定保護者にあっては、16,300円)」とあるのは「6,000円」と、同項第7号中「6,000円」とあるのは「0」と、前項第5号中「29,600円」とあるのは「29,600円」。ただし、同条第4項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあっては、9,000円とする。」と、同項第6号中「19,500円(短時間認定保護者にあっては、19,300円)」とあるのは「9,000円」と、同項第7号中「9,000円」とあるのは「0」とする。

(法第28条第2項第2号の政令で定める額)

第6条 法第28条第2項第2号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用保育(同条第1項第2号に規定する特別利用保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

(1) 次号から第5号までに掲げる者以外の支給認定保護者 25,700円

(2) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特別利用保育のあった月の属する年度(特別利用保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(次号において「市町村民税所得割合算額」という。)が211,201円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第5号までに掲げる者を除く。) 20,500円

(3) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第5号に掲げる者を除く。) 10,100円

(4) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用保育のあった月の属する年度(特別利用保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 3,000円

(5) 特別利用保育のあった月において被保護者である支給認定保護者 0

- 2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第3号中「10,100円」とあるのは「3,000円」と、同項第4号中「3,000円」とあるのは「0」とする。

(法第28条第2項第3号の政令で定める額)

第7条 法第28条第2項第3号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用教育(同条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

(1) 次号から第5号までに掲げる者以外の支給認定保護者 25,700円

(2) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特別利用教育のあった月の属する年度(特別利用教育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前

年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(次号において「市町村民税所得割合算額」という。))が211,201円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第5号までに掲げる者を除く。)) 20,500円

(3) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第5号に掲げる者を除く。)) 10,100円

(4) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月の属する年度(特別利用教育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。))である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。)) 3,000円

(5) 特別利用教育のあった月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者 0

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用教育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第3号中「10,100円」とあるのは「3,000円」と、同項第4号中「3,000円」とあるのは「0」とする。

【補助執行】

いなべ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定に基づき、学校教育課の事務を保育課にて補助執行

標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 2897

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	地域型保育給付費の支給
法令名称 根拠条項	子ども・子育て支援法 第29条第1項、2項及び3項
法令番号	平成24年 法律第65号
【根拠条文】 (地域型保育給付費の支給) 第29条 市町村は、支給認定子ども(第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに限る。以下「満3歳未満保育認定子ども」という。)が、支給認定の有効期間内において、当該市町村の長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する地域型保育を行う事業者(以下「特定地域型保育事業者」という。)から当該確認に係る地域型保育(以下「特定地域型保育」という。)を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者に対し、当該特定地域型保育(保育必要量の範囲内のものに限る。以下「満3歳未満保育認定地域型保育」という。)に要した費用について、地域型保育給付費を支給する。 2 特定地域型保育事業者から満3歳未満保育認定地域型保育を受けようとする満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者は、内閣府令で定めるところにより、特定地域型保育事業者に支給認定証を提示して当該満3歳未満保育認定地域型保育を当該満3歳未満保育認定子どもに受けさせるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。 【基準】 3 地域型保育給付費の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)とする。 (1) 地域型保育の種類ごとに、保育必要量、当該地域型保育の種類に係る特定地域型保育の事業を行う事業所(以下「特定地域型保育事業所」という。)の所在する地域等を勘案して算定される当該特定地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に満3歳未満保育認定地域型保育に要した費用の額) (2) <u>政令で定める額</u>を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額 子ども・子育て支援法施行令（法第29条第3項第2号の政令で定める額） 第9条 法第29条第3項第2号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定地域型保育(同条第1項に規定する特定地域型保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。 (1) 次号から第8号までに掲げる者以外の支給認定保護者 104,000円(短時間認定保護者にあつては、102,400円) (2) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定地域型保育のあつた月の属する年度(特定地域型保育のあつた月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。)が397,000円未満である場合におけ	

る当該支給認定保護者(次号から第八号までに掲げる者を除く。) 80,000円(短時間認定保護者にあつては、78,800円)

(3) 市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合における支給認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。) 61,000円(短時間認定保護者にあつては、60,100円)

(4) 市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における支給認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。) 44,500円(短時間認定保護者にあつては、43,900円)

(5) 市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における支給認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。) 30,000円(短時間認定保護者にあつては、29,600円)

(6) 市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第8号に掲げる者を除く。) 19,500円(短時間認定保護者にあつては、19,300円)

(7) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定地域型保育のあった月の属する年度(特定地域型保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 9,000円

(8) 特定地域型保育のあった月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者 零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第5号中「29,600円)」とあるのは「29,600円)。ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、9,000円とする。」と、同項第六号中「19,500円(短時間認定保護者にあつては、19,300円)」とあるのは「9,000円」と、同項第七号中「9,000円」とあるのは「零」とする。

【補助執行】

いなべ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定に基づき、学校教育課の事務を保育課にて補助執行

標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	

ID: 2898

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	特例地域型保育給付費の支給
法令名称 根拠条項	子ども子育て支援法 第30条第1項及び第2項
法令番号	平成24年 法律第65号
【根拠条文】 (特例地域型保育給付費の支給) 第30条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育(第3号に規定する特定利用地域型保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。)に要した費用又は第4号に規定する特例保育(第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。)に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。 (1) 満3歳未満保育認定子どもが、当該満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者が第20条第1項の規定による申請をした日から当該支給認定の効力が生じた日の前日までの間に、緊急その他やむを得ない理由により特定地域型保育を受けたとき。 (2) 第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定地域型保育(同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。次項及び附則第9条第1項第3号イにおいて「特別利用地域型保育」という。)を受けたとき(地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。) (3) 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが、特定地域型保育事業者から特定利用地域型保育(特定地域型保育のうち同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供されるものをいう。次項において同じ。)を受けたとき(地域における同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る教育・保育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して必要があると市町村が認めるときに限る。) (4) 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する支給認定保護者に係る支給認定子どもが、特例保育(特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をいい、第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係るものにあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な1日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。)を受けたとき。 【基準】 2 特例地域型保育給付費の額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 特定地域型保育(特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を除く。以下この号において同じ。) 前条第3項第1号の<u>内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>(その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)を基	

準として市町村が定める額

- (2) 特別利用地域型保育 特別利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
- (3) 特定利用地域型保育 特定利用地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)
- (4) 特例保育 特例保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特例保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特例保育に要した費用の額)から政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。))を基準として市町村が定める額

子ども・子育て支援法施行令(法第30条第2項第1号の政令で定める額)

第10条 法第30条第2項第1号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定地域型保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる支給認定保護者 104,000円(短時間認定保護者にあつては、102,400円)
- (2) 前条第1項第2号に掲げる支給認定保護者 80,000円(短時間認定保護者にあつては、78,800円)
- (3) 前条第1項第3号に掲げる支給認定保護者 61,000円(短時間認定保護者にあつては、60,100円)
- (4) 前条第1項第4号に掲げる支給認定保護者 44,500円(短時間認定保護者にあつては、43,900円)
- (5) 前条第1項第5号に掲げる支給認定保護者 30,000円(短時間認定保護者にあつては、29,600円)
- (6) 前条第1項第6号に掲げる支給認定保護者 19,500円(短時間認定保護者にあつては、19,300円)
- (7) 前条第1項第7号に掲げる支給認定保護者 9,000円
- (8) 前条第1項第8号に掲げる支給認定保護者 零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第5号中「29,600円」とあるのは「29,600百円」。ただし、同条第2項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、9,000円とする。」と、同項第6号中「19,500円(短時間認定保護者にあつては、19,300円)」とあるのは「9,000円」と、同項第7号中「9,000円」とあるのは「零」とする。

子ども・子育て支援法施行令(法第30条第2項第2号の政令で定める額)

第11条 法第30条第2項第2号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特別利用地域型保育(同条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定

した額のいずれか低い額とする。

(1) 次号から第5号までに掲げる者以外の支給認定保護者 25,700円

(2) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特別利用地域型保育のあった月の属する年度(特別利用地域型保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(次号において「市町村民税所得割合算額」という。)が211,201円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第5号までに掲げる者を除く。) 20,500円

(3) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第5号に掲げる者を除く。) 10,100円

(4) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同1の世帯に属する者が特別利用地域型保育のあった月の属する年度(特別利用地域型保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 3,000円

(5) 特別利用地域型保育のあった月において被保護者である支給認定保護者 零

2 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特別利用地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項第3号中「10,100円」とあるのは「3,000円」と、同項第4号中「3,000円」とあるのは「零」とする。

子ども・子育て支援法施行令(法第30条第2項第3号の政令で定める額)

第12条 満3歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第30条第2項第3号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定利用地域型保育(同条第1項第3号に規定する特定利用地域型保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

(1) 次号から第8号までに掲げる者以外の支給認定保護者 101,000円(短時間認定保護者にあつては、99,400円)

(2) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特定利用地域型保育のあった月の属する年度(特定利用地域型保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。)が397,000円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。) 77,000円(短時間認定保護者にあつては、75,800円)

(3) 市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合における支給認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。) 58,000円(短時間認定保護者にあつては、57,100円)

(4) 市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における支給認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。) 41,500円(短時間認定保護者にあつては、40,900円)

(5) 市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における支給認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。) 27,000円(短時間認定保護者にあつては、26,600円)

(6) 市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第8号に掲げる者を除く。) 16,500円(短時間認定保護者にあつては、16,300円)

(7) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定利用地域型保育のあった月の属する年度(特定利用地域型保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施

行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 6,000円

(8) 特定利用地域型保育のあった月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者 零

2 特定満3歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第30条第2項第3号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定利用地域型保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる支給認定保護者 104,000円(短時間認定保護者にあつては、102,400円)
- (2) 前項第2号に掲げる支給認定保護者 80,000円(短時間認定保護者にあつては、78,800円)
- (3) 前項第3号に掲げる支給認定保護者 61,000円(短時間認定保護者にあつては、60,100円)
- (4) 前項第4号に掲げる支給認定保護者 44,500円(短時間認定保護者にあつては、43,900円)
- (5) 前項第5号に掲げる支給認定保護者 30,000円(短時間認定保護者にあつては、29,600円)
- (6) 前項第6号に掲げる支給認定保護者 19,500円(短時間認定保護者にあつては、19,300円)
- (7) 前項第7号に掲げる支給認定保護者 9,000円
- (8) 前項第8号に掲げる支給認定保護者 零

3 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定利用地域型保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前2項の規定の適用については、第1項第5号中「26,600円)」とあるのは「26,600円)。ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあつては、6000円とする。」と、同項第6号中「16,500円(短時間認定保護者にあつては、16,300円)」とあるのは「6,000円」と、同項第7号中「6,000円」とあるのは「零」と、前項第5号中「29,600円)」とあるのは「29,600円)。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあつては、9,000円とする。」と、同項第6号中「19,500円(短時間認定保護者にあつては、19,300円)」とあるのは「9,000円」と、と、同項第7号中「9,000円」とあるのは「零」とする。

子ども・子育て支援法施行令(法第30条第2項第4号の政令で定める額)

第13条 教育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第30条第2項第4号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育(同条第1項第4号に規定する特例保育をいう。以下同じ。)に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

- (1) 次号から第5号までに掲げる者以外の支給認定保護者 25,700円
- (2) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特例保育のあった月の属する年度(特例保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(次号において「市町村民税所得割合算額」という。)が211,201円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第5号までに掲げる者を除く。) 20,500円
- (3) 市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第5号に掲げる者を除く。) 10,100円
- (4) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特例保育のあった月の属する年度(特例保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 3,000円
- (5) 特例保育のあった月において被保護者である支給認定保護者 零

2 満3歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第30条第2項第4号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

(1) 次号から第8号までに掲げる者以外の支給認定保護者 101,000円(短時間認定保護者にあつては、99,400円)

(2) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特例保育のあった月の属する年度(特例保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額(以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。)が397,000円未満である場合における当該支給認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。) 77,000円(短時間認定保護者にあつては、75,800円)

(3) 市町村民税所得割合算額が301,000円未満である場合における支給認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。) 58,000円(短時間認定保護者にあつては、57,100円)

(4) 市町村民税所得割合算額が169,000円未満である場合における支給認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。) 41,500円(短時間認定保護者にあつては、40,900円)

(5) 市町村民税所得割合算額が97,000円未満である場合における支給認定保護者(次号から第8号までに掲げる者を除く。) 27,000円(短時間認定保護者にあつては、26,600円)

(6) 市町村民税所得割合算額が48,600円未満である場合における支給認定保護者(次号及び第8号に掲げる者を除く。) 16,500円(短時間認定保護者にあつては、16,300円)

(7) 支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特例保育のあった月の属する年度(特例保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。次項第7号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給認定保護者(次号に掲げる者を除く。) 6,000円

(8) 特例保育のあった月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者 零

3 特定満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第30条第2項第4号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。

(1) 前項第1号に掲げる支給認定保護者 104,000円(短時間認定保護者にあつては、102,400円)

(2) 前項第2号に掲げる支給認定保護者 80,000円(短時間認定保護者にあつては、78,800円)

(3) 前項第3号に掲げる支給認定保護者 61,000円(短時間認定保護者にあつては、60,100円)

(4) 前項第4号に掲げる支給認定保護者 44,500円(短時間認定保護者にあつては、43,900円)

(5) 前項第5号に掲げる支給認定保護者 30,000円(短時間認定保護者にあつては、29,600円)

(6) 前項第6号に掲げる支給認定保護者 19,500円(短時間認定保護者にあつては、19,300円)

(7) 前項第7号に掲げる支給認定保護者 9,000円

(8) 前項第8号に掲げる支給認定保護者 零

4 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特例保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前3項の規定の適用については、第1項第3号中「10,100円」とあるのは「3,000円」と、同項第4号中「3,000円」とあるのは「零」と、第2項第5号中「26,600円」とあるのは「26,600円」。ただし、市町村民税所得割合算額が77,101円未満である場合にあっては、6,000円とする。」と、同項第6号中「16,500円(短時間認定保護者にあつては、16,300円)」とあるのは「6,000円」と、同項第7号中「6,000円」とあるのは「6,000円」と、同項第8号中「零」とあるのは「零」とする。

とあるのは「零」と、前項第5号中「29,600円)」とあるのは「29,600円)。ただし、次項の規定により読み替えて適用する同号ただし書に規定する場合にあっては、9,000円とする。」と、同項第6号中「19,500円(短時間認定保護者にあっては、19,300円)」とあるのは「9,000円」と、同項第7号中「9,000円」とあるのは「零」とする。

【補助執行】

いなべ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定に基づき、学校教育課の事務を保育課にて補助執行

標準処理期間	30日以内		
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日

ID: 2899

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	子育て支援給付の認定の変更		
法令名称 根拠条項	子ども子育て支援法 第23条第2項、2項及び3項		
法令番号	平成24年 法律第65号		
【根拠条文】 (支給認定の変更) 第23条 2 市町村は、<u>前項の規定</u>による申請により、支給認定保護者につき、必要があると認めるときは、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。 3 第20条第2項、第3項、第4項前段及び第5項から第7項までの規定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 4 市町村は、職権により、支給認定保護者につき、第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもが満3歳に達したときその他必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、支給認定の変更の認定を行うことができる。この場合において、市町村は、内閣府令で定めるところにより、当該変更の認定に係る支給認定保護者に対し、支給認定証の提出を求めるものとする。 5 第20条第2項、第3項及び第4項前段の規定は、前項の支給認定の変更の認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 6 市町村は、第2項又は第4項の支給認定の変更の認定を行った場合には、内閣府令で定めるところにより、支給認定証に当該変更の認定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。 <u>前項の規定</u> 第23条 支給認定保護者は、現に受けている支給認定に係る当該支給認定子どもの該当する第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量その他の内閣府令で定める事項を変更する必要があるときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、支給認定の変更の認定を申請することができる。 【補助執行】 いなべ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定に基づき、学校教育課の事務を保育課にて補助執行			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID: 28100

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	子育て支援給付認定証の再交付		
法令名 根拠条項	子ども・子育て支援法施行規則 第16条第1項及び第2項		
法令番号	平成24年 法律第65号		
【根拠条文】 (支給認定証の再交付) 第16条 市町村は、支給認定証を破り、汚し、又は失った支給認定保護者から、支給認定の有効期間内において、支給認定証の再交付の申請があったときは、支給認定証を交付するものとする。 2 前項の申請をしようとする支給認定保護者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を、市町村に提出しなければならない。 (1) 当該申請を行う支給認定保護者の氏名、居住地、生年月日及び連絡先(保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地) (2) 当該申請に係る小学校就学前子どもの氏名、生年月日及び支給認定保護者との続柄 (3) 申請の理由 【基準】 根拠条文のとおり。 【補助執行】 いなべ市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定に基づき、学校教育課の事務を保育課にて補助執行			
標準処理期間	30日以内		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	

ID: 174

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	学校施設利用の許可		
法令名 根拠条項	社会教育法 第45条第1項		
法令番号	昭和24年法律第207号		
【基準】 法第45条の規定による。 (学校施設利用の許可) 第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。			
標準処理期間	15日以内		
備考	3 課代表		
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2003

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	重要文化財の現状変更等のうち、一定のもの（軽微なもの）の許可		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第43条第1項		
法令番号	昭和25年法律第214号		
【基準】 法第43条第1項の規定による。 (現状変更等の制限) 第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 国宝又は重要文化財の現状変更等及び輸出並びに重要有形民俗文化財の輸出の許可申請等に関する規則の規定による。（文部科学省令） (維持の措置の範囲) 第8条 法第43条第2項の維持の措置の範囲は、次の各号に掲げる場合とする。 (1) 国宝又は重要文化財がき損している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該国宝又は重要文化財をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等後の原状)に復するとき。 (2) 国宝又は重要文化財がき損している場合において、当該き損の拡大を防止するため応急の措置をするとき。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考	法第184条第1項第2号（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）並びに三重県の事務処理の特例に関する条例第2条第1項別表第1の14の項及び三重県文化財保護条例施行規則第39条第1項別表第1の2の項（11）		
設定年月日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 2012

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	史跡名勝天然記念物の現状変更等のうち、一定のもの（軽微なもの）の許可		
法令名 根拠条項	文化財保護法 第125条第1項		
法令番号	昭和25年法律第214号		
【基準】 法第125条第1項の規定による。 (現状変更等の制限及び原状回復の命令) 第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則の規定による。 (維持の措置の範囲) 第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 (1) 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。 (2) 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。 (3) 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。			
標準処理期間	過去に事例がないため、未設定		
備考	法第184条第1項第2号		
設定年月日	平成 18 年 12 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID:2105

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	教育財産の使用許可
法令名 根拠条項	地方自治法 第238条の4第7項
法令番号	昭和22年法律第67号
【根拠条文】 法第238条の4第7項の規定による。 7 教育財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。 【基準】 教育財産の使用許可の基準は、次のとおりとする。 【基準】 1 教育財産の目的外使用の許可の基準は、次のとおりとする。 (1) 公の施設の利用者、職員等本市の教育財産を利用し、又は使用する者のため、食堂、売店、その他収益を目的とした施設を設置する場合 (2) 学術調査、研究、その他公共目的のため、講演会、研究会等の用に短期間供する場合 (3) 電気、ガス事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認められる場合 (4) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として極めて短期間にその用に供する場合 (5) 国、地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用、公共用又は公益事業の用に供することが必要と認められる場合 (6) 本市の教育財産を使用しなければ、隣接する家屋等の新築、解体、建替等のための工事用足場、資材置場、搬入用通路等の確保が困難であり、当該教育財産を使用させることがやむを得ないと認められる場合 (7) 広告その他教育財産の効率的利用に資すると認められる場合において、公募により相手方を選定するとき (8) その他本市の事務事業上やむを得ないと認める場合 (9) その他教育財産の目的外使用について、各施設の管理を定める条例その他別に定めがある場合は、その規定に基づくものとする。 教育財産の目的外使用許可の基準は、いなべ市公有財産管理規則第15条の規定に基づく。 (教育財産の目的外使用) 第15条 教育委員会は、教育財産の目的外使用を許可しようとするときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、市長に協議しなければならない。 (1) 使用期間が10日以内のとき。 (2) 当該教育財産を利用する者のために、食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。 (3) 学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及宣伝その他公益目的のために講演会、研究会等の用に供するとき。	

標準処理期間	7日～14日		
備考			
設定年月日	平成21年4月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 252

担当部署: 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務)

処分の概要	議会解散請求の代表者証明書の交付 (第91条第2項の準用)
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第100条
法令番号	昭和22年政令第16号

【根拠条文】

[地方自治法施行令]

第100条 第91条から第97条まで、第98条第1項、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第76条第1項の規定による普通地方公共団体の議会の解散の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第91条第1項及び第2項	当該普通地方交付団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会
(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)

第91条 地方自治法第74条第1項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者(以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。)は、その請求の要旨(1000字以内)その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。

② 前項の請求があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに前項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。

[地方自治法]

第76条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1(中略)以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をすることができる。

④ 第74条第5項の規定は第1項の選挙権を有する者及びその総数の3分の1の数(中略)について、同条第六項の規定は第1項の代表者について、同条第7項から第9項まで及び第74条の2から第74条の4までの規定は第1項の規定による請求者の署名について準用する。

【基準】

1 議会の解散の請求をしようとする代表者 (以下「議会の解散請求代表者」という。) は、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者 (ただし、同法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者、同法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者及び請求に係る普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員である者を除く。) に限る。

2 議会の解散の請求書には、次の事項が記載されていること。

- (1) 題字
- (2) 請求の要旨 (1000字以内)
- (3) 議会の解散請求代表者の住所、職業、氏名 [自署 (盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で記載する自己の氏名を含む。) に限る。] 及び印
- (4) 請求する旨の文章
- (5) 請求年月日
- (6) 宛名 (選挙管理委員会宛)

3 議会の解散の請求代表者証明書の交付を申請する文書には、次の事項が記載されていること。

(1) 題字 (2) 申請する旨の文章 (3) 申請者（議会の解散請求代表者）の住所、職業、氏名〔自署（盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で記載する自己の氏名を含む。）に限る。〕及び印 (4) 申請年月日 (5) 宛名（選挙管理委員会宛）			
標準処理期間	2 週間から 4 週間		
備考			
設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 253

担当部署: 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務)

処分の概要	議会解散請求者の施設の使用に要する費用の承認		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第107条第3項		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【根拠条文】 [地方自治法施行令] 第 107 条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。 (1) 学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校をいう。)及び公民館(社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 21 条に規定する公民館をいう。) (2) 地方公共団体の管理に属する公会堂 (3) 前各号に掲げるものの外、市町村の選挙管理委員会の指定する施設 ② 省略 ③ 第 1 項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 【参考】 演説会等の開催のための施設利用に要する額については、公職選挙法施行令第119条の規定により実施する。 [公職選挙法施行令] (個人演説会等の施設の設備) 第 119 条 第 115 条の規定による通知があった場合においては、第 116 条の規定に該当する場合を除くほか、個人演説会等の施設の管理者は、個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備(暖房の設備を除く。)をしなければならない。ただし、次条第 1 項の規定により費用を納付すべき公職の候補者等がこれを納付しない場合においては、この限りでない。 ② 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、前項の規定によってする設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。			
標準処理期間	2 週間から 4 週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 254

担当部署: 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務)

処分の概要	議員解職請求の代表者証明書の交付 (第91条第2項の準用)							
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第110条							
法令番号	昭和22年政令第16号							
【根拠条文】 [地方自治法施行令] 第110条 第91条から第97条まで、第98条第1項、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第80条第1項の規定による普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table border="1"> <tr> <td>第91条第1項及び第2項</td><td>当該普通地方交付団体の長</td><td>普通地方公共団体の選挙管理委員会</td></tr> <tr> <td>(以下省略)</td><td>(以下省略)</td><td>(以下省略)</td></tr> </table> 第91条 地方自治法第74条第1項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者(以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。)は、その請求の要旨(1000字以内)その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。 ② 前項の規定による申請があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。 [地方自治法] 第80条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の3分の1(中略)以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。(以下省略) ④ 第74条第5項の規定は第1項の選挙権を有する者及びその総数の3分の1の数(中略)について、同条第6項の規定は第1項の代表者について、同条第7項から第9項まで及び第74条の2から第74条の4までの規定は第1項の規定による請求者の署名について準用する。(以下省略) 【基準】 1 議会の議員の解職の請求をしようとする代表者(以下「議会の議員解職請求代表者」という。)は、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者(ただし、同法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者、同法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者及び請求に係る普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員である者を除く。)に限る。 2 議会の議員の解職の請求書には、次の事項が記載されていること。 (1) 題字 (2) 請求の要旨(1000字以内) (3) 議会の議員解職請求代表者の住所、職業、氏名〔自署(盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で記載する自己の氏名を含む。)に限る。〕及び印 (4) 請求する旨の文章			第91条第1項及び第2項	当該普通地方交付団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会	(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)
第91条第1項及び第2項	当該普通地方交付団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会						
(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)						

(5) 請求年月日 (6) 宛名（選挙管理委員会宛） 3 議会の議員の解職の請求代表者証明書の交付を申請する文書には、次の事項が記載されていること。 (1) 題字 (2) 申請する旨の文章 (3) 申請者（議会の解散請求代表者）の住所、職業、氏名〔自署（盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で記載する自己の氏名を含む。）に限る。〕及び印 (4) 申請年月日 (5) 宛名（選挙管理委員会宛）			
標準処理期間	2 週間から 4 週間		
備考			
設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 255

担当部署: 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務)

処分の概要	議員解職請求者の施設の使用に要する費用の承認 (第107条第3項の準用)
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第113条
法令番号	昭和22年政令第16号
【根拠条文】 [地方自治法施行令] 第113条 第100条の2、第103条から第105条まで、第107条、第108条第2項、第109条(公職選挙法第12条第1項及び第4項、第15条、第15条の2第4項並びに第271条に関する部分を除く。)、第109条の2及び第109条の3の規定は、普通地方公共団体の議会の議員の解職の投票について準用する。この場合において、第100条の2第1項中「前条」とあり、及び第104条第1項中「第100条」とあるのは、「第110条」と読み替えるものとする。 第107条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。 (1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)及び公民館(社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館をいう。) (2) 地方公共団体の管理に属する公会堂 (3) 前各号に掲げるものの外、市町村の選挙管理委員会の指定する施設 2 省略 3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 【参考】 演説会等の開催のための施設利用に要する額については、公職選挙法施行令第119条の規定により実施する。 [公職選挙法施行令] (個人演説会等の施設の設備) 第119条 第115条の規定による通知があった場合においては、第116条の規定に該当する場合を除くほか、個人演説会等の施設の管理者は、個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備(暖房の設備を除く。)をしなければならない。ただし、次条第1項の規定により費用を納付すべき公職の候補者等がこれを納付しない場合においては、この限りでない。 ② 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、前項の規定によってする設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。	
標準処理期間	2週間から4週間
備考	

設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 256

担当部署: 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務)

処分の概要	長の解職請求の代表者証明書の交付 (第91条第2項の準用)							
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第116条							
法令番号	昭和22年政令第16号							
【根拠条文】 [地方自治法施行令] 第116条 第91条から第97条まで、第98条第1項、第98条の3及び第98条の4の規定は、地方自治法第81条第1項の規定による普通地方公共団体の長の解職の請求について準用する。 この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table border="1" data-bbox="167 645 1425 739"> <tr> <td>第91条第1項及び第2項</td><td>当該普通地方交付団体の長</td><td>普通地方公共団体の選挙管理委員会</td></tr> <tr> <td>(以下省略)</td><td>(以下省略)</td><td>(以下省略)</td></tr> </table>			第91条第1項及び第2項	当該普通地方交付団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会	(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)
第91条第1項及び第2項	当該普通地方交付団体の長	普通地方公共団体の選挙管理委員会						
(以下省略)	(以下省略)	(以下省略)						
第91条 地方自治法第74条第1項の規定により普通地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求をしようとする代表者(以下「条例制定又は改廃請求代表者」という。)は、その請求の要旨(1000字以内)その他必要な事項を記載した条例制定又は改廃請求書を添え、当該普通地方公共団体の長に対し、文書をもって条例制定又は改廃請求代表者証明書の交付を申請しなければならない。 ② 前項の規定による申請があったときは、当該普通地方公共団体の長は、直ちに市町村の選挙管理委員会に対し、条例制定又は改廃請求代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求め、その確認があったときは、これに同項の証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。								
[地方自治法] 第81条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の3分の1(中略)以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。 ② 第74条第5項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の3分の1の数(中略)について、同条第6項の規定は前項の代表者について、同条第7項から第9項まで及び第74条の2から第74条の4までの規定は前項の規定による請求者の署名について、第76条第2項及び第3項の規定は前項の請求について準用する。								
【基準】 1 長の解職の請求をしようとする代表者(以下「長の解職請求代表者」という。)は、公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者(ただし、同法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者、同法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者及び請求に係る普通地方公共団体の選挙管理委員会の委員又は職員である者を除く。)に限る。 2 長の解職の請求書には、次の事項が記載されていること。 (1) 題字 (2) 請求の要旨(1000字以内) (3) 長の解職請求代表者の住所、職業、氏名〔自署(盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で記載する自己の氏名を含む。)に限る。〕及び印 (4) 請求する旨の文章								

(5) 請求年月日 (6) 宛名（選挙管理委員会宛） 3 長の解職請求代表者証明書の交付を申請する文書には、次の事項が記載されていること。 (1) 題字 (2) 申請する旨の文章 (3) 申請者（長の解散請求代表者）の住所、職業、氏名〔自署（盲人が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で記載する自己の氏名を含む。）に限る。〕及び印 (4) 申請年月日 (5) 宛名（選挙管理委員会宛）			
標準処理期間	2 週間から 4 週間		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 26 年 4 月 1 日

ID: 257

担当部署: 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務)

処分の概要	長の解職請求者の施設の使用に要する費用の承認 (第107条第3項の準用)		
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第116条の2		
法令番号	昭和22年政令第16号		
【根拠条文】 [地方自治法施行令] 第116条の2 第100条の2、第103条から第105条まで、第107条、第108条第2項、第109条、第109条の2、第109条の3、第111条及び第112条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、第100条の2第1項中「前条」とあり、及び第104条第1項中「第100条」とあるのは、「第116条」と読み替えるものとする。 第107条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。 (1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)及び公民館(社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館をいう。) (2) 地方公共団体の管理に属する公会堂 (3) 前各号に掲げるものの外、市町村の選挙管理委員会の指定する施設 2 省略 3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。 【参考】 演説会等の開催のための施設利用に要する額については、公職選挙法施行令第119条の規定により実施する。 [公職選挙法施行令] (個人演説会等の施設の設備) 第119条 第115条の規定による通知があった場合においては、第116条の規定に該当する場合を除くほか、個人演説会等の施設の管理者は、個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備(暖房の設備を除く。)をしなければならない。ただし、次条第1項の規定により費用を納付すべき公職の候補者等がこれを納付しない場合においては、この限りでない。 ② 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、前項の規定によってする設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。			
標準処理期間	2週間から4週間		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 258

担当部署: 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務)

処分の概要	議会の解散請求者並びに長の解職請求者の施設の使用に要する費用の承認（第116条の2・第107条第3項の準用）
法令名 根拠条項	地方自治法施行令 第120条
法令番号	昭和22年政令第16号
【根拠条文】 [地方自治法施行令] 第120条 地方自治法第85条第1項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定並びにこの政令第100条の2乃至第109条の2、第111条乃至第115条及び第116条の2乃至第118条の規定は、地方自治法第85条第1項の規定により同法第76条第3項の規定による解散の投票並びに同法第80条第3項及び第81条第2項の規定による解職の投票を同時に行う場合並びに同法第85条第2項の規定により普通地方公共団体の選挙とこれらの投票を同時に行う場合にこれを準用する。 第116条の2 第100条の2、第103条から第105条まで、第107条、第108条第2項、第109条、第109条の2、第109条の3、第111条及び第112条の規定は、普通地方公共団体の長の解職の投票について準用する。この場合において、第100条の2第1項中「前条」とあり、及び第104条第1項中「第100条」とあるのは、「第116条」と読み替えるものとする。 第107条 普通地方公共団体の議会及びその解散請求代表者は、左に掲げる施設を使用して、演説会等を開催することができる。 (1) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)及び公民館(社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館をいう。) (2) 地方公共団体の管理に属する公会堂 (3) 前各号に掲げるものの外、市町村の選挙管理委員会の指定する施設 2 省略 3 第1項に規定する演説会等の開催のための施設の使用に要する費用の額は、その管理者において市町村の選挙管理委員会の承認を経てこれを定め、あらかじめ、公示しておかなければならない。 【基準】 根拠条例に同じ。 【参考】 演説会等の開催のための施設利用に要する額については、公職選挙法施行令第119条の規定により実施する。 (個人演説会等の施設の設備) 第119条 第115条の規定による通知があった場合においては、第116条の規定に該当する場合を除くほか、個人演説会等の施設の管理者は、個人演説会等の施設に照明の設備、演壇、聴衆席等個人演説会等開催のために必要な設備(暖房の設備を除く。)をしなければならない。ただし、次	

条第 1 項の規定により費用を納付すべき公職の候補者等がこれを納付しない場合においては、この限りでない。 2 個人演説会等の施設の管理者は、市町村の選挙管理委員会の承諾を得て、前項の規定によってする設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定めを設けて、あらかじめこれを公表しなければならない。			
標準処理期間	2 週間から 4 週間		
備考			
設 定 年 月 日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 4 月 1 日

ID: 491

担当部署: 選挙管理委員会事務局 (総務課兼務)

処分の概要	投票実施請求代表者証明書の交付		
法令名 根拠条項	市町村の合併の特例等に関する法律施行令 第13条第2項		
法令番号	平成17年政令第55号		
【根拠条文】 [市町村の合併の特例等に関する法律施行令] (投票実施請求代表者証明書の交付) 第13条 法第4条第11項の規定により合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求しようとする代表者(以下「投票実施請求代表者」という。)は、同条第9項に規定する基準日から20日以内に、その請求の内容その他必要な事項を記載した書面(以下「投票実施請求書」という。)を添えて、その者の属する市町村の選挙管理委員会に対し、投票実施請求代表者であることを証明する書面(以下「投票実施請求代表者証明書」という。)の交付を文書で申請しなければならない。 2 前項の規定による申請があったときは、当該市町村の選挙管理委員会は、直ちに、投票実施請求代表者が選挙人名簿に登録された者であることの確認を行い、その者に投票実施請求代表者証明書を交付し、かつ、その旨を告示しなければならない。 3 投票実施請求代表者証明書の交付を受けた投票実施請求代表者が2人以上ある場合において、その一部の投票実施請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当するに至ったときは、他の投票実施請求代表者は、当該投票実施請求代表者証明書を添えて、当該市町村の選挙管理委員会に届け出て、当該投票実施請求代表者証明書に投票実施請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。 4 当該市町村の選挙管理委員会は、前項の届出を受けた場合その他投票実施請求代表者証明書の交付を受けた投票実施請求代表者が法第5条第30項において準用する地方自治法第74条第6項各号のいずれかに該当することを知ったときは、直ちにその旨を告示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	2週間から4週間		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成26年4月1日

ID: 273

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	特定農地貸付けに関する承認		
法令名 根拠条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律 第3条第3項		
法令番号	平成元年法律第58号		
【基準】 法第3条の規定による。 (特定農地貸付けの承認) 第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。 2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積 (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法 (3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件 (4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法 (5) その他農林水産省令で定める事項 3 農業委員会は、第1項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。 (1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。 (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 (3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。 (4) その他政令で定める基準に適合するものであること。 4 前3項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、<u>政令</u>で定める。 <u>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令</u> (特定農地貸付けの承認の基準) 第3条 法第3条第3項第4号の政令で定める基準は、同条第2項第1号に規定する農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこととする。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 274

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	特定農地貸付けの変更の承認（第3条第3項の準用）		
法令名 根拠条項	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令 第4条第1項		
法令番号	平成元年政令第258号		
【基準】 準用する法第3条第3項と同様に法第3条の規定による。 (特定農地貸付けの承認) 第3条 特定農地貸付けを行おうとする者は、その特定農地貸付けについて、申請書に貸付規程(地方公共団体及び農業協同組合以外の者にあつては、貸付規程及び貸付協定)を添えてその特定農地貸付けに係る農地の所在地を管轄する農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に提出して、第3項の規定による承認を求めることができる。 2 前項の貸付規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 特定農地貸付けの用に供する農地の所在、地番及び面積 (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法 (3) 特定農地貸付けに係る農地の貸付けの期間その他の条件 (4) 特定農地貸付けに係る農地の適切な利用を確保するための方法 (5) その他農林水産省令で定める事項 3 農業委員会は、第1項の承認の申請があつた場合において、その申請が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとする。 (1) 前項第1号に規定する農地の周辺の地域における農用地(耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。)の農業上の効率的かつ総合的な利用を確保する見地からみて、当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること。 (2) 特定農地貸付けを受ける者の募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること。 (3) 前項第3号から第5号までに掲げる事項が特定農地貸付けの適正かつ円滑な実施を確保するために有効かつ適切なものであること。 (4) その他政令で定める基準に適合するものであること。 4 前3項に規定するもののほか、前項の承認及びその取消しに関し必要な事項は、<u>政令</u>で定める。 <u>特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令</u> (特定農地貸付けの承認の基準) 第3条 法第3条第3項第4号の政令で定める基準は、同条第2項第1号に規定する農地が所有権以外の権原に基づいて耕作の事業に供されているものでないこととする。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成27年4月1日

ID: 307

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	農用地に係る土地改良事業の参加資格の承認		
法令名 根拠条項	土地改良法 第3条第1項第2号		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第3条第1項第2号の規定による。 (土地改良事業に参加する資格) 第3条 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地についての次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 農用地であつて所有権に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、その所有者 (2) 農用地であつて所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務の目的に供されるものについては、政令の定めるところにより、農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。)に対しその所有者から当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があり、かつ、その申出が相当であつて農業委員会がこれを承認した場合にあつては、その所有者、その他の場合にあつては、その農用地につき当該権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者 申請に当たっては、<u>政令第1条の3第1項及び省令第2条2項</u>の手続による。 <u>政令第1条の3第1項</u> 法第3条第1項第2号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条から第1条の7までにおいて同じ。)に提出しなければならない。 <u>省令第2条2項</u> 2 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」という。)第1条の3第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 申出者の氏名又は名称及び住所 (2) 当該農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者の氏名又は名称及び住所 (3) 当該農用地の所在、地番、地目(登記簿の地目が現況と異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。)、用途及び地積 (4) 申出の理由 (5) その他必要な事項			
標準処理期間	7日 (省令第2条第3項)		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 308

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	農用地に係る土地改良事業の参加資格交替の承認		
法令名 根拠条項	土地改良法 第3条第2項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第3条第2項の規定による。 第3条 2 前項第2号に規定する農用地につき所有権以外の権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該農用地の所有者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交替すべき旨を申し出たときは、その資格が交替するものとする。同項第4号に規定する土地の所有者で土地改良事業に参加する資格を有しないものが、政令で定めるところにより、当該土地につき所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者の同意を得て農業委員会に対しその資格を交替すべき旨を申し出たときも、同様とする。 政令第1条の3第1項 法第3条第1項第2号の規定による申出をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した申出書を農業委員会(農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第3条第1項ただし書又は第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長。以下この条から第1条の7までにおいて同じ。)に提出しなければならない。 省令第2条2項 2 土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」という。)第1条の3第1項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 申出者の氏名又は名称及び住所 (2) 当該農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者の氏名又は名称及び住所 (3) 当該農用地の所在、地番、地目(登記簿の地目が現況と異なるときは、登記簿の地目及び現況による地目。以下同じ。)、用途及び地積 (4) 申出の理由 (5) その他必要な事項			
標準処理期間	7日(前段のみ)(省令第2条第3項・令第1条の5準用)		
備考			
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	平成31年4月1日

ID: 309

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	農用地の一時貸付に係る事業参加資格の認定		
法令名 根拠条項	土地改良法 第3条第3項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第3条第3項の規定による。 第3条 3 前2項の規定の適用については、賃貸人又は貸主が、疾病その他農林水産省令で定める事由によつて当該農用地につき自ら耕作又は養畜の業務を営むことができないため、一時その農用地を他人に貸し付け、その耕作又は養畜の業務の目的に供した場合において、農業委員会が、<u>政令の定めるところにより</u>、その賃貸人又は貸主が近く自ら耕作又は養畜の業務を営むものと認め、かつ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。 <u>省令第5条</u> (一時耕作の場合の自作不能の事由) 第5条 法第3条第3項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げるものとする。 (1) 就学 (2) 選挙による公務就任その他の事由で農業委員会が自ら耕作又は養畜の業務を営まないことをやむなくさせた事由と認めたもの <u>政令第1条の6</u> (一時耕作の場合の認定) 政令第1条の6 農業委員会は、法第3条第3項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る賃貸人又は貸主に通知しなければならない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 310

担当部署: 農業委員会事務局

処分の概要	農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構農地保有合理化法人の借受農用地に係る事業参加資格の認定		
法令名称 根拠条項	土地改良法 第3条第4項		
法令番号	昭和24年法律第195号		
【基準】 法第3条第4項の規定による。 第3条 4 第1項又は第2項の規定の適用については、農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。)をいう。以下同じ。)若しくは農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)がその借り受けている農用地をまだ貸し付けていないとき、又は農地利用集積円滑化団体若しくは農地中間管理機構がその借り受けている農用地を農地利用集積円滑化事業(農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業をいう。)若しくは農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。)の実施により一時他人に貸し付け、その耕作若しくは養畜の業務の目的に供した場合において<u>農業委員会が政令で定めるところによりその旨の認定をしたときは、その農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構をその農用地につき権原に基づき耕作又は養畜の業務を営む者とみなす。</u> 土地改良法 第1条の7 (農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の認定) 第1条の7 農業委員会は、法第3条第4項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告し、かつ、当該認定に係る農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体(同法第4条第3項第1号ロに規定する農地売買等事業を行う者に限る。)をいう。以下同じ。)又は農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。			
標準処理期間	7日		
備考			
設定年月日	平成 19 年 1 月 1 日	最終変更年月日	平成 31 年 4 月 1 日

処分の概要	農地等の権利移動の許可
法令名 根拠条項	農地法 第3条第1項
法令番号	昭和27年法律第229号

【基準】

(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)

第3条 農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合及び第5条第1項本文に規定する場合は、この限りでない。

- (1) 第46条第1項又は第47条の規定によって所有権が移転される場合
- (2) 削除
- (3) 第37条から第40条までの規定によって農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項に規定する農地中間管理権をいう。以下同じ。)が設定される場合
- (4) 第41条の規定によって同条第1項に規定する利用権が設定される場合
- (5) これらの権利を取得する者が国又は都道府県である場合
- (6) 土地改良法(昭和24年法律第195号)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、集落地域整備法(昭和62年法律第63号)又は市民農園整備促進法(平成2年法律第44号)による交換分合によってこれらの権利が設定され、又は移転される場合
- (7) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところによって同条第1項の権利が設定され、又は移転される場合
- (8) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによって同法第2条第3項第3号の権利が設定され、又は移転される場合
- (9) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)第8条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによって同法第5条第8項の権利が設定され、又は移転される場合
- (9の2) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成25年法律第81号)第17条の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによって同法第5条第4項の権利が設定され、又は移転される場合
- (10) 民事調停法(昭和26年法律第222号)による農事調停によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合
- (11) 土地収用法(昭和26年法律第219号)その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに関する権利が収用され、又は使用される場合
- (12) 遺産の分割、民法(明治29年法律第89号)第768条第2項(同法第749条及び第771条において準用する場合を含む。)の規定による財産の分与に関する裁判若しくは調停又は同法第958条の3の規定による相続財産の分与に関する裁判によつてこれらの権利が設定され、又は移転される場合
- (13) 農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地売買等事業(農業経営基盤強化促進法第4条第3項第1号ロに

掲げる事業をいう。以下同じ。)又は同法第7条第1号に掲げる事業の実施によりこれらの権利を取得する場合

(14) 農業協同組合法第10条第3項の信託の引受けの事業又は農業経営基盤強化促進法第7条第2号に掲げる事業(以下これらを「信託事業」という。)を行う農業協同組合又は農地中間管理機構が信託事業による信託の引受けにより所有権を取得する場合及び当該信託の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

(14の2) 農地中間管理機構が、農林水産省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、農地中間管理事業(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項に規定する農地中間管理事業をいう。以下同じ。)の実施により農地中間管理権又は経営受託権(同法第8条第3項第3号ロに規定する経営受託権を言う。)を取得する場合

(14の3) 農地中間管理機構が引き受けた農地貸付信託(農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第5項第2号に規定する農地貸付信託をいう。)の終了によりその委託者又はその一般承継人が所有権を取得する場合

(15) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下単に「指定都市」という。)が古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第19条の規定に基づいてする同法第11条第1項の規定による買入れによつて所有権を取得する場合

(16) その他農林水産省令で定める場合

2 前項の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合には、することができない。ただし、民法第269条の2第1項の地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利が設定され、又は移転されるとき、農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が農地又は採草放牧地の所有者から同項の委託を受けることにより第1号に掲げる権利が取得されることとなるとき、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が使用貸借による権利又は賃借権を取得するとき、並びに第1号、第2号及び第4号に掲げる場合において政令で定める相当の事由があるときは、この限りでない。

(1) 所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作又は養畜の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作又は養畜の事業に供すべき農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合

(2) 農地所有適格法人以外の法人が前号に掲げる権利を取得しようとする場合

(3) 信託の引受けにより第1号に掲げる権利が取得される場合

(4) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者(農地所有適格法人を除く。)又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合

(5) 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者がその土地を貸し付け、又は質入れしようとする場合(当該事業を行う者又はその世帯員等の死亡又は第2条第2項各号に掲げる事由によりその土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため一時貸し付けようとする場合、当該事業を行う者がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合、農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合、その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲以外の作物を栽培することをいう。以下同じ。)の目的に供するため貸し付けようとする場合及び農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合を除く。)

(6) 第1号に掲げる権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な

利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

- 3 農業委員会は、農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権が設定される場合において、次に掲げる要件の全てを満たすときは、前項(第2号及び第4号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、第1項の許可をすることができる。
- (1) これらの権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃借の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。
- (2) これらの権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- (3) これらの権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人(次条第1項第3号において「業務執行役員等」という。)のうち、1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- 4 農業委員会は、前項の規定により第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、その旨を市町村長に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた市町村長は、市町村の区域における農地又は採草放牧地の農業上の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる。
- 5 第1項の許可は、条件をつけてすることができる。
- 6 農業委員会は、第3項の規定により第1項の許可をする場合には、当該許可を受けて農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者が、農林水産省令で定めるところにより、毎年、その農地又は採草放牧地の利用の状況について、農業委員会に報告しなければならない旨の条件を付けるものとする。
- 7 第1項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

標準処理期間	30日		
備考	農地等の利用関係		
設定年月日	平成19年1月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日